

# 苫小牧市環境白書

平成29年度版

(平成28年度実績)

苫小牧市環境衛生部

## 人間環境都市宣言

苫小牧市は、開基百年にあたり、緑と太陽の大自然を擁するかけがえのない郷土を守り、人間を主体とした、公害のない、健康で安全な都市環境の創造を決意し、ここに、「人間環境都市」を宣言する。

[昭和 48 年 11 月 17 日議決]

# 刊 行 に あ た っ て



多くの命を育む勇払原野に囲まれ、緑豊かな自然を背景に先人が切り拓いてきた苫小牧市は、その特性を活かし、潤いと温もりのある快適な生活を営むことができる都市環境の創造を決意し、昭和 48 年に「人間環境都市」を宣言いたしました。

これまで、きめ細かな環境監視や公害の未然防止と自然環境の保全の取組を重点施策として推進してきたことにより、本市のさまざまな環境水準は比較的良好な状態にあります。

しかし、地球温暖化をはじめとした地球規模の問題や微小粒子状物質 PM2.5 による越境汚染など、環境問題の質や広がりが増えています。

また、私たちの身近で起こりうる公害としては、自動車や航空機による大気汚染や騒音、生産活動などに起因するばい煙や悪臭の発生、工場排水や生活排水による水の汚れ、近隣騒音等があります。

このような環境問題を正面から受け止め、本市の環境特性を活かした快適な生活環境を次の世代を担う子どもたちに引き継ぐためにも、「苫小牧市環境基本条例」に基づき、平成 25 年 2 月に環境基本計画の改訂版となります「苫小牧市第 2 次環境基本計画」を策定するとともに、「地球温暖化対策地域推進計画」の中間見直しを行い、市民、事業者、市の三者が連携し、総合的かつ計画的に良好な環境の保全及び創造に関する施策を推進していきます。

本書は、平成 28 年度の本市における環境の状況と環境の保全及び創造に関して講じた施策等をまとめたものです。

市民の皆さんが、本書を通じて環境問題に関心を持っていただくとともに、環境保全活動に取り組む上での一助になれば幸いです。

平成 29 年 10 月

苫小牧市長 岩倉博文

# 目 次

## 第1章 苫小牧市の概要

第1節 地勢・気象	1
1 位置及び面積	1
2 気象	2
第2節 歴史・沿革	3
第3節 人口	3
第4節 産業	4

## 第2章 環境行政の概要

第1節 行政組織及び予算	5
1 行政組織及び事務分掌	5
2 予算	6
第2節 環境に関する主な取組	8
1 苫小牧市役所エコオフィスプラン	8
2 グリーン購入の取組	9
3 公共工事環境配慮	9
4 住宅用新・省エネルギーシステム補助事業	10
5 環境学習・啓発事業	11
第3節 審議会等	15
1 苫小牧市環境審議会	15
2 苫小牧市環境基本計画推進会議	16
3 苫小牧市自然環境保全審議会	17
4 自然保護監視員・鳥獣保護員・国設鳥獣保護区管理員	18
5 苫小牧市廃棄物減量等推進審議会	19

## 第3章 環境の現況と対策

第1節 大気	20
1 概況	20
2 測定地点及び測定項目	21
3 測定結果	24
4 大気汚染防止対策	41

第2節	水質	43
1	概況	43
2	環境基準達成状況	47
3	河川の水質測定地点及び測定結果	48
4	海域の水質測定地点及び測定結果	58
5	水質汚濁の防止対策	63
第3節	騒音・振動	65
1	概況	65
2	環境騒音及び自動車騒音・振動の状況	66
3	航空機騒音の状況	70
4	騒音・振動防止対策	71
第4節	悪臭	72
1	概況	72
第5節	公害苦情	75
第6節	自然環境	77
1	概況	77
2	自然環境保全地区等の指定の現況	77
3	野生鳥獣保護の現況	81
4	ウトナイ湖とラムサール条約	85
5	啓発事業	87
6	自然環境の保全対策	91
第7節	ごみ・リサイクル	92
1	基本理念	92
2	ごみ収集の体制と施設	92
3	市が収集するごみ<家庭から出されるごみ>	93
4	市が収集しないごみ	94
5	ごみの量	95
6	ごみの内訳	96
7	まちをきれいにする事業	96
8	ごみの広域処理	96
9	その他	97
10	資源リサイクルの概要	98

## 第4章 苫小牧市環境基本計画

第1節 概要	103
1 目的	103
2 計画の位置づけと期間	103
3 計画の推進体制	104
4 施策の体系	105
5 計画の進行管理	107
第2節 目標達成の状況	107
1 市内温室効果ガス排出量削減の状況	107
2 ごみ削減の状況	108
3 緑化の推進と保全の状況	109
4 環境の状況	109
第3節 施策の実施状況	111
1 【自然】の環境目標 生命を育む森林や水を守るまち	111
2 【生活】の環境目標 安全・安心・快適で住みよいまち	119
3 【循環】の環境目標 地域に根差した循環の環をつなぐまち	121
4 【学び・参加・連携】の環境目標 とともに学び、参加、連携するまち	126
第4節 協働による計画の推進	130

## 第5章 苫小牧市地球温暖化対策地域推進計画

第1節 概要	132
1 目的	132
2 計画の位置づけと期間	132
3 対象部門と対象ガス	132
4 温室効果ガス排出量の削減目標	133
5 計画の推進体制	134
6 計画の進行管理	134
第2節 市内温室効果ガス排出量削減の状況	135
第3節 施策の実施状況	136

## 資料編

### 【参考1】環境基準

1 大気汚染に係る環境基準	1 4 3
2 水質汚濁に係る環境基準	1 4 5
3 土壌の汚染に係る環境基準	1 5 1
4 地下水の水質汚濁に係る環境基準	1 5 2
5 ダイオキシン類に係る環境基準	1 5 2
6 騒音に係る環境基準	1 5 3
7 航空機騒音に係る環境基準	1 5 4

### 【参考2】指針値・要請限度

1 大気汚染に係る指針値	1 5 5
2 水質汚濁に係る要監視項目及び指針値	1 5 6
3 自動車騒音に係る要請限度	1 5 7
4 道路交通振動に係る要請限度	1 5 7

### 【参考3】悪臭物質と規制基準

1 臭気強度に対応する特定悪臭物質濃度	1 5 8
2 北海道の官能試験法による悪臭対策指導要綱による規制	1 5 9

### 【参考4】法・条例による届出状況

1 大気関係	1 6 0
2 水質関係	1 6 1
3 騒音・振動関係	1 6 2
4 悪臭関係	1 6 4
5 ダイオキシン類関係	1 6 4

### 【参考5】公害防止協定

1 締結状況	1 6 5
2 協定値	1 6 7

### 【参考6】環境行政年表

### 【参考7】苫小牧市環境基本条例

輝く！エコード大賞～あなたのえ～こころ聞かせてください～入賞作品	1 8 5
環境エコ川柳&短歌コンクール入賞作品	1 8 9





# 第1章 苫小牧市の概要

## 第1節 地勢・気象

### 1 位置及び面積

苫小牧市は、北海道の南西部に位置し太平洋に面しています。支笏洞爺国立公園の樽前山のふもとに開かれ、周囲には支笏湖などの湖沼や清流のほか、広大な森林などがあり自然環境に恵まれています。東にはウトナイ湖を有する勇払原野が広がり、自然と身近に接することができるまちです。

また、特定重要港湾苫小牧港を有し、鉄道幹線や国道、高速自動車道などの陸路交通のアクセスポイントであり、新千歳空港に隣接した北海道の海と空と陸の交通の要に位置しています。



#### 北海道陸路交通の拠点都市

- 鉄 道 JR室蘭本線、千歳線、日高線への分岐点
- 国 道 36号（札幌、室蘭方面へ）  
234号（岩見沢方面へ）  
235号（日高方面へ）  
276号（ニセコ方面へ）
- 自動車道 道央自動車道へ東西2か所のインターチェンジで直結高規格道路（日高自動車道）の起点

位 置	東 経	141° 36′ 34″
	北 緯	42° 37′ 53″
広 ぼ う	東 西	39.9 km
	南 北	23.6 km
	周 囲	124.5 km
標 高（海 抜）	6.651 m	
面 積	561.57 km <sup>2</sup>	

資料：苫小牧市統計書

## 2 気 象

### ■月別概況(平成28年)

	平均気温 (°C)	最高平均 気温 (°C)	最低平均 気温 (°C)	平均湿度 (%)	平均海面 気圧 (hPa)	降水総量 (mm)	平均風速 (m/s)	日照時間 (h)	降雪量 (cm)
1月	-3.6	0.3	-7.5	66	1014.1	21.0	3.1	141.9	40
2月	-2.4	1.8	-7.2	72	1016.3	54.5	3.5	161.1	56
3月	1.2	5.6	-3.5	76	1017.3	43.0	3.1	187.1	19
4月	6.3	10.7	2.5	74	1012.7	72.0	3.7	175.5	—
5月	11.9	16.6	8.1	78	1012.7	97.0	3.1	213.0	—
6月	13.9	16.9	11.4	91	1010.0	294.5	3.2	108.8	—
7月	18.0	20.6	16.1	92	1011.0	228.0	3.2	100.8	—
8月	22.1	25.2	19.3	91	1007.4	350.5	2.9	173.8	—
9月	18.4	22.2	14.8	87	1015.2	126.5	3.0	124.7	—
10月	10.1	14.9	4.9	70	1015.6	79.5	3.1	183.8	—
11月	2.2	6.3	-2.1	73	1017.8	92.0	3.0	111.7	8
12月	-1.6	2.6	-6.4	77	1015.3	95.0	3.1	121.4	65

※降雪量における「—」は「降雪なし」または「1cm未満の降雪」を示す。資料：室蘭地方気象台

### ■気象極値

区 分	極 値
最高気温	35.5°C(平成19年8月15日)
最低気温	-21.3°C(昭和20年1月18日)
月最大降水量	697.0mm(昭和56年8月)
月最小降水量	7.0mm(平成15年2月)
日最大降水量	447.9mm(昭和25年8月1日)
日最大降雪量	47cm(昭和43年2月20日)
最深積雪	77cm(昭和53年3月11日)
最大風速	31.8m/s 風向・南(昭和29年9月26日)
最大瞬間風速	38.6m/s 風向・南東(昭和56年8月23日)
最低海面気圧	965.0hPa(昭和45年1月31日)

資料：室蘭地方気象台

※極値は、気象官署観測開始からの値を使用する。

※最深積雪は、平成16年10月1日に特別地域気象観測所となったため統計切断となり参考値。

## 第2節 歴史・沿革

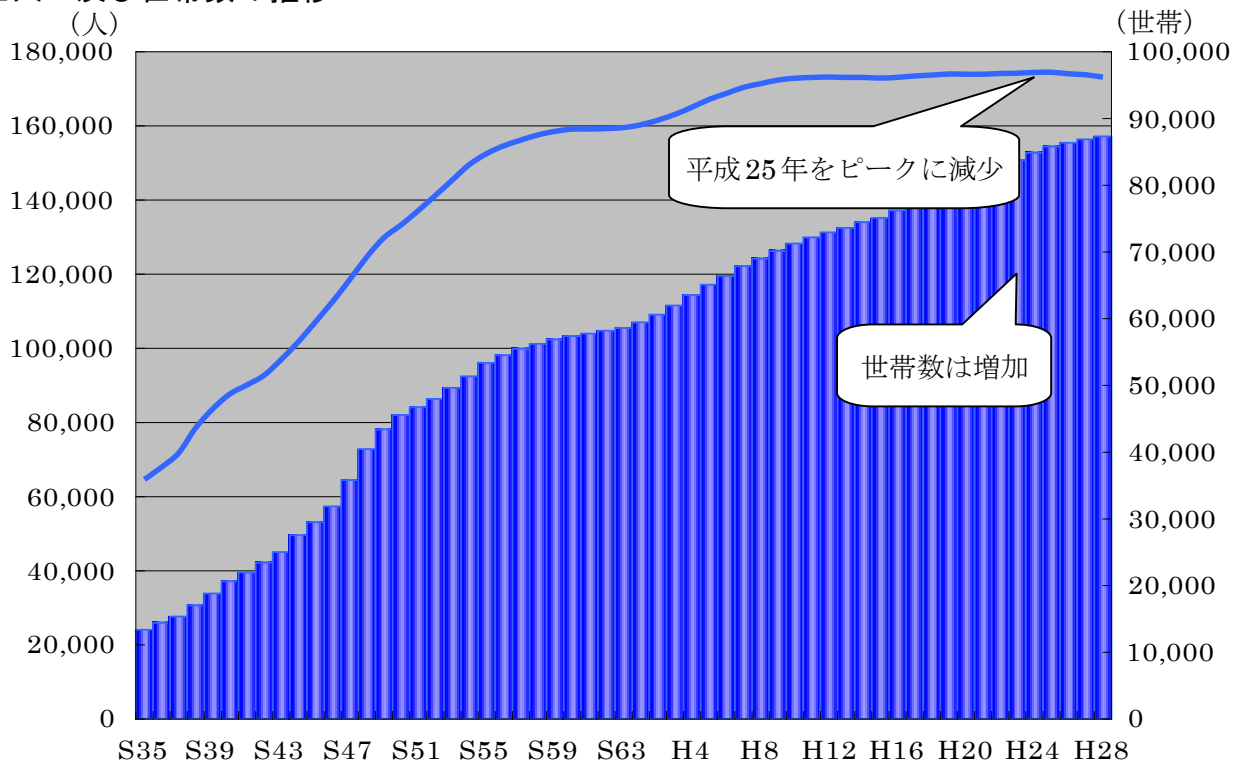
北海道には古くからアイヌ民族が暮らしていましたが、苫小牧地方ではすでに15世紀の半ば頃、道南に館を構えた小領主によって、アイヌ民族と和人の交易が行われていました。寛政12(1800)年になると、現在の東京都八王子市から八王子千人同心が勇払に移住し苫小牧の開拓が始まります。そして、明治時代になると製紙工場の操業開始を契機に工業都市として歩みははじめます。その後、臨海部に工場が並ぶにつれて街が発展し、戦後には国家レベルの事業として内陸掘込港である苫小牧港(西港)が築かれました。

高度経済成長期に入ると東部に大規模工業基地が建設され、昭和59年には自動車部品製造工場が操業を開始しました。現在でも、製紙業では国内トップの生産高を誇っており、製造品出荷額では人口で10倍以上を有する札幌市を上回るなど、北日本有数の総合工業都市として発展しています。

## 第3節 人口

昭和33年の約5万8千人から経済成長期に約16万人台にまで増加し、平成25年の17万4千人をピークに人口減少傾向にあります。平成28年12月末現在の人口は173,135人(世帯数87,334世帯)となり、前年末から659人の減(457世帯の増)、対前年増減率はマイナス0.38%(0.53%)で、3年連続で減少しています。

■人口及び世帯数の推移



資料：苫小牧市統計書

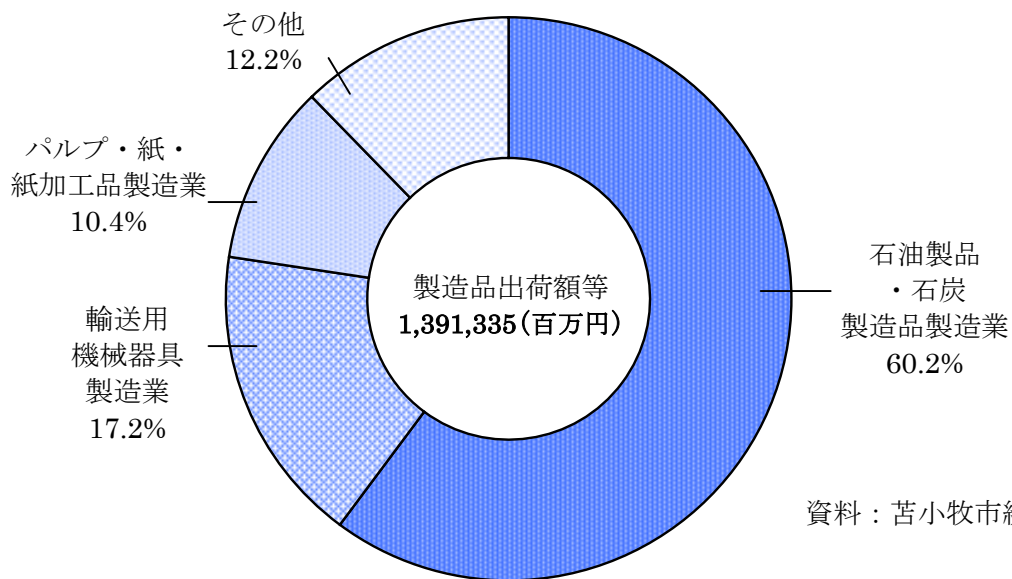
(注) 平成25年以降の人口は、断りのない限り住民基本台帳法の改正により外国人住民を含む。

## 第4節 産 業

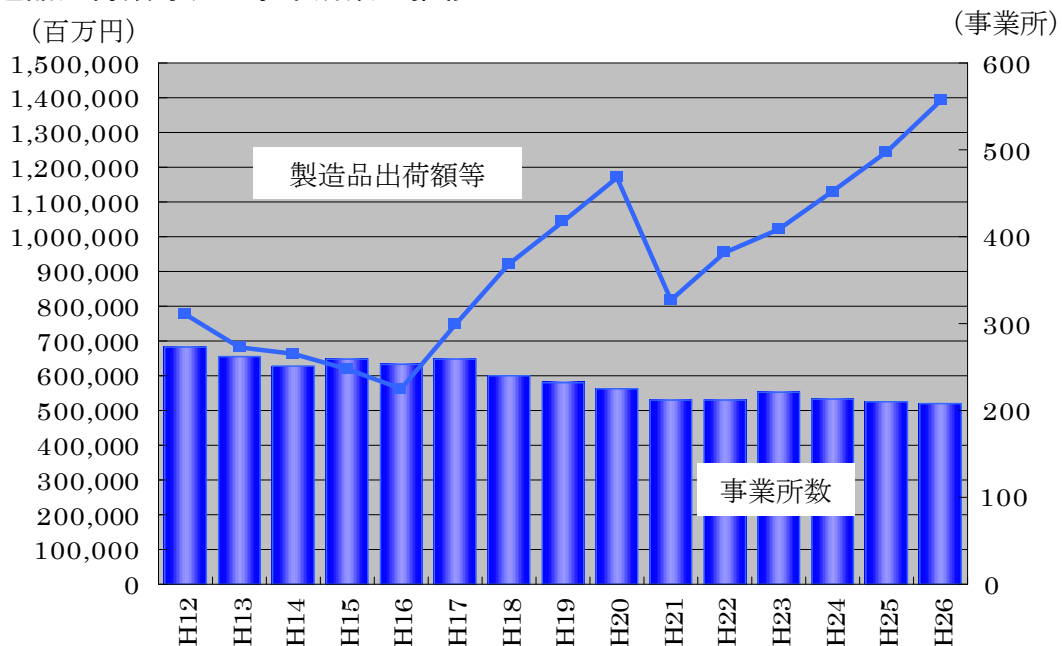
苫小牧市は道内有数の工業都市であり、石油製品・石炭製造品製造業、輸送用機械器具製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業が特に盛んで、これら3つで製造品出荷額全体の9割近くを占めています。

製造業の事業所数と製造品出荷額の推移を見ると、事業所の大型化傾向も見られます。

### ■製造品出荷額等産業別構成割合(平成26年)



### ■製造品出荷額等及び事業所数の推移

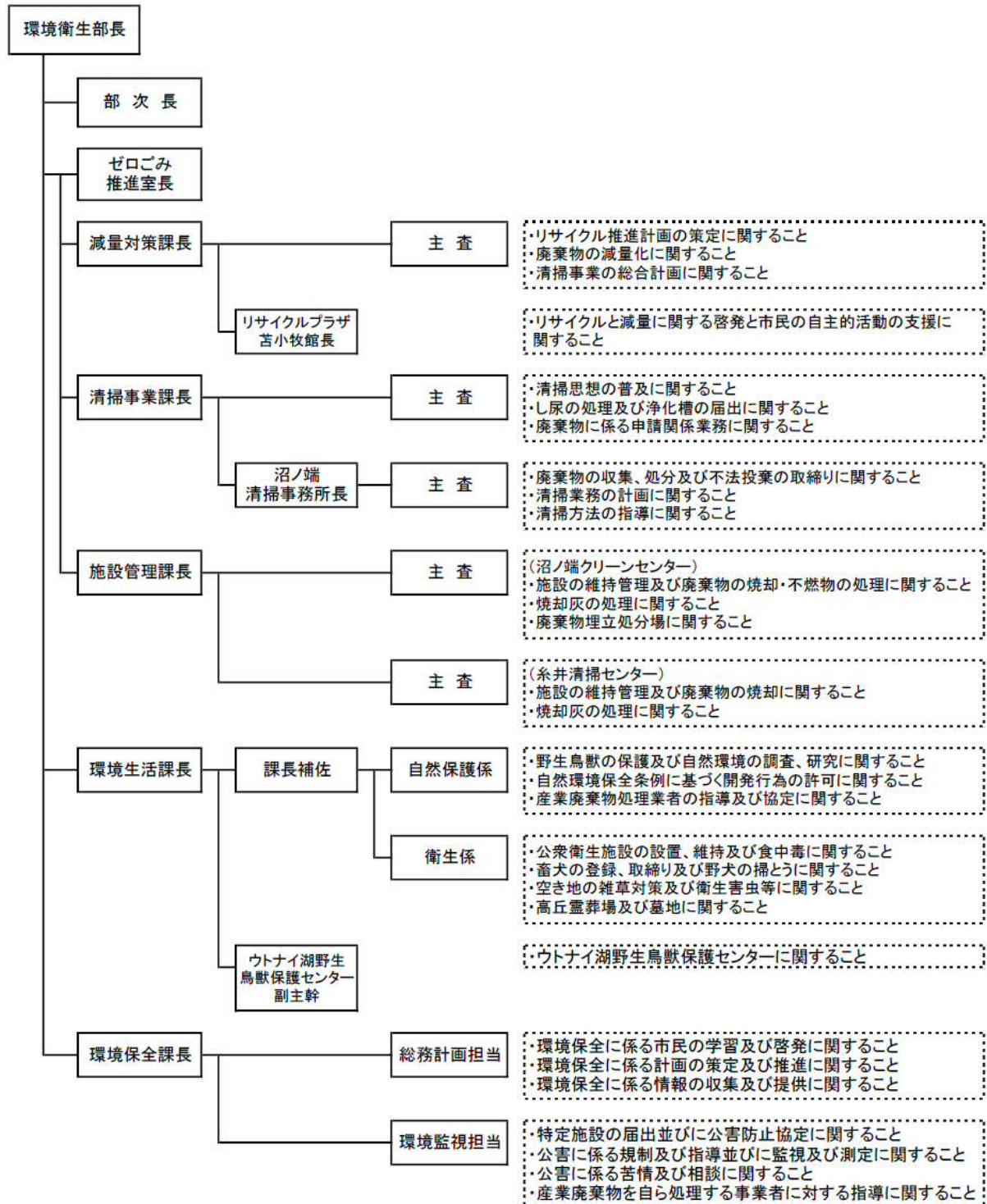


## 第2章 環境行政の概要

### 第1節 行政組織及び予算

#### 1 行政組織及び事務分掌

(平成29年3月31日現在)



## 2 予 算

### ■環境保全費の事業別予算内訳

(単位：千円)

事業区分	28年度予算額	29年度予算額	比較増減
環境審議会委員経費	135	134	▲1
環境保全業務等経費	2,833	2,771	▲62
公害対策経費	27,940	28,140	200
環境基本計画推進事業費	718	557	▲161
公害測定機器整備事業費	1,399	14,314	12,915
環境基本計画及び地球温暖化対策地域推進計画改定事業費	0	1,450	1,450
住宅用新・省エネルギーシステム補助事業費	13,500	15,000	1,500
大気汚染常時監視システム更新事業費	13,825	0	▲13,825
計	60,350	62,366	2,016

(担当課：環境保全課)

### ■自然環境保護及び衛生諸費の事業別予算内訳

(単位：千円)

事業区分	28年度予算額	29年度予算額	比較増減
(自然環境保護費)			
自然環境保全審議会委員経費	155	103	▲52
自然環境保護経費	5,088	5,245	157
野生鳥獣保護センター管理運営経費	18,695	18,845	150
アライグマ捕獲事業費	5,305	5,322	17
小計	29,243	29,515	272
(衛生諸費)			
環境衛生経費	208	269	61
動物火葬場維持管理経費	1,326	1,631	305
畜犬登録事務等経費	4,467	4,294	▲173
公衆浴場下水道料金軽減経費	30,000	28,600	▲1,400
霊葬場指定管理費	45,691	44,621	▲1,070
苫小牧地方食品衛生協会補助金	120	120	0
公衆浴場振興補助金	378	378	0
公衆浴場設備整備助成金	533	400	▲133
公衆浴場確保対策事業費	1,500	1,000	▲500
霊葬場整備事業費	23,000	18,000	▲5,000
動物火葬場整備事業費	0	1,998	1,998
小計	107,223	101,311	▲5,912
計	136,466	130,826	▲5,640

(担当課：環境生活課)

■清掃関連の事業別予算内訳

(単位：千円)

事業区分	28年度予算額	29年度予算額	比較増減
(清掃総務費)			
廃棄物減量等推進審議会委員経費	492	461	▲31
清掃庁舎管理運営経費	8,272	8,168	▲104
リサイクルプラザ事業推進経費	6,449	6,473	24
053(ゼロごみ)推進事業費	29,773	26,507	▲3,266
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理及び運搬業務事業費	26,616	26,514	▲102
小計	71,602	68,123	▲3,479
(塵芥処理費)			
塵芥処理事業経費	522,227	538,426	16,199
清掃車両運行経費	11,245	9,769	▲1,476
資源物中間処理事業費	0	212,062	212,062
資源リサイクル運動推進事業費	169,781	176,622	6,841
清掃統計処理システム事業費	1,108	2,966	1,858
廃プラスチック類中間処理事業費	120,314	0	▲120,314
清掃車両リース経費	397	0	▲397
小計	825,072	939,845	114,773
(清掃施設費)			
沼ノ端クリーンセンター管理運営経費	518,193	498,069	▲20,124
糸井清掃センター管理運営経費	198,143	193,447	▲4,696
資源化センター管理運営経費	52,981	0	▲52,981
埋立処分場管理運営経費	20,680	20,242	▲438
清掃施設ダイオキシン類測定分析業務費	2,376	2,463	87
廃棄物処理施設整備基金積立金	100,123	100,050	▲73
沼ノ端クリーンセンター長寿命化基幹改良事業費	1,904,036	1,550,848	▲353,188
ごみ焼却灰資源化事業費	42,300	42,300	0
沼ノ端第2埋立処分場整備事業費	38,970	35,964	▲3,006
小計	2,877,802	2,443,383	▲434,419
(し尿処理費)			
し尿処理経費	125,227	129,432	4,205
西町し尿処理施設改修事業費	80,890	1,879	▲79,011
合併処理浄化槽設置整備事業費	3,200	3,200	0
小計	209,317	134,511	▲74,806
計	3,983,793	3,585,862	▲397,931

※予算額は当初予算額

(担当課：減量対策課、清掃事業課、施設管理課)

## 第2節 環境に関する主な取組

### 1 苫小牧市役所エコオフィスパラン

本市では、平成14年のISO14001認証取得や、平成15年3月の地球温暖化対策推進に関する法律に基づく「苫小牧市役所地球温暖化防止実行計画」策定により、市の事務・事業から排出される温室効果ガスの削減に取り組んできました。

また、エネルギーの使用の合理化に関する法律の改正により特定事業者の指定を受け、平成22年11月にエネルギー使用の合理化に関する取組方針を策定し、エネルギー使用量の削減にも取り組んできました。

温室効果ガス削減の取組は、エネルギー使用量削減の取組と一致する部分が多いことから、平成23年4月に策定した「苫小牧市役所エコオフィスパラン」において、環境マネジメントシステムのPDCAサイクルの手法を取り入れ、市の事務・事業による温室効果ガス排出量及びエネルギー使用量の削減を目指して取組を進めています。

(第1期エコオフィスパラン計画期間：平成22年度から26年度)

(第2期エコオフィスパラン計画期間：平成27年度から31年度)

#### (1) 温室効果ガス排出量削減の取組

平成28年度の市役所における温室効果ガス排出量は、60,376 t-CO<sub>2</sub>となり、基準年度と比べると8.9%減少しました。内訳として、エネルギー起源CO<sub>2</sub>は市役所全体の合計で3.4%の増加、廃棄物燃焼による非エネルギー起源CO<sub>2</sub>では、30.7%の減少となりました。

#### ■ 苫小牧市役所のCO<sub>2</sub>排出状況

(単位：t-CO<sub>2</sub>)

排出区分	25年度 (基準年度)	28年度	増減
エネルギー起源CO <sub>2</sub>	42,337	43,797	3.4%
非エネルギー起源CO <sub>2</sub> (廃棄物燃焼)	23,935	16,579	-30.7%
合計	66,272	60,376	-8.9%

#### (2) 省エネルギーの取組

平成28年度の市役所におけるエネルギー消費量は、17,551キロリットル(原油換算)となり、基準年度(平成25年度)と比べると4.4%増加しました。増加理由として、気候変動や建物の老朽化等の影響と思われます。内訳として、電気使用が0.6%、燃料燃焼が14.4%増加し、熱供給が5.8%、自動車使用が2.3%とそれぞれ減少しています。



## 2 グリーン購入の取組

物品等を購入する場合において、品質や価格だけでなく環境への影響を考え、環境負荷ができるだけ小さい物品等を優先的に購入することをグリーン購入といいます。

平成13年4月に施行されたグリーン購入法（正式名称＝国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）に基づき、本市においても平成15年1月にグリーン購入推進方針を策定し、取組を開始しました。

なお、取組品目数は過去数年間で購入実績がない物品や極端に少ない物品の除外、また、類似品目の統合などにより変動しています。

### ■グリーン購入取組実績

区 分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
取組品目数	24	24	24	24	24	
取 組 分 野	紙類	91.0%	93.3%	95.3%	92.3%	90.9%
	文具類	96.0%	95.0%	97.4%	96.7%	99.8%
	OA機器	—	—	—	—	—
	作業手袋	—	—	—	—	—
	名札	86.6%	86.5%	81.9%	—	—
	電池	98.0%	98.7%	98.5%	98.6%	99.2%
グリーン購入率(%)	91.0%	93.3%	95.3%	92.4%	91.2%	

※推進方針改訂により、平成27年度から「名札」を「文具類」へ集約

## 3 公共工事環境配慮

グリーン購入の中で特に環境に与える影響が大きい公共工事の分野に関しては、グリーン購入推進方針とは別に、平成15年3月に公共工事環境配慮指針を策定し、取組を行っています。

### ■公共工事環境配慮取組実績

区 分	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
取組項目数	28	28	28	28	28
取組実績数	20	23	24	23	22
対象工事数	288	279	239	260	267
環境配慮率(%)	78.7%	79.7%	75.4%	91.5%	88.7%

## 4 住宅用新・省エネルギーシステム補助事業

平成 21 年度から地球温暖化対策の一環として、太陽光発電システムを自ら居住する住宅に設置する方に設置費の一部を補助する事業を展開していましたが、平成 28 年度より太陽光発電システムに加え 3 機種の省エネ給湯暖房器システムを追加し補助を実施しました。

### ■補助上限金額

- 太陽光発電システム（購入・設置費の 1/10 上限 12 万円）
- エコキュート（購入・設置費の 1/10 上限 4 万円）
- エコジョーズ（購入・設置費の 1/10 上限 3 万円）
- エコフィール（購入・設置費の 1/10 上限 2 万円）

### ■補助実績

（単位：件）

区 分	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計
太陽光発電システム	5	10	20	101	153	114	55	31	489
エコキュート	—	—	—	—	—	—	—	64	64
エコジョーズ	—	—	—	—	—	—	—	179	179
エコフィール	—	—	—	—	—	—	—	51	51
計	5	10	20	101	153	114	55	325	783

## 5 環境学習・啓発事業

現在の環境問題は多種多様であり、地球温暖化など私たちの生活と密接に結びついた問題解決のためには、市民一人ひとりの取組が大切になっています。

本市では、各種の環境学習・啓発事業を実施し、市民の環境意識の向上に努めています。

### (1) 出前講座・小学生副読本

市民や学校などの要請に応じて職員が町内会や学校に出向き、環境保全に関する講座を行います。平成28年度は、市内公共施設の9ヶ所にて市民説明会（エコライフ研究所）を7回実施し、全体で64名の市民参加があり、環境啓発に努めました。

また、小学生が地球温暖化を始めとする様々な環境問題への意識啓発として、小学4年生を対象とした副読本「小学生環境教育副読本 053（ゼロごみ）のまちとまこまい」を発行しています。授業や様々な活動の場面で有効活用していただくよう関係各課と連携し、廃棄物や野生動物等に関する内容も盛り込んだ内容となっています。毎年内容の見直しを行い、市内全小学校へ配布しています。

### (2) 環境教育事業

環境教育の一環として将来を担う子どもたちを対象に、環境保全と創造などの大切さを学び関心を持ってもらうことを目的として、本市や環境基本計画推進会議（市民・事業者・市の三者による協働組織）により毎年度開催しています。

自然環境や生物に触れることにより生物多様性を学ぶ「せせらぎスクール」事業や、地球規模の問題である地球温暖化、身近な問題であるごみ問題などに関心を持ち、環境保護への意識啓発を目的とした、ポスター・アイデア・川柳や短歌などのコンクールを実施しています。平成28年度は環境基本計画推進会議の主催により、「せせらぎスクール」の実施を予定していましたが、悪天候により中止となりました。また、「輝く！エコド大賞」と題し、環境に関するアイデアとポスターのコンクール事業を実施したところ、アイデア編13件、ポスター編109件の作品が集まったほか、環境にやさしい暮らしを表現する「環境エコ川柳・エコ短歌コンテスト」コンテスト事業では、川柳部門112作品、短歌部門52作品の応募がありました。

### (3) 環境月間啓発事業

1972年（昭和47年）6月5日から16日まで開催された国連人間環境会議において、人類とその子孫のための人間環境の保全と改善を世界共通の努力目標として実現の遺志を表明するため「人間環境宣言」が採択されました。これを記念して、開催日である6月5日を「世界環境デー」と定め、世界各国でさまざまな行事が行われています。我が国では6月を「環境月間」と定め、将来により良い環境を継承するため、国、地方公共団体、民間団体などによって各種の事業が実施されています。

本市では「環境月間」に合わせて、環境にやさしいエコドライブを推進するためにドライブシミュレーターによるエコドライブ講習会を開催しているほか、市役所全職員を対象に5項目からなる「エコドライブのすすめ」を実践しました。平成28年度は、講習会に市民64名が参加し、「エコドライブのすすめ」では通常運転と比較して、全体で14,772リットルの燃料削減と33,976kgのCO<sub>2</sub>削減となりました。

### (4) わが家の節電コンテスト2016

市民を対象として、地球温暖化に対する関心や省エネルギーへの意識を高めるとともに、温室効果ガス低減に向けた行動推進を図るため、各家庭での8月と9月の2か月の電気使用量のモニターを募集しました。51世帯の参加（応募60世帯）があり、参加者全体では、前年同期間比572kWh、1.68%の節電との結果となり、削減量及び削減率部門の成績上位者各5世帯に賞状と副賞の贈呈をしました。

## (5) エコドライブ宣言

地球温暖化対策に有効な運転方法である「エコドライブ」を宣言し、下記の取組を実践する方を募集しています。平成28年度は940名が新たにエコドライブ宣言し、平成29年3月31日現在4,149名の市民及び市内の事業所へ通勤されている方がエコドライブ宣言をし、取組を実践しています。

### ■エコドライブの取組項目

- 1 ふんわりアクセル「eスタート」
- 2 加減速の少ない運転
- 3 早めのアクセルオフ
- 4 アイドリングストップ
- 5 エアコンの使用を控えめに
- 6 タイヤの空気圧をこまめにチェック
- 7 不要な荷物は積まずに走行
- 8 その他、独自に取り組まれている事項

#### ふんわりアクセル「eスタート」とは

燃費を向上させる「やさしい発進」の名称のことで、平成17年末に、エコドライブ関連4省庁にて構成される「エコドライブ普及連絡会」で決定されました。

この発進の目安としては、発進から最初の5秒間で時速20kmに達するくらいの加速が目安とされています。



エコドライブステッカー



とまチョップエコドライブステッカー

## (6) エコオフィス宣言

事業所から排出される温室効果ガスの削減のために「エコオフィス」を宣言し、下記の取組を実践する事業所を募集しています。平成29年3月31日現在、258事業所がエコオフィス宣言をし、取組を実践しています。

### ■エコオフィスの取組項目

- 1 冷暖房温度の適正設定
- 2 節電・節水の徹底
- 3 エコドライブの推進
- 4 グリーン製品の購入推進
- 5 新エネ・省エネ設備の導入(LED照明の導入など)
- 6 ごみの分別の徹底
- 7 その他、独自に取り組まれている事項



エコオフィスステッカー

### (7) 連携している環境教育事業

次世代を担う子どもたちの環境学習に積極的に取り組む、国や地域の民間団体等との連携をしています。

- ・ いぶり自然学校

幼児から大人までを対象に、胆振地域での自然体験活動を推進する取組を実施しています。

- ・ イオン チアーズクラブ

小学校1年生から中学校3年生までを対象に、イオン店舗を拠点として地域の日常生活に根ざした環境学習や体験プログラムを実施しています。

- ・ こどもエコクラブ

公益財団法人日本環境協会が全国事務局となり、幼児（3歳）から高校生までを対象とし、子どもたちの環境保全活動や環境学習の支援を行い、主体的に環境活動に取り組む、活動の環を広げるプログラムを実施しています。

## 第3節 審議会等

### 1 苫小牧市環境審議会

苫小牧市の環境施策について市長の諮問に応じ、調査・審議を行うことを目的として平成11年7月に制定された「苫小牧市環境基本条例」に基づき設置されました。

審議会は20人以内の委員で構成され、学識経験者、市民（公募）、事業者、民間団体に委嘱しています。

#### ■第9期 苫小牧市環境審議会委員名簿(平成29年3月31日現在) (五十音順)

区分	氏名	役職等
学識経験者	植木 哲也	苫小牧駒澤大学教授
	佐藤 郁子	苫小牧駒澤大学教授
	◎ 中村 努	苫小牧工業高等専門学校准教授
	八田 茂実	苫小牧工業高等専門学校教授
	日浦 勉	北海道大学北方生物圏フィールド科学センター苫小牧研究林教授
市民	緒方 共	公募
	川浪 一雄	公募
	竹谷 洋二	公募
	丹波 有子	公募
	吉本 正勝	公募
事業者	志賀 勉	苫小牧商工会議所専務理事
	長山 和雄	苫小牧漁業協同組合専務理事
	野村 真理子	とまこまい広域農業協同組合苫小牧支所スマイルレディ部長
	半澤 敏夫	苫小牧プロパンガス事業協同組合代表理事
民間団体	猪股 瑞彦	苫小牧市町内会連合会理事
	坂元 修	苫小牧市中学校長会経営部副部長
	辻 直人	苫小牧市PTA連合会副会長
	中村 聡	ウトナイ湖サンクチュアリ チーフレンジャー
	牧野 文子	苫小牧市婦人団体連絡協議会常任理事
	○ 山内 幸子	苫小牧消費者協会副会長

◎ 会長 ○ 副会長

(任 期 平成27年4月1日～29年3月31日)

(事務局 環境衛生部環境保全課)

## 2 苫小牧市環境基本計画推進会議

苫小牧市の環境保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画である「苫小牧市環境基本計画」を推進することを目的として、平成16年6月に設置されました。

会議は15人以内の委員で構成され、市民（公募）、事業者・民間団体に委嘱しています。

### ■苫小牧市環境基本計画推進会議委員名簿(平成29年3月31日現在) (五十音順)

区 分	氏 名	役 職 等
市 民	○ 荒 田 洋 行	公 募
	川 浪 一 雄	公 募
	小 林 裕 子	公 募
	平 岡 史 博	公 募
	森 田 郁 夫	公 募
事 業 者	清 原 征 裕	株式会社イワクラ
	清 水 隆 史	北海道電力株式会社苫小牧支店
	松 林 輝 彰	生活協同組合コープさっぽろ苫小牧地区本部
	高 梨 英 之	苫小牧港開発株式会社
	西 田 利 久	イオン北海道株式会社イオン苫小牧店
民 間 団 体	◎ 上 田 融	特定非営利活動法人いぶり自然学校
	木 村 健 二	苫小牧市町内会連合会
	小 松 隆	苫小牧市教育研究会環境教育研究部会
	山 内 幸 子	苫小牧消費者協会
市	環 境 保 全 課	苫小牧市環境衛生部環境保全課職員

◎ 会長      ○ 副会長      (任 期 平成27年4月1日～平成29年3月31日)  
(事務局 環境衛生部環境保全課)



### 3 苫小牧市自然環境保全審議会

「苫小牧市自然環境保全条例」に基づき、市長の附属機関として自然環境の保全に関する事項を調査・審議するため、昭和47年7月15日に設置されました。

審議会は、自然保護に関する学識経験者や各分野から選ばれた13人の委員で構成されています。

#### ■第22期 苫小牧市自然環境保全審議会委員名簿(平成29年3月31日現在) (五十音順)

区分	氏名	役職等
推薦	阿部 聡	胆振東部森林管理署 森林技術指導官
	荒木 義信	(一社)北海道猟友会 苫小牧支部長
	上原 毅	苫小牧市教育委員会 教育委員
	鏡 吉伸	苫小牧市まちを緑にする会 役員
	○ 木村 健二	苫小牧市町内会連合会 副会長
	桜井 信子	苫小牧男女平等参画推進協議会 事務局次長
	清水 敏道	北海道胆振総合振興局森林室 普及課長
	清水 祐一	苫小牧工業高等専門学校 教授
	丹治 敏男	苫小牧広域森林組合 苫小牧支所
	中村 聡	ウトナイ湖サンクチュアリ チーフレンジャー
	◎ 村井 雅之	ゆうふつ原野自然情報センター 主宰
	山岸 裕治	(一社)苫小牧観光協会 事務局長
公募	小嶋 洋子	公募委員

◎ 会長      ○ 副会長      (任期 平成28年10月1日～30年9月30日)

(事務局 環境衛生部環境生活課)

#### 4 自然保護監視員・鳥獣保護員・国設鳥獣保護区管理員

「苫小牧市自然環境保全条例」、「北海道自然環境等保全条例」及び「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づいて委嘱された者が、自然環境の保全に必要な監視や指導を行っています。

##### ■自然保護監視員・鳥獣保護員・国設鳥獣保護区管理員名簿(平成29年3月31日現在)

役職	氏名	委嘱機関	任期
自然保護監視員	上島 學	苫小牧市	平成27年4月1日～ 平成29年3月31日
	村井 雅之		
鳥獣保護員	荒木 義信	北海道	平成28年4月1日～ 平成29年3月31日
	小野寺 浅吉		
国指定ウトナイ湖鳥獣保護区管理員	中村 聡	環境省	平成28年4月1日～ 平成29年3月31日

## 5 苫小牧市廃棄物減量等推進審議会

ごみの減量化・再生利用等について、幅広く市民から意見を聴くため、「苫小牧市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（制定：平成5年3月9日）」に基づき設置されました。

審議会は、学識経験者、市民（公募）、事業者、民間団体から選ばれた20人以内の委員で構成されており、任期は2年です。

### ■第11次 苫小牧市廃棄物減量等推進審議会委員名簿(平成29年3月31日現在) (五十音順)

区分	氏名	役職等
市民	齋藤 忠勝	公募
	田中 憲一	公募
	林 隆光	公募
学識経験者	◎ 栗山 昌樹	苫小牧工業高等専門学校
	清水 祐一	苫小牧工業高等専門学校
	石 純 姫	苫小牧駒澤大学
	藤田 寛人	北海道苫小牧工業高等学校
事業者 ・ 団体推薦	木村 健二	苫小牧市資源リサイクル団体連絡協議会
	工藤 幾子	苫小牧市町内会連合会 婦人部会
	公地 弘一	連合北海道苫小牧地区連合
	佐藤 一美	NPO法人エクスプローラー北海道
	○ 志賀 勉	苫小牧商工会議所
	四方 博信	苫小牧資源リサイクル協同組合
	相馬 勝彦	株式会社Jファーム
	公地 弘一	連合北海道苫小牧地区連合
	高橋 雄二	苫小牧市商店街振興組合連合会
	谷岡 裕司	苫小牧市町内会連合会
	寺島 美幸	生活協同組合コープさっぽろ苫小牧地区
	廣島 貴典	一般社団法人 苫小牧青年会議所
山内 幸子	苫小牧消費者協会	

◎ 会長

○ 副会長

(任期 平成27年4月1日～29年3月31日)

(事務局 環境衛生部ゼロごみ推進室減量対策課)

## 第3章 環境の現況と対策

### 第1節 大気

#### 1 概況

大気汚染の主な原因は、固定発生源（工場や事業場、家庭の暖房等）や移動発生源（自動車等）からのばい煙、粉じん等の排出や越境汚染による影響が挙げられます。

本市では、大気汚染を未然に防止するため、市内6測定局で自動測定機による二酸化硫黄や窒素酸化物などの常時監視と、ダイオキシン類やベンゼンなど継続的に摂取すると人の健康を損なうおそれのある物質（以下「有害大気汚染物質」という。）の監視測定を行い、大気汚染の状況把握に努めています。

これらのうち、人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準（以下「環境基準」という。）が定められている物質の達成状況は、下表のとおりとなっています。

光化学オキシダントについて、環境基準値の超過が見られますが、主な要因として、自然現象（気象要件による成層圏オゾン層の沈降）が考えられています。

なお、人の健康又は生活環境に被害が生じるおそれのある場合の注意報や警報の発令及び人的被害、苦情、問合せ等はありませんでした。

#### ■環境基準達成状況(平成28年度)

物質名	解 説	評 価	
二酸化硫黄	高濃度で呼吸器に影響を及ぼすほか、森林や湖沼などに影響を与える酸性雨の原因物質になると言われています。	○	
二酸化窒素	高濃度で呼吸器に影響を及ぼすほか、酸性雨及び光化学オキシダントの原因物質になると言われています。	○	
一酸化炭素	血液中のヘモグロビンと結合して酸素を運搬する機能を阻害し、人体に有害な影響を及ぼすと言われています。	○	
浮遊粒子状物質	大気中に浮遊する粒径10 $\mu$ m以下の粒子のことをいい、高濃度で肺や気管などに沈着して呼吸器に影響を及ぼすと言われています。	○	
光化学オキシダント	光化学スモッグの原因となり、高濃度では粘膜を刺激し、呼吸器への影響を及ぼすほか、農作物など植物への影響も観測されています。	×	
微小粒子状物質 (PM2.5)	大気中に浮遊する粒径2.5 $\mu$ m以下の微細な粒子のことで、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器や循環器への影響が懸念されています。	○	
有害大気汚染物質	ベンゼン	発がん性などを有し、低濃度であっても、長期的な摂取により健康影響が生じる恐れのある物質です。	○
	トリクロロエチレン		
	テトラクロロエチレン		
	ダイオキシン類		
	ジクロロメタン		

(注) 評価欄の「○」は環境基準達成、「×」は環境基準未達成を表す。

※ 基準値及び評価方法については、資料編(P142～)をご覧ください。

## 2 測定地点及び測定項目

本市の大気汚染監視は、市内6地点（一般環境測定局4局、自動車排出ガス測定局2局）で、測定を実施しています。

### ■大気汚染物質測定地点図及び測定項目



測定項目 測定局名	窒素酸化物			一酸化炭素	浮遊粒子状物質	光化学オキシダント	炭化水素		微小粒子状物質	有害大気汚染物質	風向・風速	気温・湿度・日射量
	二酸化硫黄	一酸化窒素	二酸化窒素				メタン	非メタン				
双葉(一般環境)	○	○	○		○	○					○	
明野公園(一般環境)	○	○	○		○	○				○	○	
沼ノ端公園(一般環境)	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○
勇弘(一般環境)	○	○	○		○	○					○	
糸井(自動車排ガス)		○	○	○	○					○		
市役所(自動車排ガス)		○	○		○							

※「一般環境測定局」は、一般的な生活空間の大気汚染状況を測定しています。

※「自動車排ガス測定局」は、主要道路沿の自動車排ガスの影響を測定しています。

■有害大気汚染物質の測定地点及び測定項目

(環境基準・指針値設定項目)

測定項目 測定局名	環境基準設定項目					※指針値設定項目								
	ベンゼン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ダイオキシン類	ジクロロメタン	アクリロニトリル	塩化ビニルモノマー	クロロホルム	1,2-ジクロロエタン	1,3-ブタジエン	ニッケル化合物	水銀及びその化合物	ひ素及びその化合物	マンガン及びその化合物
明野公園(一般環境)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
沼ノ端公園(一般環境)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
糸井(自動車排ガス)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※ アクリロニトリル等9物質については、健康リスクの低減を図る目標として指針値が定められています。

(その他の項目)

測定項目 測定局名	塩化メチル	トルエン	酸化エチレン	クロム及びその化合物	ベリリウム及びその化合物	ベンゾ[a]ピレン	ホルムアルデヒド	アセトアルデヒド
明野公園(一般環境)	○	○	○	○	○	○	○	○
沼ノ端公園(一般環境)	○	○						
糸井(自動車排ガス)	○	○	○	○	○	○	○	○

■大気汚染常時監視システムと測定結果の公表について



市内大気汚染測定局 6 局で 24 時間常時測定



測定結果を環境保全課親局に自動送信

測定局	PM2.5	PM10	SO2	NO2	CO	オゾン	浮遊粒子状物質	酸性雨	その他
1	12	25	0.1	0.2	0.5	0.1	150		
2	15	30	0.1	0.3	0.6	0.1	180		
3	10	20	0.1	0.2	0.4	0.1	120		
4	18	35	0.1	0.4	0.7	0.1	200		
5	14	28	0.1	0.3	0.5	0.1	160		
6	11	22	0.1	0.2	0.4	0.1	130		

環境保全課での状況監視



**苫小牧市大気通知**  
沼ノ端 PM2.5 注意値 2 以上 76  $\mu\text{g}/\text{m}^3$   
2014/07/25 23:50

**苫小牧市大気通知**  
沼ノ端 PM2.5 注意値 2 以上 88  $\mu\text{g}/\text{m}^3$   
2014/07/25 24:00



緊急時の場合職員へのメール通報

【測定データ（速報値）の公表】



QR コード



QR コード



苫小牧市「苫小牧市の大気環境」

小冊子「きれいな空気 静かなまち」

■速報値については、パソコンやスマートフォン等でご覧いただけます。

- ・苫小牧市「苫小牧市の大気環境」 [http://kankyohozen.bizmw.com/tomakomai\\_taiki/index.php](http://kankyohozen.bizmw.com/tomakomai_taiki/index.php)
- ・環境省「そらまめ君」 <http://soramame.taiki.go.jp/>
- ・北海道の大気環境 <http://hokkaidotaiki25.ec-net.jp/>

でご覧いただけます。

■毎月ホームページに掲載している小冊子「きれいな空気 静かなまち」では、大気汚染常時監視測定結果及び有害大気汚染物質測定結果を公表しています。

- ・市環境保全課 <http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/shizen/kankyohozen/kankyokanshi/taikiosen.html>

※市役所 2 階市民情報コーナーや各コミュニティセンターにて配布も行っています。

### 3 測定結果

#### (1) 二酸化硫黄(SO<sub>2</sub>)

高濃度で呼吸器に影響を及ぼすほか、森林や湖沼などに影響を与える酸性雨の原因物質になると言われています。

【28年度の評価】 各測定局ともに環境基準を達成しています。

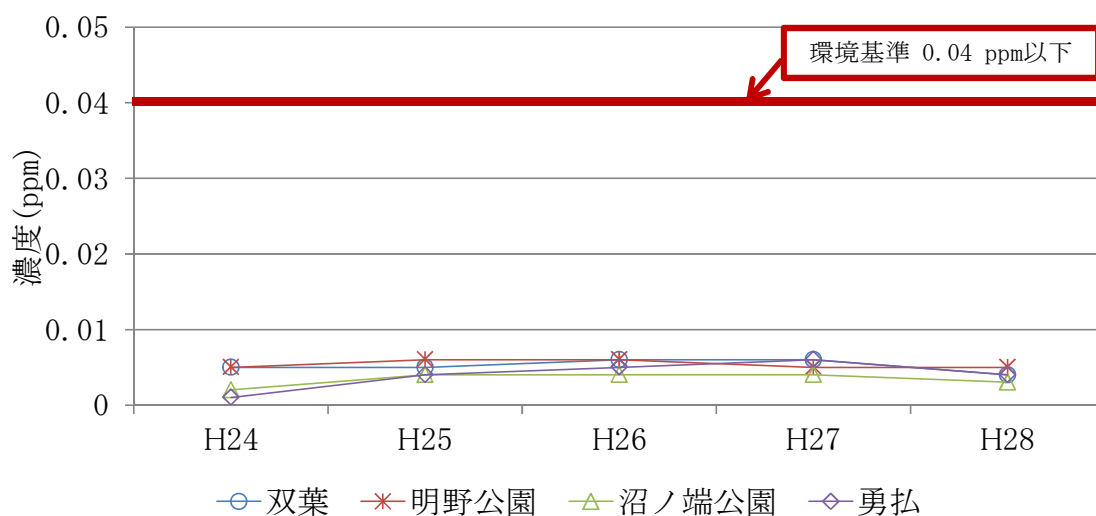
#### ■二酸化硫黄(SO<sub>2</sub>)の環境基準による評価結果(平成28年度)

測定局名	短期評価				長期評価			(参考)最高値	
	1時間値が0.1ppmを超えた時間数とその割合		日平均値が0.04ppmを超えた日数とその割合		1日平均値の2%除外値	1時間値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準達成状況 〔達成○〕 〔未達成×〕	1時間値	日平均値
	時間	%	日	%	ppm	有・無		ppm	ppm
双葉	0	0.0	0	0.0	0.004	無	○	0.034	0.008
明野公園	0	0.0	0	0.0	0.005	無	○	0.031	0.007
沼ノ端公園	0	0.0	0	0.0	0.003	無	○	0.028	0.005
勇払	0	0.0	0	0.0	0.004	無	○	0.028	0.007

#### (環境基準評価の方法)

**短期評価** 1時間値の日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。

**長期評価** 年間の日平均値の測定値について、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が0.04ppm以下であり、かつ、日平均値が0.04ppmを超える日が2日以上連続していないこと。



■経年変化(長期評価値)



## (2) 二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)

高濃度で呼吸器に影響を及ぼすほか、酸性雨及び光化学オキシダントの原因物質になると言われています。

**【28年度の評価】** 各測定局ともに環境基準を達成しています。

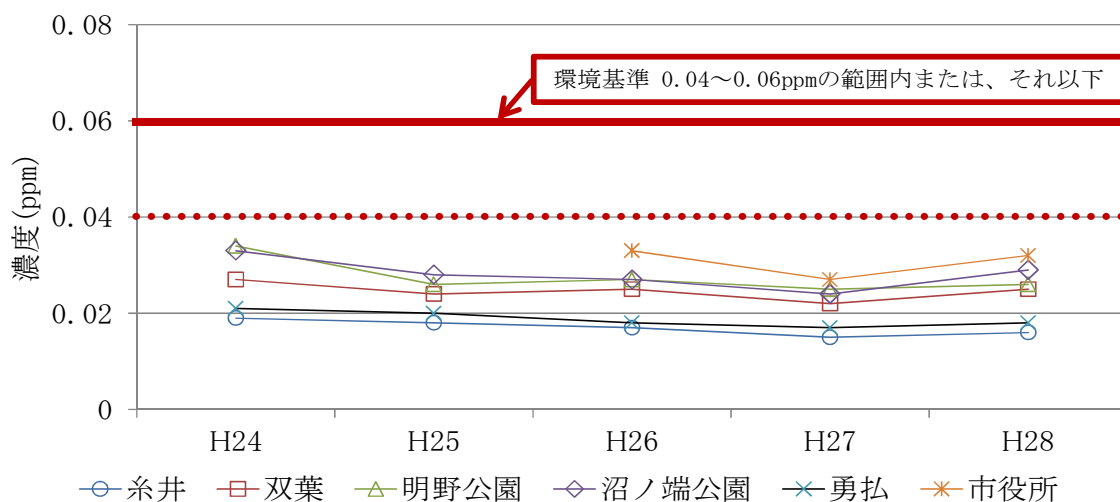
### ■二酸化窒素(NO<sub>2</sub>)の環境基準による評価結果(平成28年度)

測定局名	短期評価		長期評価			(参考)最高値	
	日平均値が0.06ppmを超えた日数とその割合		1日平均値の98%値	1日平均値の98%値が0.06ppmを超えた日の有無	環境基準達成状況 〔達成○〕 〔未達成×〕	1時間値	日平均値
	日	%	ppm	有・無		ppm	ppm
糸井	0	0.0	0.016	無	○	0.042	0.021
双葉	0	0.0	0.025	無	○	0.054	0.036
明野公園	0	0.0	0.026	無	○	0.060	0.037
沼ノ端公園	0	0.0	0.029	無	○	0.060	0.034
勇払	0	0.0	0.018	無	○	0.048	0.031
市役所	0	0.0	0.032	無	○	0.063	0.039

#### (環境基準評価の方法)

**短期評価** 1時間値の日平均値が0.04ppmから0.06ppmの範囲内、または、それ以下であること。

**長期評価** 年間の日平均値の測定値について、測定値の低い方から98%に相当する値が0.04ppmから0.06ppmの範囲内、または、それ以下であること。



#### ■経年変化(長期評価値)

### (3) 一酸化炭素(CO)

血液中のヘモグロビンと結合して酸素を運搬する機能を阻害し、人体に有害な影響を及ぼすと言われています。

**【28年度の評価】** 環境基準を達成しています。

#### ■一酸化炭素(CO)の環境基準による評価結果(平成28年度)

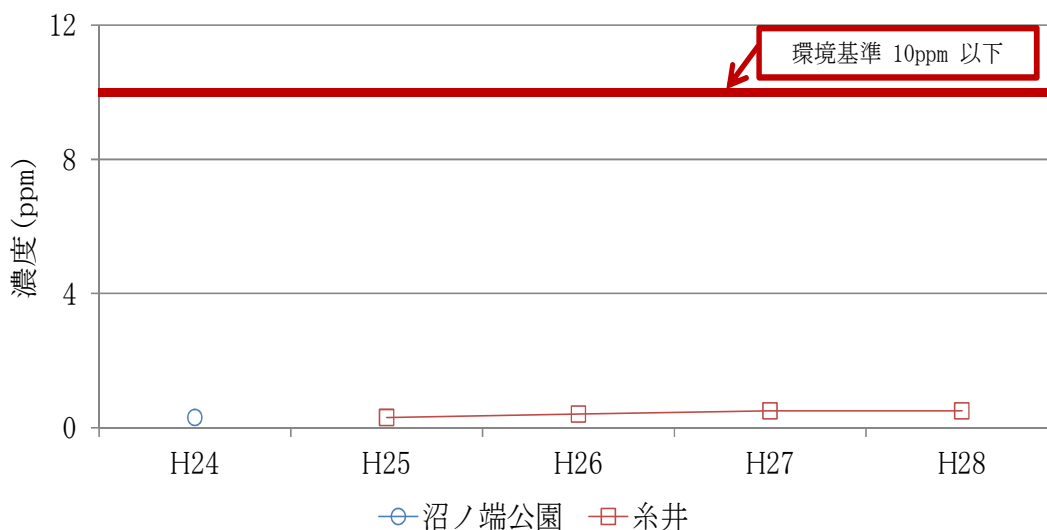
測定局名	短期評価				長期評価			(参考)最高値	
	1時間値の8時間平均値が20ppmを超えた回数とその割合		1日平均値が10ppmを超えた日数とその割合		1日平均値の2%除外値	1日平均値が10ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準達成状況 〔達成○〕 〔未達成×〕	1時間値	日平均値
	回	%	日	%	ppm	有・無		ppm	ppm
糸井	0	0.0	0	0.0	0.5	無	○	1.2	0.7

#### (環境基準評価の方法)

**短期評価** 1時間値の日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。

**長期評価** 年間の日平均値の測定値について、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が10ppm以下であり、かつ、1日平均値が10ppmを超える日が2日以上連続していないこと。

※ 24年度までは沼ノ端公園局で、25年度から糸井局で測定しています。



#### ■経年変化(長期評価値)

#### (4) 浮遊粒子状物質 (SPM)

大気中に浮遊する粒径  $10\mu\text{m}$  以下の粒子のことをいい、高濃度で肺や気管などに沈着して呼吸器に影響を及ぼすと言われています。

**【28年度の評価】** 環境基準を達成しています。

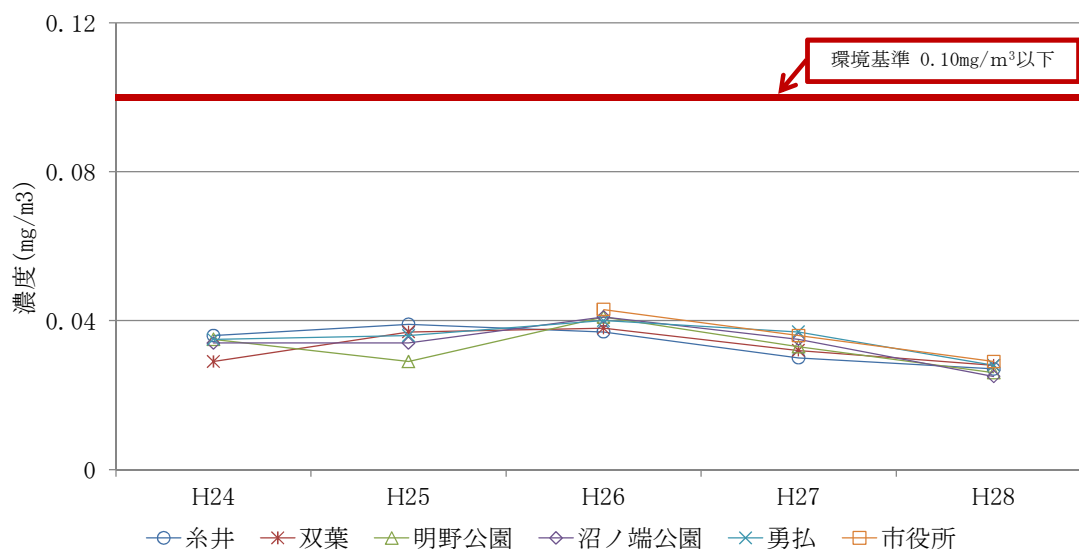
#### ■浮遊粒子状物質 (SPM) の環境基準による評価結果 (平成 28 年度)

測定局名	短期評価				長期評価			(参考)最高値	
	1時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた時間数とその割合		1日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日数とその割合		1日平均値の2%除外値	1日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超えた日が2日以上連続したことの有無	環境基準達成状況 〔達成○〕 〔未達成×〕	1時間値	日平均値
	時間	%	日	%	$\text{mg}/\text{m}^3$	有・無		$\text{mg}/\text{m}^3$	$\text{mg}/\text{m}^3$
糸井	0	0.0	0	0.0	0.027	無	○	0.064	0.036
双葉	0	0.0	0	0.0	0.028	無	○	0.072	0.039
明野公園	0	0.0	0	0.0	0.026	無	○	0.070	0.035
沼ノ端公園	0	0.0	0	0.0	0.025	無	○	0.085	0.036
勇払	0	0.0	0	0.0	0.028	無	○	0.075	0.042
市役所	0	0.0	0	0.0	0.029	無	○	0.075	0.043

#### (環境基準評価の方法)

**短期評価** 1時間値の日平均値が  $0.10\text{mg}/\text{m}^3$  以下であり、かつ、1時間値が  $0.20\text{mg}/\text{m}^3$  以下であること。

**長期評価** 年間の日平均値の測定値について、測定値の高い方から2%の範囲内にあるものを除外した値が  $0.10\text{mg}/\text{m}^3$  以下であり、かつ、日平均値が  $0.10\text{mg}/\text{m}^3$  を超える日が2日以上連続していないこと。



#### ■経年変化 (長期評価値)

### (5) 光化学オキシダント(Ox)

光化学スモッグの原因となり、高濃度では粘膜を刺激し、呼吸器への影響を及ぼすほか、農作物など植物への影響も観測されています。

**【28年度の評価】** 各測定局で環境基準未達成となっています。  
 主な要因は、自然現象(季節風による成層圏オゾン層沈降)と考えられています。このことによる注意報や警報発令、問合せ等はありませんでした。

#### ■光化学オキシダント(Ox)の環境基準による評価結果(平成28年度)

測定局名	環境基準評価			(参考) 昼間の1時間値が0.06ppmを超えた日数とその割合		注意報発令		(参考) 昼間の1時間値の最高値	(参考) 昼間の日最高1時間値の年平均値
	昼間の1時間値が0.06ppmを超えた時間数とその割合		環境基準達成状況 (達成○) (未達成×)	日	%	昼間の1時間値が0.12ppmを超えた時間数とその割合		ppm	ppm
	時間	%				時間	%		
双葉	27	0.5	×	8	2.2	0	0	0.077	0.039
明野公園	17	0.3	×	6	1.6	0	0	0.072	0.036
沼ノ端公園	21	0.4	×	6	1.6	0	0	0.073	0.037
勇払	41	0.8	×	9	2.5	0	0	0.073	0.040

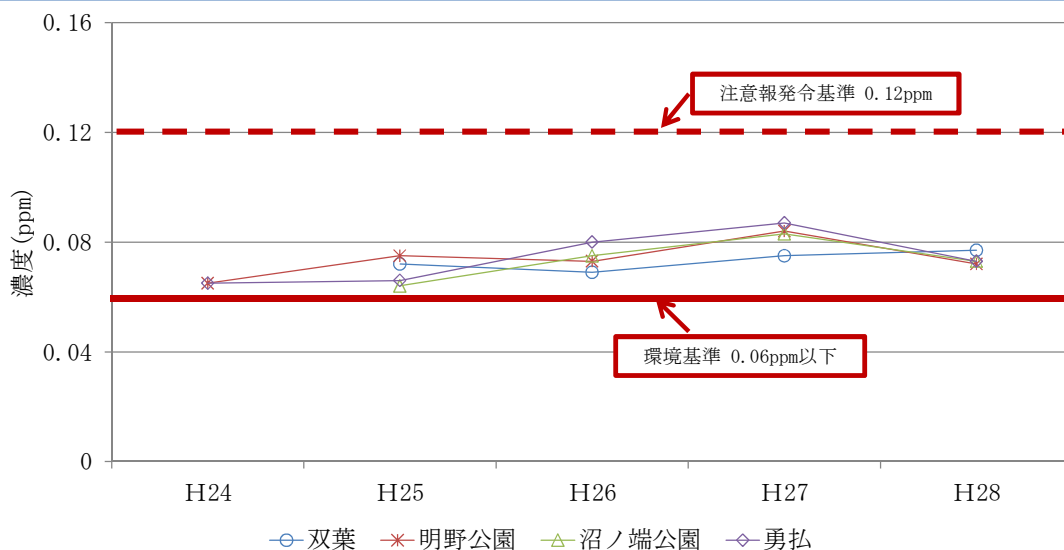
#### (環境基準評価の方法)

昼間(午前5時から午後8時まで)の1時間値が0.060ppm以下であること。

#### (光化学オキシダントの緊急時発令基準)

環境基準とは別に、人の健康又は生活環境に被害が生じる恐れのある場合、注意報や警報の発令基準が定められています。

注意報 0.12ppm    警報 0.24ppm    重大警報 0.40ppm



#### ■経年変化(昼間の1時間値の最高値)

## (6) 炭化水素(HC)

日中の光化学スモッグ発生の目安になるため、指針値が設定されています。

**【28年度の評価】** 指針値の超過が計11日ありましたが、冬季の気温低下による燃料使用の増加が濃度上昇の原因と考えられます。このことによる問合せ等はありませんでした。

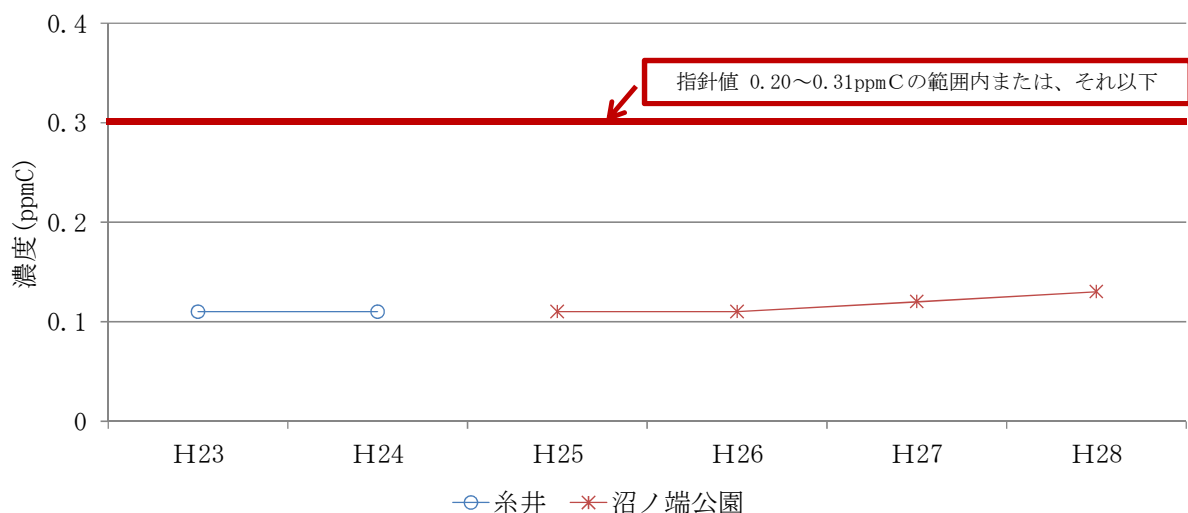
### ■炭化水素(HC)濃度の測定結果(平成28年度)

測定局名	項目	年平均値	午前6時から午前9時までの3時間平均値						
			年平均値	最高値	最低値	0.20ppmCを 超えた日数と その割合		指針値超過 (0.31ppmC 超過)日数と その割合	
			ppmC	ppmC	ppmC	ppmC	日	%	日
沼ノ端公園	メタン	1.95	1.97	2.28	1.78	—	—	—	—
	非メタン	0.13	0.14	0.52	0.02	71	19.7	11	3

#### (指針値)

非メタンについて、午前6時から午前9時までの3時間平均値が、0.20～0.31ppmCの範囲または、それ以下であること。

※ 24年度までは糸井局で、25年度から沼ノ端公園局で測定しています。



### ■経年変化(非メタン年平均値)

(7) 微小粒子状物質(PM2.5)

PM2.5については次ページをご覧ください。

**【28年度の評価】** 環境基準を達成しています。

■微小粒子状物質(PM2.5)の環境基準による評価結果(平成28年度)

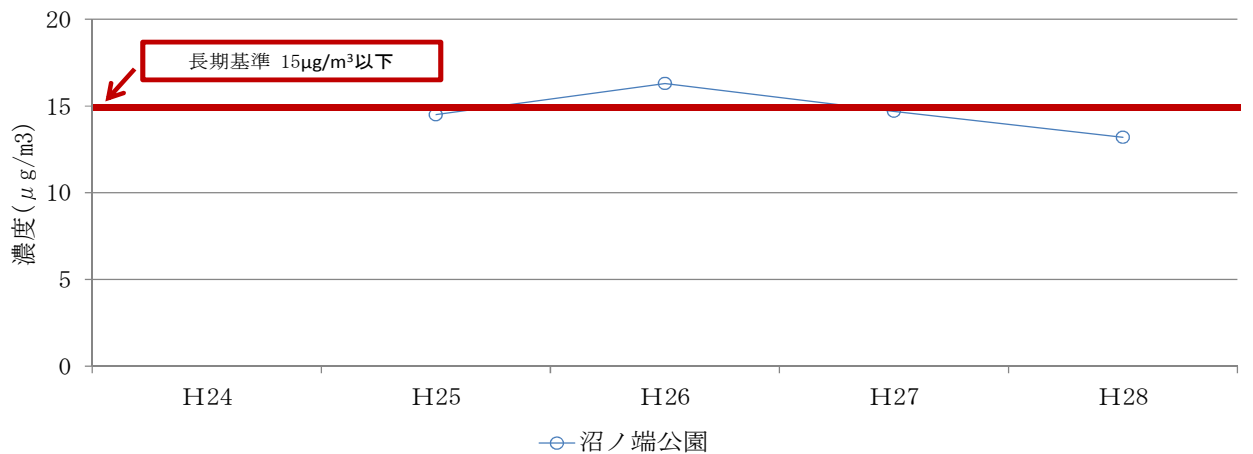
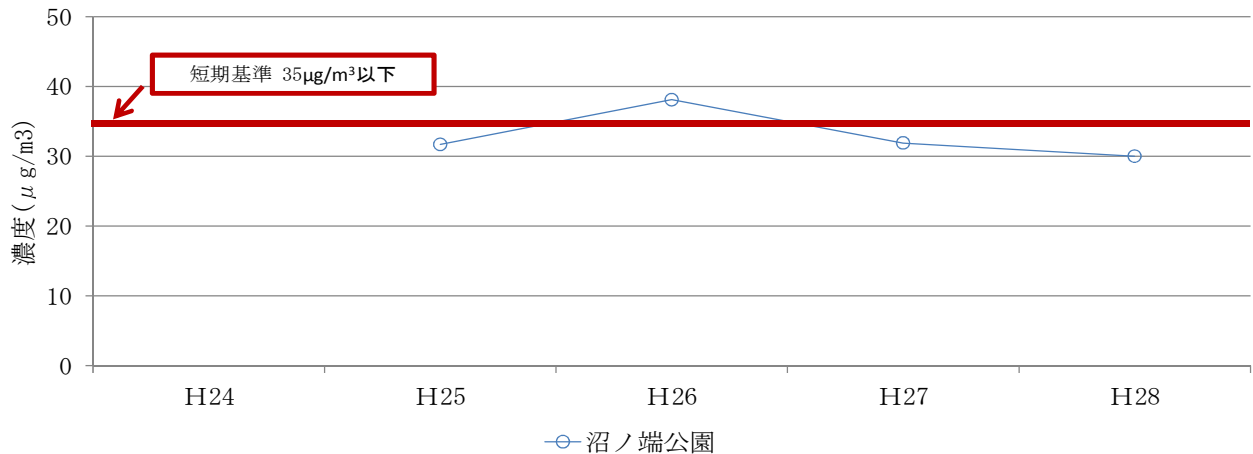
測定局名	短期評価	長期評価	環境基準 達成状況 (達成○ 未達成×)	(参考)最高値		注意喚起 発令回数
	1日平均値の 98パーセン タイル値	1年平均値		1時間値	日平均値	
	μg/m <sup>3</sup>	μg/m <sup>3</sup>		μg/m <sup>3</sup>	μg/m <sup>3</sup>	
沼ノ端公園	30	13.2	○	69	46.3	0

(環境基準評価の方法)

以下の短期基準及び長期基準による評価を行い、両方を満たした場合に適合とする。

**短期基準** 年間の日平均値の測定値について、測定値の低い方から98パーセントに相当する値が35μg/m<sup>3</sup>以下であること。

**長期基準** 1年平均値が15μg/m<sup>3</sup>以下であること。



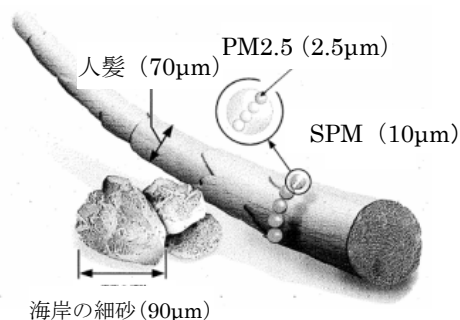
■経年変化(上段:短期評価値 下段:長期評価値)

## 微小粒子状物質(PM2.5)について

### ■PM2.5とは?

大気中に漂う粒径  $2.5\mu\text{m}$ (マイクロメートル)以下の小さな粒子の総称です( $1\mu\text{m}=0.001\text{mm}$ )。

PM2.5は、粒径が非常に小さいため(髪の毛の太さの1/30程度)、肺の奥深くまで入りやすく、肺がん、呼吸器への影響に加え、循環器への影響が懸念されています。



### ■どのような時に注意の呼びかけがあるの?(注意喚起の発令)

測定の結果、健康影響が生じる可能性が高くなると予測される水準(1日平均値  $70\mu\text{g}/\text{m}^3$ )を超えると判断した場合、本市から住民の皆様へ注意の呼びかけ(注意喚起)を行います。注意喚起の判断基準は以下のとおりです。

**注意喚起** 午前5時～午前7時の1時間値の平均値が  $85\mu\text{g}/\text{m}^3$  を超えた場合  
**判断基準** または、午前5時～午後0時の1時間値の平均値が  $80\mu\text{g}/\text{m}^3$  を超えた場合

### ■もし、注意喚起が発令された場合、どうしたらいいの?

- ・ 注意の呼びかけがされた場合は、長時間に及ぶ激しい運動は控えましょう。
- ・ 特に呼吸器や循環器などに疾患のある方、子どもや高齢者の皆様は、普段以上に気をつけて、体調に応じた行動をしましょう。
- ・ 不要不急な外出を控えること、室内の窓の開閉を最小限にしましょう。
- ・ すぐに健康影響が生じるものではありません。落ち着いて行動をしましょう。

### ■現在の状況については、パソコンやスマートフォン等からご覧いただけます。

#### ★注意喚起がされているか

市環境保全課ホームページ

※

苫小牧市 PM2.5

検索

で検索

#### ★測定結果(速報値)

「苫小牧市の大気環境」

([http://kankyohozen.bizmw.com/tomakomai\\_taiki/index.php](http://kankyohozen.bizmw.com/tomakomai_taiki/index.php)) または

大気汚染物質広域監視システム「そらまめ君」(<http://soramame.taiki.go.jp/>)

「北海道の大気環境」(<http://hokkaidotaiki25.ec-net.jp/>)

でご覧いただくことができます。



から

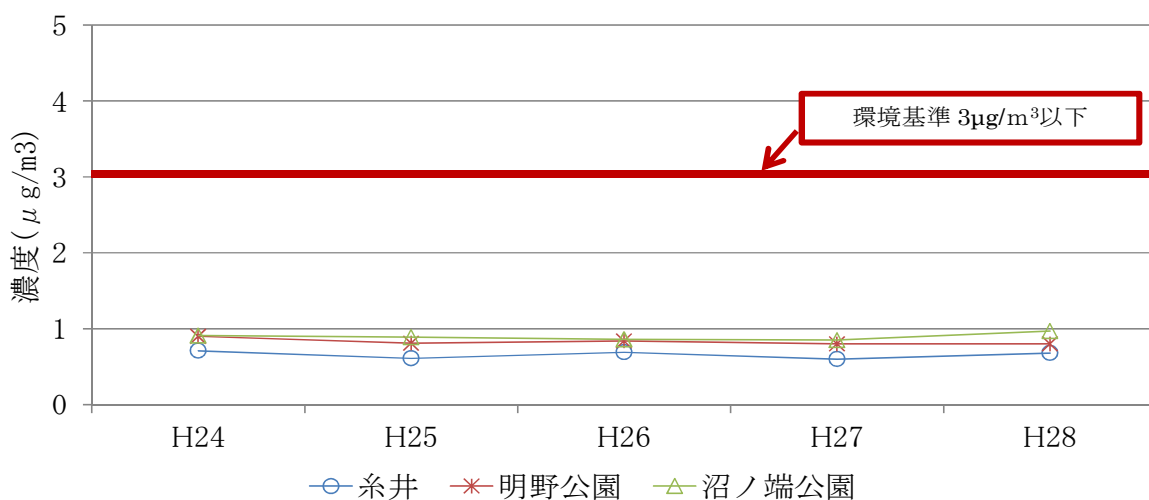
#### ★電話によるお問合せ(Tel.0144-57-8806 市環境保全課)

(8) 有害大気汚染物質(平成 28 年度)

発がん性などを有し、低濃度であっても、長期的な摂取により健康影響が生じる恐れのある物質です。

■ベンゼン(環境基準:1年平均値が $3\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること)

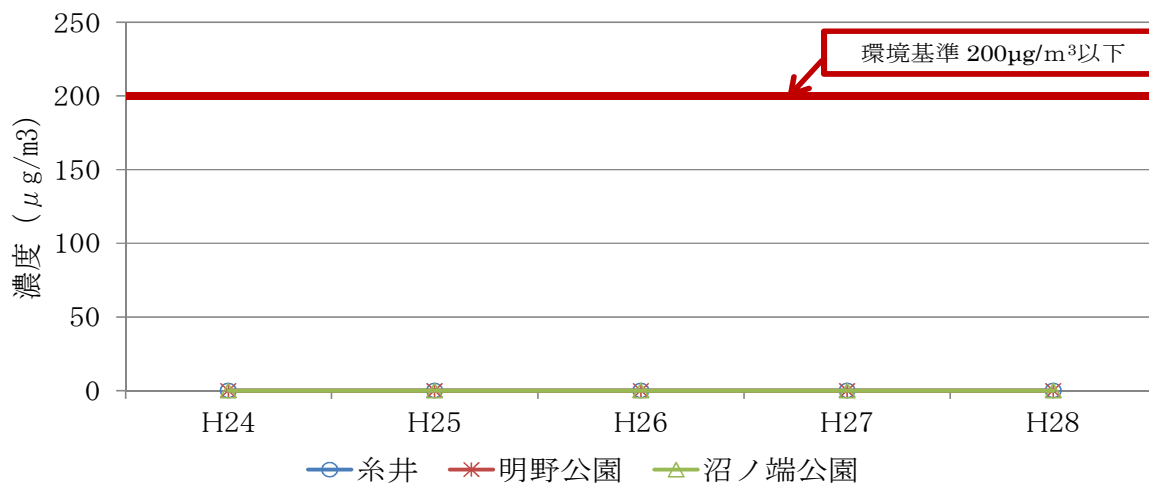
測定局名	28年度の評価結果	年平均値( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	濃度範囲( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )
糸井	○	0.68	0.21~1.7
明野公園	各測定局ともに環境基準を達成しています。	0.80	0.18~2.1
沼ノ端公園		0.97	0.34~2.1



■経年変化(年平均値)

■トリクロロエチレン(環境基準:1年平均値が $200\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること)

測定局名	28年度の評価結果	年平均値( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	濃度範囲( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )
糸井	○	0.008	<0.002~0.035
明野公園	各測定局ともに環境基準を達成しています。	0.009	<0.003~0.041
沼ノ端公園		0.011	<0.002~0.056

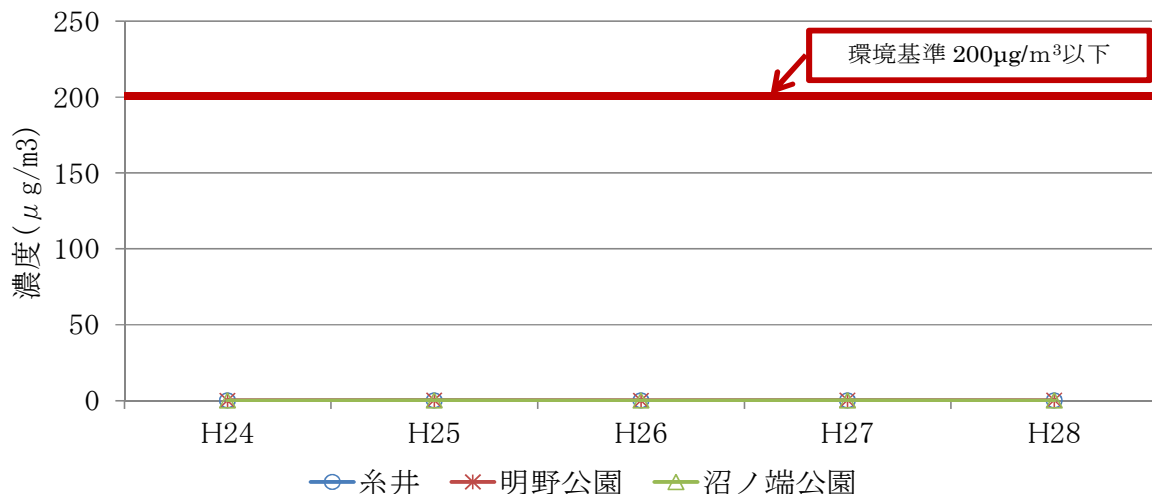


■経年変化(年平均値)



■テトラクロロエチレン(環境基準:1年平均値が 200 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること)

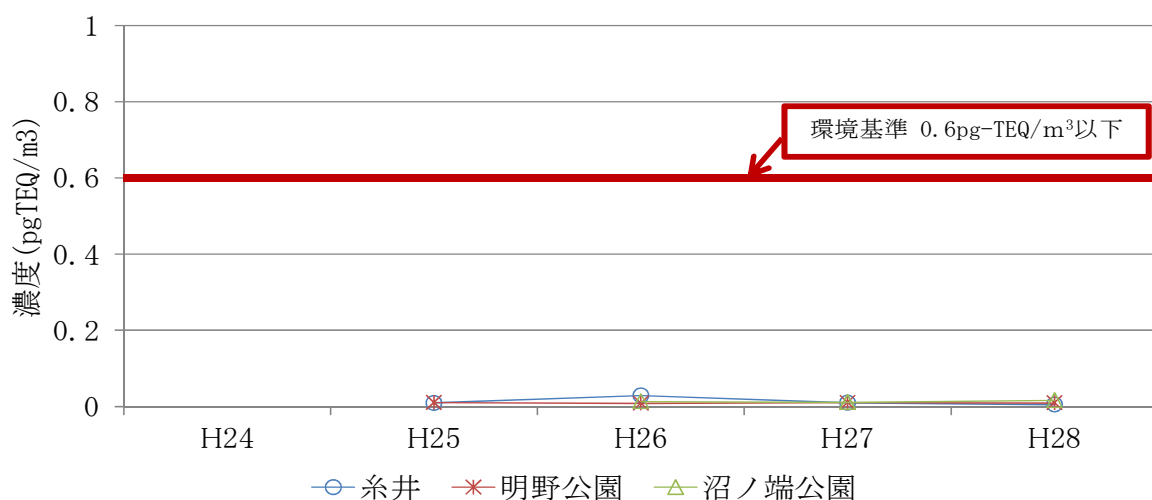
測定局名	28年度の評価結果	年平均値( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	濃度範囲( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )
糸井	○ 各測定局ともに環境基準を達成しています。	0.025	0.008~0.065
明野公園		0.15	0.011~0.530
沼ノ端公園		0.023	0.009~0.047



■経年変化(年平均値)

■ダイオキシン類(環境基準:1年平均値が 0.6 $\text{pg}\text{-TEQ}/\text{m}^3$ 以下であること)

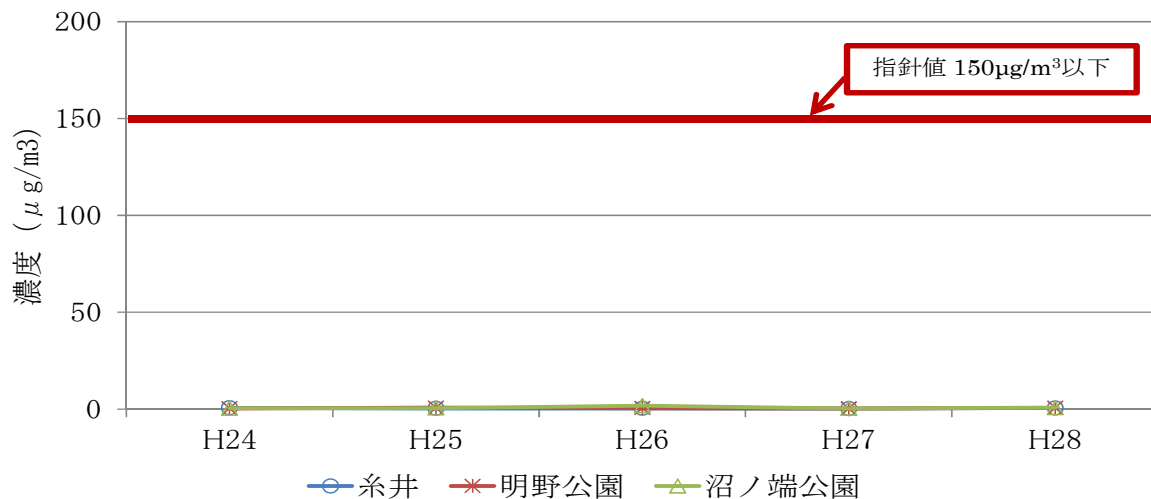
測定局名	28年度の評価結果	年平均値( $\text{pg}\text{-TEQ}/\text{m}^3$ )	濃度範囲( $\text{pg}\text{-TEQ}/\text{m}^3$ )
糸井	○ 各測定局ともに環境基準を達成しています。	0.0052	0.0045~0.0058
明野公園		0.0091	0.0035~0.015
沼ノ端公園		0.016	0.010~0.022



■経年変化(年平均値)

■ジクロロメタン(環境基準:1年平均値が150 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること)

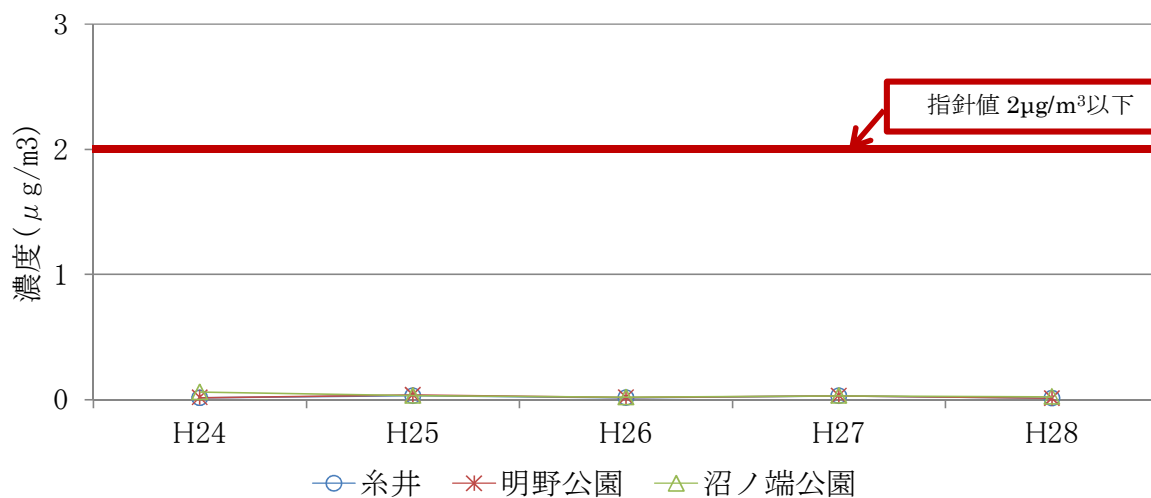
測定局名	28年度の評価結果	年平均値( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	濃度範囲( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )
糸井	○ 各測定局ともに環境基準を達成しています。	0.53	0.24~1.0
明野公園		0.57	0.22~1.2
沼ノ端公園		0.63	0.24~1.2



■経年変化(年平均値)

■アクリロニトリル(指針値:1年平均値が2 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること)

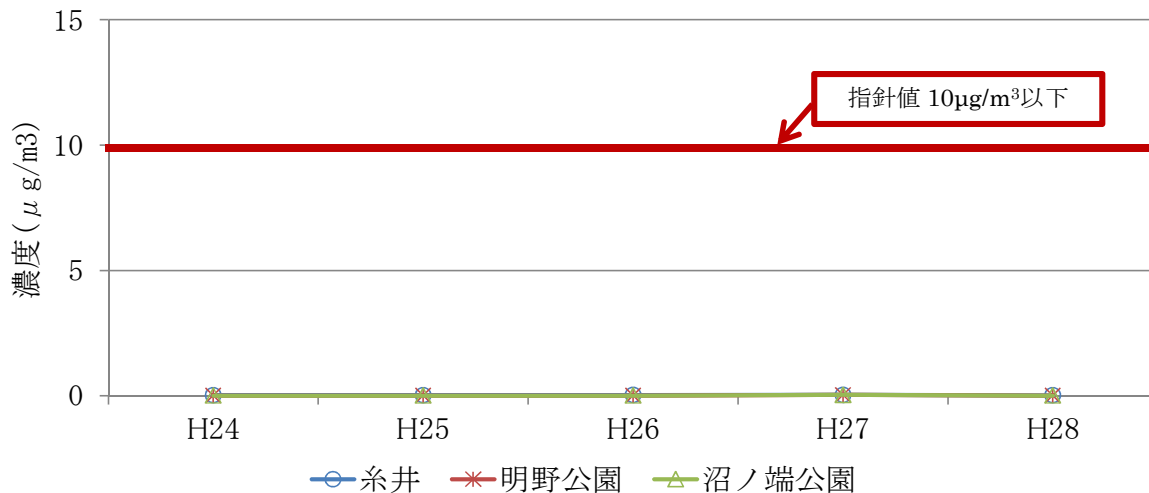
測定局名	28年度の評価結果	年平均値( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	濃度範囲( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )
糸井	○ 各測定局ともに指針値を大きく下回っています。	0.011	<0.002~0.035
明野公園		0.010	<0.002~0.019
沼ノ端公園		0.023	<0.002~0.12



■経年変化(年平均値)

■塩化ビニルモノマー(指針値:1年平均値が10 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること)

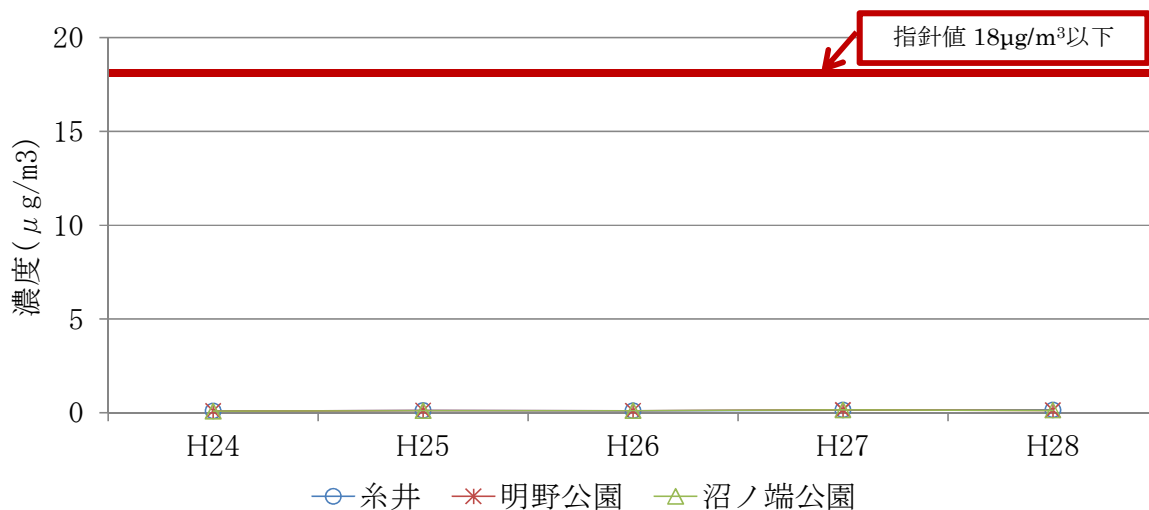
測定局名	28年度の評価結果	年平均値( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	濃度範囲( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )
糸井	○	0.017	<0.002~0.056
明野公園	各測定局ともに指針値を大きく下回っています。	0.007	<0.002~0.034
沼ノ端公園		0.008	<0.002~0.031



■経年変化(年平均値)

■クロロホルム(指針値:1年平均値が18 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること)

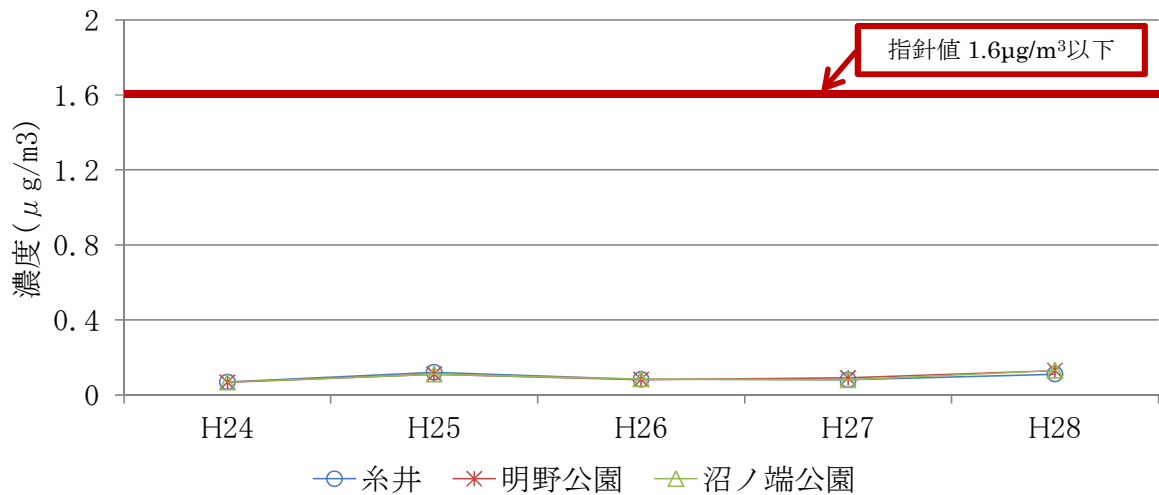
測定局名	28年度の評価結果	年平均値( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	濃度範囲( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )
糸井	○	0.15	0.10~0.35
明野公園	各測定局ともに指針値を大きく下回っています。	0.13	0.10~0.21
沼ノ端公園		0.13	0.096~0.20



■経年変化(年平均値)

■1.2 - ジクロロエタン(指針値:1年平均値が 1.6 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること)

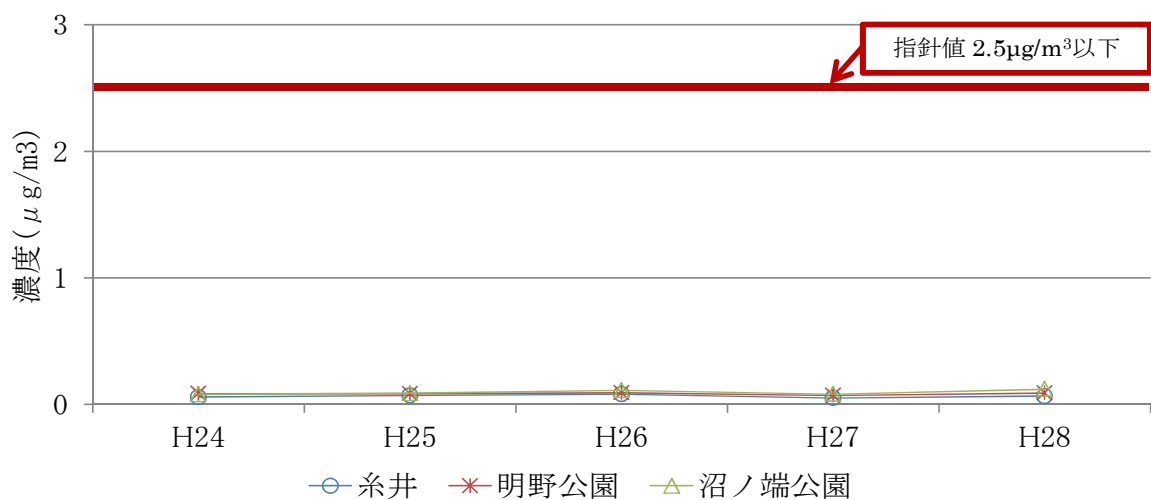
測定局名	28年度の評価結果	年平均値( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	濃度範囲( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )
糸井	○	0.11	0.028~0.49
明野公園	各測定局ともに指針値を大きく下回っています。	0.13	0.028~0.72
沼ノ端公園		0.13	0.032~0.78



■経年変化(年平均値)

■1.3 - ブタジエン(指針値:1年平均値が 2.5 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること)

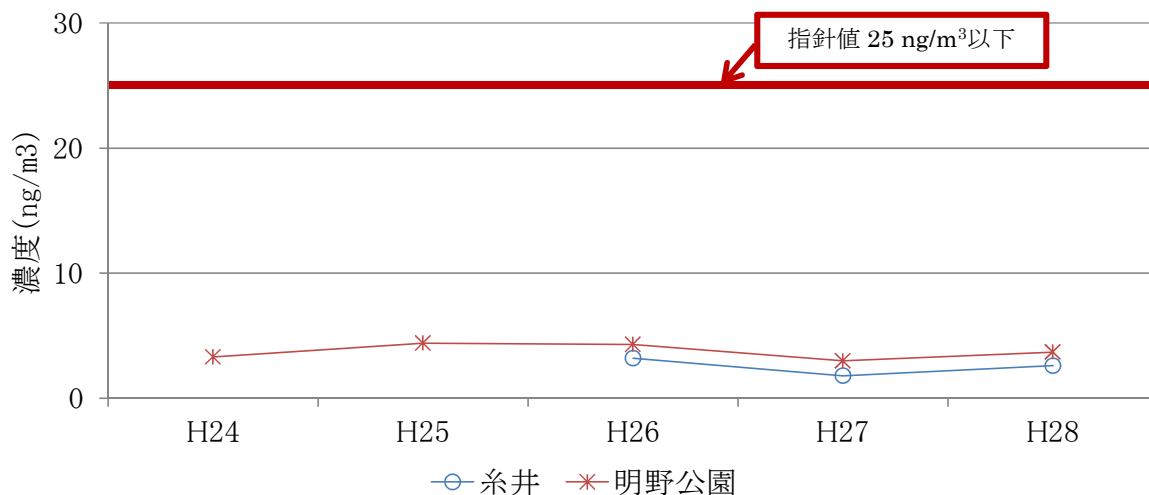
測定局名	28年度の評価結果	年平均値( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	濃度範囲( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )
糸井	○	0.065	0.033~0.16
明野公園	各測定局ともに指針値を大きく下回っています。	0.088	0.022~0.22
沼ノ端公園		0.12	0.039~0.36



■経年変化(年平均値)

■ニッケル化合物(指針値:1年平均値が 25ng/m<sup>3</sup>以下であること)

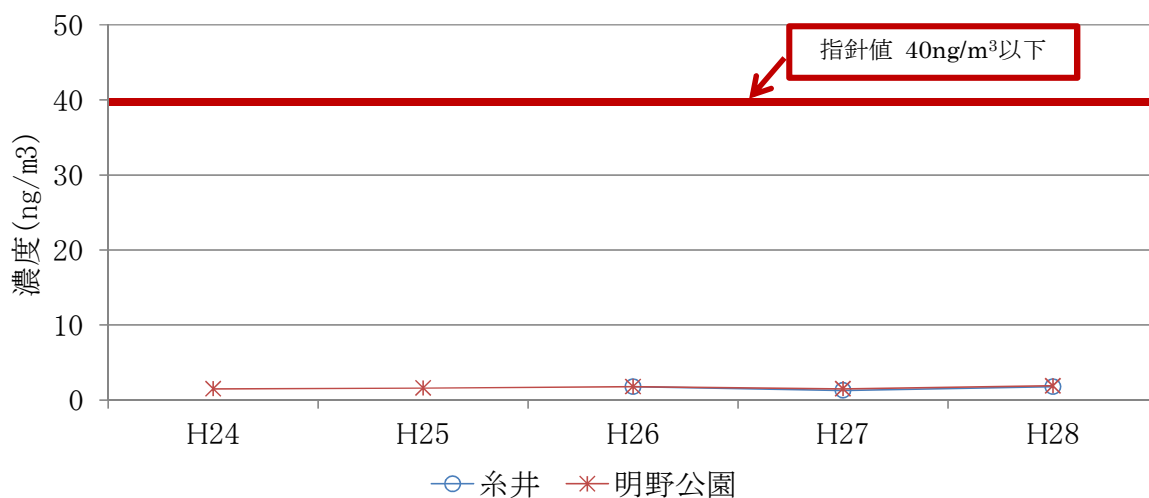
測定局名	28年度の評価結果	年平均値(ng/m <sup>3</sup> )	濃度範囲(ng/m <sup>3</sup> )
糸井	○ 各測定局ともに指針値を大きく下回っています。	2.6	1.1~5.7
明野公園		3.7	0.8~6.3



■経年変化(年平均値)

■水銀及びその化合物(指針値:1年平均値が 40ng/m<sup>3</sup>以下であること)

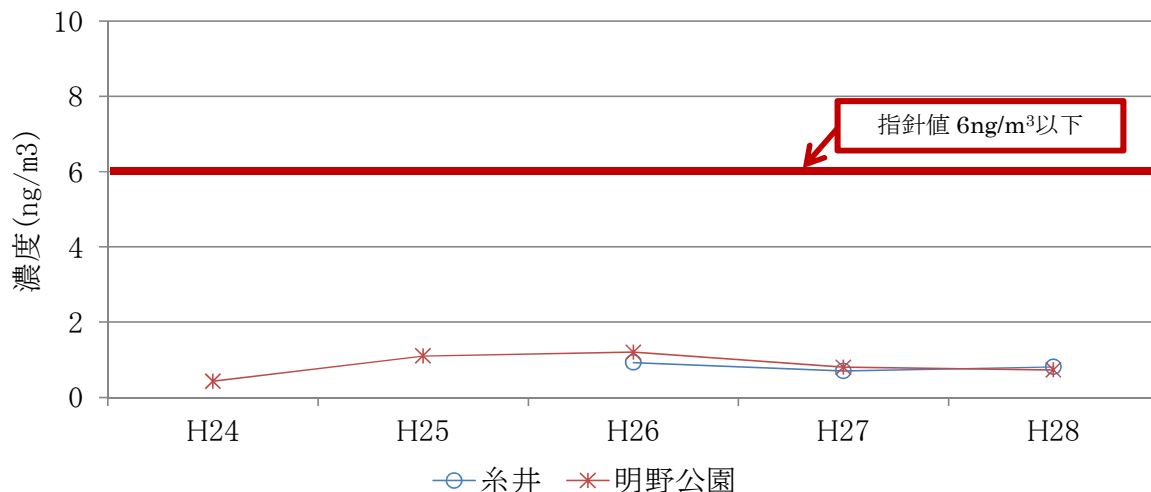
測定局名	28年度の評価結果	年平均値(ng/m <sup>3</sup> )	濃度範囲(ng/m <sup>3</sup> )
糸井	○ 各測定局ともに指針値を大きく下回っています。	1.8	1.4~2.3
明野公園		1.9	1.3~2.7



■経年変化(年平均値)

■ひ素及びその化合物(指針値:1年平均値が6ng/m<sup>3</sup>以下であること)

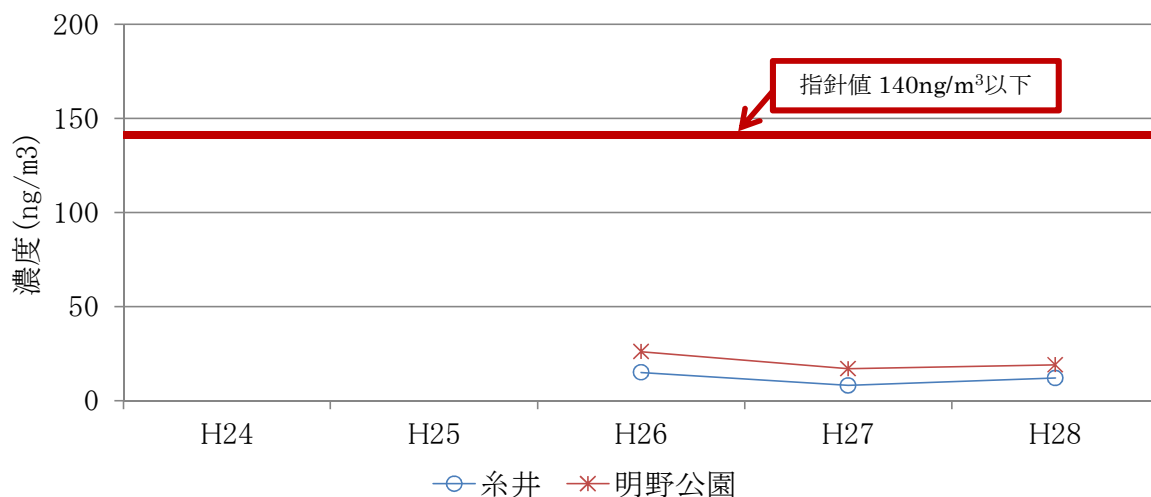
測定局名	28年度の評価結果	年平均値(ng/m <sup>3</sup> )	濃度範囲(ng/m <sup>3</sup> )
糸井	○ 各測定局ともに指針値を大きく下回っています。	0.81	0.082~2.6
明野公園		0.73	0.081~2.2



■経年変化(経年変化)

■マンガン及びその化合物(指針値:1年平均値が140ng/m<sup>3</sup>以下であること)

測定局名	28年度の評価結果	年平均値(ng/m <sup>3</sup> )	濃度範囲(ng/m <sup>3</sup> )
糸井	○ 各測定局ともに指針値を大きく下回っています。	12	3.1~42
明野公園		19	4.1~44



■経年変化(年平均値)

### ■塩化メチル

測定局名	年平均値 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	濃度範囲( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	備 考
糸 井	1.5	1.2~1.9	環境基準及び指針値の 設定はありません。
明野公園	1.5	1.2~1.9	
沼ノ端公園	1.5	1.2~2.0	

### ■トルエン

測定局名	年平均値 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	濃度範囲( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	備 考
糸 井	2.1	0.94~3.6	環境基準及び指針値の 設定はありません。
明野公園	2.8	0.71~5.6	
沼ノ端公園	3.1	1.3~6.5	

### ■酸化エチレン

測定局名	年平均値 ( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	濃度範囲( $\mu\text{g}/\text{m}^3$ )	備 考
糸 井	0.042	0.022~0.070	環境基準及び指針値の 設定はありません。
明野公園	0.044	0.024~0.065	

### ■クロム及びその化合物

測定局名	年平均値 ( $\text{ng}/\text{m}^3$ )	濃度範囲( $\text{ng}/\text{m}^3$ )	備 考
糸 井	2.9	1.5~6.0	環境基準及び指針値の 設定はありません。
明野公園	5.1	2.2~8.5	

### ■ベリリウム及びその化合物

測定局名	年平均値 ( $\text{ng}/\text{m}^3$ )	濃度範囲( $\text{ng}/\text{m}^3$ )	備 考
糸 井	0.011	<0.005~0.025	環境基準及び指針値の 設定はありません。
明野公園	0.011	<0.005~<0.02	

■ベンゾ[a]ピレン

測定局名	年平均値 (ng/m <sup>3</sup> )	濃度範囲 (ng/m <sup>3</sup> )	備 考
糸 井	0.038	0.0003~0.12	環境基準及び指針値の 設定はありません。
明野公園	0.036	0.0003~0.11	

■ホルムアルデヒド

測定局名	年平均値 (μg/m <sup>3</sup> )	濃度範囲 (μg/m <sup>3</sup> )	備 考
糸 井	0.52	0.24~0.95	環境基準及び指針値の 設定はありません。
明野公園	0.47	0.06~1.0	

■アセトアルデヒド

測定局名	年平均値 (μg/m <sup>3</sup> )	濃度範囲 (μg/m <sup>3</sup> )	備 考
糸 井	0.41	0.16~1.6	環境基準及び指針値の 設定はありません。
明野公園	0.41	0.1~1.8	



## 4 大気汚染防止対策

大気汚染の主な原因は、固定発生源（工場・事業場の事業活動や家庭の暖房など）や移動発生源（車両・船舶など）から排出されるばい煙や粉じん等が挙げられます。

また、近年では、継続的な摂取により人の健康を損なうおそれがあるベンゼンやダイオキシン類などの有害大気汚染物質や微小粒子状物質（PM2.5）による越境汚染も懸念されています。

### （1）法令によるばい煙及び一般粉じんの規制・指導

大気汚染防止法、北海道公害防止条例、苫小牧市公害防止条例では、事業場に設置されるボイラーや廃棄物焼却炉などのばい煙発生施設や土石堆積場などの粉じん発生施設のうち、一定規模以上の施設について、新設や構造の変更等に際して事前の届出を義務付けるとともに、汚染物質の排出基準や施設の構造、使用及び管理に関する基準が定められ規制が行われています。

本市では、法令に基づく立入調査や測定調査を行い、基準に適合しない事業場に対しては、施設や維持管理の改善など必要な指導を行っています。

#### ■大気汚染防止法に基づく立入調査結果(平成28年度)

立入事業場数 (施設数)	立入調査結果		
	排出基準違反	届出変更未届	自主測定未実施
31 事業場 (69 施設)	0 事業場	6 事業場	4 事業場

### （2）公害防止協定の締結及び指導

本市では法令規制に加えて、公害を未然に防ぐための有効な手段として、主な発生源となっている事業場30社との間で公害防止協定を締結し、法令より厳しい協定値の遵守について指導を行っています。

平成28年度は、協定値及び協定条項について全事業場で遵守しています。

#### ■公害防止協定の遵守状況(平成28年度)

締結事業場数	協定値の遵守状況	協定条項の遵守状況
30 事業場	全事業場で遵守	全事業場で遵守

### （3）自動車排出ガス規制

自動車排出ガス規制は、大気汚染防止法により、自動車1台ごとの排出ガス量の許容限度が定められ、道路運送車両法に基づく保安基準により確保されるという仕組みで行われています。

国の中央環境審議会「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方」の中で継続的な審議が行われ、順次規制が強化されています。平成17年の「新長期規制」及び平成20年の「ポスト新長期規制」と呼ばれる世界一厳しい規制が実施され、自動車排出ガスの低減が図られています。また、近年では排出ガス対策の国際調和の重要性から「自動車排ガス試験方法の国際調和等を行い低減を図る」ことや「ディーゼル車における世界統一基準に添って逐次基準適用」が答申されています。このほかに技術革新の進化により、ハイブリット自動車などの低公害車の普及が進んでいます。



低排出ガス車ステッカー

#### (4) 有害大気汚染物質対策

有害大気汚染物質とは、長期間にわたり継続的に摂取すると、人の健康を損なうおそれがある物質のことです。

平成29年3月末現在、該当する可能性がある物質として248物質がリストアップされています。その中で優先的に対策を取り組む物質（優先取組物質）として23物質が示されており、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ダイオキシン類、ジクロロメタンの5物質については環境基準が定められています。また、排出または飛散を早急に抑制しなければならない物質として、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンが指定され、大気汚染防止法により排出抑制基準が定められています。

なお、ダイオキシン類に関しては、平成11年に制定された「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、大気汚染防止法とは別に対応が進められています。

#### (5) 石綿(アスベスト)対策

平成元年に大気汚染防止法で特定粉じんとして指定された石綿（アスベスト）については、特定粉じん発生施設の規制と建築物の解体等に伴う石綿の飛散防止を目的とした規制が行われています。

このうち、一定規模以上の解体、改修、補修（特定粉じん排出等作業）にあたっては、事前の届出や法で定める作業基準の遵守などが義務化されています。

平成28年度の本市における特定粉じん排出等作業の届出件数及び立入調査回数は以下のとおりとなっております。指導内容については、事前調査の不備などによるものです。

##### ■特定粉じん排出等作業に係る届出及び立入検査(平成28年度)

届出件数	立入調査回数	指導件数	備考
12件	8回	1件	工場の届出は北海道管轄のため除く

## 第2節 水 質

### 1 概 況

水質汚濁の主な原因としては、工場排水や家庭からの生活排水が考えられます。本市においては公共下水道の整備普及が進んでおり、生活排水についてはほとんどが下水処理場で処理され、河川や海域等の公共用水域に放流されています。

工場排水についても、ほとんどが排水処理後に公共用水域に排出されています。

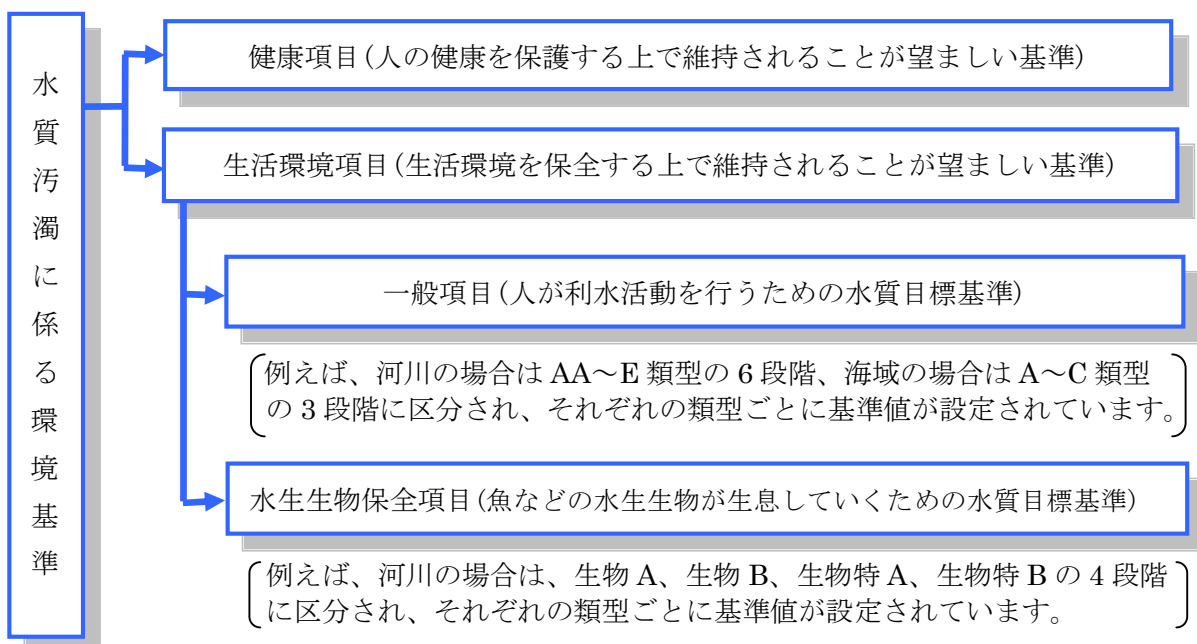
公共用水域での水質の状況把握のため、本市では美々川の水質調査を定期的に行い監視しています。

また、北海道においては市内を流れる 10 河川及び苫小牧海域について水質調査を行っています。

#### 水質汚濁に係る環境基準

水質汚濁に係る環境基準は、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として「人の健康保護に関する基準（健康項目）」と生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として「生活環境の保全に関する基準（生活環境項目）」の 2 つに大分することができます。

さらに、生活環境項目は、人が利水活動を行うための水質目標として設定されている「一般項目」と、魚などの水生生物が生息していくための水質目標として設定されている「水生生物保全項目」に分けられ、利用目的などに応じた区分（類型）ごとに基準値が定められています。



■生活環境項目(生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準)

物質名	解 説	適用水域		
		河川	湖沼	海域
pH 〔水素イオン濃度指数〕	水素イオン濃度指数のことで、pH 値が 7 未満の場合は酸性、7 で中性、7 を超えるとアルカリ性となります。 水質の酸性またはアルカリ性が強くなると、水利用の支障があるほか、水中に生息する生物に影響を及ぼす恐れがある。	○	○	○
BOD 〔生物化学的酸素要求量〕	河川の有機物による水質汚濁の指標として用いられています。BOD が高い状態が続くと、魚類などが生息できなくなる可能性がある。	○		
COD 〔化学的酸素要求量〕	湖沼及び海域の有機性物質による水質汚濁の指標として用いられています。COD が高い状態が続くと、魚類などが生息できなくなる可能性がある。		○	○
DO (溶存酸素量)	水中に溶けている酸素量を表し、常に酸欠状態が続くと、好気性微生物に代わって嫌気性微生物(空気を嫌う微生物)が増殖するようになり、有機物の腐敗が起こり、メタンやアンモニア、硫化水素が発生し悪臭の原因となる。	○	○	○
SS (浮遊物質)	水中に浮遊している物質の量のことをいい、一定量の水をろ過し、乾燥してその重量を測ることとされており、数値が大きいほど水が濁っていることを示す。	○	○	
油分 〔ノマルヘキサン抽出物質量〕	主として、無機性及び有機性の油分による汚染の指標となる。			○
大腸菌群数	大腸菌及びこれと似た挙動を示す細菌の総称で、人や動物の排泄物による汚濁の程度を示す。	○	○	○
全窒素	窒素やリンは、植物の生育に不可欠なものですが、大量の窒素やリンが内湾や湖に流入すると富栄養化が進み、植物プランクトンの異常増殖を引き起こすとされている。湖沼におけるアオコや淡水赤潮の発生や、内湾における赤潮、青潮発生の可能性が高くなる。		○	○
全リン			○	○
水生生物保全項目	全亜鉛	○	○	○
	ノニルフェノール	○	○	○
	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	○	○	○

(注) 水生生物保全項目については、平成 26 年 3 月 25 日に別々川、樽前川、覚生川、錦多峰川、小糸魚川、苫小牧川上流・下流(有珠川含む)、幌内川上流・下流、安平川、勇払川上流・下流、美々川の環境基準の類型指定がされました。

※ 基準値については、資料編(P142～)をご覧ください。

■健康項目(人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準)

物質名	解 説	環境基準
カドミウム	充電式電池、塗料、メッキ工業など用途が広く、蓄積性があり、慢性中毒を引起こす。イタイイタイ病の原因物質とされる。	0.003mg/L 以下
全シアン	メッキ工業、化学工業などで使用され、生体への蓄積性はない。急性中毒を引起こす。	検出されないこと
鉛	鉛蓄電池、鉛管、ガソリン添加剤など用途が広く、生体への蓄積性があり、慢性中毒を引起こす。	0.01mg/L 以下
六価クロム	化学工業製品、メッキ剤などに使用され、蓄積性があり、慢性中毒を引起こす。	0.05mg/L 以下
ひ素	重金属。半導体工業などに使用され、蓄積性があり、慢性中毒を引起こす。	0.01mg/L 以下
総水銀	化学工業、蛍光灯、計器などに使用され、環境中で有機水銀に転換する可能性がある。	0.0005mg/L 以下
アルキル水銀	蓄積性があり水俣病の原因物質とされる。	検出されないこと
PCB	電気絶縁油、ノーカーボン複写機などに使用され、蓄積性があり、慢性中毒を引起こす。	検出されないこと
ジクロロメタン	蓄積性はないが、発がん性の可能性がある。強浸透性のため、地下水への影響が問題となることがある。	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	頭痛、精神錯乱、麻酔作用、嘔吐、下痢、肝・腎障害などの毒性が強く、発がん性も疑われる。	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	塩化ビニルモノマーの製造原料で、他に樹脂原料、溶剤、洗浄剤などに使用される。症状は四塩化炭素と類似し、発がん性も疑われている。	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	塩化ビニリデン樹脂の原料で、急性症状として麻酔作用や反復暴露では肝・腎障害のほか、発がん性の可能性が疑われている。	0.1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	有機溶剤、染料抽出剤、有機合成原料で、中枢神経の抑制作用が主で肝・腎障害は少ない。	0.04mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	金属洗浄剤やドライクリーニング用洗剤などに使用され、毒性は低い。	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	粘着剤、ラッカー、テフロンチューブ製造などに使用され、中枢神経抑制と肝障害のほか、発がん性も疑われている。	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	金属洗浄剤等に使用され、目・鼻・のどの刺激や頭痛、麻酔作用があるとされる。慢性的には肝・腎臓障害のほか、発がん性も疑われている。	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	ドライクリーニングの洗剤、金属洗浄、メッキ、殺虫剤などに使用、性状・毒性などはトリクロロエチレンとほぼ同じ。	0.01mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	土壌燻蒸剤として使用され、強い刺激作用があり、肝・腎障害のほか、発がん性が疑われている。	0.002mg/L 以下
チウラム	農薬として使用され、中毒症状として咽頭痛、咳、痰、皮膚の発疹・痛痒感、結膜炎、腎障害などがある。	0.006mg/L 以下
シマジン	農薬として使用され、急性毒性はごく低く、変異原性や発がん性が疑われている。	0.003mg/L 以下
チオベンカルブ	農薬として使用され、長期的影響により水生生物に強い毒性を示すことがある。	0.02mg/L 以下
ベンゼン	工業用原料などに使用され、発がん性がある。	0.01mg/L 以下
セレン	光電池、整流器、半導体、塗料など用途が広く、慢性中毒症状として顔面蒼白、貧血、皮膚・胃腸障害などがある。	0.01mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	電気メッキにおける洗浄剤や防錆剤、その他製品の触媒や化学肥料に使用され、急性中毒を引起こす。	10mg/L 以下
ふっ素	高濃度のふっ素を含む水の摂取によって、斑状歯が発生するほか、ふっ素沈着症が生じる。	0.8mg/L 以下
ほう素	高濃度のほう素を含む水の摂取によって嘔吐、腹痛、下痢及び吐き気などを生じる。	1mg/L 以下
1,4-ジオキサン	溶剤や化学製品や染料の原料として使用され、発がん性がある。	0.05mg/L 以下

### ■環境基準と類型指定とは

環境基準のうち、健康項目（人の健康保護に関する基準）については、すべての水域に対し一律の基準が定められ適用されています。

一方、生活環境項目（生活環境の保全に関する基準）については、基準が適用される水域は内閣総理大臣または都道府県知事が利用目的等を考慮し、水域毎に設定（類型指定）を行うこととなっています（類型指定がされなければ、その水域には生活環境項目の環境基準は適用されません）。

利用目的ごとの類型区分と環境基準の一例は、以下のとおりです。

#### 類型ごとに国で環境基準を設定

##### ■海域の環境基準例(国で設定)

類型	利用目的の適応性	基準値例 COD
A	<ul style="list-style-type: none"> <li>水産1級(マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用)</li> <li>水浴</li> <li>自然環境保全(自然探勝等の環境保全)</li> </ul>	2mg/L
B	<ul style="list-style-type: none"> <li>水産2級(ボラ、ノリ等の水産生物用)</li> <li>工業用水</li> </ul>	3mg/L
C	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境保全(沿岸の遊歩等含む日常生活において、不快感を生じない限度)</li> </ul>	8mg/L



都道府県知事が利用目的等を考慮し、その水域の類型を指定



都道府県知事(類型の指定)

→例：この海域は、自然環境保全と水浴の目的から「A 類型」に指定

#### 【参考】河川の類型の概要

類型	利用目的の適応性
AA	水道1級(ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの)、自然環境保全(自然探勝等の環境保全)
A	水道2級(沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの) 水産1級(ヤマメ、イワナの水産生物用)、水浴
B	水道3級(前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの) 水産2級(サケ科魚類及びアユ等の水産生物用)
C	水産3級(コイ、フナ等の水産生物用) 工業用水1級(沈殿等による通常の浄水操作を行うもの)
D	工業用水2級(薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの)、農業用水
E	工業用水3級(特殊の浄水操作を行うもの) 環境保全(日常生活で沿岸において不快感を生じない限度)

## 2 環境基準達成状況

水質汚濁に係る環境基準のうち、評価方法が定められている生物化学的酸素要求量 BOD 及び化学的酸素要求量 COD 並びに健康項目についての環境基準達成状況の評価は、以下のとおりです。

なお、北海道が実施した測定結果について、平成 28 年度分が未確定のため、平成 27 年度分の結果について掲載しています。

### ■市内河川の環境基準達成状況(平成 27 年度)

(北海道調べ)

水 域 名	生物化学的酸素要求量 BOD	健康項目
別々川	○ 測定を行った全ての地点で 環境基準を達成しています。	○ 測定を行った全ての項目で 環境基準を達成しています。
樽前川		
覚生川		
錦多峰川		
小糸魚川		
苫小牧川上流		
苫小牧川下流		
幌内川上流		
幌内川下流		
安平川		
勇払川上流		
勇払川下流		
美々川		

### ■苫小牧海域の環境基準達成状況(平成 27 年度)

(北海道調べ)

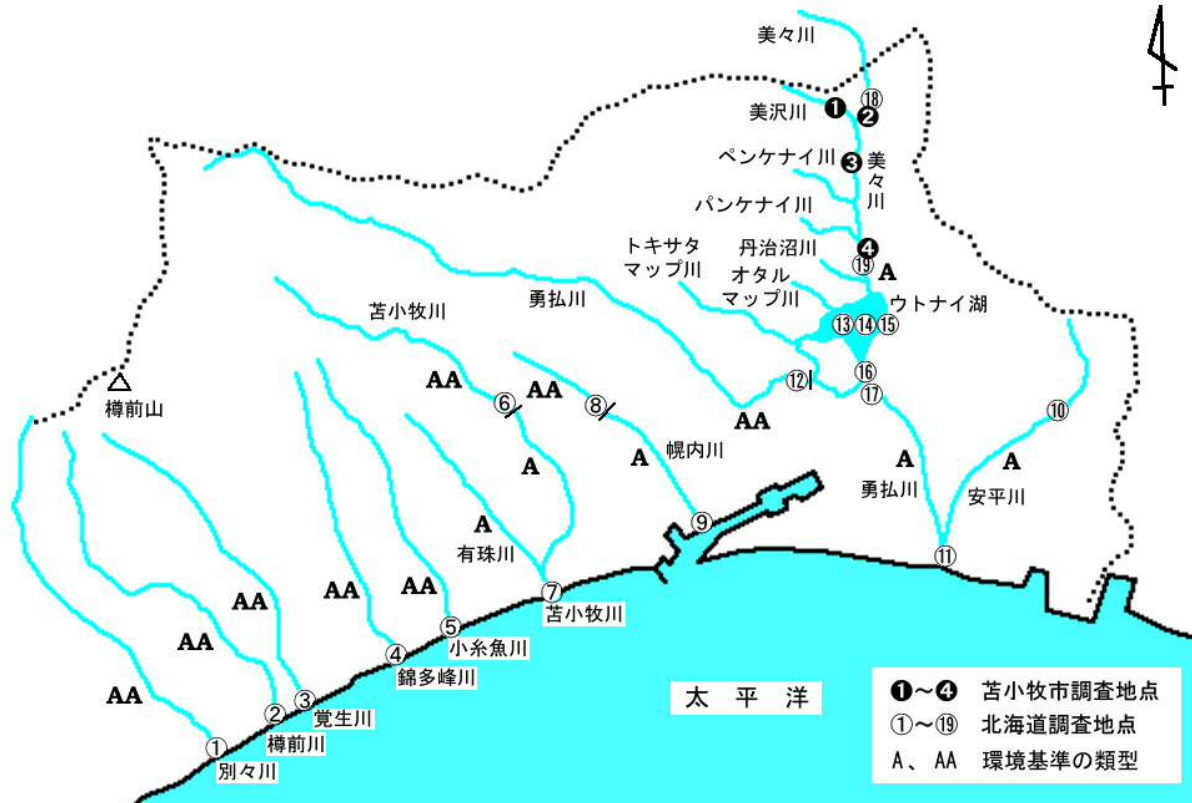
水 域 名	化学的酸素要求量 COD	健康項目
苫小牧海域	○ 測定を行った全ての地点で 環境基準を達成しています。	○ 測定を行った全ての項目で 環境基準を達成しています。

(注) 生物化学的酸素要求量 BOD 及び化学的酸素要求量 COD は、有機物による水質汚濁の指標であり、年間の日間平均値の全データのうち、75%値のデータが環境基準を達成している場合は「環境基準達成」、それ以外は「環境基準未達成」とします。

### 3 河川の水質測定地点及び測定結果

本市では、美々川水系4地点（美々川3地点、美沢川1地点）、北海道においては、環境基準の類型指定がされている別々川、樽前川、覚生川、錦多峰川、小糸魚川、苫小牧川、幌内川、安平川、勇払川、美々川の10河川計19地点の水質測定を行っています。

#### ■河川環境基準の類型及び調査地点位置図



河川調査地点名称			
①第一美々橋	②松美々橋	③合流点下流	④植苗橋
①別々橋	②樽前橋	③覚生橋	④錦岡橋
⑤小糸魚橋	⑥王子専用取水口	⑦寿橋	⑧市浄水場幌内取水口
⑨港橋	⑩静川橋	⑪勇払橋	⑫夕振大橋
⑬ウトナイ湖 ST-1	⑭ウトナイ湖 ST-2	⑮ウトナイ湖 ST-3	⑯室蘭本線橋梁
⑰沼ノ端橋	⑱松美々橋	⑲植苗橋	

#### ■環境基準値(生活環境項目)

※苫小牧市該当分のみ抜粋

区分	類型	pH	BOD (mg/L)	DO (mg/L)	SS (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100mL)	全亜鉛 (mg/L)
一般項目	AA	6.5~8.5	1以下	7.5以上	25以下	50以下	—
	A		2以下			1,000以下	



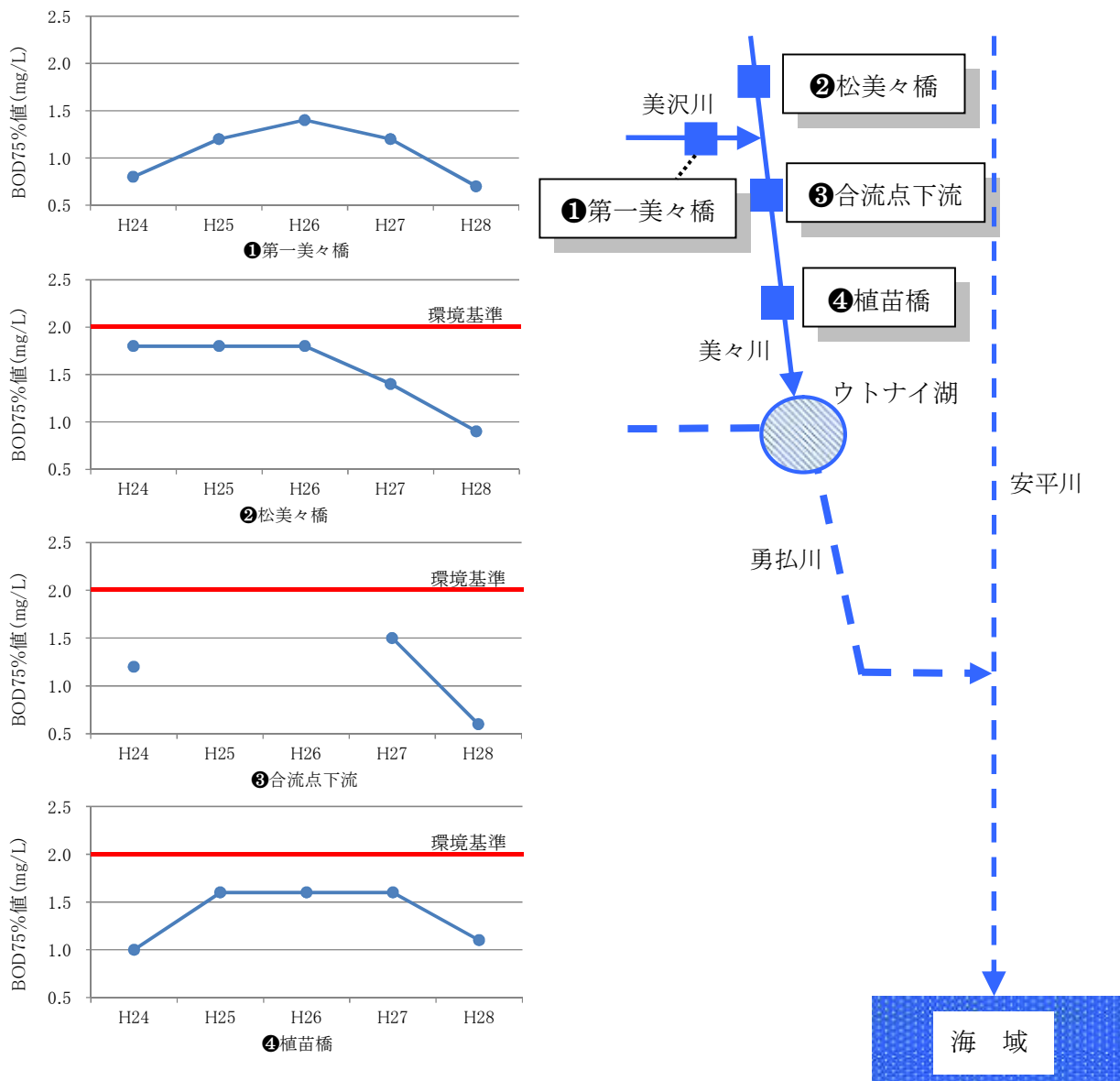
(1) 美々川水系の水質測定結果 (平成28年度)

(苫小牧市調べ)

水域名	地点No.及び 測定地点名	類 型	pH		BOD (mg/L)			DO (mg/L)		SS (mg/L)		大腸菌群数 (MPN/mL)	
			最大値 最小値	最大値 最小値	75% 値	評 価	最大値 最小値	最大値 最小値	最大値 最小値	最大値 最小値			
美沢川	① 第一美々橋	-	7.1	1.1	0.7	-	9.5	3	140	2			
			6.6	<0.5			4.2	<1					
美々川	② 松美々橋	A	7.0	1.3	0.9	○	10	5	170	13			
			6.4	<0.5			3.9	1					
	③ 合流点下流	A	7.2	0.6	0.6	○	10	4	220	13			
			6.7	<0.5			5.1	1					
	④ 植苗橋	A	7.2	1.2	1.1	○	11	6	900	30			
			6.8	0.5			7.3	1					

(注) 美沢川は美々川の支流であり、類型指定がされていないため環境基準値は設定されていません。  
評価欄の「○」は環境基準達成、「×」は環境基準未達成を表す。

■美々川水系のBOD(75%値)経年変化及び測定地点概略図 (苫小牧市調べ)



(2) 河川の水質測定結果

■生活環境項目の水質測定結果(平成27年度)

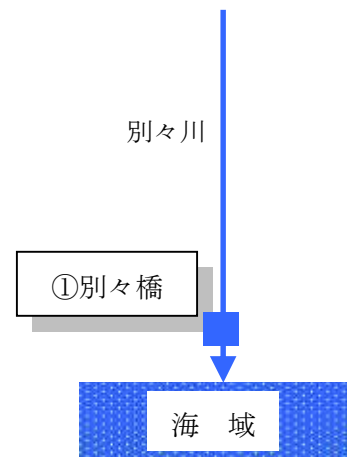
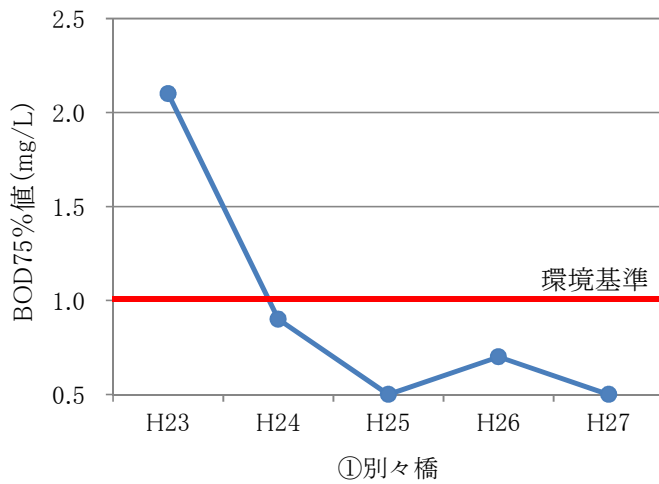
(北海道調べ)

水域名	地点No.及び 測定地点名	類 型	pH		BOD (mg/L)			DO (mg/L)		SS (mg/L)		大腸菌群数 (MPN/mL)	
			最大値 最小値	最大値 最小値	75% 値	評 価	最大値 最小値	最大値 最小値	最大値 最小値	最大値 最小値			
別々川	① 別々橋	AA	7.2	<0.5	<0.5	○	11	18	5,400				
			7.2	<0.5	<0.5	○	9.5	2	130				
樽前川	② 樽前橋	AA	7.4	<0.5	<0.5	○	12	17	350				
			7.2	<0.5	<0.5	○	8.8	1	33				
覚生川	③ 覚生橋	AA	7.2	<0.5	<0.5	○	11	22	3,500				
			7.0	<0.5	<0.5	○	8.7	3	540				
錦多峰川	④ 錦岡橋	AA	7.2	0.5	<0.5	○	10	4	3,500				
			7.1	<0.5	<0.5	○	7.6	3	350				
小糸魚川	⑤ 小糸魚橋	AA	7.4	0.5	<0.5	○	11	7	790				
			7.3	<0.5	<0.5	○	8.3	2	23				
苫小牧川	⑥ 王子専用 取水口	AA	7.7	0.7	0.5	○	11	4	240				
			7.5	<0.5	<0.5	○	10	1	0				
幌内川	⑦ 寿橋	A	7.1	0.8	<0.5	○	10	6	1,700				
			6.8	<0.5	<0.5	○	9.1	3	49				
幌内川	⑧ 市浄水場 幌内取水口	AA	7.3	0.7	<0.5	○	11	3	350				
			7.1	<0.5	<0.5	○	10	<1	23				
安平川	⑨ 港橋	A	6.8	0.8	<0.5	○	8.9	5	350				
			6.5	<0.5	<0.5	○	6.9	2	79				
安平川	⑩ 静川橋	A	7.3	1.2	1.2	○	11	10	24,000				
			7.0	<0.5	<0.5	○	7.8	6	3,500				
安平川	⑪ 勇払橋	A	7.3	0.7	0.6	○	11	15	3,500				
			6.9	<0.5	<0.5	○	6.8	4	350				
勇払川	⑫ 夕振大橋	AA	7.3	<0.5	<0.5	○	12	5	240				
			6.9	<0.5	<0.5	○	9.3	2	33				
	⑬ ウトナイ湖 ST-1	A	7.2	0.5	<0.5	○	10	4	790				
			6.9	<0.5	<0.5	○	8.4	2	33				
	⑭ ウトナイ湖 ST-2	A	8.5	0.9	0.6	○	11	5	7,900				
			7.1	<0.5	<0.5	○	8.2	3	1,300				
	⑮ ウトナイ湖 ST-3	A	7.6	0.9	0.7	○	9.7	5	17,000				
6.8			<0.5	<0.5	○	5.9	3	790					
⑯ 室蘭本線 橋梁	A	8.4	0.9	0.8	○	11	9	17,000					
		7.0	<0.5	<0.5	○	8.7	4	790					
⑰ 沼ノ端橋	A	7.8	0.7	0.7	○	11	8	5,400					
		6.9	<0.5	<0.5	○	8.5	1	790					
美々川	⑱ 松美々橋	A	7.1	0.6	0.5	○	9.2	4	2,400				
			6.7	<0.5	<0.5	○	6.2	1	130				
美々川	⑲ 植苗橋	A	7.7	1.1	0.7	○	11	6	35,000				
			7.0	<0.5	<0.5	○	9.1	3	540				

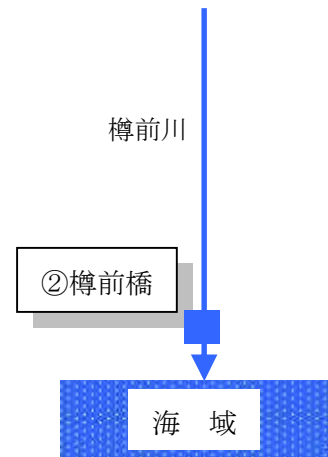
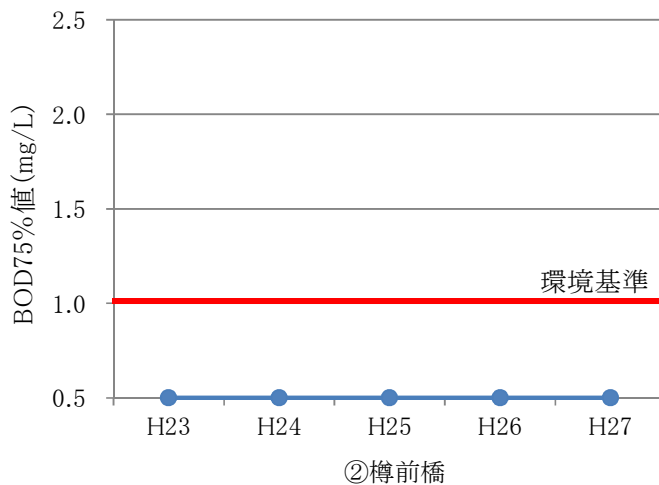
(注) 1 類型欄の下線(Aなど)は、環境基準地点(環境基準の維持達成状況を把握するための測定点)であることを示す。なお、参考として、環境基準地点以外の評価も行っている。

2 評価欄の「○」は環境基準達成、「×」は環境基準未達成を表す。

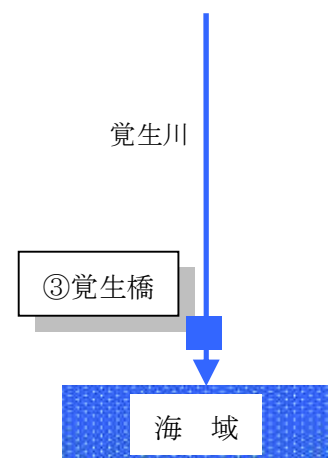
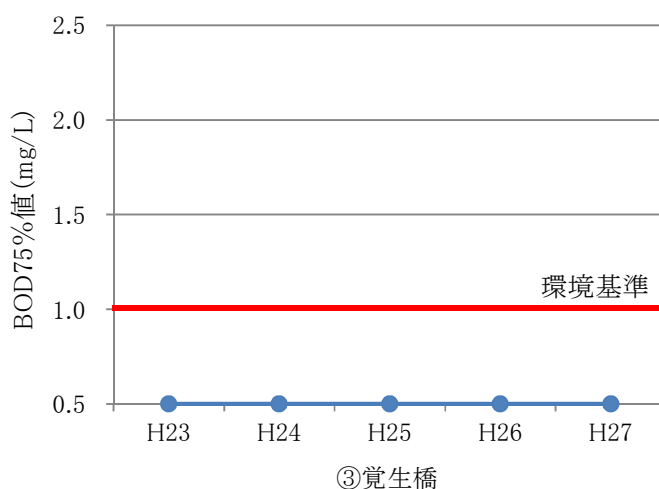
■別々川の BOD (75%値) 経年変化及び測定地点概略図 (北海道調べ)



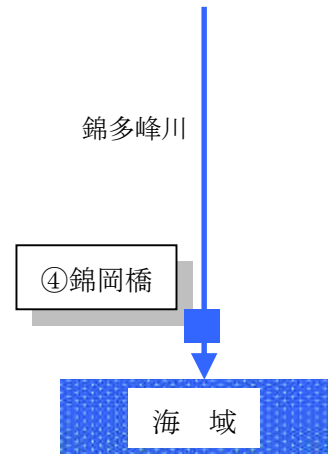
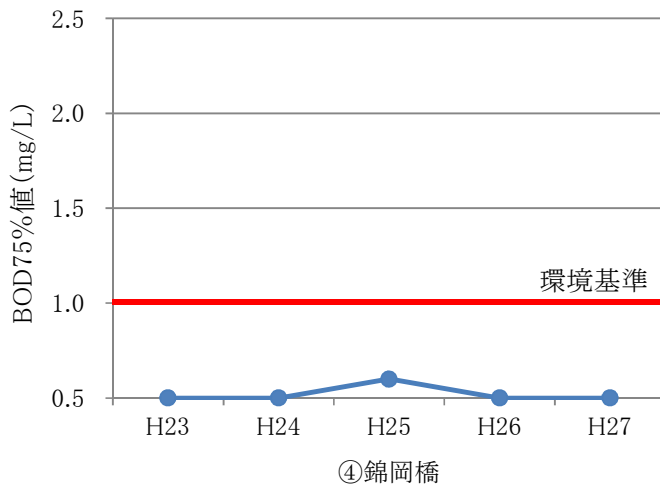
■樽前川の BOD (75%値) 経年変化及び測定地点概略図 (北海道調べ)



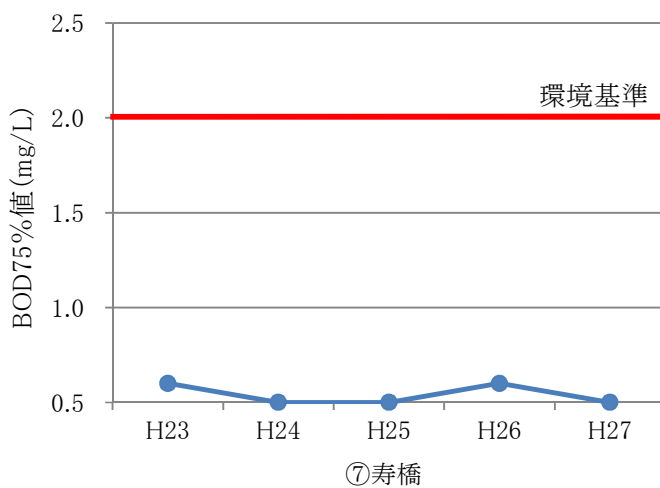
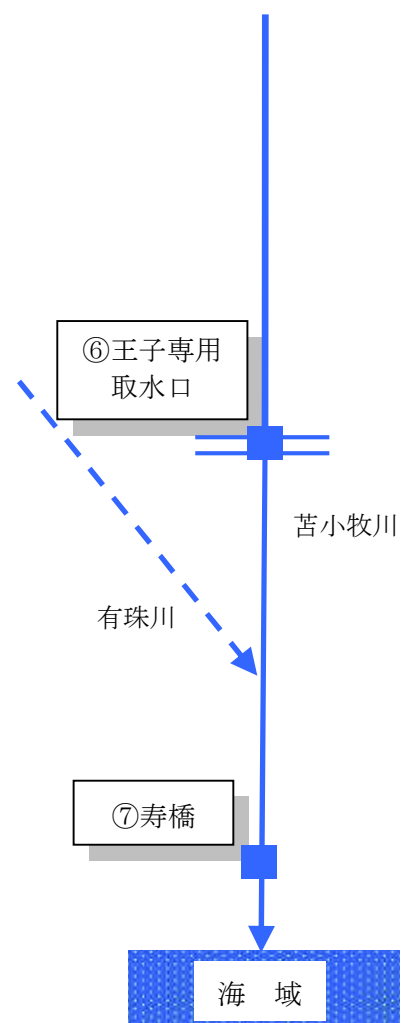
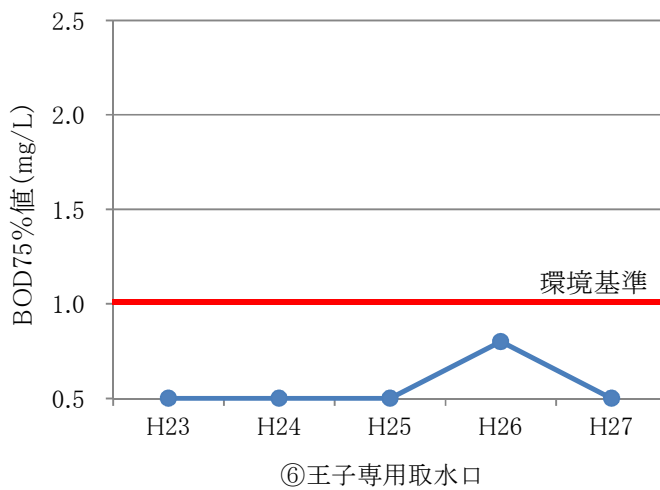
■覚生川の BOD (75%値) 経年変化及び測定地点概略図 (北海道調べ)



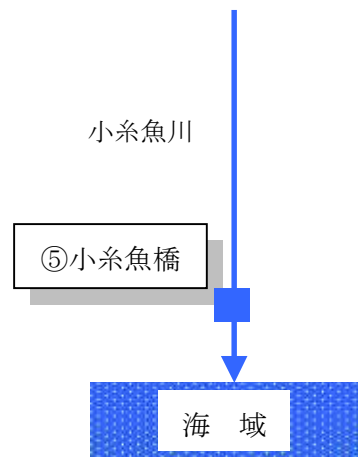
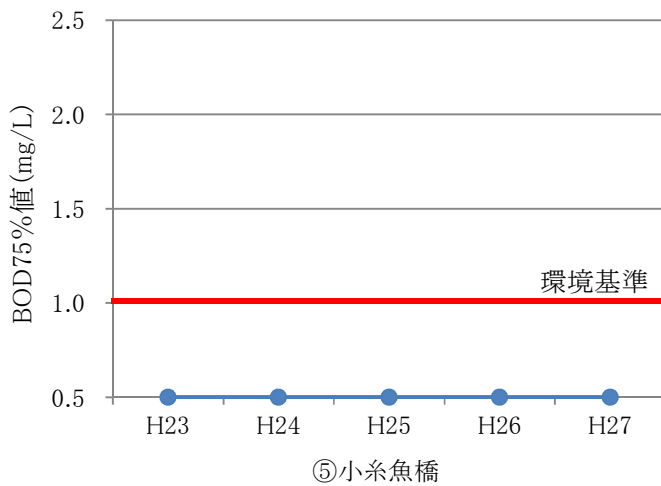
■ 錦多峰川の BOD (75%値) 経年変化及び測定地点概略図 (北海道調べ)



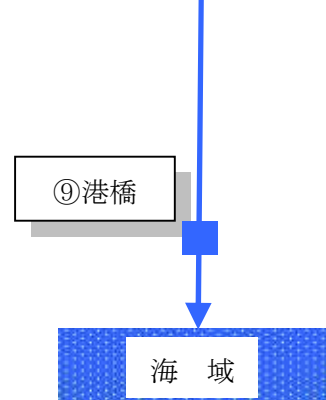
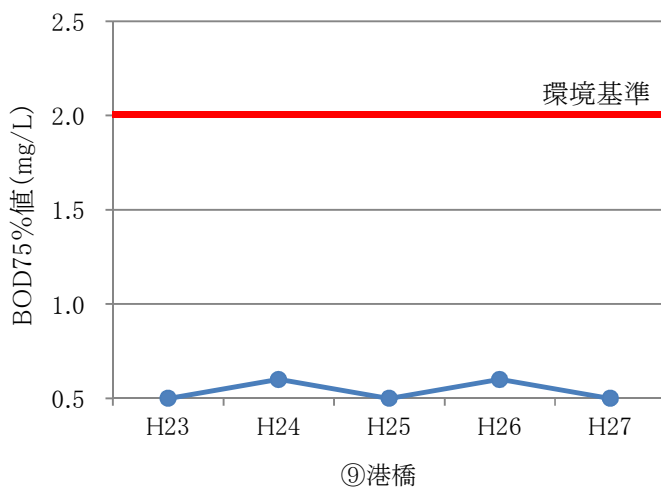
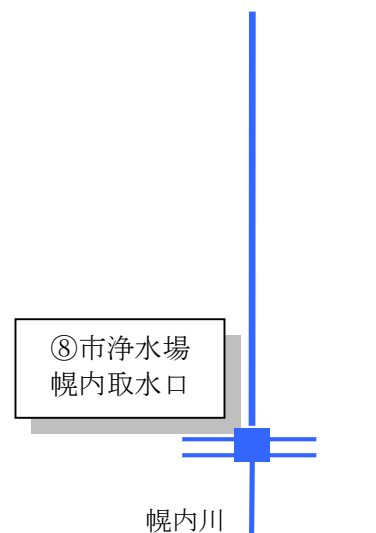
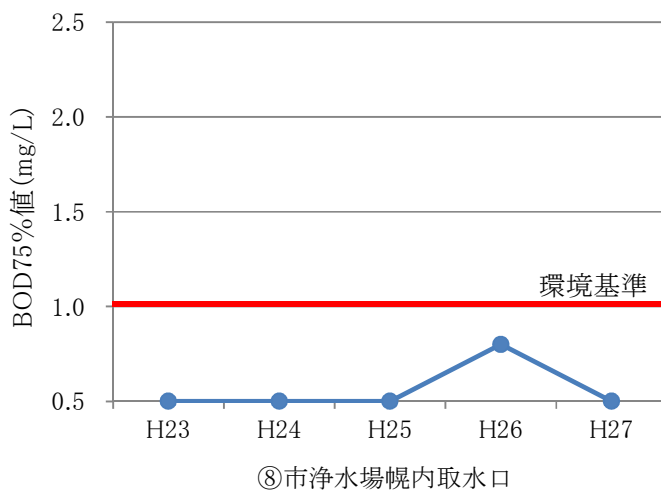
■ 苫小牧川の BOD (75%値) 経年変化及び測定地点概略図 (北海道調べ)



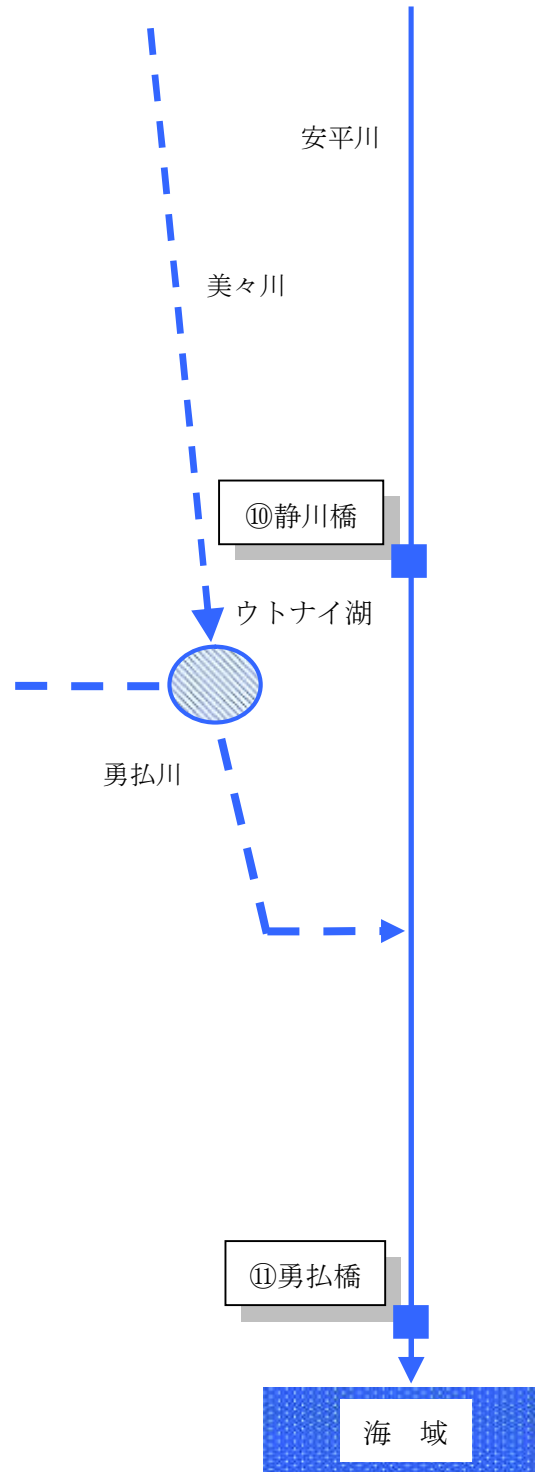
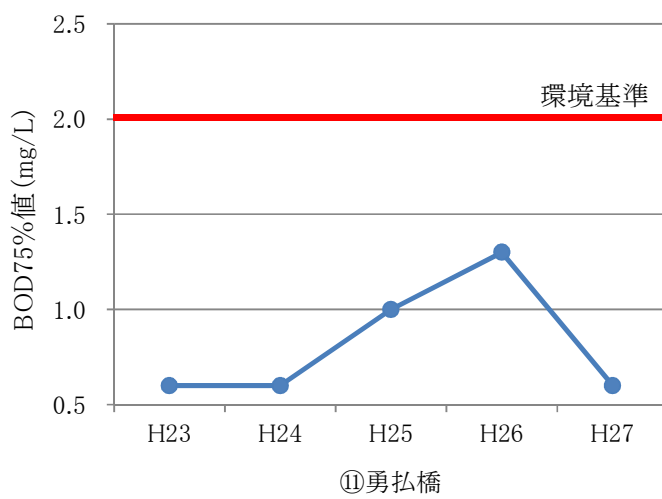
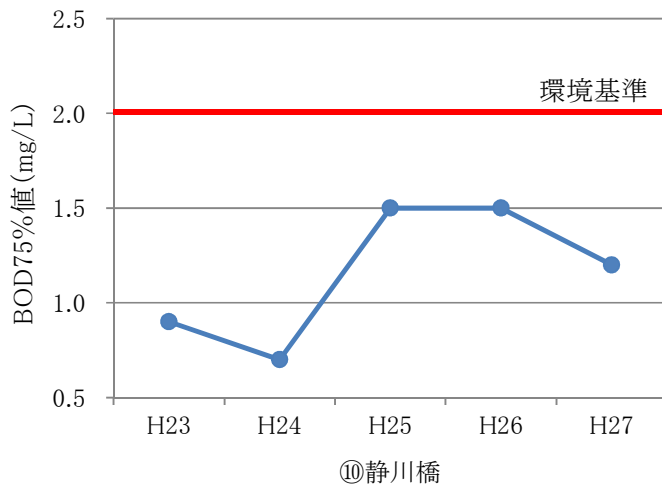
■小糸魚川の BOD (75%値) 経年変化及び測定地点概略図 (北海道調べ)



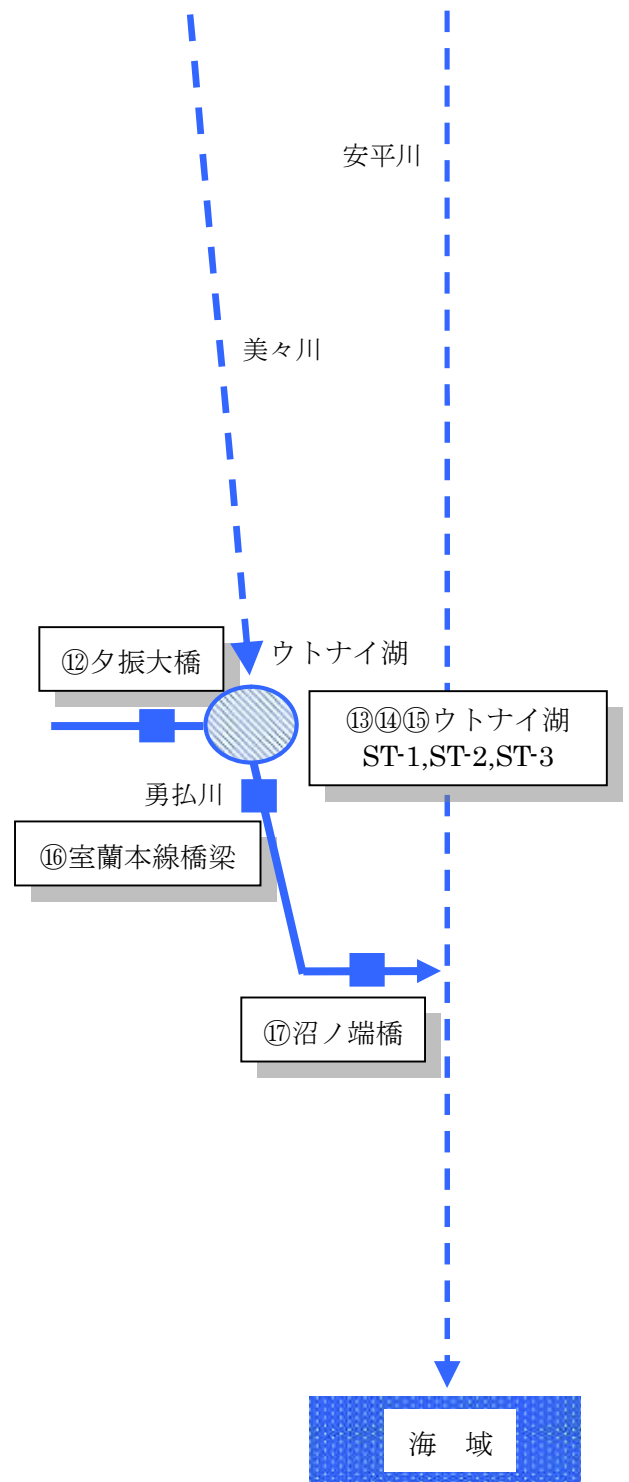
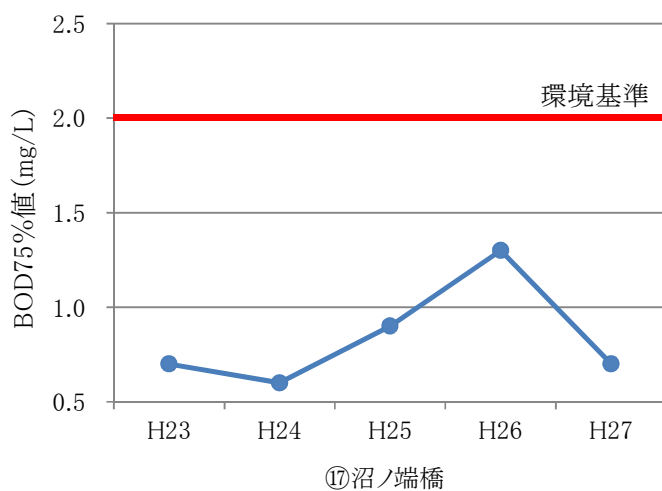
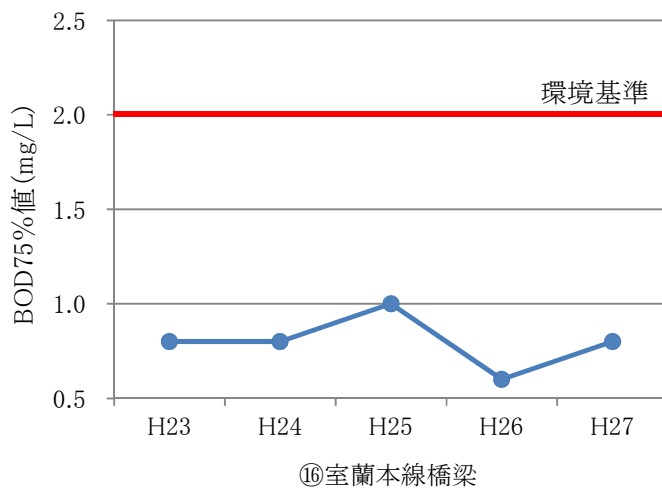
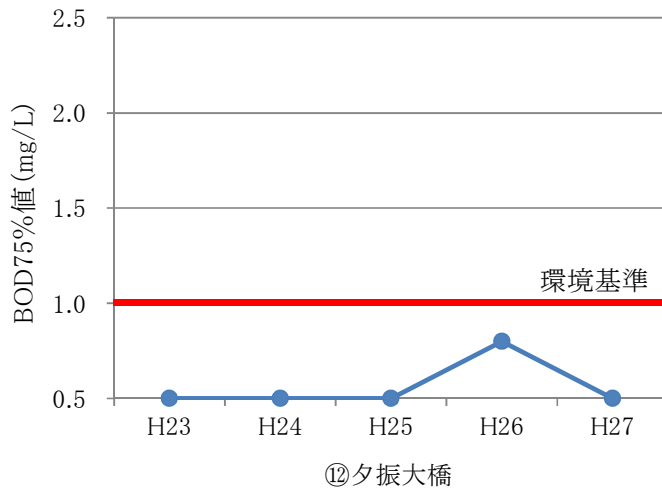
■幌内川の BOD (75%値) 経年変化及び測定地点概略図 (北海道調べ)



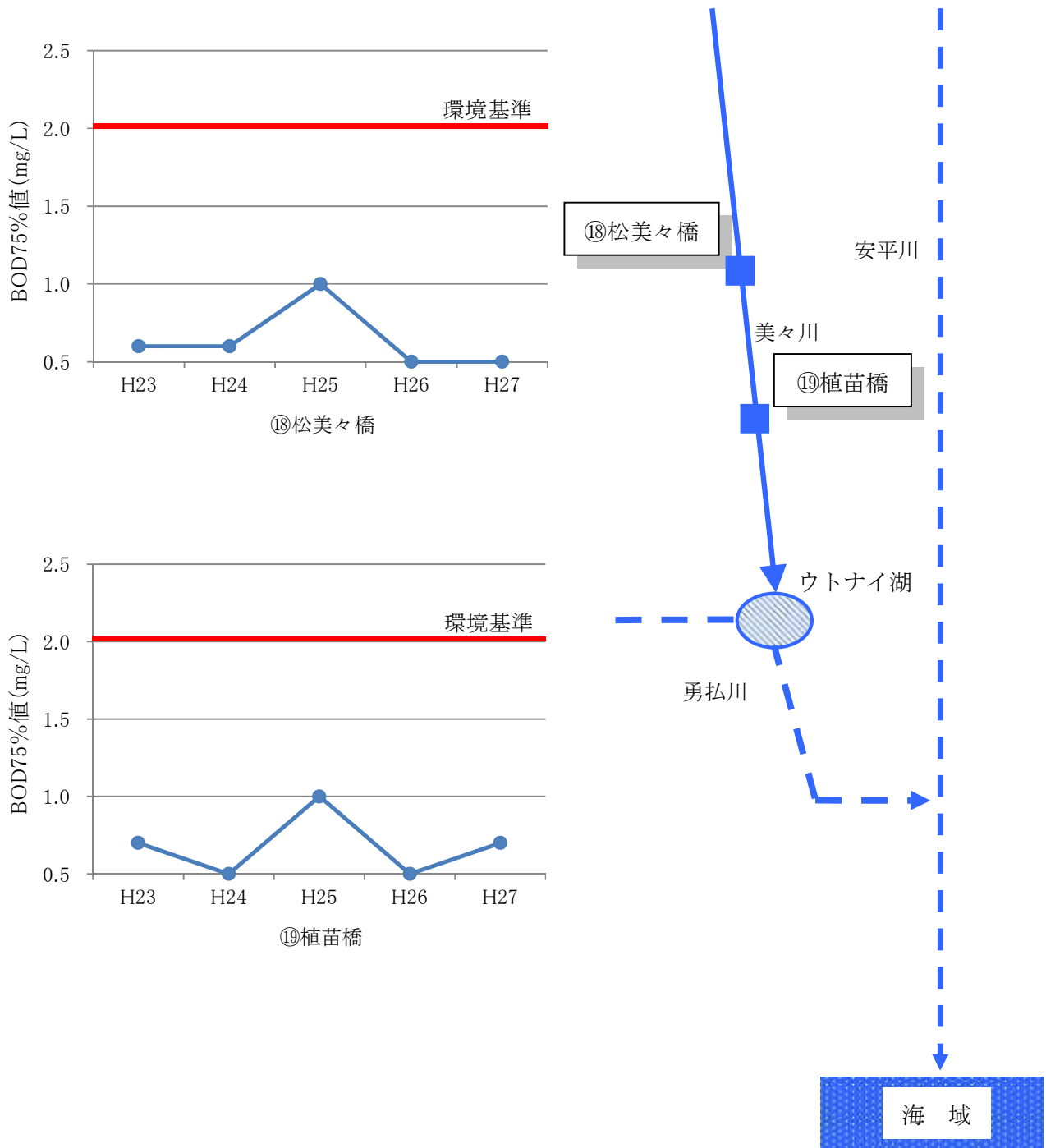
■安平川の BOD (75%値) 経年変化及び測定地点概略図 (北海道調べ)



■勇払川の BOD (75%値) 経年変化及び測定地点概略図 (北海道調べ)



■美々川の BOD (75%値) 経年変化及び測定地点概略図 (北海道調べ)





■健康項目の測定結果(平成27年度)

(北海道調べ)

項目 (環境基準)	別々川	幌内川	安平川	勇払川		美々川	
	別々橋	港橋	勇払橋	室蘭本線橋梁	ウトナイ湖 ST-2	松美々橋	植苗橋
カドミウム (0.003mg/L以下)	—	<0.0003	<0.0003	<0.0003	—	—	<0.0003
全シアン (検出されないこと)	—	—	<0.1	—	—	—	—
鉛 (0.01mg/L以下)	—	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	—	<0.005
六価クロム (0.05mg/L以下)	—	—	<0.02	—	—	—	—
ヒ素 (0.01mg/L以下)	—	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	—	<0.005
総水銀 (0.0005mg/L以下)	—	<0.0005	<0.0005	<0.0005	—	—	<0.0005
ジクロロメタン (0.02mg/L以下)	—	—	<0.002	—	—	—	—
四塩化炭素 (0.002mg/L以下)	—	—	<0.0002	—	—	—	—
1,2-ジクロロエタン (0.004mg/L以下)	—	—	<0.0004	—	—	—	—
1,1-ジクロロエチレン (0.1mg/L以下)	—	—	<0.01	—	—	—	—
シス-1,2-ジクロロエチレン (0.04mg/L以下)	—	—	<0.004	—	—	—	—
1,1,1-トリクロロエタン (1mg/L以下)	—	—	<0.001	—	—	—	—
1,1,2-トリクロロエタン (0.006mg/L以下)	—	—	<0.0006	—	—	—	—
トリクロロエチレン (0.01mg/L以下)	—	—	<0.002	—	—	—	—
テトラクロロエチレン (0.01mg/L以下)	—	—	<0.0005	—	—	—	—
1,3-ジクロロプロペン (0.002mg/L以下)	—	—	<0.0002	—	—	—	—
チウラム (0.006mg/L以下)	—	—	<0.0006	—	—	—	—
シマジン (0.003mg/L以下)	—	—	<0.0003	—	—	—	—
チオベンカルブ (0.02mg/L以下)	—	—	<0.002	—	—	—	—
ベンゼン (0.01mg/L以下)	—	—	<0.001	—	—	—	—
1,4-ジオキサン (0.05mg/L以下)	—	—	<0.005	—	—	—	—
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 (10mg/L以下)	0.54	—	—	—	—	8.7	4.1

(注) 1 結果は最大値を表示。

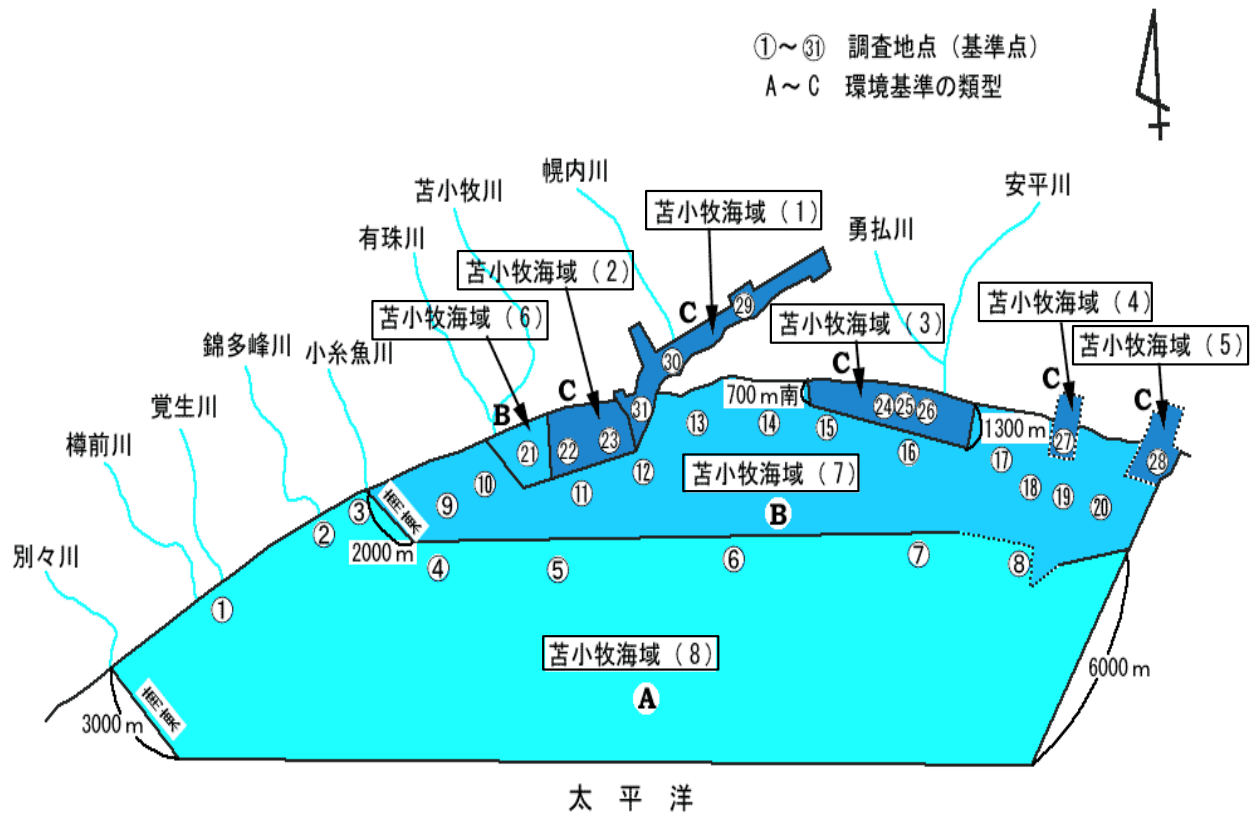
2 上記測定結果全て環境基準を達成。

#### 4 海域の水質測定地点及び測定結果

本市の海域は、以下のとおり 8 水域に分けて環境基準の類型指定がされています。

これらの海域内に、31 か所の環境基準点が設定され北海道が測定を行い、監視を行っています。

##### ■ 苫小牧海域の環境基準の類型及び調査地点位置図



##### ■ 環境基準 (生活環境項目)

区分	類型	pH	COD (mg/L)	DO (mg/L)	大腸菌群数 (MPN/100mL)	n-ヘキサン抽出物(油分) (mg/L)
一般項目	A	7.8～8.3	2 以下	7.5 以上	1,000 以下	検出されないこと
	B		3 以下	5 以上	—	検出されないこと
	C	7.0～8.3	8 以下	2 以上	—	—

海域の水質測定結果

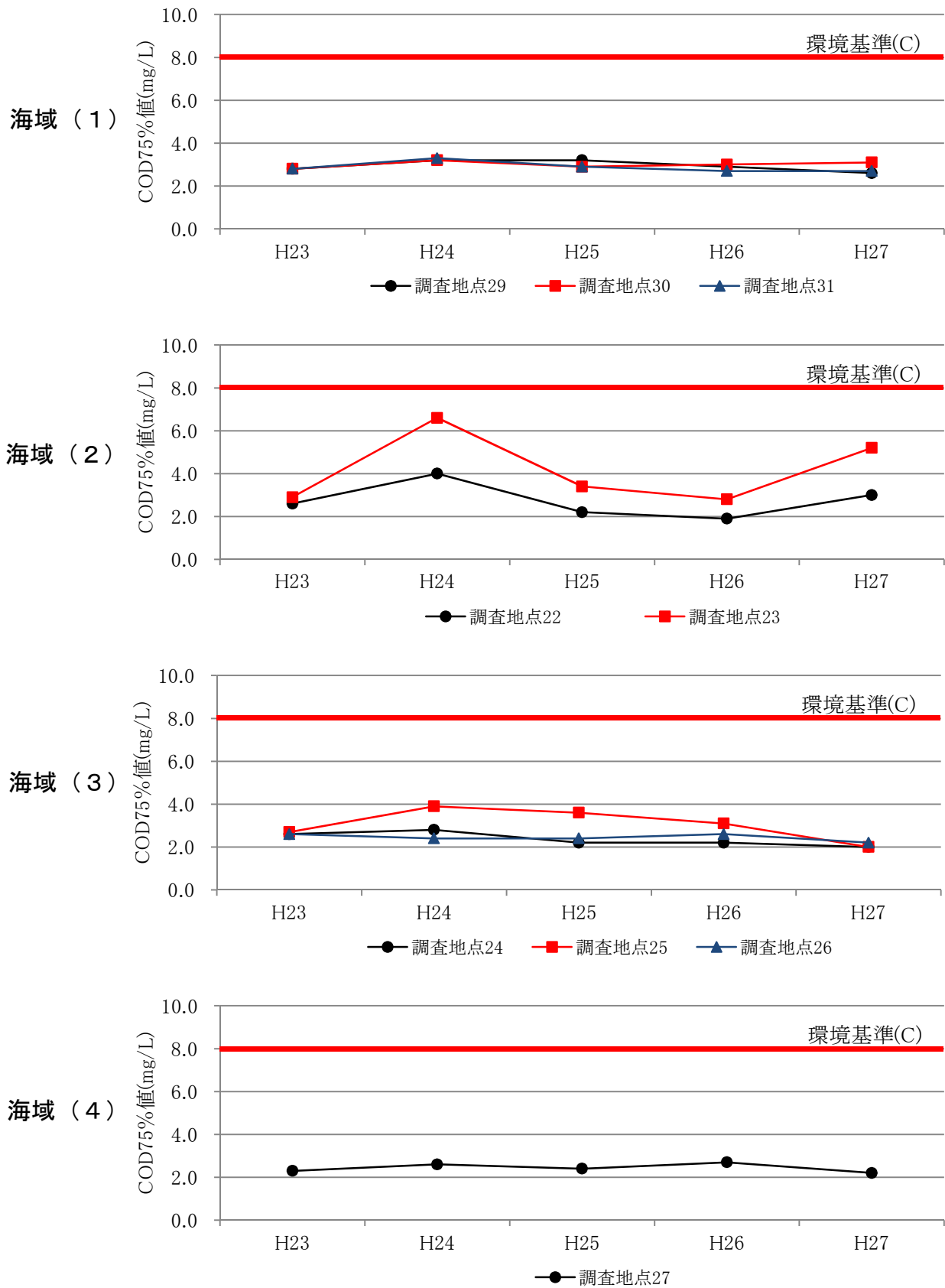
■生活環境項目の水質測定結果(平成27年度)

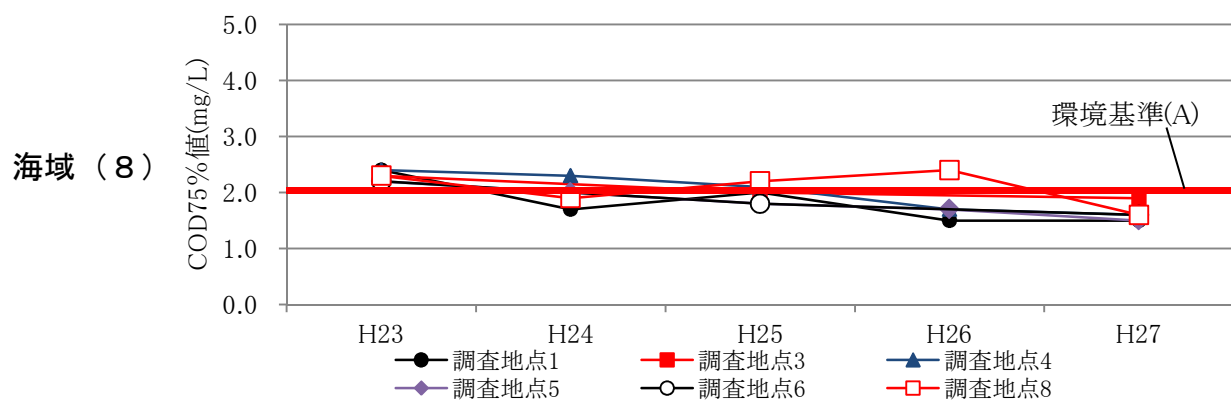
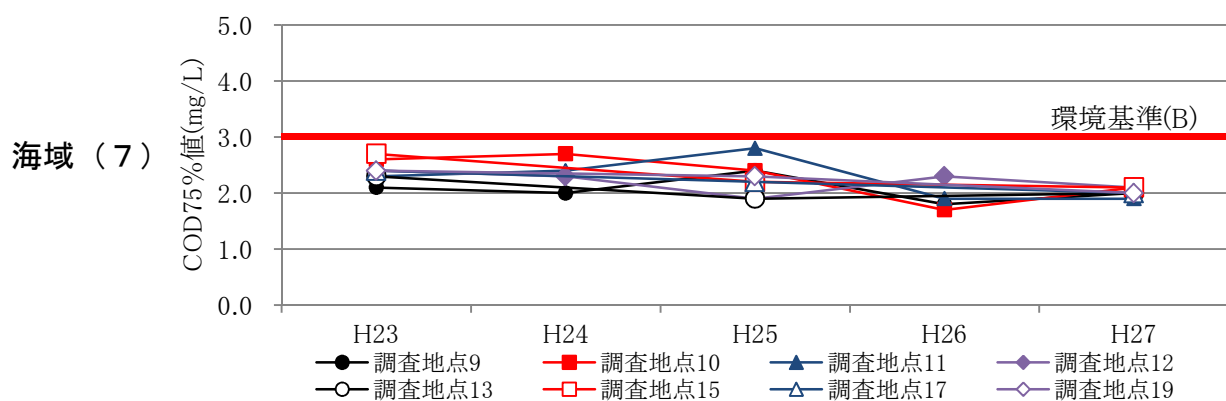
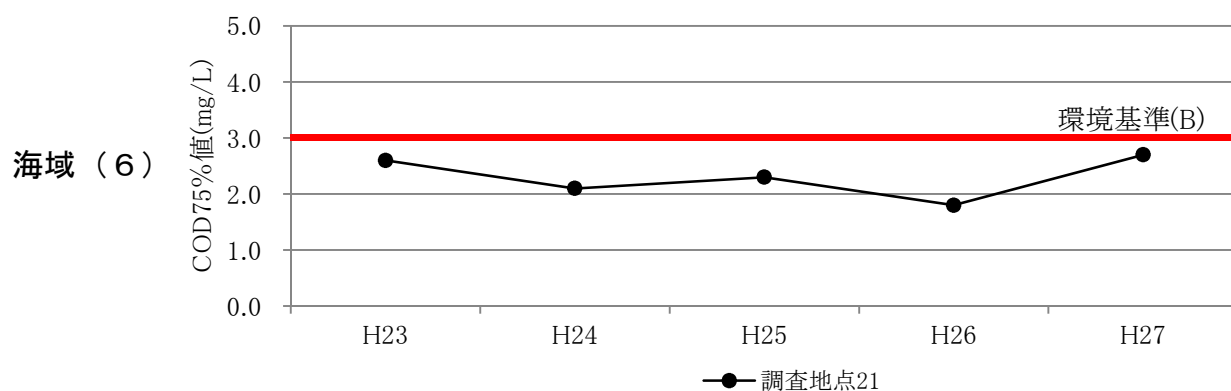
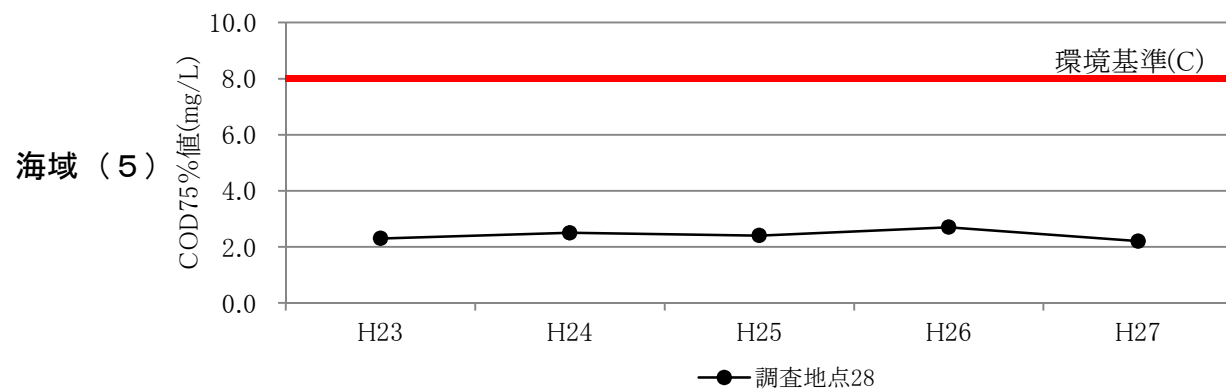
(北海道調べ)

海域名	類型	地点	pH		COD (mg/L)			DO (mg/L)		大腸菌群数 (MPN/100mL)		油分 (mg/L)	
			最大値 最小値	最大値 最小値	75%値	評価	最大値 最小値	最大値 最小値	最大値 最小値	最大値 最小値			
苫小牧海域 (1)	C	29	8.2	3.5	2.6	○	10	-	-	-	-	-	
			8.0	1.5			8.4						
		30	8.2	3.7	3.1	○	11	-	-	-	-	-	
8.0	1.4		8.4										
31	8.2	3.1	2.7	○	12	-	-	-	-	-			
											8.1	1.7	8.0
苫小牧海域 (2)	C	22	8.2	6.8	3.0	○	10	-	-	-	-		
			7.7	1.7			7.8						
		23	8.2	6.4	5.2	○	11	-	-	-	-		
7.9	1.3		8.1										
苫小牧海域 (3)	C	24	8.3	2.2	2.0	○	12	-	-	-	-		
			8.1	1.2			8.5						
		25	8.3	2.2	2.0	○	10	-	-	-	-		
8.0	1.2		8.5										
26	8.2	3.0	2.2	○	10	-	-	-	-				
										8.1	2.2	7.9	
苫小牧海域 (4)	C	27	8.2	2.8	2.2	○	10	-	-	-	-		
8.1	1.4	8.0											
苫小牧海域 (5)	C	28	8.2	2.5	2.2	○	10	-	-	-	-		
8.0	1.3	7.9											
苫小牧海域 (6)	B	21	8.2	4.4	2.7	○	10	-	-	-	<0.5		
			8.1	1.1			8.1				<0.5		
苫小牧海域 (7)	B	9	8.2	2.2	2.0	○	10	-	-	-	<0.5		
			8.2	1.2			8.5				<0.5		
		10	8.2	2.5	2.1	○	10	-	-	-	<0.5		
			8.2	1.3			8.5				<0.5		
		11	8.5	2.7	1.9	○	11	-	-	-	<0.5		
			8.2	1.7			8.0				<0.5		
		12	8.2	2.8	2.1	○	10	-	-	-	<0.5		
			8.2	1.1			8.2				<0.5		
		13	8.3	2.4	2.0	○	10	-	-	-	<0.5		
			8.1	1.2			8.6				<0.5		
15	8.3	2.7	2.1	○	10	-	-	-	<0.5				
	8.1	1.2			8.4				<0.5				
17	8.3	2.2	2.0	○	11	-	-	-	<0.5				
	8.1	1.2			8.5				<0.5				
19	8.2	3.0	2.0	○	11	-	-	-	<0.5				
	8.0	1.4			8.4				<0.5				
苫小牧海域 (8)	A	1	8.2	1.8	1.5	○	10	0	0	-	<0.5		
			8.2	1.2			8.3				<0.5		
		3	8.2	2.0	1.9	○	10	0	0	-	<0.5		
			8.2	1.1			8.5				<0.5		
		4	8.2	2.0	1.6	○	11	0	0	-	<0.5		
			8.2	1.1			8.1				<0.5		
		5	8.2	1.9	1.5	○	10	0	0	-	<0.5		
			8.2	1.1			8.1				<0.5		
6	8.3	2.0	1.6	○	10	2	0	-	<0.5				
	8.2	1.1			8.6				<0.5				
8	8.3	2.4	1.6	○	11	4	0	-	<0.5				
	8.2	1.3			8.6				<0.5				

(注) 評価欄 「○」は環境基準達成、「×」は環境基準未達成を表す。

■ 苫小牧海域の COD(75%値) 経年変化 (北海道調べ)





■健康項目の測定結果(平成27年度)

(北海道調べ)

項目 (環境基準)	海域(1)		海域(2)	海域(3)		海域(4)	海域(5)	海域(6)	海域(7)
	地点29	地点31	地点22	地点24	地点26	地点27	地点28	地点21	地点13
カドミウム (0.003mg/L以下)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	—	<0.0003	<0.0003	—	—
全シアン (検出されないこと)	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	—	<0.1	<0.1	—	—
鉛 (0.01mg/L以下)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	—	—
砒素 (0.01mg/L以下)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	—	<0.005
総水銀 (0.0005mg/L以下)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	—	<0.0005	<0.0005	—	—
ジクロロメタン (0.02mg/L以下)	<0.002	<0.002	<0.002	—	—	—	—	—	—
四塩化炭素 (0.002mg/L以下)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	—	—	—	—	—	—
1,2-ジクロロエタン (0.004mg/L以下)	<0.0004	<0.0004	<0.0004	—	—	—	—	—	—
1,1-ジクロロエチレン (0.1mg/L以下)	<0.01	<0.01	<0.01	—	—	—	—	—	—
シス-1,2-ジクロロエチレン (0.04mg/L以下)	<0.004	<0.004	<0.004	—	—	—	—	—	—
1,1,1-トリクロロエタン (1mg/L以下)	<0.001	<0.001	<0.001	—	—	—	—	—	—
1,1,2-トリクロロエタン (0.006mg/L以下)	<0.0006	<0.0006	<0.0006	—	—	—	—	—	—
トリクロロエチレン (0.01mg/L以下)	<0.002	<0.002	<0.002	—	—	—	—	—	—
テトラクロロエチレン (0.01mg/L以下)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	—	—	—	—	—	—
1,3-ジクロロプロペン (0.002mg/L以下)	—	<0.0002	<0.0002	—	<0.0002	—	—	<0.0002	—
チウラム (0.006mg/L以下)	—	<0.0006	<0.0006	—	<0.0006	—	—	<0.0006	—
シマジン (0.003mg/L以下)	—	<0.0003	<0.0003	—	<0.0003	—	—	<0.0003	—
チオベンカルブ (0.02mg/L以下)	—	<0.002	<0.002	—	<0.002	—	—	<0.002	—
ベンゼン (0.01mg/L以下)	—	<0.001	—	—	<0.001	—	—	<0.001	—
セレン (0.01mg/L以下)	—	<0.002	—	—	<0.002	—	—	—	—

(注) 上記測定結果全て環境基準を達成。

## 5 水質汚濁の防止対策

### (1) 水質汚濁防止法による規制・指導

公共用水域の水質を保全するため、水質汚濁防止法に定める特定施設を設置し、公共用水域に排水している事業場に対し、北海道が水質汚濁防止法に基づく規制・指導を行っています。これらの事業場には届出義務及び排水基準の遵守義務があり、排水基準については水質汚濁防止法に定める一律排水基準のほか、西港内と幌内川に排水する場合は、北海道の「水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例（昭和47年4月3日条例第27号）」によりさらに厳しい基準が設定されています。

北海道が行う立入調査により、これら排水基準に適合しない場合は、事業場に対し排水処理施設の改善、維持管理の強化など、必要な措置を行うよう指導しています。

### (2) 公害防止協定による規制・指導

公共用水域に排水している事業場のうち、汚濁負荷量の大きい事業場と公害防止協定を締結し、排水先の水域及び事業場規模などに応じ個別に排水量や協定値を定め、これを遵守するよう指導しています。

本市では、これら公害防止協定締結事業場に対して関係機関とともに立入調査を実施し、排水処理施設の維持管理状況、公害防止協定に定める協定値の遵守状況の確認を行っています。

平成28年度は22事業場を対象に立入調査を実施しました。結果については、以下のとおりです。

#### ■公害防止協定の遵守状況(平成28年度)

締結事業場数	協定値の遵守状況	協定条項の遵守
22 事業場	全事業場で遵守	全事業場で遵守

### (3) 地盤沈下対策

本市は、工業用水法などの法令により地下水の揚水が規制される地域ではありませんが、地盤沈下の未然防止のため工業用水道の利用を促進し、やむを得ず地下水を使用する場合は、合理的使用方法により揚水量を必要最低限とするよう指導しています。

また、苫小牧市公害防止条例で地下水採取に伴う地盤沈下防止に努めるよう定めています。

#### (4) 地下水汚染、土壌汚染対策

地下水汚染については、北海道が汚染の改善・防止のため「硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素に係る健全な水循環確保のための基本方針」及びこれに基づく実施要領を平成16年に策定し、対策の強化を図っています。

北海道が平成27年度に実施した地下水の測定計画に基づく調査では、市内3調査地点中、2地点で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が、1地点でほう素が環境基準値を超過しました。これらの地点は、経年変化を監視する継続調査を行っており、基準超過の場合は北海道より、地下水利用者に対して注意喚起を行っています。

土壌汚染については、平成14年度に土壌汚染対策法が施行されて以来、「有害物質使用特定施設<sup>※</sup>の使用の廃止時」、「土壌汚染の恐れがある一定規模以上の土地の形質変更時」及び「土壌汚染により健康被害が生ずる恐れがあると知事が認めるとき」に、土地の調査や汚染除去等の措置を行うこととしています。

※有害物質使用特定施設とは、水質汚濁防止法第2条第2項に定めるカドミウムやシアンなどの有害物質を製造、使用、又は処理を行う施設をいいます。

#### (5) ゴルフ場の農薬等使用に対する指導

ゴルフ場での農薬等使用については、河川や地下水の汚染が懸念されますが、本市では、平成元年度に施行した「ゴルフ場で使用される農薬等に関する環境保全指導要綱」に基づき、市内のゴルフ場に対し、農薬使用量の削減や農薬流出の未然防止に努めるよう指導しています。



## 第3節 騒音・振動

### 1 概況

騒音は、人の感覚に直接影響を与える、いわゆる感覚公害として日常生活の快適さを損なうことで問題となることが多く、とりわけ各種公害の中でも日常生活に身近な問題として局所的及び多発的に発生する傾向にあります。発生源としては工場、事業場、建設作業、自動車、航空機などの交通機関、飲食店、さらに私たちの家庭生活に至るまで多種多様となっています。

振動は、工場、事業場、建設作業、道路交通などから発生する振動が周辺住民の生活環境に影響を与えるものです。発生源が騒音とほぼ同じであるため、騒音とともに発生することが多くなっています。

本市では、市内の騒音・振動の状況を把握するため、環境基準や要請限度が定められている環境騒音、自動車騒音・振動、航空機騒音を測定し、監視しています。測定の結果、全ての地点で環境基準を達成しています。

#### ■環境基準及び要請限度との比較(平成28年度)

区 分	時間帯	環境基準及び要請限度の適否
環境騒音	昼間(6～22時)	○ 全ての測定地点で環境基準を達成しています。
	夜間(22～翌日6時)	
自動車騒音	昼間(6～22時)	○ 全ての測定地点で環境基準を達成しています。
	夜間(22～翌日6時)	
道路交通振動	昼間(8～19時)	○ 全ての測定地点で要請限度を下回っています。
	夜間(19～翌日8時)	
航空機騒音	全日	○ 全ての測定地点で環境基準を達成しています。

#### 「要請限度」とは

自動車騒音または道路交通振動を低減するため、測定結果に基づき、道路管理者に意見を述べ、北海道公安委員会に対して要請することができる判断基準となる値をいいます。

## 2 環境騒音及び自動車騒音・振動の状況

### (1) 測定地点

環境騒音については、道路に面する地域以外の一般地域 6 地点、自動車騒音・道路交通振動については、国道 234 号、道道苫小牧環状線等の 9 路線で測定を実施しました。

#### ■環境騒音及び自動車騒音・振動・交通量測定地点(平成 28 年度)



環境騒音測定地点		自動車騒音・振動測定地点			
1	のぞみ町 2 丁目	A	北栄町 1 丁目(国道 234 号)	G	北光町 3 丁目(市道)
2	豊川町 3 丁目	B	美沢 5 番地(道道 129 号)	H	宮前町 5 丁目(市道)
3	矢代町 3 丁目	C	ときわ町 3 丁目(道道 141 号)	I	錦岡 549 番地(市道)
4	旭町 3 丁目	D	柏木町 3 丁目(道道 781 号)		
5	住吉町 1 丁目	E	勇払 50 番地(道道 781 号)		
6	勇払 27 番地	F	双葉町 2 丁目(市道)		

(2) 測定結果

■環境騒音測定結果(平成28年度)

単位:デシベル

No	地点名 (用途地域区分)	環境基準 達成状況		測定月日	測定結果		環境基準	
		昼間	夜間		昼間	夜間	昼間	夜間
1	のぞみ町 (第1種中高層住居専用地域)	○	○	6月29日	46	40	60	55
2	豊川町 (第1種中高層住居専用地域)	○	○	6月21日	48	43	60	55
3	矢代町 (第1種住居地域)	○	○	7月4日	51	42	65	60
4	旭町 (商業地域)	○	○	7月11日	49	43	65	60
5	住吉町 (第1種中高層住居専用地域)	○	○	6月21日	46	40	60	55
6	字勇払 (準工業地域)	○	○	7月11日	49	45	65	60

(注) 測定値は時間帯区分ごとの等価騒音レベルから算出。

■自動車騒音測定結果(平成28年度)

単位:デシベル

No	道路名	測定地点	車線数 道路端 からの 距離(m)	測定結果		環境基準 達成状況		環境基準 (要請限度)	
				昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
A	国道234号 早来国道	北栄町1	4(10.1)	64	60	○	○	70 (75)	65 (70)
B	道道129号 静川美沢通	字美沢5	2(9.4)	63	56	○	○		
C	道道141号 錦岡二股通	ときわ町3	2(0.5)	63	56	○	○		
D	道道781号 双葉三条通	柏木町3	6(1.7)	68	58	○	○		
E	道道781号 臨海南通	字勇払50	2(5.4)	60	53	○	○		
F	市道 緑町二条通	双葉町2	4(0.8)	66	60	○	○		
G	市道 北光町大成大通	北光町3	8(1.9)	61	53	○	○		
H	市道 宮前町錦岡停車場通	宮前町5	4(-4.4)	59	50	○	○		
I	市道 覚生川通	字錦岡549	4(8.6)	51	41	○	○		

(注) 1 測定値は、2日間連続測定した時間帯区分ごとの等価騒音レベルから算出。

2 環境基準達成状況欄で「○」は達成、「△」は環境基準値超過要請限度以内、「×」は環境基準値及び要請限度値超過を表す。

3 昼間とは6~22時、夜間とは22~翌日6時をいう。

■道路交通振動測定結果(平成28年度)

単位:デシベル

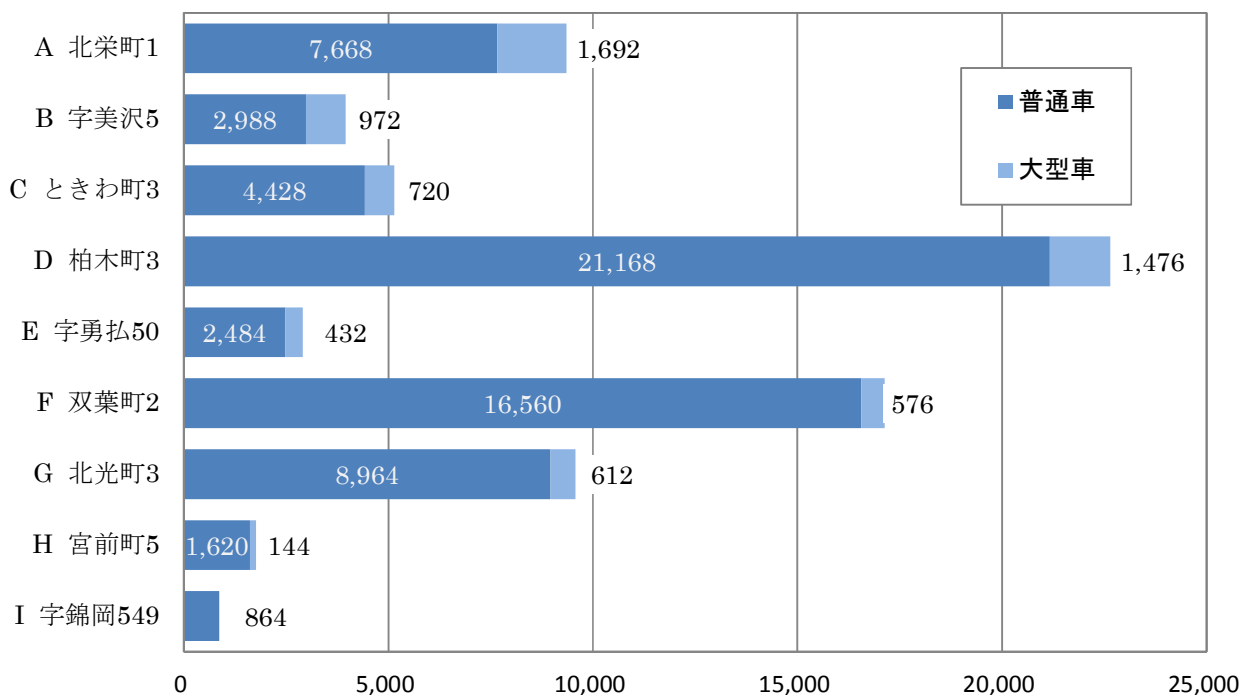
No	道路名	測定地点	測定結果		要請限度	
			昼間	夜間	昼間	夜間
A	国道234号 早来国道	北栄町1	47	36	65	60
B	道道129号 静川美沢通	字美沢5	54	34	70	65
C	道道141号 錦岡二股通	ときわ町3	34	25	65	60
D	道道781号 双葉三条通	柏木町3	40	28		
E	道道781号 臨海南通	字勇払50	40	26	70	65
F	市道 緑町二条通	双葉町2	51	42		
G	市道 北光町大成大通	北光町3	41	30	65	60
H	市道 宮前町錦岡停車場通	宮前町5	30	21		
I	市道 覚生川通	字錦岡549	24	15	70	65

(注) 1 振動の測定値は80%レンジの上端値。

2 昼間とは8~19時、夜間とは19~翌日8時をいう。

■交通量調査結果(平成28年度)

単位:台



(注) グラフの値は、平日12時間交通量台数

■面的評価による自動車騒音環境基準適合状況

(平成29年3月31日現在)

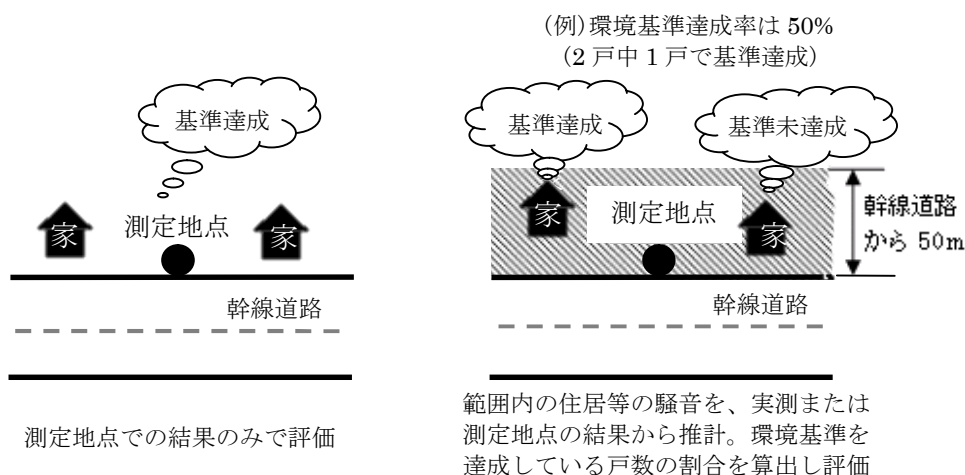
	評価 区間 延長 距離 (km)	評 価 区間数 (区間)	評 価 対象戸数 (戸)	評 価 結 果				
				昼夜とも 基準値 以下(戸)	昼のみ 基準値 以下(戸)	夜のみ 基準値 以下(戸)	昼夜とも 基準値 超過(戸)	
全体(割合)	115.7	60	15,864 (100%)	15,241 (96.1%)	21 (0.1%)	217 (1.4%)	385 (2.4%)	
道 路 別 内 訳	高速自動車道	5.8	3	18	17	0	1	0
	一般国道	31.8	14	2,799	2,611	21	17	150
	道 道	40.6	15	4,274	3,907	0	144	223
	4車線以上の市道	37.5	28	8,773	8,706	0	55	12

※「面的評価」とは

面的評価とは、幹線道路に面した地域において、騒音の環境基準をどの程度満たしているかを示す自動車騒音の評価方法です。

幹線道路に面する地域での騒音を、道路端から50mの範囲にある全ての住居等を対象に、実測値や推計によって騒音レベルの状況を把握し、環境基準を達成している戸数の割合を算出して評価します。

■自動車騒音評価のイメージ(点的評価(左図)と面的評価(右図))



平成28年度は、区間延長115.7km、評価住居戸数15,864戸についての評価を実施しました。

評価の結果、昼夜ともに環境基準を下回ったのは15,241戸で、96.1%が環境基準を達成しています。

### 3 航空機騒音の状況

#### 測定地点及び測定結果

本市では、自衛隊が使用する千歳飛行場及び民間航空機が使用する新千歳空港の航路下にある植苗、美沢、沼ノ端、勇払地区を中心に航空機騒音の影響下にあります。

北海道と本市では、新千歳空港の開港（昭和63年7月）に伴い、オンラインによる航空機騒音常時監視体制の強化を順次行い、平成11年7月からは、14測定局（北海道9局、本市5局）で常時監視を行っています。

#### ■航空機騒音常時監視地点及び常時監視測定結果（平成28年度）

単位：デシベル（Lden）



測定機関：苫小牧市			
No	測定局名	測定結果	評価
1	植苗会館局	50	○
2	丹治沼局	59	○
3	琥珀荘局	52	○
4	沼ノ端東局	54	○
5	沼ノ端局	52	○

測定機関：北海道			
No	測定局名	測定結果	評価
A	植苗局	56	○
B	ウトナイ局	53	○
C	美沢局	47	○
D	湖畔局	57	○
E	斎藤宅局	47	○
F	植苗公園局	54	○
G	勇払局	51	○
H	沼ノ端東雲局	53	○
I	勇払東局	51	○

(注) 1 環境基準（Lden）値は、62 デシベル。

2 評価欄で、「○」は環境基準達成、「×」は環境基準値超過を表す。

3 Lden（時間帯補正等価騒音レベル）は、航空機騒音の評価指標で、各飛行機の聞こえ始めから聞こえ終わりまでの人が受ける騒音エネルギーを測定し、時間帯による補正を行った値をいう。

## 4 騒音・振動防止対策

### (1) 事業所の騒音・振動防止対策

騒音・振動を発生する施設（特定施設）を設置する場合、「騒音規制法」、「振動規制法」及び「苫小牧市公害防止条例」に基づく規制を守る義務がありますが、規制基準に適合せず、周辺的生活環境が損なわれていると認められる場合は、必要に応じて作業方法や機械設備の改善など、適切な対策を講じるよう指導しています。

### (2) 特定建設作業の騒音・振動防止対策

建設作業に使用する機械には衝撃力を利用するものもあり、発生する騒音・振動により住宅地周辺での作業時に問題を生じることがあります。

これらの対策として、騒音及び振動規制法の対象となる特定建設作業では、事前の届出義務があり、低騒音・低振動による施工について確認を行っています。

また、工事施工業者には、作業期間や作業内容について、周辺住民に十分な周知を行うよう指導を行っています。

### (3) 自動車騒音・道路交通振動対策

自動車騒音については、「騒音規制法」や「中央公害対策審議会の答申」に基づき、昭和46年以来数次の自動車単体規制等の対策が行われてきました。

この結果、全国的に環境基準の達成状況は緩やかな改善傾向にあるものの、一般国道の近接空間等では、引き続き達成が厳しい状況が見られています。

このため最近では自動車単体の対策のほか、道路構造や交通流対策等の総合的な対策が推進されてきています。

### (4) 航空機騒音対策

新千歳空港の航空機騒音については、航空機の小型化や低騒音機の導入、空港周辺における離着陸時運航方式の改善などの発生源対策がとられる一方、防衛省では、「防衛施設周辺的生活環境の整備に関する法律」に基づき、千歳飛行場周辺の住宅や学校・病院などに対し防音工事を実施しています。

また、新千歳空港の24時間運用に伴う周辺地域対策として、北海道と本市では、空港周辺の住宅に対し防音工事を実施しています。

さらに、空港周辺地域の住民代表により構成される「苫小牧市航空機騒音対策協議会」（事務局：総合政策部まちづくり推進室空港政策課）が設置されており、航空機騒音軽減のための協議を行い、国などの機関へ要望活動を行っています。

平成19年からは、在日米軍再編に係る千歳基地への訓練移転が実施されており、本市では、訓練期間中に臨時測定地点を設け、訓練に伴う騒音発生状況を測定・監視しています。

## 第4節 悪臭

### 1 概況

#### (1) 悪臭防止法による規制

悪臭は、騒音や振動と同様に人の感覚に直接訴え、しかも微量でも感知される性質があるため、快適な生活環境を損なうものとして問題視されています。

悪臭防止法では、特定悪臭物質として22物質が定められており、その「排出濃度」で規制する方法と、嗅覚測定法により測定される悪臭の程度を表す「臭気指数」で規制する方法があります。このうち、本市では排出濃度規制を採用し、市内全域を最も厳しい濃度（臭気強度2.5相当）で規制しています。

#### ■悪臭防止法で指定される特定悪臭物質(22物質)

	特定悪臭物質の物質名	主な発生源	規制対象		
			敷地境界	気体排出口	排水
1	アンモニア	畜産事業場、し尿処理場	○	○	
2	メチルメルカプタン	パルプ製造工場、し尿処理場	○		○
3	硫化水素	畜産事業場、パルプ製造工場、し尿処理場	○	○	○
4	硫化メチル	パルプ製造工場、し尿処理場	○		○
5	二硫化メチル		○		○
6	トリメチルアミン	畜産事業場、魚腸骨処理場	○	○	
7	アセトアルデヒド	化学工場、魚腸骨処理場	○		
8	プロピオンアルデヒド	塗装工場、印刷工場、魚腸骨処理場	○	○	
9	ノルマルブチルアルデヒド		○	○	
10	イソブチルアルデヒド		○	○	
11	ノルマルバレールアルデヒド		○	○	
12	イソバレールアルデヒド		○	○	
13	イソブタノール		○	○	
14	酢酸エチル	塗装工場、印刷工場	○	○	
15	メチルイソブチルケトン		○	○	
16	トルエン		○	○	
17	キシレン		○	○	
18	スチレン	化学工場、FRP製品製造工場	○		
19	プロピオン酸	畜産事業場	○		
20	ノルマル酪酸	畜産事業場、魚腸骨処理場	○		
21	ノルマル吉草酸		○		
22	イソ吉草酸		○		

※ 規制基準値については、資料編(P142～)をご覧ください。



## (2) 調査結果

本市では定期的に臭気パトロールを実施し、状況に応じて悪臭防止法に基づく事業場の敷地境界や気体排出口及び排出水の特定悪臭物質濃度の調査を行っています。

平成28年度は臭気パトロールを4回実施し、規制基準遵守状況の確認を行いました。その結果、肥料製造A事業場で一部物質の基準超過があり、指導を行いました。

なお、紙・パルプ製造工場からの排水については、規制基準が定められている4物質について調査を行った結果、2工場とも法の規制基準値内でありました。

### ■事業場の敷地境界線における規制基準遵守状況(平成28年度)

測定項目	規制基準値 (ppm)	肥料製造A事業場		肥料製造B事業場		し尿処理C事業場	
		調査日及び評価		調査日及び評価		調査日及び評価	
		H28.6.7 H28.9.30 H29.3.9	評価	H29.3.9	評価	H29.3.9	評価
アンモニア	1	0.4~2	×	0.1	○	0.6	○
メチルメルカプタン	0.002	<0.0005	○	<0.0005	○	-	-
硫化水素	0.02	<0.0005 ~0.001	○	0.0026	○	-	-
硫化メチル	0.01	<0.0005 ~0.003	○	<0.0005	○	-	-
二硫化メチル	0.009	<0.0005 ~0.002	○	<0.0005	○	-	-
トリメチルアミン	0.005	<0.0005 ~0.006	×	<0.0005	○	-	-
アセトアルデヒド	0.05	0.003 ~0.009	○	0.0029	○	-	-
プロピオンアルデヒド	0.05	<0.0005 ~0.02	○	<0.0005	○	-	-
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	<0.0005 ~0.004	○	<0.0005	○	-	-
イソブチルアルデヒド	0.02	<0.0005 ~0.003	○	<0.0005	○	-	-
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	<0.0005	○	<0.0005	○	-	-
イソバレルアルデヒド	0.003	<0.0005 ~0.002	○	<0.0005	○	-	-
プロピオン酸	0.03	<0.0005 ~0.002	○	0.0006	○	-	-
ノルマル酪酸	0.001	<0.0005 ~0.001	○	<0.0005	○	-	-
ノルマル吉草酸	0.0009	<0.0005	○	<0.0005	○	-	-
イソ吉草酸	0.001	<0.0005	○	<0.0005	○	-	-

(注) 評価欄「○」は規制基準適合、「×」は規制基準不適合を表す。

■工場気体排出口の規制基準遵守状況(平成28年度)

発生源(調査日)	測定項目	規制基準 (N m <sup>3</sup> /h)	調査結果 (N m <sup>3</sup> /h)	評価
紙・パルプ製造 D事業場 (調査日:H29.2.23)	硫化水素	121	0.042	○

■工場排水の規制基準遵守状況(平成28年度)

発生源(調査日)	測定項目	規制基準 (ppm)	調査結果 (ppm)	評価
紙・パルプ製造 D事業場 (調査日:H29.2.23)	メチルメルカプタン	0.002	<0.0003	○
	硫化水素	0.02	<0.0002	○
	硫化メチル	0.01	<0.0004	○
	二硫化メチル	0.009	<0.0006	○

発生源(調査日)	測定項目	規制基準 (ppm)	調査結果 (ppm)	評価
紙・パルプ製造 E事業場 (調査日 H29.2.23)	メチルメルカプタン	0.002	<0.0003	○
	硫化水素	0.02	<0.0002	○
	硫化メチル	0.01	<0.0004	○
	二硫化メチル	0.009	<0.0006	○

(注) 評価欄「○」は規制基準適合、「×」は規制基準不適合を表す。



発生源敷地境界での試料採取

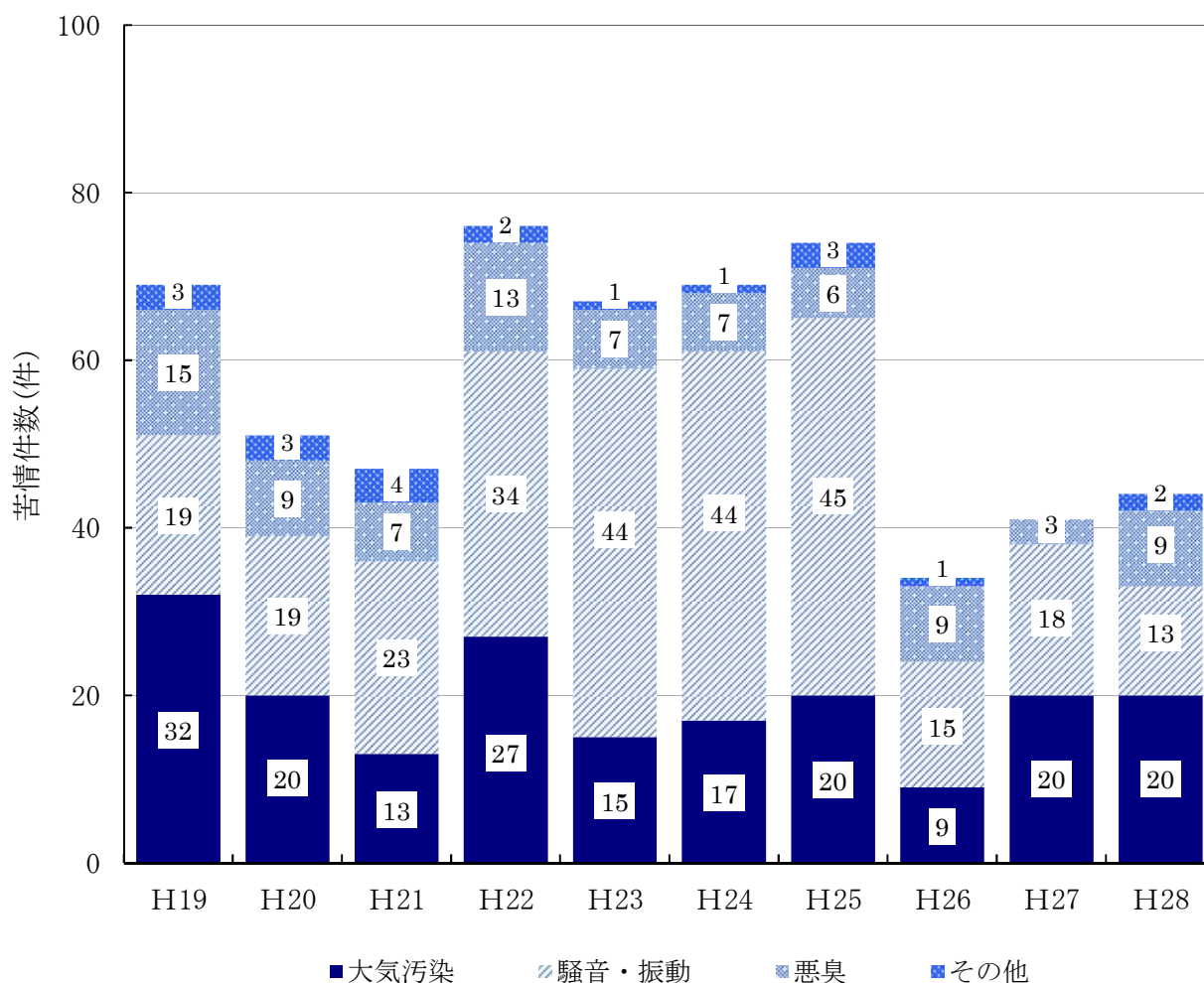
## 第5節 公害苦情

平成28年度における公害苦情処理件数は44件で、前年度より3件増加しました。

内訳は以下のとおりで、焼却の煙や近所からの騒音や工場からの悪臭など、様々な相談が寄せられており、発生源の把握を行い必要に応じて発生源者への指導や助言などを行っています。

### ■公害苦情の種類別件数と主な申立内容(平成28年度)

公害の種類	件数	申立内容(一例)
大気汚染	20件	薪ストーブや野焼き行為の煙など
騒音・振動	13件	工事現場の騒音・振動、近所からの騒音、航空機騒音など
悪臭	9件	一般家庭、事業場からの臭気など
その他	2件	外壁塗装前の洗浄水飛散、エンジンオイル漏洩
合計	44件	



### ■公害苦情の推移

## ■公害苦情相談の流れ

### ① 公害苦情の受付

相談の受付及び状況の聴き取りなど



相談

(相談窓口)  
苫小牧市環境保全課  
沼ノ端 2-25  
電話 57-8806 (平日)  
32-6111 (休日)

### ② 原因究明

現地調査及び発生源者からの事情聴取

### ③ 解決策の検討

公害防止・改善対策の検討

### ④ 改善指導・当事者間での解決への支援

発生源者に対する助言・指導

相談者への処理経過説明



発生源者への助言や指導、  
相談者への処理経過説明  
を行います。



相談内容に応じて  
職員が現地調査を  
行います。  
被害状況を把握し  
発生源や原因の究  
明を行います。

## 第6節 自然環境

### 1 概況

本市は道央地区南部に位置し、北西側の樽前山を背に台地・丘陵・沖積低地からなる地形で太平洋に面し、全般に温暖で冬季の降雪も少なく、しのぎやすい気候となっています。

本市の自然は、樽前山麓の広大な森林をはじめ、湖沼群や湿原、自然緑地などが広く分布しています。中でもウトナイ湖は、全国屈指の渡り鳥の中継地として知られており、国際的にも重要な湿地として平成3年12月12日にラムサール条約（正式名称：「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」昭和55.9.22条約28号）の湿地に登録されています。また、平成14年4月18日には東アジア地域ガンカモ類重要生息地ネットワークに登録され、平成18年11月に東アジア・オーストラリア地域フライウェイパートナーシップが発足し、これに基づく重要生息地ネットワークに移行しました。

こうした豊かな自然環境は、野生生物の生息・生育の場であると共に、都市の環境保全や水源かん養などの機能を持ち、また、市民レクリエーションの場としても利用されています。

### 2 自然環境保全地区等の指定の現況

本市には、樽前山麓の広大な森林をはじめ、湖沼、湿原などすぐれた自然が身近にあります。こうしたすぐれた自然を保全するため、北海道環境緑地保護地区、学術自然保護地区、鳥獣保護区等の指定を受けるほか、苫小牧市独自に自然環境保全地区を指定するなど、貴重な自然を将来にわたって保全するよう努めています。

#### (1) 苫小牧市自然環境保全地区

良好な自然景観、良好な緑地を形成している区域及び動植物の生息・生育地などのうち、自然的社会的諸条件から、その保全を図ることが必要な地域を「苫小牧市自然環境保全条例」(昭和49.6.11条例第12号)に基づき、保全地区として、現在5か所(延132.9ha)を指定しています。

##### ① トキサタマップ湿原地区（面積45.5ha 市有地）【昭和51年3月10日指定】



ウトナイ湖に直接流入するトキサタマップ川が湿原の中を流れ、アオサギ、コヨシキリなど数多くの野鳥が生息し、ハンノキ、キタヨシに代表される植生がみられるウトナイ湖西部に広がる低層湿原です。

②勇払川旧古川地区（面積 11.1ha 国有地・市有地）【昭和 51 年 3 月 10 日指定】



勇払川の河川改修で三日月形に残された部分とその周りの樹林地で、中には樹齢 200 年近い高さ 15m ほどのミズナラ、ハリギリなどがあり、今なお原始の姿を思わせます。

③樽前ガロー地区（面積 8.6ha 国有地・私有地）【昭和 54 年 4 月 10 日指定】



樽前川の流域に形成されている兩岸の切り立った岩壁には、エビゴケ、オオホウキゴケなど 60 種類以上のコケ類が「じゅうたん」を敷きつめたように張り付き、特異な景観を見せています。また、水量も豊かで、ヤマセミ、キセキレイなどの溪流性の野鳥も見られます。

④ウトナイ沼南東部砂丘地区（面積 64.5ha 市有地・国有地）【平成 2 年 6 月 15 日指定】



勇払原野の生い立ちを物語り、砂丘群が分布する地域で、高山性のハナゴケ類や海岸性のハマナス、低地性のハスカップ、草原性のエゾコゴメグサなどが混在した植生は特異な景観を見せており、学術的にも貴重な地区です。また、ウトナイ湖に隣接していることから、鳥類も非常に豊富です。

⑤沼ノ端拓勇樹林地地区（面積 3.2ha 市有地）【平成 7 年 2 月 21 日指定】



昭和初期以来、酪農を中心とした開拓地の防風林の一部で、ミズナラ、ハンノキなどの高木をはじめ、ノリウツギ、ハスカップなどの低木が見られる森林性に富んだ良好な樹林地です。市街地近郊にもかかわらず、自然の状態で残っている貴重な地区です。

## (2) 北海道環境緑地保護地区等

「北海道自然環境等保全条例」に基づき、次の2か所（延 122.9ha）が保護地区に指定されています。

また、北海道自然環境保全指針に基づき「すぐれた自然地域」7か所、「身近な自然地域」15か所が選ばれています。

### ①糸井環境緑地保護地区（面積 67.9ha 市有地）【昭和 48 年 3 月 30 日指定】



樽前山麓台地末端に位置し、ミズナラ、カシワなどの広葉樹天然林の樹林地で、市街地周辺の環境緑地として重要な地区です。

### ②勇払川学術自然保護地区（面積 55.0ha 国有地・私有地）【昭和 48 年 3 月 30 日指定】



勇払川流域の低湿地で、ハンノキ、ヨシなどの湿性樹が群落をなし、草原性の野鳥が多く見られ、学術上価値あるものとして保護することが必要な地区です。

### ③すぐれた自然地域

自然を構成する要素である植物、動物、地形・地質、景観などの規模や資質に着目すると、その原始性、希少性、学術性、景観美などにおいて、他の地域より比較的秀でている自然の地域です。

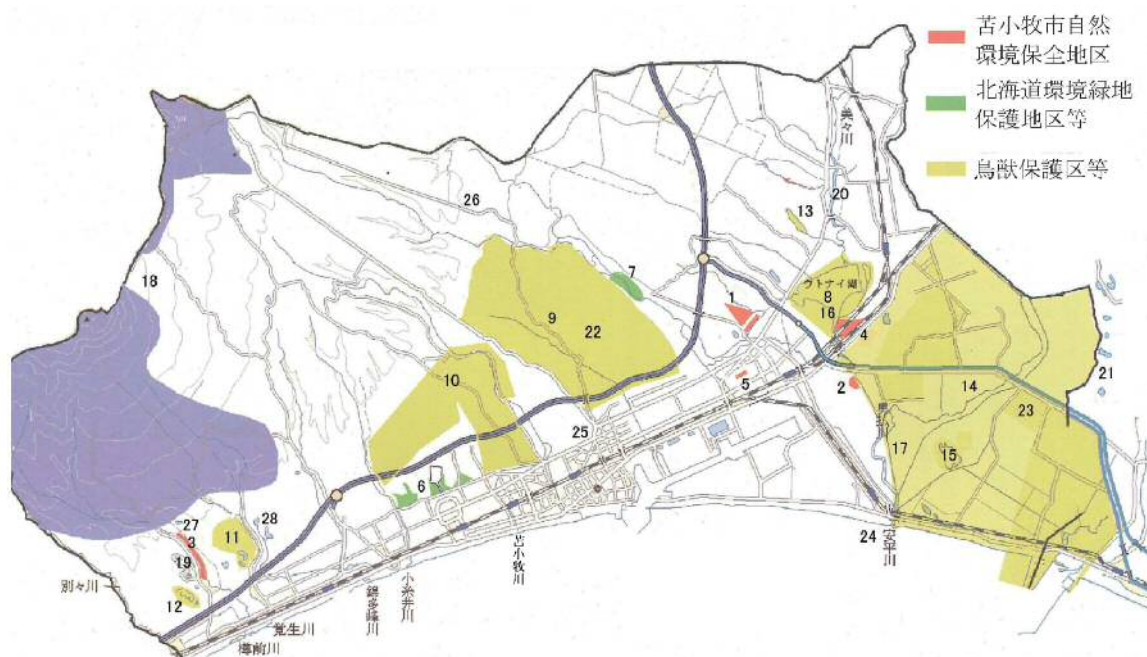
- ウトナイ湖周辺
- 美々川流域
- 勇払川流域
- 平木沼湖沼群
- 樽前山周辺
- 樽前湖沼群
- 北大苫小牧研究林

#### ④身近な自然地域

都市近郊の樹林地、水辺、原野など居住地環境に比較的近く存在し、地域の住民が健康で快適な日常生活を営む上で貴重な存在となっている自然の地域です。

- 勇払川旧古川地区      ○王子山      ○樽前ガロー      ○緑のトンネル
- 沼ノ端拓勇樹林地地区      ○マッカ沼      ○つた森山林      ○トキト沼
- 勇払海岸      ○森田沼      ○丹治沼      ○錦大沼公園
- 北大苫小牧研究林      ○樽前大沼      ○緑ヶ丘公園

#### ■苫小牧市自然環境保全地区等位置図



苫小牧市自然環境保全地区		鳥獣保護区等		すぐれた自然地域		身近な自然地域	
1	トキサタマップ湿原地区	8	国指定ウトナイ湖鳥獣保護区	16	ウトナイ湖周辺	23	つた森山林
2	勇払川旧古川地区※	9	北大苫小牧研究林鳥獣保護区※	17	勇払川流域	24	勇払海岸
3	樽前ガロー地区※	10	王子山鳥獣保護区※	18	樽前山周辺	25	緑ヶ丘公園
4	ウトナイ沼南東部砂丘地区	11	錦大沼鳥獣保護区※	19	樽前湖沼群	26	緑のトンネル
5	沼ノ端拓勇樹林地地区※	12	樽前大沼特定猟具使用禁止区域※	20	美々川流域	27	森田沼
北海道環境緑地保護地区等		13	丹治沼特定猟具使用禁止区域※	21	平木沼湖沼群	28	トキト沼・マッカ沼
6	糸井環境緑地保護地区	14	苫東特定猟具使用禁止区域	22	北大苫小牧研究林		
7	勇払川学術自然保護地区	15	弁天沼特定猟具使用禁止区域				

※印 北海道自然環境保全指針に基づき「身近な自然地域」に指定されている。



### 3 野生鳥獣保護の現況

野生鳥獣は自然を構成するひとつの大切な要素であり、人間と自然とのふれあいの中でも重要な役割を担っています。我が国に生息する鳥獣は、鳥類約 630 種、哺乳類約 170 種ですが、ウトナイ湖周辺における鳥類は全国の半数近く約 270 種で、スズメ、ムクドリなどの都市性鳥類、オオジシギ、ヒバリなどの草原性鳥類、ホオジロ、アオジなどの灌木性鳥類などと実に多様で、哺乳類もヒグマ、キタキツネ、エゾシカなどが生息しています。

また、(公財)日本野鳥の会が全国への呼びかけにより国内初のサンクチュアリ(野生生物が生息できるように保護されている地域)として、昭和 56 年にウトナイ湖を中心とした周辺約 510ha を指定したのも、このような豊かな自然を守り育てていくためなのです。

#### (1) ウトナイ湖野生鳥獣保護センター

平成 14 年 7 月には「ウトナイ湖野生鳥獣保護センター」を開設しました。

本センターは、将来にわたり国指定ウトナイ湖鳥獣保護区が鳥獣の良好な生息地として保全、維持され、人と野生生物との共生が図られるよう、環境省の「野生鳥獣との共生環境整備事業」により建設され、環境省と苫小牧市で共同運営する施設です。本センターは、鳥獣保護区のビジターセンター的機能を有し、展示ホールにはウトナイ湖の生態系や渡り鳥の営み、生息環境などを数多くの展示や映像などで紹介するとともに、初心者が自然観察を楽しむ方法などをわかりやすく解説しています。また、自然観察を通じて自然保護や野生鳥獣との適正なふれあいを図る普及啓発事業をはじめ、鳥獣保護区周辺における傷病鳥獣の収容、治療、リハビリ等を行っています。



#### (2) 鳥獣保護区などの設定状況

野生鳥獣の保護、繁殖を図るため、生息環境の特性に応じ「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づく「鳥獣保護区」が 4 か所設定され、鳥獣の捕獲が禁止されています。また、銃器を使用する狩猟は、特に危険を伴うことから、銃器による狩猟を禁止する「特定猟具使用禁止区域」が 4 か所設定されています。

#### ■鳥獣保護区等指定一覧表

(平成 29 年 3 月 31 日現在)

名称	面積 (ha)	設定期間	備考
国指定ウトナイ湖鳥獣保護区	510	昭和 57 年 3 月 31 日～平成 43 年 9 月 30 日	特別保護地区併設 (510ha)
王子山鳥獣保護区	1,263	昭和 39 年 10 月 1 日～平成 36 年 9 月 30 日	
北大苫小牧研究林鳥獣保護区	2,715	昭和 43 年 3 月 30 日～平成 37 年 9 月 30 日	
錦大沼鳥獣保護区	216	昭和 53 年 3 月 30 日～平成 29 年 9 月 30 日	
丹治沼特定猟具使用禁止区域 (銃器)	39	昭和 39 年 10 月 1 日～平成 36 年 9 月 30 日	
樽前大沼特定猟具使用禁止区域 (銃器)	48	昭和 52 年 9 月 15 日～平成 29 年 9 月 30 日	
苫東特定猟具使用禁止区域 (銃器)	7,811	平成 23 年 10 月 1 日～平成 33 年 9 月 30 日	
弁天沼特定猟具使用禁止区域 (銃器)	208	平成 24 年 10 月 1 日～平成 33 年 9 月 30 日	

### (3) 鳥獣保護の状況

衰弱、事故などにより負傷した野生鳥獣の保護取扱状況は、以下のとおりです。

#### ■野生鳥獣の保護取扱状況

区 分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
鳥 類	134	142	141	109	165	141	134	138	148
哺乳類	2	5	3	0	0	0	7	0	4
計	136	147	144	109	165	141	141	138	152

(注) 収容時死亡個体及びカラス等有害鳥獣駆除分を除く。

### (4) アオサギの生息状況

アオサギの生息状況を継続的に把握するため、アオサギが集団繁殖地（コロニー）を形成する植苗地区、勇払川沿い地区、沼ノ端地区で、毎年営巣数を調査した結果は、以下のとおりです。

#### ■アオサギ営巣数

区 分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
営巣数	7	60	72	90	67	100	120	151	118

(注) 1 巣の産卵数は3～5 個で、4 個が一番多く見られる。



アオサギ



集団繁殖地(コロニー)

### (5) ウトナイ湖におけるハクチョウ類などの飛来

ウトナイ湖は、ハクチョウ類、ガン類、カモ類など渡り鳥の中継地であるとともに越冬地でもあります。

同湖に飛来するハクチョウ類をカウント調査した結果と、昭和52年秋から平成29年春までの最高飛来数の推移は、以下のとおりです。

#### ■ウトナイ湖におけるハクチョウ類の飛来数

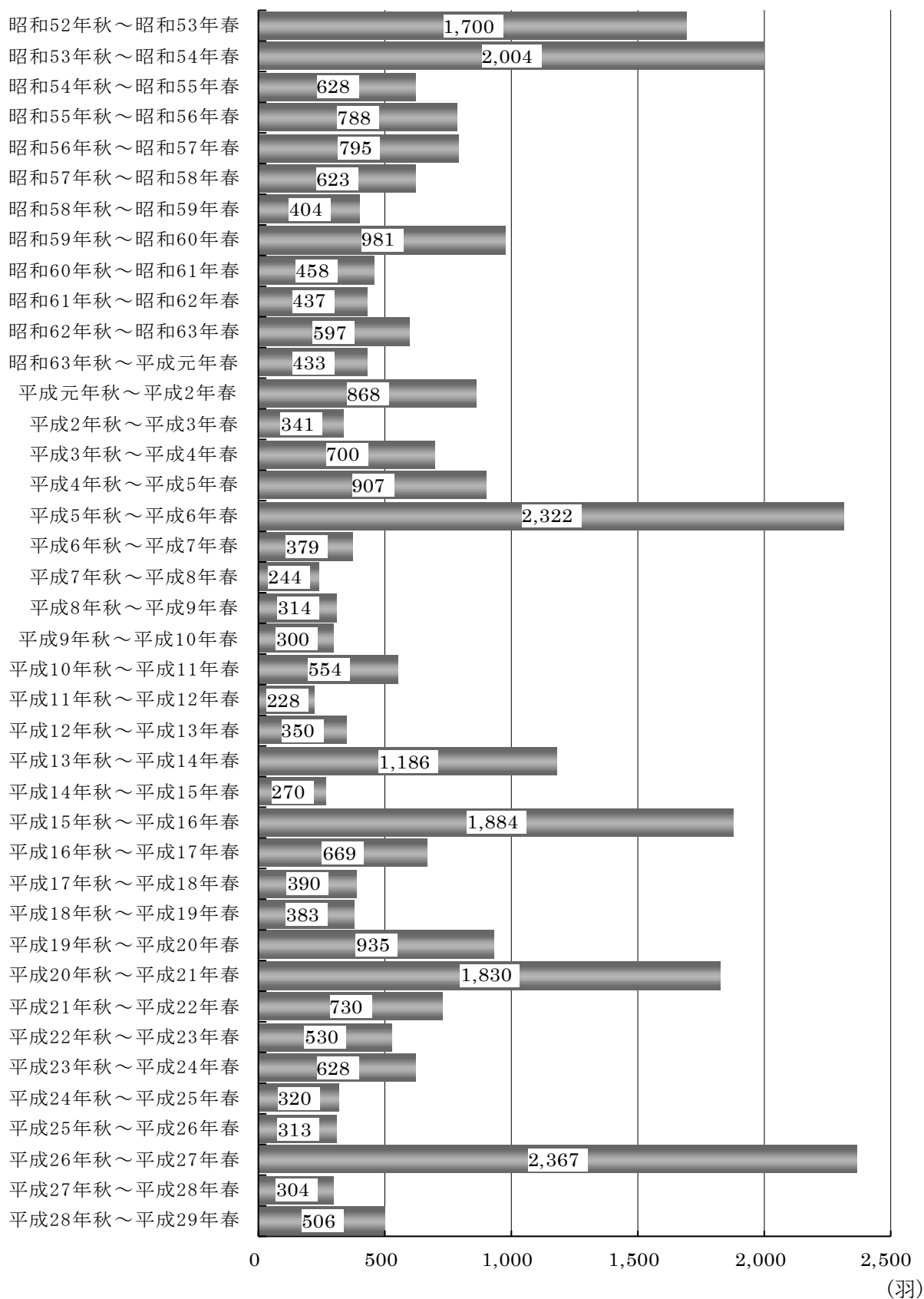
調査年	オオハクチョウの 初飛来日	最高飛来数及び飛来日		飛去日
		最高飛来数	飛来日	
平成16・秋～17・春	16.10.10	669羽	(16.10.29)	17.5.9
平成17・秋～18・春	17.10.5	390羽	(17.10.10)	18.5.8
平成18・秋～19・春	18.10.9	383羽	(18.10.15)	19.4.19
平成19・秋～20・春	19.10.12	935羽	(19.10.24)	20.4.29
平成20・秋～21・春	20.10.10	1,830羽	(20.10.31)	21.5.25
平成21・秋～22・春	21.10.3	730羽	(21.10.24)	22.4.26
平成22・秋～23・春	22.9.27	530羽	(22.10.16)	23.5.11
平成23・秋～24・春	23.10.1	628羽	(23.10.15)	24.4.21
平成24・秋～25・春	24.10.7	320羽	(24.10.18)	25.5.5
平成25・秋～26・春	25.10.2	313羽	(25.10.9)	26.5.3
平成26・秋～27・春	26.10.4	2,367羽	(26.10.17)	27.4.23
平成27・秋～28・春	27.10.6	304羽	(27.12.10)	28.4.17
平成28・秋～29・春	28.10.12	506羽	(28.10.23)	29.5.4



#### <市の鳥 ハクチョウ>

平成2年9月、市民が自然とふれあう機会を広げ、自然保護について理解を深めることを目的に苫小牧市の鳥を「ハクチョウ」に制定しています。

■ウトナイ湖におけるハクチョウ類の最高飛来数の推移



## 4 ウトナイ湖とラムサール条約

### (1) ウトナイ湖

ウトナイ湖は周囲 9km、面積 275ha、平均水深 0.6m の淡水湖で、美々川をはじめトキサタマップ川などの清流がそそぎ、湖の周辺には原野、湿原などの豊かな自然が形成されています。このことからウトナイ湖は動植物の宝庫、野鳥の楽園ともいわれ、現在まで約 270 種の鳥類が確認され、バードウォッチングや自然散策、自然観察など四季折々の自然や野鳥とのふれあいが楽しめます。特にガン、カモ類やハクチョウなどの渡り鳥にとっては重要な中継地であり、マガンやハクチョウの集団渡来地として国際的に知られています。1982 年（昭和 57 年）ウトナイ湖とその周囲、面積 510ha は、国指定鳥獣保護区特別地区に定められ、1991 年（平成 3 年）国内 4 番目のラムサール条約の登録湿地となりました。

■ウトナイ湖の位置とラムサール条約湿地の範囲（点線部分）



### (2) ウトナイ湖サンクチュアリ

全国屈指の渡り鳥の中継地であるウトナイ湖の自然を残すため、(公財)日本野鳥の会が 1981 年（昭和 56 年）に周辺の原野や森林を含めた約 510ha をわが国最初の野鳥の聖域・サンクチュアリに指定しました。

サンクチュアリには自然観察路や観察小屋が設けられており、四季を通じての野鳥観察や保護の拠点としてネイチャーセンターも設置されています。



### (3) ラムサール条約の概要

ラムサール条約は、正式名称を「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」といい、1971年（昭和46年）にイランのラムサールで開催された国際会議で採択され、1975年（昭和50年）に効力を発生しています。

この条約は、各締約国がその領土にある湿地を指定し、登録することによってその保全や適正利用を図り、湿地に生息する動植物、特に水鳥の保護を促進することを主な目的としています。また、条約の加入にあたっては少なくとも1か所の湿地を指定し、登録することが義務付けられています。

平成29年3月末現在で締約国は169か国、登録湿地は2,264か所になっています。

日本は、1980年（昭和55年）に釧路湿原が最初の登録地となり、50か所（面積14万8,002ha）の湿地が登録されています。

#### ■ラムサール条約湿地位置図

○ラムサール条約湿地位置図



## 5 啓発事業

自然とのふれあいなどを通して自然環境に対する市民意識を高めることを目的に、次の啓発事業を実施しています。

### (1) 自然ふれあい教室



本市周辺は、四季折々に野鳥、動植物、昆虫等いろいろな生物が観察され、すばらしい自然を有しております。

こうした自然とのふれあいを通して自然環境に対する市民意識の高揚と啓発を目的として、ウトナイ湖サンクチュアリのレンジャーを講師に招き、市内の小中学校の児童及び生徒・教職員・PTA を対象に自然全般に関する教室を実施しています。

### ■開催実績(平成28年度)

実施日	対象	会場	参加人数
5月18日	教員	ウトナイ湖サンクチュアリ及び自然観察路	28名
6月23日	小学生(4年生)	ウトナイ湖サンクチュアリ及び自然観察路	61名
6月23日	小学生(4年生)	ウトナイ湖サンクチュアリ及び自然観察路	60名
7月8日	小学生(3・4年生)	ウトナイ湖サンクチュアリ ネイチャーセンター及び 自然観察路	26名
8月19日	小学生(3・4年生)	ウトナイ湖サンクチュアリ ネイチャーセンター及び 自然観察路	26名
8月25日	小学生(2年生)	ウトナイ湖サンクチュアリ ネイチャーセンター館内	125名
8月31日	小学生(5年生)	ウトナイ湖サンクチュアリ ネイチャーセンター及び 自然観察路	53名
9月9日	小学生(3年生)	ウトナイ湖サンクチュアリ ネイチャーセンター及び 自然観察路	120名
9月15日	小学生(3年生)	ウトナイ湖サンクチュアリ ネイチャーセンター及び 自然観察路	36名
9月24日	漁業体験参加者	ウトナイ湖畔	18名
9月24日	漁業体験参加者	ウトナイ湖畔	19名
9月29日	小学生(4年生)	ウトナイ湖サンクチュアリ ネイチャーセンター及び 自然観察路	63名
10月28日	小学生(3年生)	美園小学校(前庭・ グラウンド・ウッドルーム)	88名
合 計			723名

## (2) 市民探鳥会



わが国に生息する鳥類の半数以上の種が市内に生息しており、ウトナイ湖及びその周辺でも約270種の鳥類が確認されています。こうした野鳥の観察を通して自然保護に対する理解を深めるため、毎年、市民探鳥会を実施しています。

<28年度開催> 5月22日(日)

室蘭市(マスイチ展望台・測量山・地球岬)

48名参加

## (3) 愛鳥週間用ポスター原画募集

日本鳥類保護連盟が主催している愛鳥週間のポスター原画を市内の小中学生から募集し、愛鳥精神の普及啓発に努めています。

<平成28年度> 小学校2校 46名応募

## (4) 苫小牧の自然写真・水鳥絵画展



身近な水鳥類や野生鳥獣、自然景観に関心を持ってもらうことを目的として、写真や絵画を募集し、ウトナイ湖野生鳥獣保護センター内にて展示会を開催しています。

<28年度開催>

写真の部 14名 28点応募(一般市民)

絵画の部 8名 8点応募(小中学生)



### (5) 野生動物に学ぶ救護セミナー



傷病鳥獣救護に必要な基礎知識や技術向上、市民への鳥獣保護思想の普及啓発を目的としたセミナーを実施しています。

<28年度開催>

- 第1回 6月12日 61名参加
- 第2回 9月25日 30名参加
- 第3回 11月27日 40名参加

### (6) ウトナイ湖漁業体験



市民にウトナイ湖で、地引網等を体験してもらい、身近にある自然の豊かさに触れ、野鳥だけではなくウトナイ湖の魅力や、自然とのふれあいのマナーについての認識を深めてもらうため、ウトナイ養殖漁業会の協力を得て行っています。

<28年度開催>

- 9月24日(土) 37名参加

### (7) いのちの授業

(7) いのちの授業



ウトナイ湖野生鳥獣保護センターの獣医師が講師となり、小中学校に出向く等により行っています。

リハビリ中の傷病鳥とのふれあいや映像による学習により、生物の多様性、命の大切さ、自然環境保全の重要性を学ぶことを目的としています。

■開催実績(平成28年度)

実施日	対 象	参加人数
7月13日	沼ノ端小学校3年生(2クラス)	63名
8月26日	豊川小学校3年生(2クラス)	57名
9月9日	美園小学校5年生(2クラス)	79名
9月15日	澄川小学校3年生(3クラス)	88名
9月21日	澄川小学校4年生(2クラス)	78名
9月28日	東小学校4・5年生(3クラス)	72名
11月8日	勇払小学校5年生	21名
11月22日	勇払小学校6年生	28名
11月30日	泉野小学校2年生(2クラス)	65名
12月1日	泉野小学校1年生(3クラス)	93名
12月2日	緑小学校4年生(3クラス)	100名
2月7日	ウトナイ小学校3年生(3クラス)	119名
2月16日	明德小学校4年生	36名
2月21日	北星小学校5年生(2クラス)	43名
2月22日	北星小学校6年生(2クラス)	54名
3月1日	若草小学校3年生(2クラス)	60名
3月3日	若草小学校4年生(2クラス)	57名
3月8日	若草小学校1・2年生(4クラス)	108名
3月9日	北光小学校2年生(3クラス)	79名
合 計		1,300名

## 6 自然環境の保全対策

### (1) 条例による開発行為の規制

「苫小牧市自然環境保全条例」により、都市計画法に基づく開発行為、宅地造成等規制法に基づく宅地造成及び500平方メートル以上の運動競技場等の建設、宅地造成や土地の開墾、樹木の伐採などで良好な生活環境を形成している緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある開発行為は、市長の許可を受けていることになっています。

### (2) 産業廃棄物処理施設設置に対する指導

平成3年12月に、産業廃棄物最終処分場の設置に伴う必要な指導事項を定め、適正処理の確保により自然環境及び生活環境の保全を図ることを目的とした「産業廃棄物最終処分場設置に関する指導方針」を施行し、その後、法の改正に伴い、平成12年1月には「苫小牧市産業廃棄物処理施設の設置等に関する指導指針」に改正して、指導を強化するとともに、設置者には公害防止協定の締結を義務づけています。詳細は下表のとおりです。

#### ■公害防止協定一覧

締結事業者	締結日	設置・借り受け場所	施設の種類
北海道リサイクルセンター株式会社	平成4年3月16日	字美沢187番1	安定型及び焼却炉
株式会社C&R	平成14年5月27日	字静川5番4	焼却施設
	平成15年2月5日	字静川2番、3番、12番8	安定型
	平成16年7月16日	字静川2番、3番、12番8	安定型
	平成24年12月10日	字静川2番2、3番2、3番3、5番4、12番4、12番6、12番11、23番5	安定型及び管理型
株式会社エコクリーン	平成15年1月30日	字柏原3番29	安定型及び管理型
株式会社ホクハイ	平成15年2月5日	字静川2番、3番、12番8	安定型
株式会社苫小牧解体建設	平成15年3月6日	字樽前292番1	安定型
株式会社マテック	平成17年9月20日	字弁天504番17	廃プラスチック類の破砕施設
	平成18年8月25日	厚真町共和114番7	安定型及び管理型
空知興産株式会社	平成20年9月9日	字弁天504番78	焼却施設及び破砕・減菌施設
共信建設株式会社	平成25年12月19日	白老町字社台374番6、375番30、573	安定型

## 第7節 ごみ・リサイクル

### 1 基本理念

『053（ゼロごみ）のまち とまこまい』を基本理念とし、市民・事業者・行政の三者が協働し、ごみの減量やリサイクルの推進を目指し事業を実施しています。

### 2 ごみ収集の体制と施設

家庭から出るごみを7種類に分別収集し、1年間に33,938 t（平成28年度実績）のごみを処理しています。

#### （1）収集体制

市内ごみステーション約8,500か所から「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」「プラスチック」「缶・びん・ペットボトル・紙パック」「紙類」を収集しています。平成28年7月からは、ふくしのまちづくりに向け、高齢者や障がい者の負担軽減等を目的として、市内の一部区域で戸別収集を試行しています。

なお、「せん定枝」「大型ごみ」は、電話申込により戸別収集しています。

#### （2）指導員

排出マナーやごみ分別収集等の指導のため、21名の指導員を配置しています。平成21年度からは「ふれあい収集」を開始し、一人暮らしの高齢者や障害のある方等、ごみを出すことが困難な方を対象に戸別収集等の支援を行っています。

#### （3）ごみ処理施設

##### ①糸井清掃センター

焼却能力200 t/日の焼却炉1基により、「燃やせるごみ」の焼却処理を行っています。

##### ②沼ノ端クリーンセンター

焼却能力105 t/日の焼却炉2基により、「燃やせるごみ」の焼却処理を行っています。また、処理能力75 t/5hの破砕施設により、「燃やせないごみ」や「大型ごみ」を小さく粉砕し、再利用できる金属等は分別しています。

また、敷地内の埋立処分場（容量205,100m<sup>3</sup>）では、沼ノ端と糸井の両焼却炉から排出される焼却灰等の埋立処理を行っています。

##### ③柏原理立処分場

平成21年10月から第5ブロック（容量114,715 m<sup>3</sup>）の供用を開始し、沼ノ端クリーンセンターの破砕施設で処理を行った「燃やせないごみ」や「大型ごみ」等の埋立処分を行っています。

#### ④資源化センター（平成29年3月末廃止）

平成9年7月に糸井清掃センター内に建設した缶・びん・紙パックの処理施設を沼ノ端クリーンセンター内に移設し、新たにペットボトルの処理を加えて平成13年4月に供用開始しました。

アルミ缶、スチール缶、紙パック及びリユースびんは売却し、ペットボトルとガラスびんの一部は指定法人(財)日本容器包装リサイクル協会に再処理を委託し、再生事業者に引き渡されます。また、資源物の中間処理は平成29年4月1日より民間へ委託しています。

#### ⑤し尿雑排水等処理施設（西町下水処理センター内）

西町下水処理センター内に施設があり、平成28年度は、し尿12,420キロリットル、浄化槽汚泥等3,724キロリットルの処理を行っています。

処理手数料については、し尿50リットルにつき322円（下水道区域内）、244円（下水道区域外）となっています。また、浄化槽汚泥については、50リットルにつき170円となっています。

### 3 市が収集するごみ<家庭から出されるごみ>

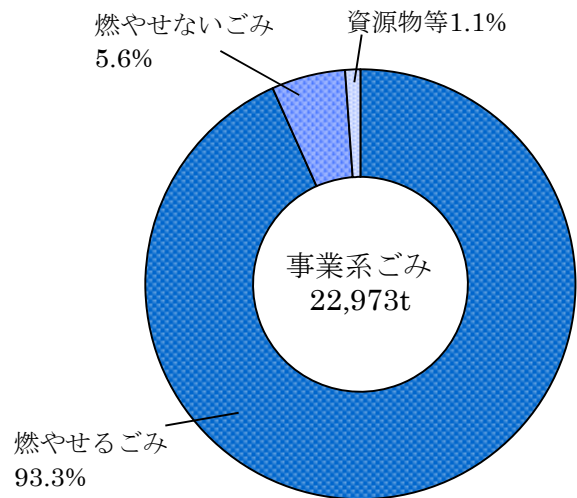
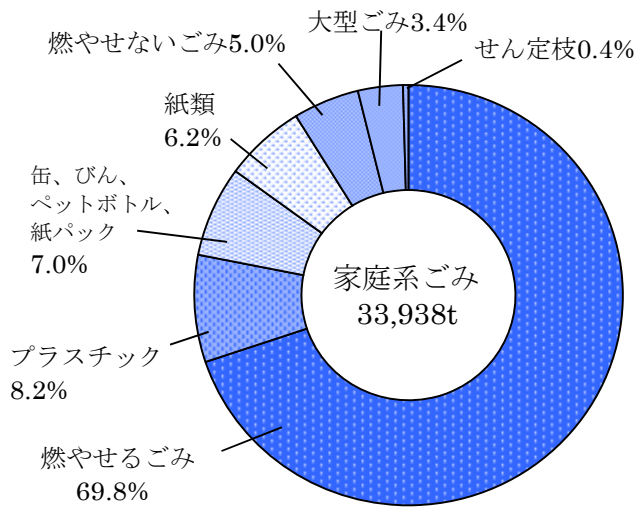
ごみの種類	有料・無料の区分・内容・収集回数など	
燃やせるごみ	指定 有料	<ul style="list-style-type: none"> <li>調理時のごみ、木類、その他燃やせるもの。</li> <li>1週間に2回収集。</li> </ul>
燃やせないごみ	指定 有料	<ul style="list-style-type: none"> <li>金属類、ガラス、陶磁器類、小型の電気製品など。</li> <li>1か月に1回収集。</li> <li>※ 有害ごみ(電池、ガス缶、スプレー缶、ライター、水銀式血圧計・体温計)は無料。</li> </ul>
缶・びん・ペットボトル・紙パック	無料	<ul style="list-style-type: none"> <li>アルミ缶、スチール缶、ガラスびん、紙パック、ペットボトル。</li> <li>1か月に2回収集。</li> </ul>
プラスチック	無料	<ul style="list-style-type: none"> <li>プラスチック容器包装及びプラスチック単体の製品で汚れを落としてあるもの。</li> <li>1週間に1回収集。</li> </ul>
紙類	無料	<ul style="list-style-type: none"> <li>主要古紙、紙パック、汚れている紙、銀色加工されている紙などを除く紙。</li> <li>1か月に2～3回収集。</li> </ul>
せん定枝	無料	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭樹木をせん定した枝で、1m以内に切り揃えひもで束にしたもの。</li> <li>電話申込みをし、戸別収集。</li> </ul>
大型ごみ	有料	<ul style="list-style-type: none"> <li>家庭から出される家具や電気製品(家電4品目以外)などのうち、最大容量の指定ごみ袋に収めることができず、最大の辺の長さまたは径が2m以下で、かつ重量が100kgに満たないもの。</li> <li>電話申込みをし、戸別収集。</li> </ul>

#### 4 市が収集しないごみ

ごみの種類	処分の方法
事業活動に伴って出されるごみ	自己搬入か市の許可業者に依頼
オートバイ・ピアノ・耐火金庫・バッテリー・消火器・薬品類・ガスボンベ・ガソリン・廃油・危険物(多量のマッチ・花火等)	取扱店等に依頼
スプリング入りマットレス及びソファ	市の許可業者または販売店に依頼
車のタイヤ	市の許可業者または販売店に依頼
家電 4 品目(テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、エアコン、洗濯機・衣類乾燥機) ※平成 13 年 4 月 1 日から収集しない品目へ	市の許可業者または販売店に依頼
家庭系廃パソコンのうち、CRT ディスプレイ(ブラウン管モニター) ※平成 15 年 10 月 1 日から収集しない品目へ	パソコンメーカーへ依頼※

※家庭系廃パソコンのうち、CRT ディスプレイ(ブラウン管モニター)以外のパソコン・パソコン周辺機器(デスクトップ本体、ノートパソコン、液晶ディスプレイ)は、市内の公共施設に設置している「使用済み小型電子機器回収専用ボックス」でも回収しています。

## 5 ごみの量(平成28年度)



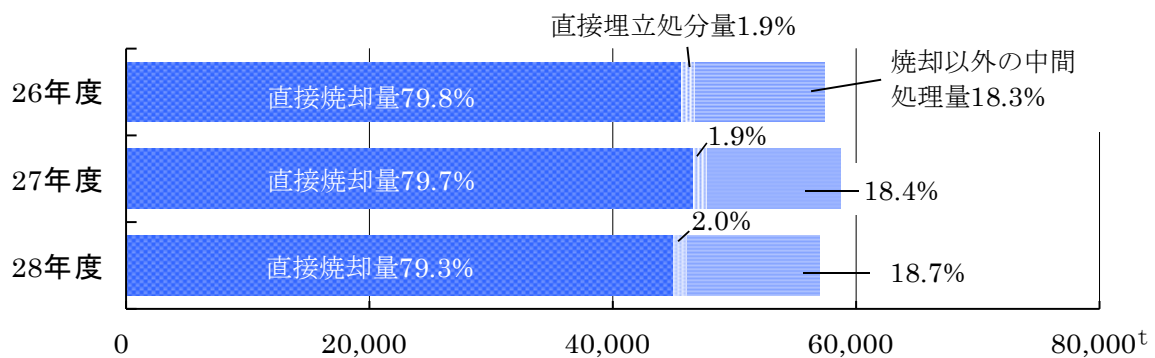
燃やせるごみ	23,706t (69.8%)
プラスチック	2,790t ( 8.2%)
缶、びん、ペットボトル、紙パック	2,365t ( 7.0%)
紙類	2,090t ( 6.2%)
燃やせないごみ	1,699t ( 5.0%)
大型ごみ	1,148t ( 3.4%)
せん定枝	139t ( 0.4%)

燃やせるごみ	21,437t (93.3%)
燃やせないごみ	1,276t ( 5.6%)
資源物等	260t ( 1.1%)

※総量は不法投棄 93t 含む

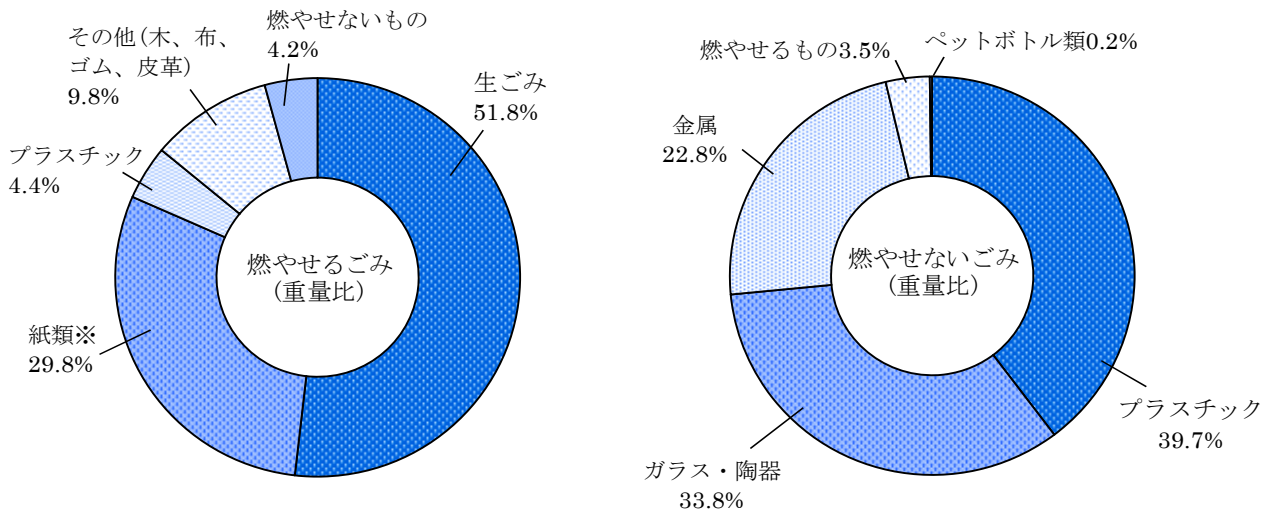
市民 1 人が 1 日に出す家庭系ごみ	539g
---------------------	------

### ■ 3か年のごみ処理量(一般廃棄物のみ)



年度	直接焼却量	直接埋立処分量	焼却以外の中間処理量	計
26	45,836t	1,066t	10,536t	57,438t
27	46,804t	1,096t	10,825t	58,725t
28	45,143t	1,104t	10,664t	56,911t

## 6 ごみの内訳(平成28年度)



※燃やせるごみの「紙類」のうち23.8%は、汚れの付着等により再生が困難なものとなっています。

## 7 まちをきれいにする事業

環境美化及び清掃意識の高揚を図ることを目的として、昭和62年度より春・秋の大掃除月間中の日曜日を「まちをきれいにする日」と定めています。平成24年度からは「ゼロごみの日」と改称し、町内会、企業、学校等が自主的・自発的に参加し、まちぐるみで一斉に付近の道路・公園・空き地等の清掃活動を行っています。

### ■参加者数(平成28年度)

実施時期	参加人数	ごみの量
春(4月)	19,783人	31.2t
秋(10月)	16,982人	15.9t

## 8 ごみの広域処理

北海道が策定した「ごみ処理の広域化計画」に基づき平成13年7月から安平・厚真行政事務組合(安平町・厚真町)のごみを受け入れ、処理しています。



## 9 その他

### (1) ダイオキシン類対策

各焼却施設のダイオキシン類の測定結果は次のとおりとなっています。

#### ■焼却炉排ガス中のダイオキシン類の測定結果及び焼却量(平成28年度)

施設名	測定年月日	測定結果 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	法規制基準値 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	焼却量
糸井清掃センター	H28.6.10	0.00023	1 以下	140.97t
沼ノ端クリーンセンター1号炉	H28.7.19	0.011		95.64t
沼ノ端クリーンセンター2号炉	H28.10.21	0.016		96.51t

### (2) ごみ有料化

平成14年1月から大型ごみの有料化を実施し、平成25年7月に料金の改定を行いました。また、平成25年7月から家庭ごみの有料化を実施しました。

改定後(平成25年7月～)	大型ごみ	処理料金は大きさに応じて1m以下のものが300円、1mを超え2m以下のものが600円の2段階 ※処理手数料シールは、1枚300円で販売し、600円の品目には2枚使用
	家庭ごみ	燃やせるごみ、燃やせないごみ1リットルにつき2円

### (3) 事業系ごみの自己処理

1日平均30リットル未満の事業系一般廃棄物は、市が無料で収集運搬していましたが、平成12年7月1日から全ての事業系一般廃棄物を許可業者収集又は自己搬入として事業者の責任を明確にしたほか、全て有料としました(市が徴収する処理料金は、10kgにつき140円)。

### (4) ごみ袋

平成25年7月開始の家庭ごみ有料化に伴い、5、10、20、30、40リットルの5種類の有料指定ごみ袋を販売しています。

### (5) 排出マナーの徹底

収集車で「<sup>ゼロごみ</sup>053の歌」を放送するなど排出マナーを常時PRしています。

併せて、市広報紙やごみ収集カレンダー、チラシの折り込み、出前講座、子ども向け「環境戦隊053ファイブ」などの取組を実施しています。

## (6) ばい捨て防止条例

平成10年10月に条例を施行し、市内全域において空き缶、吸殻などのばい捨てを禁止しています。

平成16年9月に美化推進員制度からトマコマイ・クリーンアップ・サポーター制度へ活動に移行し、全市的な“ばい捨て防止活動”を展開しています。

なお、平成28年4月1日付で土地所有者の責務の追加や、違反した者に対する指導・勧告及び命令ができることとするなど、一部条例改正しました。

## 10 資源リサイクルの概要

ごみとして捨てるものの中にはまだまだ使用できるものや、資源として回収できるものがたくさん含まれており、本市では平成25年7月から家庭ごみ有料化や紙類資源化など、様々な施策を行っています。

また、町内会等の団体において、資源回収等の活動が積極的に行われており、その活動がより効率的かつ全市的に広がるよう以下の取組を行っています。

### (1) 苫小牧市資源リサイクル団体連絡協議会

ごみの減量、資源化を全市的な運動とすることを目的に、資源回収登録団体の組織として設立しました。協議会では、集団回収活動が効率よく行われるよう情報提供及び資源回収団体の拡大などを行っており、また、リサイクルに対する知識を深めるため、再資源化企業の視察研修なども実施しています。

### (2) 資源回収団体の登録制度

地域住民の自発的な集団回収が効率的に実施されるよう回収団体を登録制にし、相互の情報交換と連携強化を行っています。

#### ■資源回収団体登録数及び資源回収量(平成28年度)

資源回収団体登録数	資源回収量
247 団体	6,335t

### (3) リサイクルハウス設置事業助成制度

集団回収活動による資源物の一時保管場所として「リサイクルハウス」設置に係る助成制度を実施しています。

#### ■リサイクルハウス設置助成数(平成29年3月31日現在)

平成28年度までの設置助成数
41 台

#### (4) 資源回収団体奨励金制度

平成20年度から資源の有効利用を行っている資源回収団体に対し、新聞1円、雑誌・ダンボール2円の奨励金の助成を実施しました。なお、平成25年度から対象品目にアルミ類・びん類・紙パックを追加し、奨励金単価を一律3円に拡充しました。

##### ■資源回収団体奨励金助成団体数及び交付金額(平成28年度)

助成団体数	交付金額
231 団体	18,920,235 円

#### (5) 苫小牧上質古紙リサイクル推進会議

古紙のうち、新聞・雑誌類はその大部分がリサイクルされていますが、OA用紙など上質古紙については分別や秘密保持の点から回収率が低い状況にあります。

このため、事業所・団体・行政から成る組織を設置し、上質古紙のリサイクルを実施しています。

##### ■苫小牧上質古紙リサイクル推進会議構成事業所数及び資源回収量(平成28年度)

構成事業所数	資源回収量
814 事業所	445t

#### (6) 生ごみの減量・堆肥化

##### ①生ごみ堆肥化容器及び電動生ごみ処理機購入助成

家庭から排出される生ごみの自家処理を推進し、ごみの減量化・資源化を図るため、生ごみ堆肥化容器（コンポスト・密閉式容器）及び電動生ごみ処理機購入者に対して助成を行っています。

##### ■生ごみ堆肥化容器及び電動生ごみ処理機購入助成実績(平成29年3月31日現在)

種 類	助成個数		備 考
	平成28年度	累 計	
生ごみ堆肥化容器	80 個	9,542 個	コンポスト 67 個、密閉式容器 13 個
電動生ごみ処理機	13 台	446 台	

##### ②その他の堆肥化方法の普及

平成28年度から、生ごみを土にかえす容器「キエーロ」を本市の気候における適性をテストするため、様々な住宅環境等に配慮し小型化した「ベランダ de キエーロ・ミニ」のモニター事業を実施しました。

また、平成29年度からはモニター事業の結果を踏まえて、材料費を抑えられることやごみの減量とリサイクル推進の観点より、廃品を利用した「廃品 de キエーロ」を製作し、モニター事業を実施しています。

### ③電動生ごみ処理機貸出事業

電動生ごみ処理機を使用してもらい、その効果を実感してもらう事で処理機の普及を促進し、生ごみの自家処理（堆肥化）による減量を推進する事業を平成24年度から実施しています（貸出期間は最大1ヶ月で、処理機6台を申込順に無料貸出）。

### （7）拠点回収による減量化の取組

ごみ減量化と資源の有効利用促進を図るため、市内公共施設やスーパー等に回収拠点を設置し、リサイクルする事業を実施しています。

#### ■拠点回収リサイクル品目と回収実績(平成28年度)

回収品目	解 説	回収量
古着・古布	家庭から排出される古着・古布について、平成21年度から拠点回収を行い、ウエス（工業用ぞうきん）にリサイクルする事業を実施しています。	48,102 kg
廃食油	家庭から排出される廃食油について、平成19年11月から拠点回収を行い、市内の社会福祉施設で車両用代替燃料としてリサイクルする事業を実施しています。	24,453 リットル
古紙類	集団回収等に出し忘れた、もしくは家庭内に保管場所がない主要古紙（新聞・雑誌・ダンボール）について、平成23年10月から公共施設に回収拠点（リサイクルボックス）を設置して、リサイクルする事業を実施しています。	214,817 kg
使用済み 小型電子機器	家庭から排出される使用済み小型電子機器やその付属品について、平成24年4月から拠点回収を実施し、リサイクルする事業を実施しています。	34,063 kg
使用済み 蛍光管	家庭から排出される使用済み蛍光管について、平成25年7月から拠点回収を実施し、リサイクルする事業を実施しています。	6,824 kg

### (8) レジ袋削減に関する協定締結

平成20年5月に事業者と苫小牧消費者協会、苫小牧市の三者による協定を締結し、レジ袋削減に取り組んでいます。

#### ■レジ袋削減協定締結数(平成29年3月31日現在)

協定締結数
8事業者(27店舗)

### (9) エコストア認定制度

市と市民と店舗の三者が一体となり、ごみ減量化と循環型社会の構築を目指して、ノーレジ袋の推進やリサイクル商品の販売等環境負荷への低減を積極的に行っている店舗に対して苫小牧市が環境にやさしいお店として認定する制度を実施しています。

#### ■エコストア認定店舗数(平成29年3月31日現在)

認定店舗数
28店舗

### (10) ペットボトルのキャップ回収

資源の有効利用、特に子どもたちの社会福祉貢献への関心を目的に、平成19年8月から市内小中学校等を通じてペットボトルのキャップ回収をはじめました。

集めたキャップは、廃プラスチック業者に売却し、その収益を発展途上国へのワクチン購入事業に取り組んでいるNPO法人「世界のこどもにワクチンを日本委員会」へ寄付しています。

#### ■ペットボトルキャップ回収量及び寄付額(平成28年度)

キャップ回収量	寄付額
7,162 kg	61,967 円

### (11) 使用済み割り箸リサイクル

平成19年6月から使用済み割り箸の回収をはじめました。「港まつり」や「たるまえサンフェスティバル」などのイベントや市役所内から排出される割り箸を製紙会社へ搬送、資源として再利用しています。

#### ■使用済み割り箸回収量(平成28年度)

回収量
183kg

### (12) ごみ減量・リサイクルに対する意識の啓発

市の広報、町内会との懇談会、出前講座などを通して、減量・リサイクルの啓発に努めるとともに、小・中学生副読本を作成し、ごみの減量、リサイクルの意識啓発を図っています。

■ごみ減量・リサイクルに対する啓発(平成28年度)

実施内容	実績(実施回数・配布数等)
出前講座の開催	22回
市民説明会「エコライフ研究所」の開催	7回
生ごみ減量講習会・出前講座の開催	7回
小学生副読本の配布	1,858冊
中学生副読本の配布	1,736冊

(13) リサイクルプラザ苫小牧の市民開放

平成11年4月にオープンした「リサイクルプラザ苫小牧」では、家庭で不要になった家具・自転車などを修理・販売するとともに、紙すきや石鹸作り、リサイクルのイベントなどの市民の自主的活動に施設を開放しているほか、平成27年度からは053(ゼロごみ)リユース文庫を開設し、ごみの減量、リサイクルの意識啓発を図っています。

■リサイクルプラザ苫小牧来館者数(平成28年度)

来館者数
31,176人

## 第4章 苫小牧市環境基本計画

### 第1節 概要

#### 1 目的

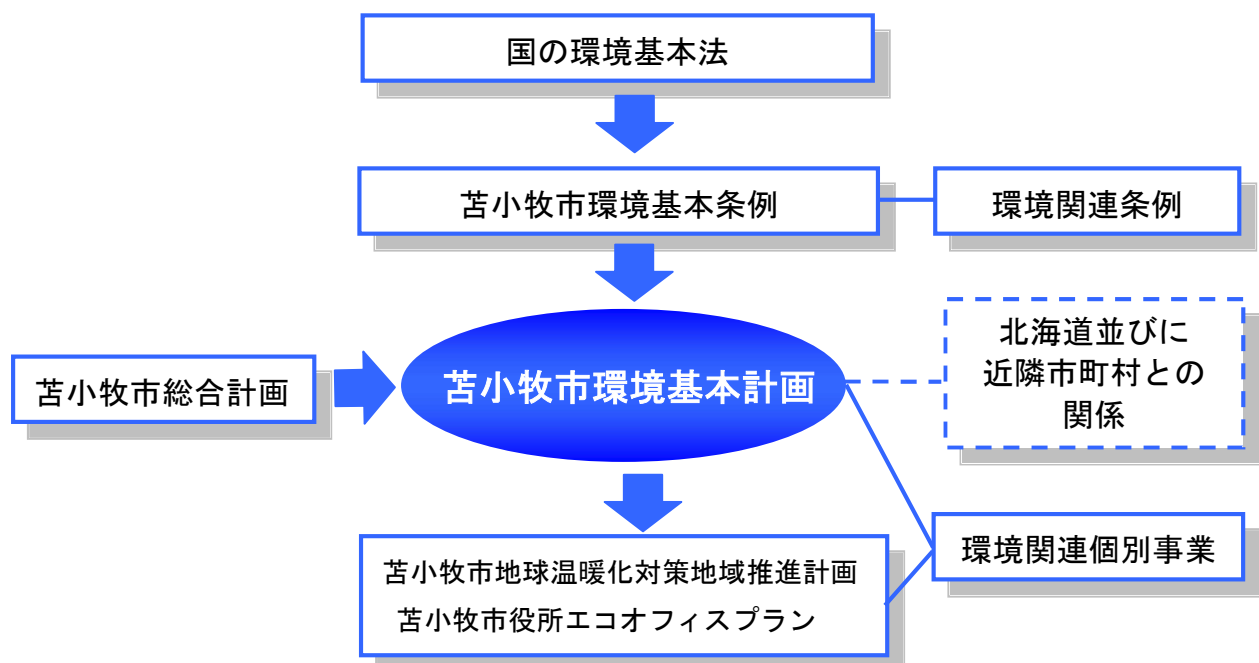
本市では、平成15年3月、「苫小牧市環境基本条例（平成11年7月制定）」に基づき、「苫小牧市環境基本計画」を策定し、様々な環境施策を通じ、良好な環境づくりに取り組んできました。平成25年2月には計画の全面改訂を行い、環境の保全及び創造にかかわる施策を総合的かつ計画的に推進するため「苫小牧市第2次環境基本計画」を策定しました。

本計画は、良好な環境の保全及び創造に関する取組を進めていく上での指針であるとともに、市、事業者及び市民の各主体が担うべき役割を明らかにすることを目的としています。

#### 2 計画の位置づけと期間

本計画は、今後のまちづくりにおいて、本市における良好な環境の保全及び創造を進める上で、もっとも基本となる計画として、苫小牧市環境基本条例第9条に基づいて策定するもので、苫小牧市総合計画を環境の面から推進し、更に環境に関連する個別計画・事業などは、本計画の基本的な方向性を踏まえて進められるものです。

計画の期間は、上位の計画となる苫小牧市総合計画の計画期間と合わせることであり、互いに整合性を図るため、平成25年度から平成29年度までの5年間としています。



### 3 計画の推進体制

推進主体は、市、事業者及び市民です。それぞれが条例で掲げられた責務を果たすとともに、相互に連携しながら計画を推進することとします。

#### (1) 市役所内部における計画推進体制

一言で「環境」と言っても、その範囲はとても広く、環境部局単独での目標の実現は困難です。そのため、庁内の関係部署との連携を強化し、他の計画との整合性を図りながら、総合的に推進していくものとします。

#### (2) 市、事業者及び市民による計画推進体制

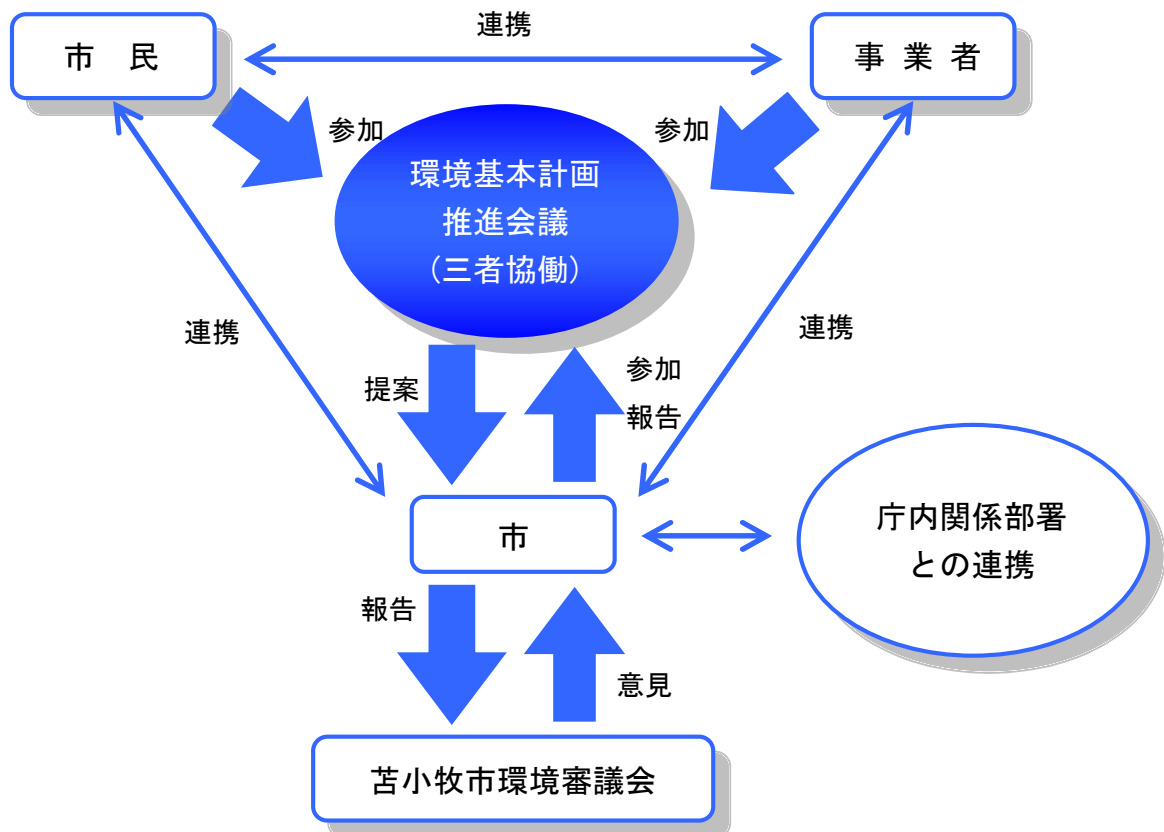
計画の目標実現のために必要不可欠なのが、市、事業者及び市民の連携です。

このため、市、事業者及び市民で構成される「苫小牧市環境基本計画推進会議」にて、計画の推進を図っていきます。

#### (3) 関係機関及び他市町村との連携

苫小牧市だけでは解決が難しい広域的な対応を必要とする施策については、国や北海道並びに関係する市町村や機関と連携した取組を行っていきます。

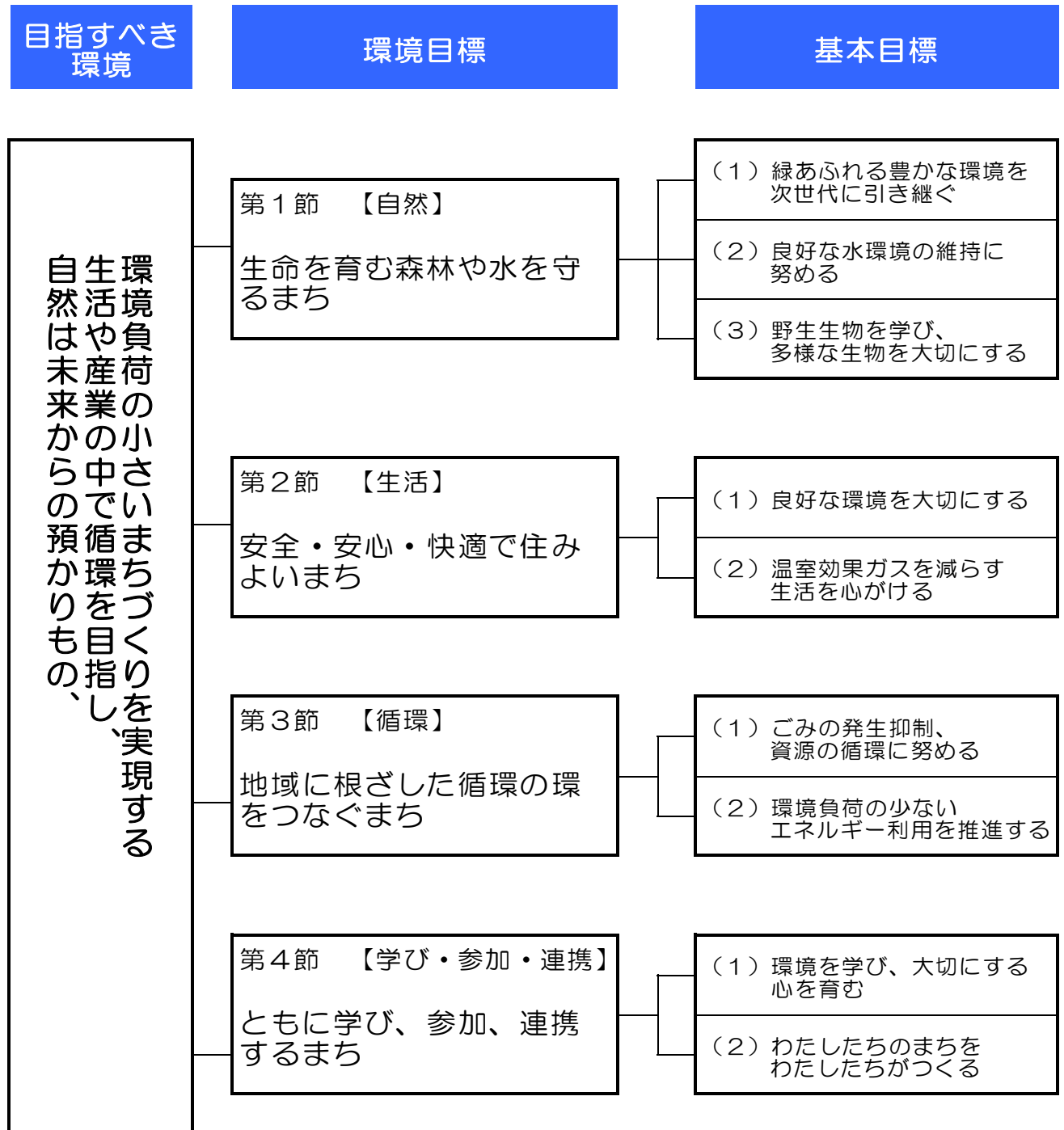
また、国や北海道の進める環境施策に協力するとともに、必要に応じて、苫小牧市の環境保全推進のための要望を行います。

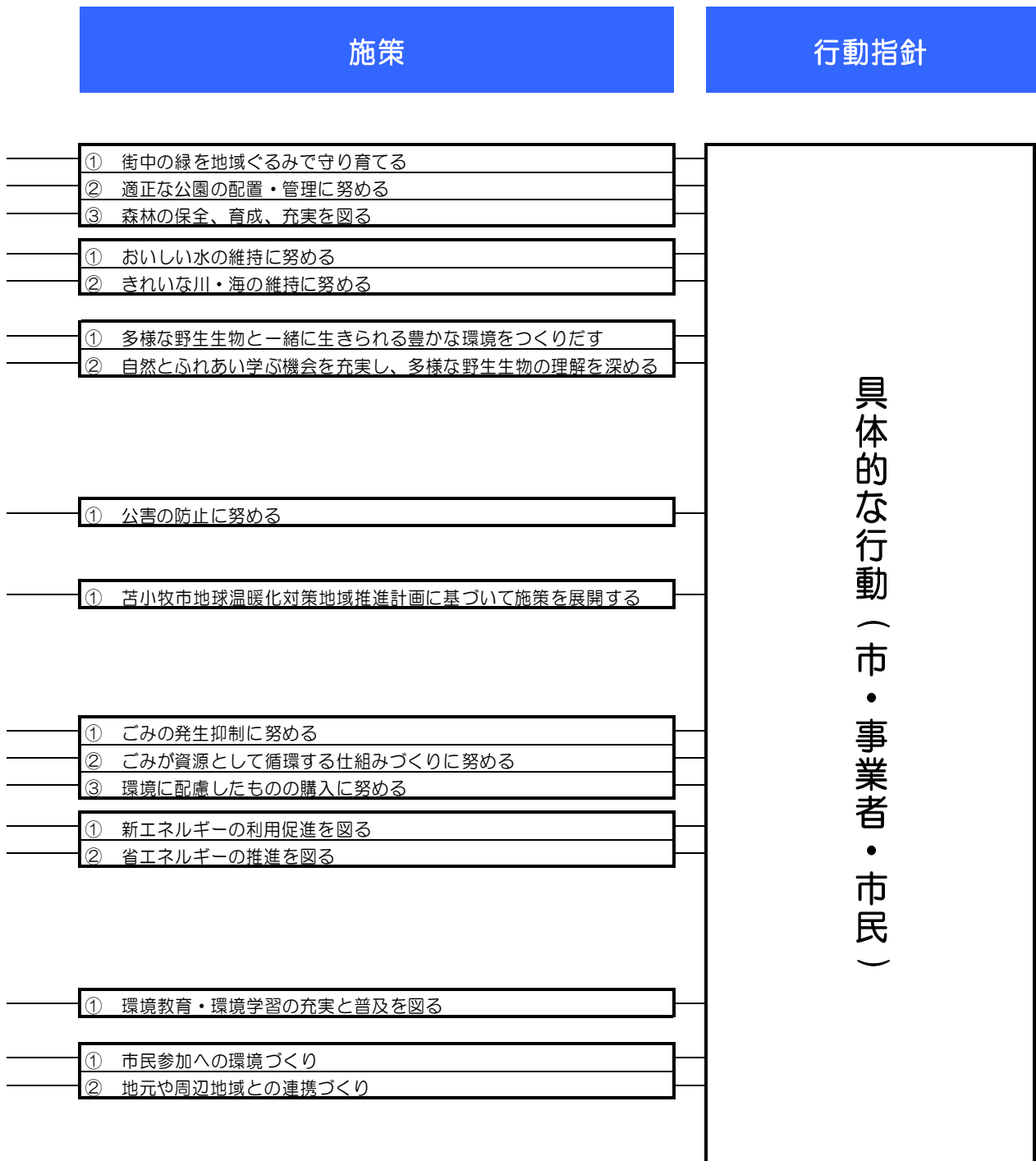




## 4 施策の体系

平成15年3月に策定された「苫小牧市第1次環境基本計画」において、「環境を考える市民の会」と本市で設定した基本理念を目指すべき環境像とし、この基本理念の4つのキーワード（環境目標）を実現するために、9つの基本目標を定めて、施策を推進していくこととしています。





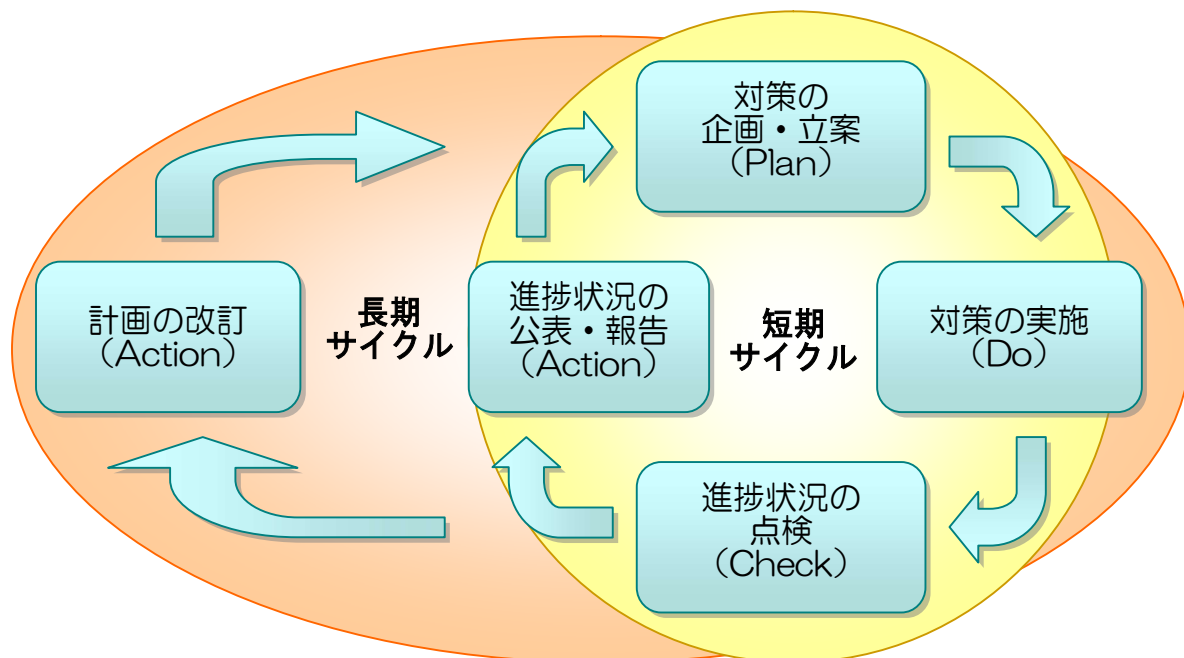
## 5 計画の進行管理

進行管理にあたっては、PDCA（Plan、Do、Check、Action）サイクルにより推進していきます。

PDCA サイクルでは、策定した計画（Plan）を実行（Do）した後、計画の進捗状況や目標達成状況を評価（Check）します。そして、その評価結果を反映した見直し（Action）を行うことで計画を推進していきます。

計画の長期サイクルでは、計画の最終年度である平成 29 年度に、目標の進捗状況や指標の達成状況を評価し、計画の改訂を行います。

計画の短期サイクル（毎年）では、環境審議会、環境基本計画推進会議により、進捗状況の点検を行います。



## 第2節 目標達成の状況

### 1 市内温室効果ガス排出量削減の状況

本市の温室効果ガス排出量は、平成 25 年度で約 2,885 千 t-CO<sub>2</sub> となっており、基準年の平成 2 年度と比較し、16.1%増加しています。

詳細は、「第5章 苫小牧市地球温暖化対策地域推進計画 第2節 市内温室効果ガス排出量削減の状況」135 頁に記載しています。

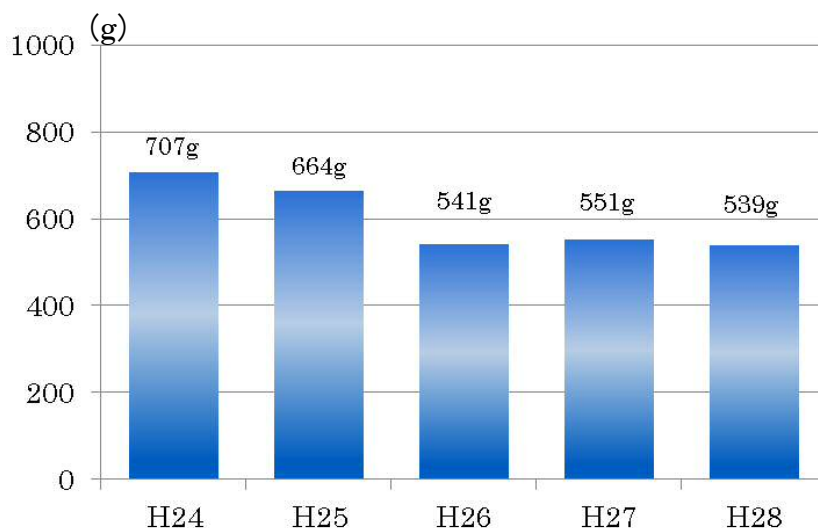
## 2 ごみ削減の状況

本市では、平成25年7月の家庭ごみ有料化や紙類資源化など、これまでに様々な施策を実施し、ごみ減量とリサイクル推進目標の達成を目指してきました。

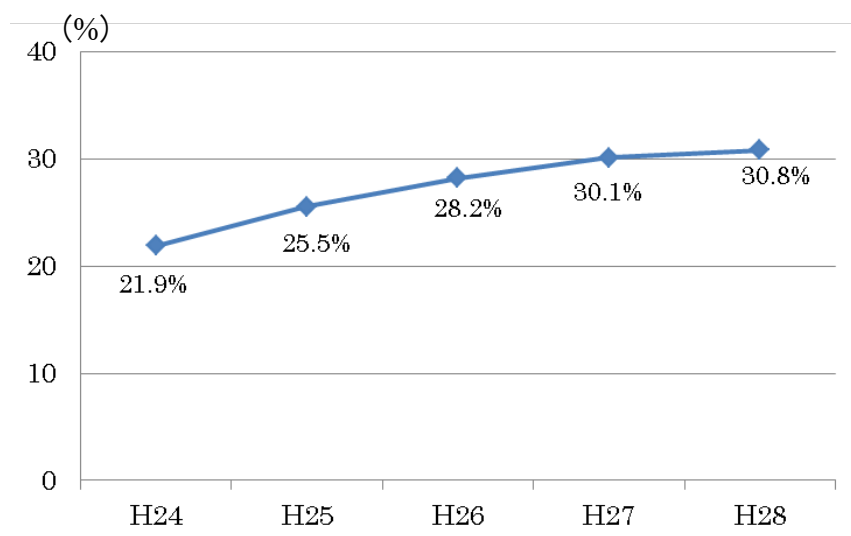
その結果、平成28年度の家庭ごみ排出量は、前年度比1,005t減(約2.9%減)の33,938tとなり、市民1人1日当たりの家庭ごみ排出量は539g、リサイクル率は前年度比0.7ポイント増の30.8%で人口10万人以上の道内主要9都市の中で最も高くなりました。

項目	目標(平成27~32年度)	進捗状況(平成28年度)
ごみの排出量	1人1日当たり家庭ごみ排出量を530gまで削減	1人1日当たり家庭ごみ排出量539g
リサイクル率	リサイクル率を32%に上昇	リサイクル率30.8%

### ■1人1日当たりの家庭ごみ排出量推移



### ■ごみのリサイクル率の推移



### 3 緑化の推進と保全の状況

現在、本市の都市計画区域（38,800ha）のうち、緑地面積（都市公園面積＋地域制緑地※）の割合は37%と高い水準となっています。

また、全国・全道の水準を上回る市民1人あたり60.88㎡（平成28年度末現在）の公園の整備や緑地の保全など、良好な生活環境をつくるための取組が一定の成果を上げています。

項目	実績値
緑地面積(割合)	(都市計画区域) 14,341ha (37%)
	(市街化区域) 387ha (3%)
都市公園面積	(都市計画区域) 1,051ha
	(市街化区域) 288ha

※地域制緑地とは法律や条例で守られる緑の状況。

### 4 環境の状況

市民の健康の保護、生活環境の保全及び自然環境の適正な保全のため、大気、水質などの項目について環境目標を設定し、環境施策の実施により目標達成を目指しています。各環境目標の達成状況は以下のとおりとなっています。

#### 環境目標の達成状況

##### ■大 気(平成28年度)

項目	環境目標	目標達成状況
大気汚染 常時監視結果	環境基準達成	△ 光化学オキシダントについて、全ての測定局で環境基準未達成となっています。他の測定項目については環境基準を達成しています。

##### ■水 質(平成27年度)

(北海道調べ)

項目	環境目標	目標達成状況
河川の 水質測定結果	生活環境項目の 環境基準達成	○ 評価方法が定められている生物化学的酸素要求量BODについて、全ての測定地点で環境基準を達成しています。
	健康項目の 環境基準達成	○ 全ての測定地点で環境基準を達成しています。
海域の 水質測定結果	生活環境項目の 環境基準達成	○ 評価方法が定められている化学的酸素要求量CODについて、全ての測定地点で環境基準を達成しています。
	健康項目の 環境基準達成	○ 全ての測定地点で環境基準を達成しています。

※ 平成28年度分の測定結果が未確定のため、平成27年度の目標達成状況を掲載しています。

■騒音(平成28年度)

項目	環境目標	目標達成状況	
環境騒音 測定結果	環境基準達成	○	全ての測定地点で環境基準を達成しています。
自動車騒音 測定結果		○	全ての測定地点で環境基準を達成しています。
航空機騒音 常時監視結果		○	全ての測定地点で環境基準を達成しています。

■振動(平成28年度)

項目	環境目標	目標達成状況	
道路交通振動 測定結果	要請限度値未満	○	全ての測定地点で要請限度値の超過はありませんでした。

■悪臭(平成28年度)

項目	環境目標	目標達成状況	
悪臭防止法に 基づく 規制基準遵守 状況調査結果	事業場敷地境界 での規制基準値 超過1件	△	肥料製造2事業場敷地境界で延べ4回及び尿尿処理 事業場で1回の調査を実施し、そのうち1回の調査で 一部規制基準値の超過が見られました。
	工場気体排出口 の規制基準値 超過0件	○	調査を行った紙・パルプ製造1工場において規制基 準値の超過はありませんでした。
	工場排出水の 規制基準値 超過0件	○	調査を行った紙・パルプ製造2工場において規制基 準値の超過はありませんでした。

## 第3節 施策の実施状況

### 1 【自然】の環境目標 生命を育む森林や水を守るまち

#### (1) 基本目標 1 緑あふれる豊かな環境を次世代に引き継ぐ

担当課：緑地公園課、清掃事業課、環境生活課、企業立地課、開発管理課

#### ① 施策(1) 街中の緑を地域ぐるみで守り育てる

街中の緑は景観の向上につながるだけでなく、空気の浄化や身近な自然とふれあう場、学習の場にもなります。このように街中の緑は様々な役割を果たすことから、地域ぐるみで適正に保全・育成を推進します。

#### ■具体的な行動の実施状況(平成28年度)

市の行動指針	実施内容	効果など
市民植樹祭の実施に努めます。	5月15日に美沢市有林にて市民植樹祭を実施、約150人が参加し、2,086本のカラマツの苗木を植樹しました。	緑化活動の啓発・実施により、緑豊かな環境が整備されます。
苫小牧クリーンアップサポーター制度の推進に努めます。	37団体及び3個人、1,862名が登録、主にパークゴルフ場や街路、公園等の清掃を行いました。また、ホームページ上で周知し、登録サポーターには維持管理で使用する資材を提供しました。	清掃や草刈りなどのサポーター活動への支援により、良好な環境が維持されました。
公園・道路・公営住宅などにおける植樹及びリニューアル整備による適正な維持管理に努めます。	公園整備工事において406本を植樹、また、公園整備工事や草刈等維持管理業務等で1,434本の間引きや枯れ木の除去等を実施しました。	植樹や適正な維持管理により、緑豊かな環境が保全されます。今後も適正な維持管理に取り組みます。
町内会などに対して、緑化などの支援の実施に努めます。	5月15日に市民植樹祭を実施し、23の町内会などに対し緑化植樹等の支援を実施しました。	緑化活動の啓発・実施により、緑豊かな環境が整備されます。
街路樹などの適正な維持管理に努めます。	良好な景観を保つよう、272箇所(延べ15,100㎡)の生垣の刈込みや除草、また高木のせん定を実施しました。	安全・安心で快適な緑化空間が維持されました。

## ② 施策（２） 適正な公園の配置・管理に努める

自然とふれあい学べる空間としてのあり方も含めて、住民のニーズにあった多様な公園づくりとその管理を行います。

### ■具体的な行動の実施状況(平成 28 年度)

市の行動指針	実施内容	効果など
住民の意見を取り入れ、地域にふさわしい都市公園づくりに努めます。	町内会や保育施設と協議しながら、地域の利用実態に合わせて、7箇所の公園を整備しました。	多様化する市民ニーズに対応させた公園づくりを効率的に行うことができました。今後も地域にふさわしい公園づくりを継続していきます。
ボランティア活動などの協力を得ながら、森林公園など市街地周辺の森林の機能充実と整備に努めます。	5月15日に美沢市有林にて市民植樹祭を実施、約150人が参加し、2,086本のカラマツの苗木を植樹しました。	緑化を通じて、まちへの愛着と次世代への緑のまちづくりを継承しています。
森林公園など市街地周辺の森林の生態系の状況を知る機会の充実を図ります。	10月21日に高丘森林公園で樹木探索会を実施し、10名が参加しました。	樹木や自然の生態系について理解を深め、環境保全への意識の高揚が図られました。
森林公園など市街地周辺の森林と湿原を、生態系保全の観点から保全します。	5月～11月に市有林管理業務において、下草刈や巡視活動を実施、森林の保全に努めました。	快適で身近な自然環境空間が保全されました。

## ③ 施策（３） 森林の保全、育成、充実を図る

本市では森林の市域（都市計画区域外を含む）に占める割合が60%以上にも及びます。森林は環境汚染物質の吸収、酸素の生産、自然災害の防止、様々な野生生物の生息地、木材資源の供給など非常に大切な役割を果たしており、これらの機能が十分発揮できる生き生きとした森林をつくり出すことを目指します。



■具体的な行動の実施状況(平成 28 年度)

市の行動指針	実施内容	効果など
国・北海道・警察などとの連携による不法投棄防止対策の実施に努めます。	胆振・日高地域廃棄物不法投棄処理対策戦略会議に出席し、財務局・開発局管理地など警察と連携して不法投棄ごみの撤去・管理地の適正管理など不法投棄防止に努めました。	開発局の協力により、市内山間部に監視カメラを導入し、抑止効果が出ています。また、関係機関と協議し、発生を抑止できるような対応を心がけています。
清掃指導員及び不法投棄パトロール員による巡回を実施します。	清掃指導員による市内全域の巡回を実施しました。また、不法投棄パトロール員による巡回(延べ474回)により不法投棄の未然防止に努めました。	不法投棄の未然防止、早期発見につながりました。
苫小牧市自然環境保全条例に基づき、森林などの開発行為に対して適正な規制と指導を行い、自然環境の維持に努めます。	条例の周知とともに審査、指導及び21件の開発行為許可を行い、自然環境の維持に努めました。	適正な規制と指導により、自然に恵まれた快適な生活環境を維持することができます。
苫小牧市企業立地振興条例に基づく緑化助成制度の周知及び緑化保全を推進します。	新規進出企業8社及び既存の立地企業に対して、緑化助成制度の周知を行い、緑化保全を推進しました。	4社に対し緑化助成金の交付を行い、緑化保全推進が図られました。
苫小牧東部地域にかかわる環境影響評価書及び市の基本方針に基づき、東部地域の自然環境保全の実施に努めます。	工場等の新增設の際、方針が遵守されるよう環境生活課など関係部署と調整を行い、自然環境保全の実施に努めました。	関係部署と連携し、自然環境保全の実施に努めます。
土砂採取などの工事に対して適正な指導を行い、完了時には森林の復元に努めます。	宅地造成工事等の現場パトロールを9回実施し、許可条件に基づいて行われているか監督しました。	許可条件に基づき施工されていることを確認することにより、森林復元の確実な実施への一助となりました。
学校などに対する環境学習の活動支援に努めます。	平成28年度は実施しておりません。	—
里山づくりにかかわるイベントの実施に努めます。	平成28年度は実施しておりません。	—

森林について解説できる人材の発掘と育成に努めます。	市職員を講師として、10月21日に実施した樹木探索会において、市民10名に森林への理解を深めてもらい、人材の発掘と育成に努めました。	樹木などの森林に対しての興味と知識を深めることができました。
市内の森林整備の方針について周知に努めます。	5月15日に美沢市有林で市民植樹祭を開催しましたが、森林整備方針についての周知は平成28年度は実施しておりません。	—
森林ボランティア団体の活動支援に努めます。	平成28年度は実施しておりません。	—

## (2) 基本目標 2 良好な水環境の維持に努める

担当課：緑地公園課、上下水道部総務課、水道整備課、高丘浄水場、錦多峰浄水場、危機管理室、清掃事業課、環境保全課、農業水産課、道路河川課、下水道計画課、西町下水処理センター、高砂下水処理センター、勇払下水処理センター

### ① 施策(1) おいしい水の維持に努める

「苫小牧のおいしい水」は、私たちの生活に欠かせない貴重な資源です。この水を守るためには、周辺からの汚染水の流入などといった環境影響を受けることがないように、水源を守るとともに、おいしい水ができる要素の一つである森林の重要性に鑑み、森林が有する水源かん養機能（洪水緩和・水資源貯留・水質浄化）の維持増進を図っていきます。

#### ■具体的な行動の実施状況(平成28年度)

市の行動指針	実施内容	効果など
森林法による各種届出書の指導・調整に努めます。	30件の届出があり、その際に指導・調整を行いました。	水源かん養や土砂流失防止などの役目を持つ森林の適正な維持と更新を促します。
上下水道部のホームページ等による啓発に努めます。	水だよりやホームページ、フェイスブックで周知した他、水道水ボトルドウォーター「とまチョップ水」の販売を通じて、おいしい水道水PRに努めました。	市民生活に欠かせない水道・下水道の役割を知ってもらう良い機会となりました。

「苫小牧市水道水源の保護に関する指導要綱」に基づいた水源保護に努めます。	ホームページにより周知しました。	良好な水質の原水が継続的に取水できています。
定期的なパトロールを実施して水源の環境監視及び清掃の実施に努めます。	週1回のパトロールを実施し、「水を汚染から守る会」で6月1日と10月26日に河川清掃を実施しました。	安全でおいしい水を守ることにつながります。今後も不法投棄の継続監視を行います。
水道週間での「施設見学会」を実施します。	6月5・12日に水道施設見学会を実施し、79名の参加がありました。	安全でおいしい水を育んでいる自然の大切さや、多くの施設を経て作られる水道水について、より広く市民の皆様理解してもらいました。

## ② 施策（2） きれいな川・海の維持に努める

河川や海の水質環境保全のため、河川への汚水流入を抑制するとともに、地域の人たちと連携し、きれいな水環境の維持に努めます。また、海洋汚染の防止を啓発など、海浜の自然環境の再生・保全を目指します。

### ■具体的な行動の実施状況(平成28年度)

市の行動指針	実施内容	効果など
排出油等防除協議会会議に参加します。随時、他市町村で起こった事故などの情報収集を行います。	9月14日の苫小牧地区排出油等防除協議会定例総会に参加し、また、他市町村で発生した事故についても情報収集の確保に努めました。	排出油等による事故が発生した際の連携強化が図られました。
し尿と雑排水を処理する合併処理浄化槽設置整備事業を実施します。	事業を継続し2件に補助金交付を行いました。	合併処理浄化槽の設置拡大及び水洗化率向上が図られました。今後は、対象地域の市民ニーズを把握し、事業の継続について検討します。

<p>ボランティア活動に対してごみ袋の提供や回収された廃棄物の収集を実施します。</p>	<p>4月17日～5月16日及び、10月1日～10月31日を大掃除月間として町内会、事業所等457団体(36,765名)により河川付近も含めた清掃活動を実施しました。 また、各団体に対し、ごみ袋の提供及び廃棄物の収集等の支援を行いました。</p>	<p>市民の環境美化及び清掃意識の高揚が図られました。</p>
<p>美沢川など美々川水系の水質調査を実施します。</p>	<p>美々川の水質調査を4回実施し、その結果を環境白書に掲載しました。</p>	<p>河川の水質環境の把握とともに、良好な環境の維持につながっています。今後も継続監視を行います。</p>
<p>北海道が実施する河川・海域水質調査結果を環境白書に掲載します。</p>	<p>北海道が実施した市内10河川19地点及び8海域31地点の水質調査結果を環境白書に掲載しました。</p>	<p>河川及び海域の水質状況を広く周知することができました。</p>
<p>胆振海岸保全対策事業を実施します。</p>	<p>胆振海岸保全対策水産部会に出席し、底質調査、底生動物調査についての説明を受けました。</p>	<p>協力要請はありませんでしたが、引き続き関係機関との連携を図ります。</p>
<p>河川改修工事において、法面などの芝整備を行います。</p>	<p>新規工事4件について、張芝整備を1,160㎡実施しました。</p>	<p>法面保護を目的とした張芝工を実施することにより、緑化面積が増加しました。</p>
<p>合流式下水道改善事業を継続実施します。</p>	<p>平成25年度までに、合流式下水道緊急改善事業による対策を実施しました。</p>	<p>雨天時における公共水域の水質改善が図られました。</p>
<p>事業所の排水の水質検査を無作為に実施します。</p>	<p>事業所98箇所の排水の水質検査を実施しました。</p>	<p>水質基準値不適合事業所に対する改善指導により、水質環境保全が図られました。</p>
<p>下水処理施設見学会の実施や学生によるインターンシップの場を提供し、下水道についての理解を深めるように啓発に努めます。</p>	<p>高校生のインターンシップ9名の受入れ及び小学生など19団体848名に対し施設見学会を実施したほか、出前講座を60名に実施し、下水道についての理解を深めるよう啓発を行いました。</p>	<p>下水道の仕組みや水質環境保全の大切さについて理解が深まり意識の高揚が図られました。</p>

(3) 基本目標 3 野生生物を学び、多様な生物を大切にする

担当課：環境生活課、農業水産課、環境保全課、青少年課

① 施策(1) 多様な野生生物と一緒に生きられる豊かな環境をつくりだす

自然環境の豊かさや健全性を表す指標の一つが、野生生物の多様性です。希少種や絶滅が危惧される種だけでなく、多種多様な野生生物と共生できる環境を目指します。

■具体的な行動の実施状況(平成28年度)

市の行動指針	実施内容	効果など
ウトナイ湖漁業体験及び湖岸清掃を実施します。	ウトナイ湖漁業体験を9月24日に実施、37名が参加しました。	自然環境保全に関する知識の普及、情報の提供及び意識の高揚が図られました。
野鳥救護ボランティア講座を実施します。	野生生物に学ぶ救護セミナーを3回実施し、延べ131名が参加しました。	自然環境保全に関する知識の普及、情報の提供及び意識の高揚が図られました。
アライグマなど大きな環境被害が確認された特定外来生物の捕獲・調査事業を実施します。	アライグマ226頭の捕獲を行いました。また生息状況に関する調査を実施しました。	在来生物の生態系や生息環境を維持し、農業被害の低減が図られました。
農林業被害を防ぐためエゾシカの捕獲・調査事業を実施します。	農作物被害抑制のため、苫小牧市鳥獣被害防止対策協議会やとまこまい広域農業協同組合により572頭の捕獲を行いました。	農作物被害抑制が図られました。今後も関係機関と調整し取組を継続します。
自然環境保全等指定・登録地の保全に努めます。	4月～11月にかけて、指定・登録地5箇所の清掃や巡視活動を実施し、保全に努めました。	良好な自然景観や、緑地を形成している地区及び動物の生息地保全が図られました。

② 施策（２） 自然とふれあい学ぶ機会を充実し、多様な野生生物の理解を深める

環境学習の機会は、これからの自然環境を保全する上で大変重要です。大人と子どもと一緒に自然とふれあい学ぶ場の充実に努めます。

■具体的な行動の実施状況(平成 28 年度)

市の行動指針	実施内容	効果など
市民探鳥会やウトナイ湖漁業体験などを実施します。	市民探鳥会を 5 月 22 日に実施し、48 名が参加、ウトナイ湖漁業体験は 9 月 24 日に実施し、37 名が参加しました。	自然環境保全に関する知識の普及、情報の提供及び意識の高揚が図られました。
愛鳥週間ポスター原画展を実施します。	小学校 2 校 46 名の応募があり、道の審査に送付しました。	作品製作過程を通じて、野生生物保護思想の高揚と普及啓発が図られました。応募数減少のため広報を強化します。
自然ふれあい教室やいのちの授業（出前講座）を実施します。	自然ふれあい教室を 13 回実施し、延べ 723 名が参加しました。いのちの授業は 42 回実施し、延べ 1,300 名が参加しました。	自然環境保全に関する知識の普及、情報の提供及び意識の高揚が図られました。
自然写真・水鳥絵画展を実施します。	水鳥絵画展は 10 月 5 日～11 月 1 日に実施し、8 点の応募がありました。苫小牧の自然写真展は 3 月 8 日～3 月 30 日に実施し、28 点の応募がありました。	作品製作過程と展示を通じて、野生生物保護思想の高揚と普及啓発が図られました。
傷病鳥獣救護ボランティア講座などを実施します。	野生生物に学ぶ救護セミナーを 3 回実施し、延べ 131 名が参加しました。	自然環境保全に関する知識の普及、情報の提供及び意識の高揚が図られました。
せせらぎスクールを実施します。	7 月 28 日に 37 名の参加を得て実施する予定でしたが、降雨による増水により中止となりました。	—
サマーキャンプ及びウインターキャンプを実施します。	小・中・高校生を対象にサマーキャンプを 8 月 3 日～5 日に実施し、29 名が参加しました。ウインターキャンプは 1 月 14 日～15 日に実施し、31 名が参加しました。	自然に囲まれた、青少年キャンプ場でキャンプやカヌーなど自然とのふれあいにより、環境保全意識の高揚が図られました。

## 2 【生活】の環境目標 安全・安心・快適で住みよいまち

### (1) 基本目標 1 良好な環境を大切に作る

担当課：空港政策課、まちづくり推進課、環境保全課、企業立地課、道路河川課、道路維持課、建築指導課

#### ① 施策（1） 公害の防止に努める

産業型公害の未然防止のため、引き続き各種環境監視を継続するとともに、事業者に対する規制を行い、市民の健康及び安全な生活を守ります。

#### ■具体的な行動の実施状況(平成28年度)

市の行動指針	実施内容	効果など
空港周辺の各町内会員で構成される苫小牧市航空機騒音対策協議会の要望活動により、国に対し、騒音軽減などの要請を行います。	9月21日に協議会委員11名と共に北海道防衛局、航空自衛隊千歳基地等、9月26日～27日に協議会委員5名と共に国土交通省、防衛省に対し、騒音軽減や防音工事に関する要望活動を行いました。さらに、11月28日に協議会を開催し、9月に行った要望活動の報告、検証を行いました。	航空機騒音の実態や地域の要望などを国に直接伝えることができました。今後も生活環境向上のため、要望活動を継続していく必要があります。
バス事業者に対してエコドライブを指導し、排気ガスなどの排出抑制を実施します。	バス事業者が「エコドライブの実践」を延べ287名の社員に対し指導しました。	エンジン回転数の抑制やアイドリングストップの実践により、排気ガスの排出削減につながりました。
各種監視を実施し、市民への情報提供に努めます。	大気、騒音等の監視を行い、ホームページや環境冊子「きれいな空 静かなまち」等により情報提供を行いました。	大気・騒音等の状況について、広く市民周知ができました。
市民などから寄せられる身近な公害苦情について、解決に向け適切に対応します。	44件の苦情が寄せられましたが、現地調査や発生源に対する指導を行うなど、適切に対応しました。	市民の健康、安全・安心・快適な住環境の維持につながりました。

立地企業などに対する、公害防止設備の導入・改善や公害防止協定の締結などにより、公害の未然防止を図ります。	立地予定企業との公害防止に係る事前協議を行いました。また、公害防止協定締結企業 35 社全ての立入調査を行い、公害の未然防止に努めました。	公害防止協定締結企業の立入調査や指導により、公害の未然防止が図られました。
環境保全対策が必要な工場などの受け入れに際しては、市民・学識経験者で構成される苫小牧市企業立地審議会において事前の評価・判断を実施します。	条例に該当する工場等の立地はありませんでした。	条例に該当する工場等が立地する際には、事前に苫小牧市企業立地審議会を開催し適切に評価・判断を行います。
「工場立地法」に基づく申請を受理し、工場立地に係る環境保全の適正化を図ります。	5 件の申請があり、その際に環境保全の指導を行いました。	法に基づく適正な工場立地により、環境保全が図られました。
公共工事において、排出ガス対策型建設機械・低騒音型建設機械の使用に努めます。	対象工事82件について、排出ガス対策型及び低騒音型の使用を促しました。	作業環境の改善と大気環境の保全が図られました。今後も継続して使用に努めます。
シックハウスを未然に防止するための対策・指導を行います。	確認申請 509 件、計画通知 10 件の計 519 件に対し、確認申請等に「化学物質に対する衛生上の措置チェックリスト」を添付し、法に基づく規制指導を行い、完了検査時にも確認指導しました。	化学物質による室内空気汚染等の改善が図られました。今後も周知・指導を継続します。

## (2) 基本目標 2 温室効果ガスを減らす生活を心がける

担当課：環境保全課

### ① 施策(1) 苫小牧市地球温暖化対策地域推進計画に基づいて施策を展開する

基本目標「温室効果ガスを減らす生活を心がける」を達成するための個別計画である「苫小牧市地球温暖化対策地域推進計画」(平成 21 年度～平成 29 年度)に基づき、4 つの削減目標の達成を目指して個々の施策を展開していきます。

#### ■具体的な行動の実施状況(平成 28 年度)

市の行動指針	実施内容	効果など
※詳細は「第5章 苫小牧市地球温暖化対策地域推進計画」に記載しています。		



### 3 【循環】の環境目標 地域に根差した循環の環をつなぐまち

#### (1) 基本目標 1 ごみの発生抑制、資源の循環に努める

担当課：減量対策課、清掃事業課、建築指導課、西町下水処理センター、  
勇払下水処理センター、環境保全課

#### ① 施策（1） ごみの発生抑制に努める

ごみに関する情報の提供と共有により地域ぐるみでごみの減量を進めます。

#### ■具体的な行動の実施状況(平成28年度)

市の行動指針	実施内容	効果など
4R運動を推進します。	小中学校、町内会や市民団体等において出前講座22回、市民説明会(エコライフ研究所)を7回実施、530の日やプラザイベント等においても啓発活動を行いました。	啓発活動により、ごみ減量・リサイクル推進の成果が表れました。
ノーレジ袋・マイバッグ持参運動を推進します。	イベントやホームページにおいて、レジ袋使用自粛及びマイバッグ持参の呼び掛けを実施し、「ノーレジ袋、マイバッグ持参運動」の推進を図りました。	レジ袋削減により、CO <sub>2</sub> 削減など環境保全が図られました。
広報誌及びホームページなどを通して、ごみ減量・分別とリサイクル方法を情報提供します。	ごみの分別やリサイクルの方法などを具体的にホームページに掲載し、市民周知に努めました。	情報提供により、ごみ減量・リサイクル推進の成果が表れました。
出前講座及びクリーン懇談会、イベントなどでの周知・啓発による意識向上を図ります。	小中学校、町内会や市民団体等において出前講座22回、市民説明会(エコライフ研究所)を7回実施、530の日やプラザイベント等においても啓発活動を行いました。	啓発活動により、ごみ減量・リサイクル推進の成果が表れました。
リサイクルプラザ苫小牧の市民開放を行います(講座、再生品展示販売)。	再生品の展示販売会を5回開催し、即売品と併せて1,406点を販売しました。また、家具等の修理指導や紙すきなど体験講座を実施し、881名が参加しました。	再生品の販売や体験講座を通じて、資源循環や再利用の促進、ごみ減量に対する意識の啓発が図られました。

<p>リサイクルプラザ苫小牧からの情報発信を行います(出前講座ほか)。</p>	<p>再生品展示販売会や 053(ゼロごみ)リユース文庫、イベント等についてホームページや広報とまこまいを活用して周知を行いました。また、来場者にリサイクルに関する情報提供を行いました。</p>	<p>資源の循環と生ごみの減量に向けて、市民が自主的に活動する場を提供できました。今後もリサイクルに関する講座の開設に取り組みます。</p>
---	---	--

② 施策(2) ごみが資源として循環する仕組みづくりに努める

空き缶・空きびん・紙パック・ペットボトル・プラスチック・紙類の資源化回収など、資源が循環するシステムづくりを推進します。

■具体的な行動の実施状況(平成28年度)

市の行動指針	実施内容	効果など
<p>生ごみなどの減量啓発及び講習会を開催します。</p>	<p>出前講座に 21 団体 942 名、市民説明会(エコライフ研究所)に 139 名が参加、生ごみの堆肥化容器等の普及に努め、生ごみの減量の推進を図りました。</p>	<p>生ごみの減量の推進を図り、堆肥化容器等の普及に努めました。今後は講習会の場所を工夫するなどして参加者の増加を図ります。</p>
<p>生ごみの堆肥化の普及に努め、電動生ごみ処理機などに購入助成を実施します。</p>	<p>広報とまこまい、ホームページ等により市民周知を行い、コンポスト 67 個、EM 密閉式容器 13 個、電動生ごみ処理機 13 個の購入助成を行いました。</p>	<p>市民のリサイクルに対する意識が高まり、生ごみの減量化・資源化につながりました。</p>
<p>資源物の集団回収団体との連携を強化します。</p>	<p>7 月に苫小牧市資源リサイクル団体連絡協議会を開催しました。総会には 45 団体、59 名が出席、連携を強化しました。</p>	<p>ごみの減量・資源化を全市的な運動とし、集団回収の活性化による資源物の回収増を促進するなど、市民の意識向上につながりました。</p>
<p>資源物対象品目を拡大し、分別の啓発活動を実施します。</p>	<p>4 月より、古着・古布の回収対象を拡充し、530 の日やプラザイベント等において啓発活動を行いました。</p>	<p>啓発活動により、市民の意識向上につながりました。</p>
<p>トレイなど資源物回収団体に対し、資源物店頭回収実績調査を実施します。</p>	<p>市内大型スーパーに対し、平成 27 年度の回収実績の調査を行い、リサイクル率に反映させました。</p>	<p>市民と事業者の自主的なごみ減量・リサイクル推進活動を把握することができました。</p>

紙類資源化に伴う住民説明会での分別方法の周知及びイベントなどによる啓発活動を実施します。	ホームページ等での周知・啓発を実施しました。	周知・啓発により、市民の意識向上につながりました。
資源物分別啓発イメージDVDの公共施設などでの放映を実施します。	資源物分別に関するイメージ動画をホームページに掲載しました。	資源物分別の意識高揚が図られました。
建設リサイクル法による届け出の周知と指導に努めます。	5月25日、10月27日に実施したパトロールで、20件の解体現場のうち違反のあった6件について指導しました。また、週2回の完了検査業務と併せてパトロールも行いました。	周知・指導により再資源化促進が図られました。
下水道汚泥の緑農地還元、コンポスト化及びセメントの原料化に努めます。	下水道汚泥5,807tをセメント原料化や肥料化などに有効利用しました。	資源として汚泥の有効利用を図り、市民へ還元できました。

### ③ 施策（3） 環境に配慮したものの購入に努める

地球環境に配慮したグリーン製品などのPRや購入を推進します。

#### ■具体的な行動の実施状況(平成28年度)

市の行動指針	実施内容	効果など
苫小牧市グリーン購入推進方針に基づき、グリーン購入を推進します。	24品目をグリーン購入物品と指定し、購入取組を推進しました。また、取組実績を公表し、グリーン購入率は91.2%(前年度92.4%)でした。	グリーン購入の推進により環境負荷低減が図られました。
苫小牧市公共工事環境配慮指針に基づき、地球環境に配慮した製品の購入に努めます。	28項目を環境配慮資材と指定し、使用取組を推進しました。また、取組実績を公表し、環境配慮率は88.7%(前年度91.5%)でした。	環境負荷低減が図られました。
リサイクル製品やグリーン製品などの購入を推奨するなど普及啓発に努めます。	ホームページへの掲載を継続し、周知を図りました。	グリーン購入の推進により環境負荷低減が図られました。

(2) 基本目標 2 環境負荷の少ないエネルギー利用を推進する

担当課：減量対策課、環境保全課、工業労政課、建築指導課、水道整備課、下水道計画課、まちづくり推進課、道路河川課

① 施策(1) 新エネルギーの利用促進を図る

本市が設置・運営する各公共施設への新エネルギー利用を推進するとともに、新エネルギーについて情報提供を行い、事業者及び市民への利用促進を進めていきます。

■具体的な行動の実施状況(平成28年度)

市の行動指針	実施内容	効果など
廃食油などを原料とするBDF(バイオディーゼル燃料)の有効利用を図ります。	廃食油 24,4530を回収し、燃料として有効利用しました。(前年比1.6%減)	廃食油の有効利用によりCO <sub>2</sub> の削減につながりました。今後も市民への啓発を図ります。
住宅用太陽光発電システム設置の普及に努めます。	太陽光発電システム 31 件に助成したほか新たに住宅用省エネ給湯暖房システムを追加し、エコキュート 64 件、エコジョーズ 179 件、エコフィール 51 件の補助を行いました。	住宅用太陽光発電システムや、省エネ給湯暖房システムの導入を促し、再生可能エネルギーと省エネ機器の普及拡大が図られました。
苫小牧市地域新エネルギービジョンに基づく活動を推進します。	国・道が主催する会議やセミナー等に参加し情報収集を行いました。また、経済産業省の補助金を活用し、民間企業と共同で天然ガスを利用したガスコージェネレーションシステムの事業化可能性調査を実施しました。	国のエネルギー政策の動向を把握し、国や道の助成制度について、活用の可能性を検討しました。今後も新エネルギーの活用について、検討していきます。
省エネ法の周知・指導・定期報告を実施します。	建築基準法の申請に伴う省エネ法届出が 86 件あり、省エネ基準に関わる適合の可否を確認しました。定期報告書の提出は 74 件でした。	省エネルギー促進が図られました。今後も周知・指導を継続します。
住宅耐震・リフォーム支援事業を実施します。	広報、新聞等で住宅リフォーム支援事業について周知を行いました。住宅への自然エネルギーを取り入れた太陽光発電等の融資は 1 件ありました。	支援事業を実施することで、再生可能エネルギー拡大が図られました。広報やホームページ等にて周知していきます。

浄水場における新エネルギー導入推進に努めます。	苫小牧市水道ビジョンに基づき、25年度高丘浄水場に太陽光発電設備を設置し、継続的に発電しています。また、小学生や市民を対象とした施設見学会において、水道事業と環境問題の関わりを説明しています。	太陽光発電設備を啓発活動の一環として活用することで、市民への情報提供へとつながりました。
下水処理センターにおける消化ガス発電を継続実施します。	消化ガス発電を継続実施しました。	下水道から発生するエネルギーの有効活用が図られました。
下水処理センターにおける未利用エネルギーの有効利用について検討を実施します。	未利用エネルギーの有効利用について、引き続き検討を実施しました。	更なる未利用エネルギー(廃熱等)の有効利用について検討を続けています。

## ② 施策(2) 省エネルギーの推進を図る

産業活動や日常生活などにおいて、環境負荷の低減やエネルギーの効率的な利用を行うために、省エネルギーの推進を進めていきます。

### ■具体的な行動の実施状況(平成28年度)

市の行動指針	実施内容	効果など
苫小牧市地域公共交通総合連携計画を推進します。	6月13日に苫小牧市公共交通協議会を開催し、計画の推進を図りました。また、市内中心部でのイベントとタイアップした形で「バスの日」イベントを実施しました。	イベントを通じて公共交通(バス)の利用促進を働きかけました。
環境家計簿に関する啓発を推進します。	ホームページ等で啓発を行いました。	環境家計簿を市ホームページに掲載し、省エネへの啓発としました。
苫小牧市役所エコオフィスプランを推進します。	11月15日開催の企画推進会議にて、エコオフィスプラン運用実績報告を行い、CO <sub>2</sub> 排出量及びエネルギー消費量削減を図りました。	CO <sub>2</sub> 排出量及びエネルギー消費量削減が図られました。
節電コンテストの実施に努めます。	51世帯が参加(応募60世帯)し、電気使用量の削減に取り組みました。	節電を心掛けた生活スタイル定着と意識の啓発が図られました。

エコドライブ宣言・エコオフィス宣言の普及に努めます。	パンフレットやホームページ、各種事業において周知を行い、エコドライブ 940 名、エコオフィス 58 件の宣言がありました。	新規宣言により、CO <sub>2</sub> 排出削減の意識向上が図られました。
自転車通行環境整備の実施及び植栽に配慮した道路整備を実施します。	自転車通行環境整備については、平成 24 年度で事業完了しています。植栽に配慮した道路整備については、3 路線の整備を実施しました。	自転車通行環境整備は、国の施策等の動向を注視し、検討します。また、植栽に配慮した道路整備は、緑の基本計画改定や次期道路整備計画との整合を図りつつ実施します。
住宅耐震・リフォーム支援事業を実施します。	広報、新聞等で住宅リフォーム支援事業について周知を行いました。住宅への自然エネルギーを取り入れた太陽光発電等の融資は 1 件ありました。	支援事業を実施することで、再生可能エネルギー普及拡大が図られています。広報やホームページ等にて周知していきます。
省エネ法の周知・指導・定期報告を行います。	省エネ法において周知・指導を実施し、省エネルギー定期報告を行いました。	省エネルギー促進が図られました。今後も周知・指導を継続します。

#### 4 【学び・参加・連携】の環境目標 とともに学び、参加、連携するまち

##### (1) 基本目標 1 環境を学び、大切に作る心を育む

担当課：減量対策課、環境生活課、環境保全課、総務企画課、指導室、生涯学習課

##### ① 施策(1) 環境教育・環境学習の充実と普及を図る

環境学習は環境の現状を知り、仕組みを理解するのにとどまらず、日常生活のなかで実践するライフスタイルにも関わるものです。そのため、従来の学校教育、家庭教育や生涯学習といった枠を越えた取組が必要です。

##### ■具体的な行動の実施状況(平成 28 年度)

市の行動指針	実施内容	効果など
環境教育副読本を作成し配布します。	苫小牧市教育研究所環境教育研究委員会の協力により、小学生副読本・中学生副読本をそれぞれ作成し、各小中学校へ配布しました。	小学校 4 年生や中学 1 年生の授業等で用いられており、次代を担う若年層への啓発となりました。

いのちの授業を実施します。	いのちの授業を42回実施し、延べ1,300名が参加しました。	自然環境保全に関する知識の普及、情報の提供及び意識の高揚が図られました。
地球温暖化防止に関する出前講座を実施します。	出前講座の要請はありませんでしたが、市内公共施設9ヶ所にてエコドライブシミュレーター等の体験を行い、環境啓発に努めました。	エコドライブシミュレーター等の体験を通して、市民への啓発となりました。
小中学校省エネ行動教育プログラム事業を行います。	小学校24校、中学校15校が実施校として、学校全体で省エネ活動に取り組みました。	児童・生徒が省エネ型の生活習慣を身に付け、環境問題への意識を高めるきっかけとなりました。
小中学校での環境教育に関する具体的方策について指導助言を実施します。	4月～5月の期間、39校に対し学校経営訪問等の機会において、適切に指導助言を行いました。	環境教育の全体計画作成により、学校における環境教育の実施につながりました。
生涯学習だよりで環境学習を含む出前講座の情報提供を実施します。	関連施設の情報だけではなく、各団体等の講座や催し物の情報を、生涯学習だよりで提供しました。	環境学習の出前講座の中でも、ごみの減量と分別、リサイクルは受講者も多く、ゼロごみ大作戦の取組の推進につながっています。

(2) 基本目標 2 わたしたちのまちをわたしたちがつくる

担当課：秘書広報課、環境保全課、青少年課、市民自治推進課、清掃事業課、生涯学習課、指導室

① 施策(1) 市民参加への環境づくり

自分たちのことは自分たちです、という市民の自主自立を基本に、互いに協力し合うなかで市民一人一人の意見や考えを協議、反映出来るシステムと実践の場をつくります。環境保全活動を進めるため、市民も積極的に情報に目を向け、同時に事業者や市も市民とともに情報の共有に努める必要があります。

■具体的な行動の実施状況(平成28年度)

市の行動指針	実施内容	効果など
市ホームページや広報とまこまいで情報提供に努めます。	各事業の情報を市ホームページや広報とまこまいに掲載しました。	広報とまこまいの電子版を市ホームページに載せ、各事業の情報をフェイスブックと連携して掲載することで、より多くの人に効果的な情報発信することができました。
苫小牧市環境基本計画推進会議委員で事業の企画・運営を実施します。	推進会議を3回開催し、4つの事業の企画、運営を行いました。	市民、事業者、市との三者による会議で、各種事業を企画・運営し、環境への取組を実践することができました。
環境基本計画の改訂・見直しについて、市民参加により取組を進めます。	市民・事業者・市の三者で構成する環境基本計画推進会議により、各種取組を進めましたが、改定・見直しはありませんでした。	今後、計画の最終年度である平成29年度に向けて、取組を進めます。
子ども会議を実施します。	27年度より事業名を「こども議会」へ変更しました。28年度は12名が参加し、事前研修を2回行った後、1月28日に本会議を実施しました。	今年度のテーマである「健康」について、真剣に考え、議場で市長に提案する機会によって、今後の子どもたちのまちづくりへの関心が高まりました。
情報公開制度の利用しやすい条件整備に努めます。	市ホームページなどで、市民からの意見の募集を20件掲載しました。	市民からの意見募集については、市民参加の手段の一つであり、市民参加に一定程度の効果があったものと考えています。



## ② 施策（２） 地元や周辺地域との連携づくり

市、事業者、市民及び学校などとのパートナーシップの形成を図り、地域が一体となった環境保全に取り組みます。

### ■具体的な行動の実施状況(平成 28 年度)

市の行動指針	実施内容	効果など
ごみ出しが困難な市民へのサポート収集事業を実施します。	日頃のごみ出しに困っているひとり暮らしの高齢者や障がい者等、564 世帯を対象に、声掛けを行いながら訪問する「ふれあい収集」を実施しました。	環境保全の取組の支援につながりました。
共同住宅ごみ排出マナー改善対策協議会を創設します。	25 年 4 月に協議会を創設し、28 年度は、会議を 1 回開催しました。なお、ごみの排出管理が良好な共同住宅は「共同住宅優良ごみステーション」として認定しています。	協議会と連携し、啓発パンフレットの配布や、ごみステーションの見回りを行い、共同住宅入居者の分別意識の高揚が図られました。
企業市民へのごみ減量と分別の啓発を実施します。	事業所アンケート調査を行い、分別・排出状況の傾向把握を行いました。	アンケートにより、業種ごとの分別・排出状況がわかりました。
関連施設や団体と連携し収集した情報を提供します。	関連施設の情報、各種の講座や催し物の情報を「生涯学習だより」や「こどものための行事案内」で提供しました。	各種の情報を「生涯学習だより」「こどものための行事案内」により、広く情報収集が図られました。
学校経営訪問において、各学校の具体的方策について指導助言を実施します。	4 月～5 月の期間、39 校に対し学校経営訪問等の機会において、適切に指導助言を行いました。	学校周辺の清掃活動を地域や保護者と協力して実施し、連携が図られました。
小中学校における外部講師などの活用を通して、保護者を巻き込んだ環境教育を推進するように、随時指導助言を実施します。	4 月～5 月の期間、39 校に対し学校経営訪問等の機会において、適切に指導助言を行いました。	総合的な学習の時間等において、外部講師などを活用して自然体験学習や森林学習等が実施され連携が図られました。

## 第4節 協働による計画の推進

市、事業者及び市民で構成する「苫小牧市環境基本計画推進会議」において、苫小牧市環境基本計画の推進事業を行っています。

平成28年度は会議を3回開催し、5事業を開催しました。事業内容は次のとおりです。

### (1) せせらぎスクール

自然とふれあい学ぶ機会を充実し、多様な野生生物の理解を深めることを目的に、7月28日(木)にオートリゾート苫小牧アルテン内を流れる覚生川にて開催予定となっていました。しかし、降雨による増水により中止となりました。

小学生以下の子ども37人(ほか保護者17人)が参加予定でした。

### (2) 輝く！エコ大賞～あなたのえ～こころ聞かせてください～

アイデア編については、省エネ・地球温暖化部門5件、ごみ減量・リサイクル・環境美化部門8件の応募がありました。

小学3年生～中学3年生を対象としたポスター編については、小学生部門5作品、中学生部門104作品の応募がありました。

入賞者16名には賞状と副賞を贈呈し、応募されたアイデア・作品については、環境関連啓発事業等に活用します。

なお、入賞作品は185～188頁に掲載しています。

### (3) エコ企業見学会

環境負荷低減に努める企業や施設から技術や取組方法などを学び、環境保全への取組に関心を深めることを目的としたバスツアーを、10月26日(水)に日本CCS調査株式会社及びコープさっぽろ宅配事業本部苫小牧センターにて実施しました。

市民14人が参加し、それぞれの事業所で担当の方から取組の説明を受け、日本CCS調査株式会社では苫小牧CCS実証試験と設備についての説明の後、CO<sub>2</sub>分離回収設備及び圧縮設備やCO<sub>2</sub>を圧入する圧入井坑口について説明を受けながら見学しました。

また、コープさっぽろ宅配事業本部苫小牧センターでは宅配システムトドックの車両の燃料として使用しているBDF(バイオディーゼル燃料)について説明の後、分別をしている現場などを見学し、様々なエコ活動の取組の説明を受け、環境負荷低減の取組を学びました。

#### (4) エコ・クッキング教室

省エネルギーの推進、環境教育・環境学習の充実と普及を図ることを目的に、3月21日(火)に苫小牧市男女平等参画推進センターで開催しました。

市民20人が参加し、講師として北海道地球温暖化防止活動推進員の宮森芳子氏を迎え、地球温暖化防止についてのミニ講座を開催しました。ガス使用量を減らすため、沸騰後タオルで包んで保温して作る保温調理法での炊飯や、豚肉の紅茶煮、免疫力アップスープ、保冷剤を用いた保冷調理でハスカップを活用したゼリーを作り、環境に優しい省エネ調理法と地産地消レシピを学びました。

#### (5) 環境エコ川柳・エコ短歌コンテスト

1月に市民を対象として、環境に関する言葉を使った「川柳」「短歌」を募集しました。

環境問題を身近な問題のひとつとして再認識し、環境に対する意識を高めてもらうことを目的としており、川柳部門112作品、短歌部門52作品の応募がありました。

両部門の入賞者16名には賞状と副賞を贈呈し、応募された作品については、環境関連啓発事業等に活用します。

なお、入賞作品は189頁に掲載しています。

## 第5章 苫小牧市地球温暖化対策地域推進計画

### 第1節 概要

#### 1 目的

温室効果ガスの排出削減を図り、地球温暖化の進行をとめるには、国や地方公共団体、事業者及び国民が、それぞれの役割に応じた取組を着実に進めていかなければなりません。

本計画は、市民、事業者、市などの各主体が、それぞれの役割を果たしながら互いに連携して取組を実行し、温室効果ガス排出量の削減を目指すものです。

#### 2 計画の位置づけと期間

本計画は、「苫小牧市第2次環境基本計画」の地球温暖化対策推進のための個別計画として、また、地球温暖化対策推進法第20条に定める「実行計画（区域施策編）」として位置づけます。

計画期間は平成21年度から平成29年度の9年間とします。

上位計画である環境基本計画との整合を図るために、平成15年3月策定の第1次環境基本計画の終了年である平成24年度に合わせると、本計画の計画期間が4年間と短くなることから、第2次環境基本計画の終了年度（平成29年度）にあわせ、9年間の計画とします。

#### 3 対象部門と対象ガス

対象部門は、産業部門、業務部門、家庭部門、廃棄物部門の4分類とします。

エネルギー転換部門は、発電所や製油所など広域的なエネルギー供給を行っており、施設所在地での排出とみなすのは妥当ではないため除外します。運輸部門は、航空機、鉄道、船舶、貨物自動車など複数の地域にまたがり、明確な地域分割手法が確立されていないため除外します。なお、自家用車は家庭部門に算入します。

また、対象とする温室効果ガスは、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素とします。

ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄については、封入量の把握が困難であることから算定から除外します。

## 4 温室効果ガス排出量の削減目標

### (1) 基準年度と削減量の目安

目標の基準年度は、京都議定書の基準年度に合わせ、平成 2 年度とします。

削減量の目安は、京都議定書での日本の削減約束は-6%となっていますが、京都議定書目標達成計画での内訳は、温室効果ガスで-0.6%、森林等の吸収源で-3.8%、排出権取引等の京都メカニズムで-1.6%としています。国の温室効果ガスの削減目標である-0.6%の達成に向けた目標設定が本市においても必要と考えますが、本市の計画期間の最終年度が京都議定書の第一約束期間最終年度である平成 24 年度から 5 年先の平成 29 年度となることから、国の目標の倍とする-1.2%を削減量の目安とします。

なお、森林等吸収源については算定に必要なデータが得られないこと、また、京都メカニズムについては国際間の取組であることから、ともに削減量の目安には加えないこととします。

### (2) 削減目標

部門別の削減目標を次のとおり設定します。

部 門	削減目標
産業部門	産業部門から排出される温室効果ガスを平成 29 年度に平成 2 年度比 15%削減する。(平成 29 年度将来予測から 5.6%の削減)
業務部門	業務部門からの床面積 1 m <sup>2</sup> 当たりの温室効果ガス排出量を平成 29 年度に平成 2 年度比 12%削減する。(平成 29 年度将来予測から 9.6%の削減)
家庭部門	家庭部門からの一世帯当たりの温室効果ガス排出量を平成 29 年度に平成 2 年度比 7%削減する。(平成 29 年度将来予測から 16.8%の削減)
廃棄物部門	廃棄物部門からの一世帯当たりの温室効果ガス排出量を平成 29 年度に平成 2 年度比 15%削減する。(平成 29 年度将来予測から 23.5%の削減)

### (3) 目標達成に向けたシナリオ

部門ごとに掲げた目標を達成するためには、平成 29 年度の将来予測排出量から、合計 247 千 t-CO<sub>2</sub> の削減が必要です。

目標達成に向けては、市民・事業者が自主的に取組を進めるとともに、国・道・市が市民・事業者の取組を促進するための施策を進めることが必要となります。

## 5 計画の推進体制

地球温暖化対策地域推進計画の目標達成に向けた対策の推進には、庁内の関係部署はもとより、市民や事業者との連携が必要です。そのため、市民、事業者、市で構成される「環境基本計画推進会議」にて推進していきます。

また、苫小牧市環境審議会に進捗状況、施策の実施状況などを報告します。

### ■各組織構成と役割

組織名称（組織構成）	役 割
環境審議会 （市民、事業者、団体、学識経験者）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本計画の全般に関して、意見を述べること。</li> <li>・ 本計画に関する市長からの諮問を受け、調査審議し、答申すること。</li> </ul>
環境基本計画推進会議 （市民、事業者・団体、市）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本計画の推進に関する事業の企画及び事業実施に向けた実践的な行動に関すること。</li> <li>・ 本計画の進捗状況などの点検に関すること。</li> <li>・ その他、本計画の推進に関する必要な事項。</li> </ul>

## 6 計画の進行管理

本計画についても、苫小牧市環境基本計画と同様、PDCA (Plan、Do、Check、Action) サイクルにより推進していきます。

計画の長期サイクルでは、平成 29 年度に目標の進捗状況や指標の達成状況を評価し、計画の見直しを行います。

計画の短期サイクル（毎年）では、環境基本計画推進会議により、計画に基づく対策の企画・立案～実施～進捗状況の点検、進捗状況の報告を行います。

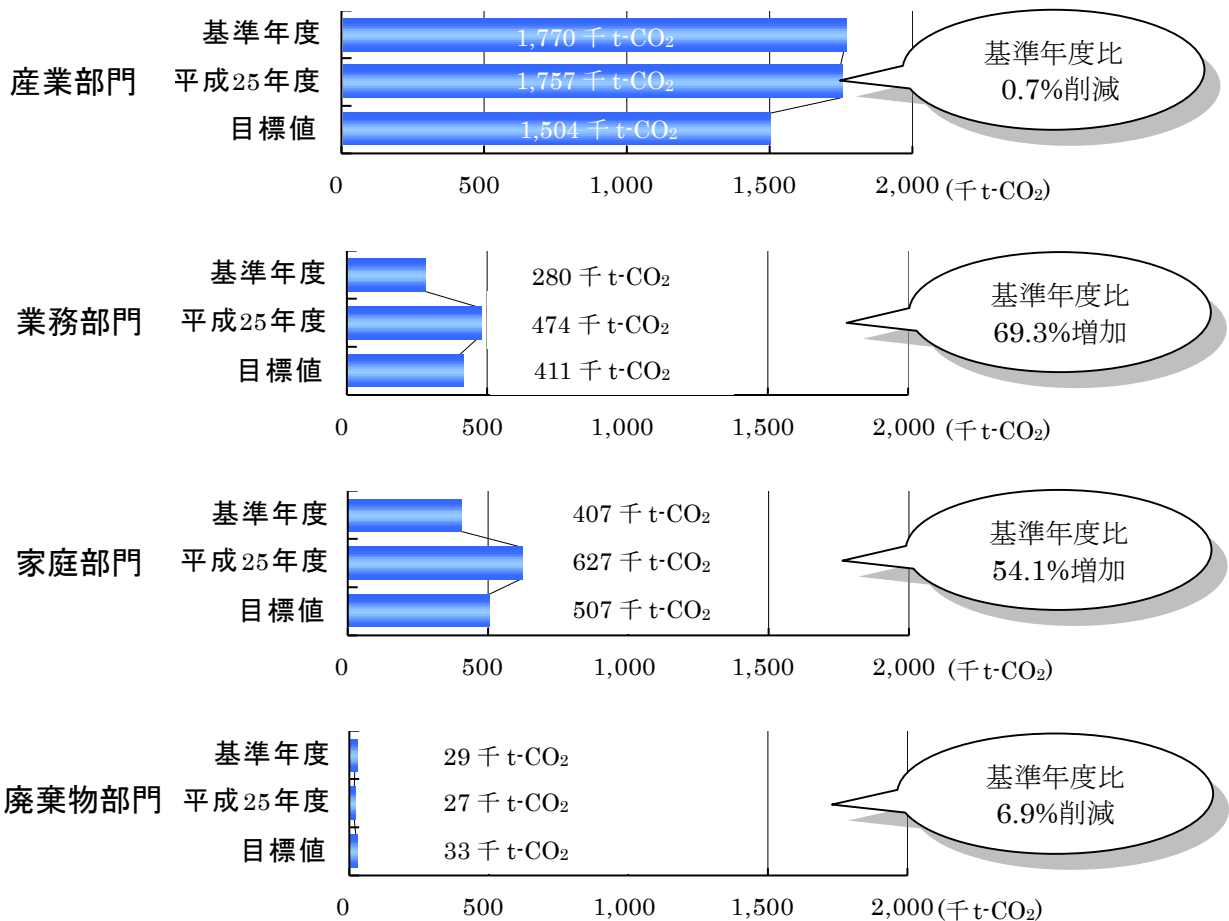
## 第2節 市内温室効果ガス排出量削減の状況

本市の温室効果ガス排出量は、平成25年度で約2,885千t-CO<sub>2</sub>となっており、基準年の平成2年度と比較し、16.0%増加しています。

基準年度比が増加した主な理由は、産業活動の活発化、業務系建物床面積の増加、核家族化による世帯数の増加、自動車保有台数の増加などが挙げられます。

■各部門別の温室効果ガス削減目標進捗状況及び排出量（基準年度:平成2年度）

部門	平成25年度進捗状況	平成29年度目標値（平成2年度比）
産業部門	0.7%削減	15%削減
業務部門	8.6%増加	事業所床面積1m <sup>2</sup> 当たり12%削減
家庭部門	8.9%増加	一世帯当たり7%削減
廃棄物部門	34.4%削減	一世帯当たり15%削減



(注) 上記表と棒グラフの増減値は、表は原単位比、棒グラフは排出量比を示す。

### 第3節 施策の実施状況

市は、市民や事業者の取組を促進するための施策を関係部局間の連携を図りながら推進していきます。

また、市では自らの事業活動について、「苫小牧市役所エコオフィスパラン」（平成22年度～）により、率先して地球温暖化対策に取り組んでいます。市の施策の取組状況（平成28年度）については、以下のとおりです。

#### （1）省エネルギー

市の行動指針	実施内容	効果など
1人1日1.5kgのCO <sub>2</sub> 削減行動を呼びかけるため、パンフレットを作成・配布します。 (環境保全課)	1人1日1.5kgのCO <sub>2</sub> 削減啓発パンフレットを環境基本計画推進会議主催事業や、環境啓発イベント等で配布、またホームページに掲載しました。	平成29年度までに一世帯当たりのCO <sub>2</sub> 排出量を、平成2年度比で7%削減という目標達成のために、市民一人ひとりの削減行動の呼びかけとして継続します。
エコオフィス宣言を募り、優良な取組事例をホームページで紹介します。 (環境保全課)	新たに58件の宣言がありました。エコオフィス宣言をしている事業所の各取組事例を、ホームページにて検索できるようにしました。	省エネに率先して取り組む事業所が増え、CO <sub>2</sub> 削減が推進されました。
環境家計簿を広報紙やホームページに掲載するなどし、広く市民に実践を呼びかけます。 (環境保全課)	ホームページに掲載したほか、各種イベント等で周知を図りました。	ホームページからダウンロードすることができ、節約と省エネ意識の啓発が図られることから、今後も呼びかけを継続します。
ISO14001やエコアクション21などの環境マネジメントシステムの導入を促進します。 (環境保全課)	ホームページに掲載しました。	より多くの事業者が積極的に環境への取組を行うことが必要であることから、導入促進が図られると判断しています。
住宅、ビル等の高気密・高断熱化など、省エネルギー型建築物普及のための啓発に努めます。 (建築指導課 住宅課)	建築基準法の申請に伴う省エネ法届出が86件あり、省エネ基準に関わる適合の可否を確認しました。また、日新団地建替による建物の高気密・高断熱化を図りました。	建替事業として高気密・高断熱化を図った、市営住宅日新13号棟(60戸)が竣工し、市営住宅6号棟(36戸)の建設に着手しました。今後も建替による建物の高気密・高断熱化を図ります。



<p>中小企業者に対する設備導入のための資金貸付制度の利用を促進します。 (商業振興課)</p>	<p>ホームページに制度の情報を掲載するほか、市内金融機関全支店を訪問し、改めて中小企業環境保全施設資金を含む市制度融資について説明を行いました。</p>	<p>設備資金として利用できる中小企業環境保全施設資金については、現在6件の貸付があります。引き続き当該融資の周知を図ります。</p>
<p>電気使用量のモニターを募集し、取組効果をホームページで紹介します。 (環境保全課)</p>	<p>「わが家の節電コンテスト2016」と題して、51世帯(応募60世帯)がモニターとして節電に取り組み、結果をホームページで紹介しました。</p>	<p>取組により市民の節電や省エネルギーに対する意識が高まり、温室効果ガス削減へつながることから、今後も取組を継続します。</p>

(2) 新エネルギー

市の行動指針	実施内容	効果など
<p>住宅や事業所用の太陽光発電システムやペレットストーブなどの設置を支援するなどし、普及を促進します。 (環境保全課 工業労政課 建築指導課)</p>	<p>住宅用太陽光発電システムへ31件、住宅耐震・リフォーム支援事業では79件に助成しました。また、国、道が主催する会議等に参加し、情報収集を行いました。なお、ペレットストーブへの助成は終了しています。</p>	<p>住宅用太陽光発電システム導入を促し、再生可能エネルギー拡大が図られました。今後も助成については、市民ニーズ等を勘案して判断し、取組を継続します。</p>
<p>新エネルギーの導入促進のため、各協議会や研修会等へ参加する等、調査・研究に努めます。 (工業労政課 企業立地課 下水道計画課)</p>	<p>下水処理過程で発生する下水道汚泥や消化ガスの下水道資源は、緑農地利用、セメント原料、ガス発電等で有効利用に努めたほか、国・道が主催する会議やセミナー等に参加し、情報収集を行いました。また、苫小牧市水素エネルギープロジェクト会議を開催し、水素エネルギーの利活用について検討を行いました。なお、苫小牧CCS実証試験事業においてCO<sub>2</sub>の圧入が開始され、事業に関する広報・周知活動を行いました。</p>	<p>水素エネルギーの利活用について、可能性調査を実施し、今後の検討の基となるモデルプロジェクトを示しました。また、CCSに関して、こども向けの見学会や実験教室、一般市民向け講演会への協力などを行い、CCSの理解促進に向けた幅広い周知活動を行いました。今後も新たな未利用エネルギー導入について情報収集に努め、調査・研究を進めます。</p>
<p>国や道、団体等の助成制度等の情報を提供します。 (工業労政課 環境保全課)</p>	<p>ホームページに各機関による新エネルギー関連の助成制度等の情報を掲載しました。</p>	<p>事業者における新エネルギーの開発・導入を促進しました。今後も掲載を継続します。</p>

(3) 自動車

市の行動指針	実施内容	効果など
公共交通機関や自転車の利用促進、交通渋滞緩和のため、総合的な交通計画の策定を推進します。 (まちづくり推進課)	公共交通機関利用促進ポスターを作製し、市内の公共施設や駅などに掲出しました。	公共交通機関の利用を促すことにより、排気ガスの排出抑制にも寄与するものと考えます。
共同住宅における適正規模の自転車置場の確保について指導します。 (建築指導課)	共同住宅に関する建築指導要綱に基づき、共同住宅への駐輪場整備を81件行いました。	利便性の向上につながり、環境負荷軽減が図られました。今後も周知・指導を継続します。
市民や事業者が実践できるエコドライブの内容を含めた講座や講習会を開催します。 (環境保全課 安全安心生活課)	MEGA ドン・キホーテ苫小牧店にてJAFの協力の下、「出張！エコドライブ情報局」を12月に実施し約70名が参加しました。交通安全教室355回、出前講座を17回実施しました。	エコドライブへの理解が深まり平均28%の燃料削減が図られました。講座や講習会で安全運転による燃料消費抑制の周知に努めます。
「エコドライブ宣言」を募ります。 (環境保全課)	パンフレットやホームページ、各種イベントや事業等において周知を行い、募集を継続しました。 (平成28年度末実績4,149名)	電子申請を利用した宣言もあり、エコドライブに取り組む市民が増えました。今後も各種事業で宣言者を募ります。
市ホームページにおいて、エコドライブに関する情報を提供します。 (環境保全課)	エコドライブ宣言募集に併せて、リーフレットやホームページ等でエコドライブ情報を掲載しました。	エコドライブに取り組む市民が増え、CO <sub>2</sub> 削減につながっています。
公用車に率先して低公害車や低燃費・低排出ガス車等を導入します。 (管財課 上下水道部総務課 消防本部総務課)	ハイブリッド車1台、低燃費・低排出ガス車41台を導入しました。	公用車に低公害車や低燃費・低排出ガス車を導入し、地球温暖化対策に努めました。今後も車両更新等に併せ、導入を検討します。
BDFや天然ガス、LPGなど環境に優しい燃料の公用車での利用を促進します。 (管財課 上下水道部総務課 消防本部総務課)	日産自動車より、電気自動車を3年間無償貸与で導入しました。BDF車、天然ガス車、LPG車等の導入・利用の検討をしました。	充電時間と走行距離に改善の余地はありますが、温室効果ガス削減、電源車としての活用方法を模索しています。新規導入については引き続き検討します。

<p>中小事業者に対する低公害車の導入のための資金貸付制度の利用を促進します。</p> <p>(商業振興課)</p>	<p>ホームページに制度の情報を掲載するほか、市内金融機関全支店を訪問し、改めて中小企業環境保全施設資金を含む市制度融資について説明を行いました。</p>	<p>低公害車導入経費として利用できる中小企業環境保全施設資金については、現在6件の貸付があります。引き続き当該融資の周知を図ります。</p>
--	---	---

(4) 廃棄物

市の行動指針	実施内容	効果など
<p>ごみを減らすための取り組みについて、積極的に啓発します。</p> <p>清掃事業課 減量対策課 安全安心生活課</p>	<p>小中学校、町内会や市民団体等において出前講座22回、市民説明会(エコライフ研究所)を7回実施、530の日やプラザイベント、みんなの消費生活展等においても啓発活動を行いました。</p>	<p>市民のごみに対する関心が高まり、リサイクル・ごみの分別や減量、資源物回収量の増加につながり、環境負荷の低減が図られました。</p>
<p>ごみの分別回収品目を拡大します。</p> <p>(清掃事業課)</p>	<p>平成25年7月に家庭ごみ収集有料化にあわせ、分別回収品目を4品目から5品目に拡大しました。</p>	<p>市民のごみ分別の意識が高まり、リサイクルに対する意識向上につながりました。</p>
<p>生ごみ堆肥化容器や電動生ごみ処理機の購入を促進し、生ごみの減量化を図ります。</p> <p>(減量対策課)</p>	<p>広報とまこまい、ホームページ等により市民周知を行い、コンポスト67個、EM密閉式容器13個、電動生ごみ処理機13個の購入助成を行いました。</p>	<p>市民のリサイクルに対する意識が高まり、生ごみの減量化・資源化につながりました。</p>
<p>市民・事業者等の排出者に対し、ごみ減量化や分別排出の徹底について指導を強化します。</p> <p>(清掃事業課)</p>	<p>出前講座等で減量化の取組や、排出方法について説明を行いました。また、分別されていないごみについては清掃指導員が開封調査をし、排出者の特定と指導を行いました。</p>	<p>ごみ分別の意識が高まり不適正排出の防止につながります。今後も開封調査、排出者への直接指導を継続します。</p>
<p>ごみの減量や資源の有効活用のため、拠点回収を推進します。</p> <p>(減量対策課)</p>	<p>廃食油、古着・古布、古紙、使用済み小型電子機器、蛍光灯の拠点回収を実施しました。また、古着・古布については、回収対象を拡充し、廃食油については、回収場所を増設しました。</p>	<p>取組により市民のリサイクルに対する意識が高まり、資源物回収量の増加につながりました。</p>
<p>レジ袋の削減を推進します。</p> <p>(減量対策課)</p>	<p>出前講座や各種イベント等で、レジ袋の削減・マイバッグ持参運動を推進しました。</p>	<p>レジ袋削減により、CO<sub>2</sub>削減など環境負荷の低減が図られました。</p>

<p>ごみの減量化や再資源化を進めるため、再利用可能な粗大ごみをリサイクル品として活用します。 (減量対策課)</p>	<p>大型ごみを再生した家具・自転車等を 1,406 点修理・販売し、リサイクル品として活用しました。</p>	<p>再生可能な自転車・家具等をごみとして破砕することなく、必要としている市民に提供することで、資源循環や再利用の促進、ごみ減量に対する意識啓発が図られました。</p>
<p>集団資源回収等を支援します。 (減量対策課)</p>	<p>資源回収団体への奨励金の交付を行いました。また、リサイクルハウスを設置する集団回収団体へ助成を行いました。</p>	<p>集団回収では主要古紙を資源として回収するため、環境負荷の低減が図られています。また、奨励金により集団回収活動の支援を行いました。</p>
<p>下水処理センターでの消化ガス発電を継続実施します。 (下水道計画課)</p>	<p>消化ガス発電を継続し、214 万 kWh/年の発電量でした。</p>	<p>ガス発電により買電量を抑制することができました。</p>

## (5) 緑 化

市の行動指針	実施内容	効果など
<p>市街地に隣接した身近な緑地や優れた自然環境を形成している樹林地の適正な維持管理を行い保全を図ります。 (緑地公園課 環境生活課)</p>	<p>市管理の緑地(49.6ha)の草刈及び樹木の維持管理を実施しました。また、自然環境保全条例に基づく開発行為(21件申請受理)の規制を行いました。</p>	<p>草刈や樹木の適正な維持管理、無秩序な開発の防止により、緑豊かな環境の保全が図られました。今後も適正な維持管理に努めます。</p>
<p>緑地保全活動等に携わるボランティア団体を育成・支援し、市民との協働により緑化等を推進します。 (緑地公園課)</p>	<p>公共的な場所での緑化ボランティア活動 5 団体への助成を行いました。</p>	<p>ボランティアの拡大と、緑化空間の整備と維持が推進されました。</p>
<p>民間の間伐や下刈りなど、森林の保全に向けた支援を行います。 (緑地公園課)</p>	<p>平成 28 年度は、申請がなかったため実績はありません。</p>	<p style="text-align: center;">—</p>

公共施設の緑化を推進します。 (緑地公園課)	公園内に整備工事で 202 本の植樹を行い、緑化を推進しました。	公共施設の緑化が推進され、良好な環境が保全されました。
家庭や事業所に対し緑化の普及啓発や技術支援を行います。 (緑地公園課)	募金活動や園芸講座の開催等による緑化の普及啓発と、工場緑化の指導を行いました。	官民協働の緑のまちづくりと、街並みの美化が推進されました。
道路整備において、街路樹による緑化を図ります。 (道路河川課)	道路の整備に際して、植栽に当たっては地域の特性等を考慮し、樹種の選定、樹木の配置等を適正に実施しました。	地域の方々や街路樹の管理者と、樹種の選定及び配置等について協議を行うことで適正化が図られました。
河川環境整備において、地域の特性を生かした緑化を推進します。 (道路河川課)	市管理河川法面への吹付け芝施工による緑化を実施しました。	緑化面積を増加させることで、CO <sub>2</sub> 削減につながりました。
グリーンバンク事業を推進します。 (緑地公園課)	家庭から持ち込まれた植物を、希望者 1,552 名に無償で提供し推進を図りました。	家庭内の緑化の推進と、緑を育てる癒しを提供することができました。

(6) 環境教育

市の行動指針	実施内容	効果など
小中学校での省エネ行動教育プログラムを実施します。 (総務企画課)	小学校 24 校、中学校 15 校が実施校として、学校全体で省エネ活動に取り組みました。	児童・生徒が省エネ型の生活習慣を身に付け、環境問題への意識を高めるきっかけとなりました。
地球温暖化に関する出前講座を開催します。 (環境保全課)	出前講座の要請はありませんでしたが、市内公共施設 9 ヶ所にて市民説明会（エコライフ研究所）を実施し、環境啓発に努めました。	エコドライブシミュレーター等の体験を通して、市民への啓発となりました。
小学校で利用する地球温暖化に関する副読本を作成します。 (環境保全課 指導室)	小学生向け環境教育副読本を発刊、市内小学校に配布しました。	小学校 4 年生の授業等で用いられ、牛乳パックのリサイクルや節電・節水の取組を通じて、次代を担う若年層への啓発となりました。

# 資料編

## 【参考 1】環境基準

### 1 大気汚染に係る環境基準

昭和 48 年 5 月 8 日環境庁告示第 25 号  
改正 平成 21 年 9 月 9 日環境省告示第 33 号

項目	基準値
二酸化硫黄	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
二酸化窒素	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
微小粒子状物質	1 年平均値が 15µg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1 日平均値が 35µg/m <sup>3</sup> 以下であること。

- (注) 1 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径 10µm 以下のものをいう。
- 2 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径 2.5µm の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。
- 3 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く）をいう。
- 4 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- 5 環境基準とは、環境基本法に基づき設定される、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準をいう。

## ■大気汚染常時監視測定結果の評価方法

区分	評価方法	対象物質
短期評価	測定を行った日について、1時間値の1日平均値若しくは8時間平均値又は1時間値を環境基準と比較し評価を行う。	二酸化窒素、微小粒子状物質を除く
長期評価	年間にわたる1日平均値の2%除外値（但し、環境基準を超える日が2日以上連続した場合は非達成とする）について評価を行う。	二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質
	年間にわたる1日平均値の98%値について評価を行う。	二酸化窒素

(注) 1 「2%除外値」とは、1年間に得られた日平均値を値の高い方から低い方に順(降順)に並べたとき、高い方(最高値)から数えて、2%目の日数に1を加えた日数に該当する日平均値。例えば、365個の日平均値がある場合、高い方から数えて2%目に該当する7に1を加えた8番目の日平均値が2%除外値となる。

2 「98%値」とは、1年間に得られた日平均値(欠測日を除く)を、値の低い方から高い方に順(昇順)に並べたとき、低い方から数えて98%目に該当する日平均値。例えば、365個の日平均値がある場合、低い方から98%目に該当するのは、358番目の日平均値となる。

## ■微小粒子状物質測定結果の評価方法

区分	評価方法
短期基準による評価	年間 98 パーセンタイル値を日平均値として選択し評価を行う。
長期基準による評価	測定結果の1年平均値について評価を行う。

(注) 「パーセンタイル値」とは、率 (percent、%) と下からの順位 (percentile) を意味する。



## 2 水質汚濁に係る環境基準

### (1) 人の健康の保護に関する環境基準

昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号  
改正 平成 26 年 11 月 17 日環境省告示第 126 号

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
ひ素	0.01mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	シマジン	0.003mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
PCB	検出されないこと	ベンゼン	0.01mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下		

- (注) 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る環境基準については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、指定された測定方法により測定した場合において、その結果が当該測定方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259、亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

(2) 生活環境の保全に関する環境基準

①河川

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	溶存酸素量 (DO)	浮遊物質 量 (SS)	大腸菌群数
AA	<ul style="list-style-type: none"> <li>水道1級（ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの）</li> <li>自然環境保全（自然探勝等の環境保全）及びA以下の欄に掲げるもの</li> </ul>	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	25mg/L 以下	50MPN /100mL 以下
A	<ul style="list-style-type: none"> <li>水道2級（沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの）</li> <li>水産1級（ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用）</li> <li>水浴及びB以下の欄に掲げるもの</li> </ul>	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	25mg/L 以下	1,000MPN /100mL 以下
B	<ul style="list-style-type: none"> <li>水道3級（前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの）</li> <li>水産2級（サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用）及びC以下の欄に掲げるもの</li> </ul>	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	25mg/L 以下	5,000MPN /100mL 以下
C	<ul style="list-style-type: none"> <li>水産3級（コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用）</li> <li>工業用水1級（沈殿等による通常の浄水操作を行うもの）及びD以下の欄に掲げるもの</li> </ul>	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	5mg/L 以上	50mg/L 以下	—
D	<ul style="list-style-type: none"> <li>工業用水2級（薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの）</li> <li>農業用水及びEの欄に掲げるもの</li> </ul>	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	100mg/L 以下	—
E	<ul style="list-style-type: none"> <li>工業用水3級（特殊の浄水操作を行うもの）</li> <li>環境保全（日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度）</li> </ul>	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	2mg/L 以上	ごみ等の浮遊が認められないこと	—

- (注) 1 基準値は日間平均値とする。  
2 BODの年間評価は75%水質値で評価する。

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物 特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物 特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

(注) 基準値は年間平均値とする。

②湖 沼(天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	溶存酸素量 (DO)	浮遊物質 (SS)	大腸菌群数
AA	<ul style="list-style-type: none"> <li>水道1級(ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの)</li> <li>水産1級(ヒメマス等貧栄養湖型の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用)</li> <li>自然環境保全(自然探勝等の環境保全)及びA以下の欄に掲げるもの</li> </ul>	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1mg/L 以下	50MPN /100mL 以下
A	<ul style="list-style-type: none"> <li>水道2、3級(沈殿ろ過等による通常の浄水操作または前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの)</li> <li>水産2級(サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水産生物用水産3級の水産生物用)</li> <li>水浴及びB以下の欄に掲げるもの</li> </ul>	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	7.5mg/L 以上	5mg/L 以下	1,000MPN /100mL 以下
B	<ul style="list-style-type: none"> <li>水産3級(コイ、フナ等富栄養湖型の水産生物用)</li> <li>農業用水及びCの欄に掲げるもの</li> </ul>	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	5mg/L 以上	15mg/L 以下	—
C	<ul style="list-style-type: none"> <li>工業用水2級(薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの)</li> <li>環境保全(日常生活(沿岸の遊歩等を含む)において不快感を生じない限度)</li> </ul>	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	ごみ等の浮遊が認められないこと	—

(注) 1 基準値は年間平均値とする。

2 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質の項目の基準値は適用しない。

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全リン
I	・自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L 以下	0.005mg/L 以下
Ⅱ	・水道 1,2,3 級（特殊なものを除く） ・水産 1 種（サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産 2 種及び水産 3 種の水産生物用） ・水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2mg/L 以下	0.01mg/L 以下
Ⅲ	・水道 3 級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4mg/L 以下	0.03mg/L 以下
Ⅳ	・水産 2 種（ワカサギ等の水産生物用及び水産 3 種の水産生物用）及びⅤの欄に掲げるもの	0.6mg/L 以下	0.05mg/L 以下
Ⅴ	・水産 3 種（コイ、フナ等の水産生物用） ・工業用水 ・農業用水 ・環境保全	1mg/L 以下	0.1mg/L 以下

- (注) 1 基準値は、年間平均値とする。  
2 農業用水については、全リンの項目の基準値は適用しない。

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

- (注) 基準値は、年間平均値とする。

③海 域

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン抽出物等 (油分等)
A	<ul style="list-style-type: none"> <li>水産1級（マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用）</li> <li>水浴</li> <li>自然環境保全（自然探勝等の環境保全）及びB以下の欄に掲げるもの</li> </ul>	7.8以上 8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN/100mL以下	検出されないこと
B	<ul style="list-style-type: none"> <li>水産2級（ボラ、ノリ等の水産生物用）</li> <li>工業用水及びCの欄に掲げるもの</li> </ul>	7.8以上 8.3以下	3mg/L以下	5mg/L以上	—	検出されないこと
C	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境保全（沿岸の遊歩等含む日常生活において、不快感を生じない限度）</li> </ul>	7.0以上 8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以上	—	—

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全リン
I	<ul style="list-style-type: none"> <li>自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種除く）</li> </ul>	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
II	<ul style="list-style-type: none"> <li>水産1種（底生魚介類を含め、多様な水産生物がバランスよく、かつ、安定して漁獲される）</li> <li>水浴及びIII以下の欄に掲げるもの（水産2種及び3種除く）</li> </ul>	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
III	<ul style="list-style-type: none"> <li>水産2種（一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される）及びIVの欄に掲げるもの（水産3種除く）</li> </ul>	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
IV	<ul style="list-style-type: none"> <li>水産3種（汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される）</li> <li>工業用水</li> <li>生物生息環境保全（年間を通して底生生物が生息できる程度）</li> </ul>	1mg/L以下	0.09mg/L以下

(注) 1 基準値は、年間平均値とする。

2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずる恐れがある海域について行う。

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物 A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下

### 3 土壌の汚染に係る環境基準

平成 3 年 8 月 23 日環境庁告示第 46 号  
改正 平成 26 年 3 月 20 日環境省告示第 44 号

項目	基準値	項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.01mg/L 以下	PCB	検出されないこと	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
	米 0.4mg/kg 以下	銅	土壌 125mg/kg 未満	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
全シアン	検出されないこと	ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	チウラム	0.006mg/L 以下
有機リン	検出されないこと	四塩化炭素	0.002mg/L 以下	シマジン	0.003mg/L 以下
鉛	0.01mg/L 以下	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
六価クロム	0.05mg/L 以下	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	ベンゼン	0.01mg/L 以下
ひ素	0.01mg/L 以下	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	セレン	0.01mg/L 以下
	土壌 15mg/kg 未満	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	ふっ素	0.8mg/L 以下
総水銀	0.0005mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	ほう素	1mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下		

(注) 1 1mg/L は、検液中の濃度（mg/kg は、農用地での米・土壌の濃度）。

- 2 カドミウム、鉛、六価クロム、ひ素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1 L につき、0.01mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1 L につき 0.03mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。
- 3 「検出されないこと」とは、検液を定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 4 有機リンとは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。

## 4 地下水の水質汚濁に係る環境基準

平成9年3月13日環境庁告示第10号  
改正 平成26年11月17日環境省告示第127号

項目	基準値	項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下	塩化ビニルモノマー	0.002mg/L以下	シマジン	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ベンゼン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.05mg/L以下	1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
ひ素	0.01mg/L以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
PCB	検出されないこと	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下		
四塩化炭素	0.002mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下		

(注) 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る環境基準については、最高値とする。

2 「検出されないこと」とは、指定された測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259、亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、シス体の濃度とトランス体の濃度の和とする。

## 5 ダイオキシン類に係る環境基準

平成11年12月27日環境庁告示第68号  
改正 平成21年3月31日環境省告示第11号

媒体	基準値	備考
大気	0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下	工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない
水質（水底の底質を除く）	1pg-TEQ/L以下	公共用水域及び地下水について適用する
水底の底質	150pg-TEQ/g以下	公共用水域の底質について適用する
土壌	1,000pg-TEQ/g以下	廃棄物の埋立地その他の場所であって、外部から適切に区別されている施設に係る土壌については適用しない

(注) 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値(TEQ)とする。

2 大気及び水質（水質の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。

3 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が 250 pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。



## 6 騒音に係る環境基準

生活環境の保全及び人の健康に関する環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに次に掲げるとおりである。

平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号  
改正 平成 24 年 3 月 30 日環境省告示第 54 号

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A 及び B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

(注) 1 時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。

2 AA を当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

3 A を当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

4 B を当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

5 C を当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

(注) 車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に接近する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下

(注) 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。

## 7 航空機騒音に係る環境基準

生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持することが望ましい航空機騒音に係る環境基準は、次のとおりとする。

昭和 48 年 12 月 27 日環境庁告示第 154 号  
改正 平成 19 年 12 月 17 日環境省告示第 114 号

地域の類型	基準値
I	57 デシベル以下
II	62 デシベル以下

(注) 1 平成 25 年度から航空機騒音に係る環境基準評価方法が、うるささ指数 (WECPNL) から時間帯補正等価騒音レベル (Lden) に変更となった。

2 I をあてはめる地域は専ら住居の用に供される地域とし、II をあてはめる地域は I 以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

## 【参考2】指針値・要請限度

### 1 大気汚染に係る指針値

(環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値)

平成15年9月30日環境省通知  
改正 平成26年4月30日環境省通知

項目	指針値
アクリロニトリル	1年平均値が $2\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
塩化ビニルモノマー	1年平均値が $10\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
水銀	1年平均値が $0.04\mu\text{gHg}/\text{m}^3$ 以下であること。
ニッケル化合物	1年平均値が $0.025\mu\text{gNi}/\text{m}^3$ 以下であること。
クロロホルム	1年平均値が $18\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	1年平均値が $1.6\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
1,3-ブタジエン	1年平均値が $2.5\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。
ひ素及びその化合物	1年平均値が $6\text{ngAs}/\text{m}^3$ 以下であること。
マンガン及びその化合物	1年平均値が $0.14\mu\text{gMn}/\text{m}^3$ 以下であること。

(注) 指針値とは、有害性評価にかかるデータの科学的信頼性において制約がある場合も含めて検討された、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値であり、現に行われている大気モニタリングの評価に当たっての指針や事業者による排出抑制努力の指標としての機能を果たすことが期待されるものである。

## 2 水質汚濁に係る要監視項目及び指針値

人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準とはせず、引続き知見の集積に努める物質。

平成5年4月28日環境庁通知  
改正 平成21年11月30日環境省通知

項目	公共用水域 指針値	地下水指針値	項目	公共用水域 指針値	地下水指針値
クロロホルム	0.06mg/L以下	0.06mg/L以下	フェノブカルブ	0.03mg/L以下	0.03mg/L以下
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	—	イプロベンホス	0.008mg/L以下	0.008mg/L以下
1, 2-ジクロロプロパン	0.06mg/L以下	0.06mg/L以下	クロルニトロフェン	—	—
p-ジクロロベンゼン	0.2mg/L以下	0.2mg/L以下	トルエン	0.6mg/L以下	0.6mg/L以下
イソキサチオン	0.008mg/L以下	0.008mg/L以下	キシレン	0.4mg/L以下	0.4mg/L以下
ダイアジノン	0.005mg/L以下	0.005mg/L以下	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/L以下	0.06mg/L以下
フェニトロチオン	0.003mg/L以下	0.003mg/L以下	ニッケル	—	—
イソプロチオラン	0.04mg/L以下	0.04mg/L以下	モリブデン	0.07mg/L以下	0.07mg/L以下
オキシシン銅	0.04mg/L以下	0.04mg/L以下	アンチモン	0.02mg/L以下	0.02mg/L以下
クロロタロニル	0.05mg/L以下	0.05mg/L以下	塩化ビニルモノマー	0.002mg/L以下	—
プロピザミド	0.008mg/L以下	0.008mg/L以下	エピクロロヒドリン	0.0004mg/L以下	0.0004mg/L以下
EPN	0.006mg/L以下	0.006mg/L以下	全マンガン	0.2mg/L以下	0.2mg/L以下
ジクロロボス	0.008mg/L以下	0.008mg/L以下	ウラン	0.002mg/L以下	0.002mg/L以下

### 3 自動車騒音に係る要請限度

平成 12 年 3 月 2 日総理府令第 15 号

区域区分	時間の区分	
	昼間（6～22 時）	夜間（22～6 時）
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

(注) 上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域（2 車線以下の車線を有する道路の場合、道路の敷地境界から 15m、2 車線を越える車線を有する道路の場合、道路の敷地の境界線から 20m までの範囲をいう。）に係る限度は、上表にかかわらず、昼間において 75 デシベル、夜間においては 70 デシベルとする。

a 区域：騒音規制法に基づく第 1 種区域・第 2 種区域

（第 2 種区域にあつては、都市計画法による第 1 種・第 2 種低層住居専用地域、第 1 種・第 2 種中高層住居専用地域に限る）

b 区域：騒音規制法に基づく第 2 種区域（A 区域を除く）

c 区域：騒音規制法に基づく第 3 種区域・第 4 種区域（両区域とも工業専用地域を除く）

### 4 道路交通振動に係る要請限度

昭和 63 年北海道告示第 317 号

区域の区分	時間の区分	
	昼間（8～19 時）	夜間（19～8 時）
第 1 種区域	65 デシベル	60 デシベル
第 2 種区域	70 デシベル	65 デシベル

(注) 第 1 種区域：昭和 63 年北海道告示第 317 号（振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動及び特定建設作業に伴って発生する振動を規制する地域の指定。以下「指定告示」という。）により指定された第 1 種区域とする。

第 2 種区域：指定告示により指定された第 2 種区域とする。

## 【参考3】悪臭物質と規制基準

### 1 臭気強度に対応する特定悪臭物質濃度

(単位:ppm)

臭気強度 臭気の強さ 特定悪臭物質	1	2	2.5	3	3.5	4	5
	やっと感 知できる におい	何のにおい であるか がわかる 弱いにおい		楽に感知 できる におい		強い におい	強烈な におい
アンモニア	0.1	0.6	1	2	5	10	40
メチルメルカプタン	0.0001	0.0007	0.002	0.004	0.01	0.03	0.2
硫化水素	0.0005	0.006	0.02	0.06	0.2	0.7	8
硫化メチル	0.0001	0.002	0.01	0.05	0.2	0.8	20
二硫化メチル	0.0003	0.003	0.009	0.03	0.1	0.3	3
トリメチルアミン	0.0001	0.001	0.005	0.02	0.07	0.2	3
アセトアルデヒド	0.002	0.01	0.05	0.1	0.5	1	10
プロピオンアルデヒド	0.002	0.02	0.05	0.1	0.5	1	10
ノルマルブチルアルデヒド	0.0003	0.003	0.009	0.03	0.08	0.3	2
イソブチルアルデヒド	0.0009	0.008	0.02	0.07	0.2	0.6	5
ノルマルパレルアルデヒド	0.0007	0.004	0.009	0.02	0.05	0.1	0.6
イソパレルアルデヒド	0.0002	0.001	0.003	0.006	0.01	0.03	0.2
イソブタノール	0.01	0.2	0.9	4	20	70	1,000
酢酸エチル	0.3	1	3	7	20	40	200
メチルイソブチルケトン	0.2	0.7	1	3	6	10	50
トルエン	0.9	5	10	30	60	100	700
スチレン	0.03	0.2	0.4	0.8	2	4	20
キシレン	0.1	0.5	1	2	5	10	50
プロピオン酸	0.002	0.01	0.03	0.07	0.2	0.4	2
ノルマル酪酸	0.00007	0.0004	0.001	0.002	0.006	0.02	0.09
ノルマル吉草酸	0.0001	0.0005	0.0009	0.002	0.004	0.008	0.04
イソ吉草酸	0.00005	0.0004	0.001	0.004	0.01	0.03	0.3

(注) 太線内は法の規制基準の範囲、臭気強度 2.5 は本市の規制基準を示している。

## 2 北海道の官能試験法による悪臭対策指導要綱による規制

北海道では、事業場から発生する悪臭により周辺の生活環境が損なわれている際の行政指導の効果的な推進を図るため、昭和 59 年に「北海道の官能試験法による悪臭対策指導要綱」を制定しました。

この要綱では、官能試験法（悪臭の程度を人の嗅覚により判定する試験法）により求められる臭気指数を指導基準値としており、本市における指導基準値は下表に示すとおりとなっています。

### ■要綱に基づく指導基準値

区分	指導基準値（臭気指数）
敷地境界	10
気体排出口	30

（注） 気体排出口とは、大気中に悪臭を排出している煙突、換気口等の排出口をいう。

## 【参考4】法・条例による届出状況

### 1 大気関係

#### (1) ばい煙及び粉じん発生施設届出数

(平成29年3月31日現在)

施設名		電気事業法等に基づく届出			大気汚染防止法に基づく届出			北海道公害防止条例に基づく届出	苫小牧市公害防止条例に基づく届出
		工場	事業場	計	工場	事業場	計		
ばい煙発生施設	ボイラー	19		19	219	289	508		334
	ガス発生炉				2		2		
	焙焼炉				1		1		
	金属溶解炉				23		23		
	金属加熱炉				51		51		
	石油加熱炉				15		15		
	触媒再生炉				1		1		
	硫黄回収用燃焼炉				2		2		
	焼成炉				4		4		
	乾燥炉				24		24		
	電気炉				1		1		
	廃棄物焼却炉				1	8	9		
	塩素反応施設				6		6		
	鉛溶解炉				1		1		
	ガスタービン		6	6	3		3		
	ディーゼル機関	13	30	43	7	8	15		
ガス機関		7	7						
	アンモニア肥料の製造用合成施設							1	
粉じん発生施設	堆積場				30	6	36	14	
	ベルトコンベア・バケットコンベア				30	11	41	269	
	破砕機・摩砕機				15	1	16	24	
	ふるい				4		4	17	
	分級機							7	
	セメントサイロ・ホッパー							4	
	削片板製造施設・チップパー						17		
計		32	43	75	440	323	763	353	334



(2) ばい煙及び粉じん発生施設届出工場・事業場数

(平成29年3月31日現在)

電気事業法等 に基づく届出		大気汚染防止法 に基づく届出		北海道 公害防止条例 に基づく届出	苫小牧市 公害防止条例 に基づく届出
工場	事業場	工場	事業場		
10	33	91	144	40	176

## 2 水質関係

水質汚濁防止法届出状況

(平成29年3月31日現在)

業種別	排水量 50m <sup>3</sup> /日		特定 事業場数	特定 施設数	排水量 千 m <sup>3</sup> /日
	以上	未満			
畜産農場	1	1	2	18	0.1
食料品製造業	2	2	4	15	0.0
木材・木製品製造業	1	1	2	2	0.4
紙・パルプ又は紙化工品製造業	3		3	160	614.8
無機化学工業製品製造業	1	1	2	6	7.2
発酵工業	1		1	10	7.0
有機化学工業製品製造業	2		2	10	1.8
石油精製業	1		1	8	440.0
ガラス又はガラス製品製造業		1	1	3	0.0
セメント・セメント製品製造業		8	8	20	0.0
砂利採取業		3	3	7	0.0
鉄鋼業		1	1	2	0.0
非鉄金属製造業	1		1	1	4.7
金属製品製造業	2	1	3	19	8.5
自動車・自動車付属品製造業	4	2	6	561	3.8
上水道施設	2		2	30	1.8
下水道施設	3		3	91	66.2
娯楽施設	1		1	2	0.4
医療機関	1		1	60	0.2
一般廃棄物処理施設	1		1	1	0.7
産業廃棄物処理施設	2		2	21	13.0
有害物質使用・貯蔵施設		14	14	33	0.0
計	29	35	64	1,080	1,170.6

### 3 騒音・振動関係

#### (1) 騒音・振動発生施設の届出状況

(平成 29 年 3 月 31 日現在)

特定施設の種類の種類	騒音規制法に基づく届出施設数	道条例に基づく届出施設数(騒音)	振動規制法に基づく届出施設数	道条例に基づく届出施設数(振動)
金属加工機械	46	174	43	151
空気圧縮機及び送風機	887	1,598	—	—
土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機	26	30	27	37
織機	0	—	0	0
建設用資材製造機械	19	16	—	1
穀物用製粉機	0	19	—	—
木材加工機械	122	98	9	8
抄紙機	15	7	—	—
印刷機械	30	2	8	2
合成樹脂用射出成形機	0	0	0	0
鋳造型機	0	0	1	0
圧縮機	—	—	275	472
遠心分離機	—	—	—	15
コンクリート製品製造機械	—	—	1	13
ゴム錬用又は合成樹脂錬用のロール機	—	—	0	0
計	1,145	1,944	364	699
工場・事業場の数	162	129	109	121

(注)「—」は、届出対象外であることを表す。

(2) 騒音・振動発生施設の届出状況

(平成 29 年 3 月 31 日現在)

特定施設の種類の	苫小牧市公害防止条例に基づく届出数
ディーゼルエンジン、ガソリンエンジン	1
ディーゼル発電機	4
冷凍機	377
丸のこ盤・帯のこ盤	25
かんな盤	18
グラインダー	27
せん断機	14
機械プレス	6
送風機	334
コンプレッサー	306
計	1,112
工場・事業場の数	146

(3) 特定建設作業の届出状況(平成 28 年度)

騒音規制法に基づく届出	件数	振動規制法に基づく届出	件数
くい打機を使用する作業	6	くい打機を使用する作業	7
びょう打機を使用する作業	0	鋼球を使用して建物等を破壊する作業	0
さく岩機を使用する作業	33	舗装版破砕機を使用する作業	0
空気圧縮機を使用する作業	2	ブレーカーを使用する作業	33
コンクリートプラント等を設けて行う作業	0		
バックホウを使用する作業	0		
トラクターショベルを使用する作業	0		
ブルドーザーを使用する作業	0		
計	41	計	40

## 4 悪臭関係

悪臭発生施設の届出状況(道条例)

(平成29年3月31日現在)

施設名	施設数
飼料又は肥料製造用施設	10
紙・パルプ又は紙加工品製造用施設	35
ゴム製品製造用熱処理施設及び焼却施設	9
計	54
工場・事業場の数	8

## 5 ダイオキシン類関係

ダイオキシン類対策特別措置法の届出状況

(平成29年3月31日現在)

届出種別	特定施設の種別	事業所数	施設数
大気施設	製鋼用電気炉	1	1
	アルミニウム合金製造施設	5	13
	廃棄物焼却炉	7	14
	計	13	28
汚水施設	クラフトパルプ等製造用塩素系漂白施設	2	6
	カーバイド法アセチレン製造用アセチレン洗浄施設	2	2
	廃棄物焼却炉の排ガス洗浄施設、湿式集じん施設等	2	17
	計	6	25

## 【参考5】公害防止協定

### 1 締結状況(35社と締結)

(平成29年3月31日現在)

事業者名	協定の種別			協定締結年月	締結事業者の業種
	7者	3者	2者		
北海道電力(株)苫東厚真発電所	○			昭和52年9月	電力
北海道石油共同備蓄(株)北海道事業所	○			昭和55年4月	原油備蓄
(独)石油天然ガス金属鉱物資源機構	○			昭和56年10月	原油備蓄
いすゞエンジン製造北海道(株)	○			昭和57年6月	自動車用エンジン製造
苫東コールセンター(株)浜厚真事業所	○			昭和58年7月	石炭取扱い
(株)サニックスエナジー苫小牧発電所	○			平成13年4月	電力
アイシン北海道(株)	○			平成18年7月	自動車用部品製造
(株)北海道ダイキアルミ苫小牧工場	○			平成19年9月	アルミニウム二次地金製造
合同酒精(株)苫小牧工場	○			平成20年3月	アルコール製造
北海道パワーエンジニアリング(株)苫小牧共同火力発電所		○		昭和51年3月	電力
北海道電力(株)苫小牧発電所		○		昭和51年3月	電力
王子製紙(株)苫小牧工場		○		昭和51年3月	紙・パルプ製造
日本製紙(株)北海道工場勇払事業所		○		昭和51年3月	紙・パルプ・セルロースパウダー製造
出光興産(株)北海道製油所		○		昭和51年3月	石油精製
JX金属苫小牧ケミカル(株)苫小牧工場		○		昭和51年3月	産業廃棄物処理
清水鋼鐵(株)苫小牧製鋼所		○		昭和51年3月	鋼材等製造
			○	平成21年6月	
北海道曹達(株)苫小牧工場		○		昭和51年3月	液体苛性ソーダ等製造
(株)イワクラ苫小牧臨海工場		○		昭和63年7月	パーティクルボード製造
			○	昭和55年11月	
トヨタ自動車北海道(株)		○		平成3年5月	自動車用部品製造

事業者名	協定の種別			協定締結年月	締結事業者の業種
	7者	3者	2者		
王子ネピア(株)苫小牧工場		○		平成6年5月	紙製造
エスケイ産業(株)勇払 LNG 製造所		○		平成19年7月	液化天然製造
(株)鈴木商会苫小牧アルミ工場		○		平成20年5月	アルミニウム二次地金製造
豊通スメルティングテクノロジー(株)		○		平成20年7月	溶融アルミニウム製造
日本 CCS 調査(株)		○		平成26年5月	学術研究試験施設
苫小牧バイオマス発電(株)		○		平成27年1月	電力
北海道石灰化工(株)苫小牧工場			○	昭和53年1月	生石灰・消石灰製造
岩倉化学工業(株)			○	昭和56年5月	ホルマリン・接着剤製造
大成産業(株)苫小牧工場			○	昭和57年7月	木材加工品製造
(株)トマウェーブ苫小牧工場			○	平成9年4月	肥料製造・廃棄物処理
DIC 北日本ポリマ(株)北海道工場			○	平成10年9月	合成樹脂製造
日本軽金属(株)苫小牧製造所			○	平成14年4月	アルミニウム製品製造
新酸素化学(株)苫小牧工場			○	平成15年6月	過酸化水素水製造
光生アルミ北海道(株)			○	平成20年12月	アルミニウム製品製造
(株)木の繊維苫小牧工場			○	平成21年2月	木材加工建材製造
(株)ダイナックス苫小牧地区工場			○	平成22年8月	自動車・船舶等部品製造

## 2 協定値

(1) 7者協定(事業者と北海道・苫小牧市・千歳市・安平町・厚真町・むかわ町が締結)

### ①大気に係る協定値

(平成29年3月31日現在)

事業者名		硫黄酸化物 (m <sup>3</sup> N/h)	窒素酸化物 (m <sup>3</sup> N/h)	ばいじん (kg/h)	塩化水素 (kg/h)	ダイオキシン類 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)
北海道電力(株) 苫東厚真発電所	1号機	152	184	39	—	—
	2号機	251	318	94	—	—
	4号機	103	106	22	—	—
北海道石油共同備蓄(株)北海道事業所		6.8	4.2	4.3	—	—
(独)石油天然ガス金属鉱物資源機構		10.2	5.8	5.8	—	—
いすゞエンジン製造北海道(株)		0.4	3.2	1.6	—	—
(株)サニックスエナジー 苫小牧発電所	1号機	9.0	38.3	7.65	79.5	0.1
	2号機	9.0	38.3	7.65	79.5	0.1
アイシン北海道(株)		—	10.3	5.5	—	—
(株)北海道ダイキ アルミ苫小牧工場	溶解炉	0.44	0.14	0.18	—	0.9
	回転炉	0.43	0.18	1.00	—	0.9
合同酒精(株)苫小牧工場		3.87	1.90	0.72	—	—

(注) 大気協定値で示す「m<sup>3</sup>N」は、温度が0℃であって、圧力が1気圧の状況における量に換算した量。

②水質に係る協定値

(平成 29 年 3 月 31 日現在)

事業者名	排水量 (m <sup>3</sup> /日)	pH	BOD (mg/L)		COD (mg/L)		SS (mg/L)		n-ヘキサン 抽出物質 (mg/L)	
			最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均	最大	日間平均
北海道電力(株) 苫東厚真発電所	4,100 (1,24号機合計)	6.0~ 8.0	—	—	17	—	17	—	1	—
北海道石油共同備蓄(株)北海道事業所	—	—	—	—	20	15	20	15	2	1
(独)石油天然ガス 金属鉱物資源機構	—	—	—	—	20	15	20	15	2	1
いすゞエンジン 製造北海道(株)	600 (300m <sup>3</sup> /日以下 は下段)	6.0~ 8.0	25	20	25	20	25	20	5	4
		6.0~ 8.0	60	50	60	50	60	50	5	4
苫東コールセンター(株) 浜厚真事業所	—	6.0~ 8.0	—	—	20	—	30	—	—	—
(株)サニックスエナジー 苫小牧発電所	254	5.8~ 8.6	—	—	30	—	25	—	1	—
アイシン北海道(株)	500	5.8~ 8.6	25	20	25	20	25	20	3	2
合同酒精(株) 苫小牧工場	9,573	5.0~ 9.0	—	—	20	—	30	—	10(植物) 3(鉱物)	—



(2) 3者協定(事業者と北海道・苫小牧市が締結)

①大気に係る協定値

(平成29年3月31日現在)

事業者名		硫黄酸化物 (m <sup>3</sup> N/h)	窒素酸化物 (m <sup>3</sup> N/h)	ばいじん (kg/h)	塩化水素 (kg/h)	ダイオキシン類 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)
北海道パワーエンジニアリング㈱ 苫小牧共同火力発電所	年平均排出量	290	88	11	—	—
	日平均排出量	415	125	15	—	—
北海道電力㈱苫小牧発電所	年平均排出量	170	110	10	—	—
	日平均排出量	215	138	13	—	—
王子製紙㈱苫小牧工場	年平均排出量	420	270	90	—	—
	日平均排出量	470	300	100	—	—
	1号スラッジ ボイラー	—	—	—	17	1.0
	6号ボイラー	—	—	—	330	0.1
日本製紙㈱ 北海道工場勇払事業所	年平均排出量	87	58	50	—	—
	日平均排出量	145	75	73	—	—
	1号ボイラー	—	—	—	39	1
出光興産㈱北海道製油所	年平均排出量	306	160	45	—	—
	日平均排出量	340	167	50	—	—
JX 金属苫小牧ケミカル㈱ 苫小牧工場	年平均排出量	2.0	7.0	2.0	—	—
	日平均排出量	3.0	8.0	3.0	—	—
清水鋼鐵㈱苫小牧製鋼所	年平均排出量	1.7	1.3	2.0	—	—
	日平均排出量	2.0	1.5	2.5	—	—
北海道曹達㈱苫小牧工場	年平均排出量	7	48	6.2	—	—
	日平均排出量	8	51	6.5	—	—

事業者名		硫黄酸化物 (m <sup>3</sup> N/h)	窒素酸化物 (m <sup>3</sup> N/h)	ばいじん (kg/h)	塩化水素 (kg/h)	ダイオキシン類 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	
(株)イワクラ 苫小牧臨海工場	年平均排出量	1.2	5.2	7.8	—	—	
	日平均排出量	3.6	14.9	11.0	—	—	
トヨタ自動車北海道(株)	年平均排出量	15.3	22.7	19.7	—	—	
	日平均排出量	25.1	29.7	28.5	—	—	
王子ネピア(株)苫小牧工場	年平均排出量	47.7	48.0	7.6	—	—	
	日平均排出量	47.7	53.4	7.6	—	—	
エスケイ産業(株) 勇払 LNG・LP ガス製造所	年平均排出量	—	8.92	—	—	—	
	日平均排出量	—	9.32	—	—	—	
(株)鈴木商会 苫小牧アルミ工場	年平均排出量	2.14	2.22	8.15	—	—	
	日平均排出量	反射炉	0.65	0.69	2.58	—	0.90
		3t 回転炉	0.35	0.34	2.04	—	0.90
		5t 回転炉	0.42	0.43	1.64	—	0.90
		エンジン炉	0.72	0.76	1.89	—	0.90
豊通スメルティング テクノロジー(株) 北海道工場	年平均排出量	—	0.90	2.5	—	—	
	日平均排出量	No.1 溶解保持炉	—	0.29	0.12	—	0.9
		No.2 溶解保持炉	—	0.29	0.12	—	0.9
		No.3 溶解保持炉	—	0.29	0.12	—	0.9
		集塵機	—	—	2.1	—	0.9
日本CCS調査(株)	年平均排出量	5.9	8.6	4.5	—	—	
	日平均排出量	5.9	9.2	5.3	—	—	
苫小牧バイオマス発電(株)	年平均排出量	—	6.6	7.5	—	—	
	日平均排出量	—	7.1	8.2	—	—	

②水質に係る協定値

(平成 29 年 3 月 31 日現在)

事業者名	排水量 (千 m <sup>3</sup> /日)	pH	COD (mg/L)			SS (mg/L)		n-ヘキサン 抽出物質 (mg/L)
			最大	日間平均	汚泥負荷量 (kg/日)	最大	日間平均	最大
北海道パワー エンジニアリング(株)	港内 1.9	5.0～9.0	20	10	19	20	15	5
	太平洋 1.0	5.0～9.0	20	17	17	20	17	5
王子製紙(株) 苫小牧工場	434	5.0～9.0	160	120	52,080	90	70	—
日本製紙(株)北海道 工場勇払事業所	170.4	5.0～9.0	160	120	20,448	90	70	—
出光興産(株) 北海道製油所	602.5	5.0～9.0	10	5	3,012	20	12	5
JX 金属苫小牧 ケミカル(株)	4	5.0～9.0	30	22	90	25	18	1.2
北海道曹達(株) 苫小牧工場	7.23	5.0～9.0	7	5	37	17	10	5
トヨタ自動車 北海道(株)	3	6.0～8.0	25	20	60	25	20	4
王子ネピア(株) 苫小牧工場	18	5.0～9.0	160	120	2,160	70	50	—

(3) 2者協定(事業者と苫小牧市が締結)

①大気に係る協定値

(平成29年3月31日現在)

事業者名		硫黄酸化物	窒素酸化物	ばいじん	ダイオキシン類 (ng-TEQ/m <sup>3</sup> N)	
北海道石灰化工(株) 苫小牧工場	年間排出量	—	7,930 Nm <sup>3</sup> /年	3,500 kg/年	—	
	1時間値	メルツ炉	—	1.67 Nm <sup>3</sup> /時	4.39 kg/時	—
		コマ炉	—	0.27 Nm <sup>3</sup> /時	0.50 kg/時	—
大成産業(株) 苫小牧工場	年間排出量	—	1,600 Nm <sup>3</sup> /年	12,500 kg/年	—	
	1時間値	—	2.04 Nm <sup>3</sup> /時	2.91 kg/時	—	
(株)トマウエーブ 苫小牧工場	年間排出量	8,904 Nm <sup>3</sup> /年	3,504 Nm <sup>3</sup> /年	6,307 kg/年	—	
	1時間値	3.71 Nm <sup>3</sup> /時	1.46 Nm <sup>3</sup> /時	2.63 kg/時	—	
新酸素化学(株) 苫小牧工場	年間排出量	—	10,400 Nm <sup>3</sup> /年	—	—	
	1時間値	—	1.28 Nm <sup>3</sup> /時	—	—	
光生アルミ 北海道(株)	年間排出量	—	2,580 Nm <sup>3</sup> /年	7,570 kg/年	—	
	1時間値	—	0.40 Nm <sup>3</sup> /時	1.19 kg/時	0.90	
(株)木の繊維 苫小牧工場	年間排出量	—	19,600 Nm <sup>3</sup> /年	23,000 kg/年	—	
	1時間値	1号ボイラー	—	1.55 Nm <sup>3</sup> /時	1.82 kg/時	—
		2号ボイラー	—	3.10 Nm <sup>3</sup> /時	3.63 kg/時	—

②水質に係る協定値

(平成 29 年 3 月 31 日現在)

事業者名	排水量 (m <sup>3</sup> /日)	pH	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	SS (mg/L)	n-ヘキサン 抽出物質 (mg/L)	フェノール類 (mg/L)	大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )
(株)イワクラ 苫小牧臨海工場	354	5.0～9.0	—	10	5	—	—	350
岩倉化学工業(株)	1,072	5.0～9.0	—	5	5	5	—	3,000
DIC 北日本ポリマ (株)北海道工場	776	5.0～9.0	—	25	15	5	1	3,000
日本軽金属(株) 苫小牧製造所	9,000	5.0～9.0	—	20	30	5	—	3,000
清水鋼鐵(株) 苫小牧製鋼所	380	5.0～9.0	—	20	30	5	—	3,000
(株)ダイナックス 苫小牧地区工場	1,850	5.8～8.6	80 (最大)	80 (最大)	80 (最大)	5	—	3,000
			70 (日間平均)	70 (日間平均)	70 (日間平均)			

## 【参考6】環境行政年表

年	月	日	内 容	市	道	国
昭和37			総務部庶務課に安全都市推進協議会事務局を設置	○		
昭和38	1		市内5か所で降下はいじん量を測定	○		
	9		市内10か所で二酸化鉛法による亜硫酸ガスの測定	○		
昭和42	8	3	公害対策基本法公布			○
昭和43	6	10	大気汚染防止法及び騒音規制法公布			○
昭和44	4	1	苫小牧市公害対策審議会条例公布及び施行	○		
	6		苫小牧市公害対策審議会発足	○		
	7		人口10万人となる	○		
	10		北海道公害防止条例の制定		○	
	12		騒音規制法の地域指定を受ける			○
昭和45	4		公害係が企画部防災課に新設される	○		
	6	1	苫小牧市公害防止施設整備促進要綱の策定	○		
	10		ハマナス・ハスカップの保護対策開始	○		
	12	25	水質汚濁防止法公布			○
	12	25	廃棄物処理法公布			○
昭和46	6	1	悪臭防止法公布			○
	7		機構改革により市民部公害課となる	○		
	10	21	北海道公害防止条例改正(全部)		○	
昭和47	3	1	苫小牧市公害防止条例公布	○		
	3		航空機騒音測定開始	○		
	4	1	苫小牧幌内川に関する水質汚濁環境基準の類型指定告示		○	
	5	30	悪臭防止法施行令、施行規則公布			○
	7		北海道知事より苫小牧市住民に公害監視委員委嘱		○	
昭和48	3		北海道苫小牧公害防止センター設置		○	
	3	15	苫小牧川、苫小牧海域水質汚濁に係る環境基準の類型指定告示		○	
	5		昭和48年度大気汚染健康調査実施	○		
	6		機構改革により環境部が新設され環境保全課、公害課の二課となる	○		
	6		第1回環境週間行事実施	○	○	○
	8		自動車騒音測定開始	○		
	10	5	公害健康被害補償法公布			○
	11	17	人間環境都市宣言	○		
12		環境部に自然保護課が新設される	○			
昭和49	4	1	苫小牧地域の騒音に係る環境基準の地域類型指定告示			○
	6	11	苫小牧市自然環境保全条例公布	○		
	6	11	昭和49年度大気汚染健康調査実施	○		
	7	1	悪臭防止法の地域指定告示			○
	7		苫小牧市自然環境保全審議会発足	○		
	7		苫小牧市地域植生等調査実施	○		
	12		「苫小牧地域公害防止計画」閣議決定			○
昭和50	3	31	航空機騒音に係る環境基準の地域指定告示			○
	4	15	大気汚染防止法によるいおう酸化物の排出規制K値=6.42に改正			○
	6		昭和50年度大気汚染健康調査実施	○		
	8		苫小牧市地域将来予測等自然環境調査開始	○		
	9		苫小牧市自然保護監視員委嘱	○		
昭和51	3	1	北海道大気汚染緊急時対策実施要綱に基づく苫小牧市に係る大気汚染緊急時対策実施要領施行		○	
	3	10	勇払川旧古川及びトキサタマップ湿原自然環境保全地区指定公示	○		
	3	25	苫小牧地域公害防止計画に基づく公害防止3者協定締結(14企業)	○	○	
	6	10	振動規制法の制定			○
	6		昭和51年度大気汚染健康調査実施	○		
	8		苫小牧東港現地着工	○		
	9		苫小牧市航空機騒音対策協議会設置	○		
	9		苫小牧市自然保護監視員委嘱	○		
	10		改正悪臭防止法施行令施行(二硫化メチル等3物質の規則追加)			○

年	月	日	内 容	市	道	国
昭和52	8		樽前ガロー環境調査	○		
	9	13	樽前大沼猟銃禁止区域設定告示		○	
	9	21	北海道電力(株)苫東厚真発電所公害防止7者協定締結	○	○	
昭和53	3	10	錦大沼鳥獣保護区設定告示		○	
	3		振動規制法の地域指定告示			○
	4		苫小牧市自然環境保全基本方針決定	○		
	6		錦大沼公園環境調査	○		
	8		ウトナイ沼南東部環境調査	○		
	10	17	苫小牧市自然環境保全条例技術細目設定告示	○		
	12		白鳥生息実態調査	○		
昭和54	2		公害パトロールカーによる測定開始	○		
	3	18	「苫小牧地域公害防止計画」閣議決定			○
	4	10	樽前ガロー自然環境保全地区指定告示	○		
昭和55	3		航空機騒音常時監視装置設置	○		
	4	1	北海道苫小牧地方環境監視センター設置		○	
	4	1	環境保全課と公害課が統合され公害対策課となる	○		
	4	1	北海道苫小牧公害防止センターの譲与を受け「苫小牧市公害防止センター」となる	○		
	4	1	市内12か所の大気汚染測定局テレメーターシステムによる常時監視	○		
	4	17	北海道石油共同備蓄(株)公害防止7者協定締結	○	○	
	4		人口15万人となる	○		
	6		錦大沼公園周辺湖沼群植生等調査	○		
	8		美々川流域底生動物調査	○		
	9	20	沼ノ端拓勇樹林自然環境保全地区指定告示	○		
	10		苫小牧東港に第一船が入港	○		
昭和56	5	22	岩倉化学工業(株)公害防止2者協定締結	○		
	5		将来予測継続調査観測点植生調査	○		
	5		トキサタマップ湿原自然環境保全地区植生調査(第1年次)	○		
	6		樽前地区(樽前大沼周辺)植生等調査	○		
	7	20	別々川、樽前川、覚生川、錦多峰川、小糸魚川、有珠川、安平川、勇払川及び厚真川の水質汚濁に係る環境基準の類型指定を受ける		○	
	7	20	苫小牧海域の水質汚濁に係る環境基準の類型指定告示		○	
	10	1	苫小牧東部石油備蓄(株)公害防止7者協定締結	○	○	
昭和57	3	4	美々川の水質汚濁に係る環境基準の類型指定告示		○	
	3	24	ウトナイ鳥獣保護区特別保護区設定告示(環境庁長官) (期間1982.3.31～1991.10.31)			○
	3	25	振動規制法指定地域の一部変更			○
	5		原生植物実態調査(樽前、錦岡地区)	○		
	5		トキサタマップ湿原自然環境保全地区植生調査(第2年次)	○		
	5		樽前地区(トキト沼周辺)植生等調査	○		
	6	1	いすゞ自動車(株)北海道工場公害防止7者協定締結	○	○	
	6	7	第10回環境週間記念植樹会(於 勇払川旧古川自然環境保全地区)	○		
	7	5	大成産業(株)苫小牧工場公害防止2者協定締結	○		
	7	5	騒音規制法及び振動規制法の指定地域の一部変更			○
昭和58	7	11	苫東コールセンター(株)浜厚真事業所公害防止7者協定締結	○	○	
	11		環境部と衛生部を統合して環境衛生部、公害対策課と自然保護課自然保護係を統合して環境課とし、「苫小牧市公害防止センター」を「苫小牧市環境監視センター」に改称	○		
	4	1	大気汚染防止法に基づく政令市の指定を受ける			○
昭和59	4	18	ウトナイ沼自然環境調査(第1年次)	○		
	9	21	「苫小牧地域公害防止計画」地域指定除外を閣議決定			○
	5	10	ウトナイ沼自然環境調査(第2年次)	○		
昭和60	9	10	大気汚染防止法施行令及び同法施行規則の一部改正 (小型ボイラーの排出規制の制定)			○

年	月	日	内 容	市	道	国
昭和62	2	27	「苫小牧地域公害防止推進計画」の作成 (計画期間:1986~1990年度)	○	○	
昭和63	2	1	大気汚染防止法施行令及び同法施行規則の一部改正 (ガスタービン・ディーゼル機関の排出規制の制定)			○
	7	15	㈱イワクラ苫小牧臨海工場公害防止3者協定締結	○	○	
平成元	1	1	産業廃棄物の処理に係る指導指針策定		○	
	1		パンケナイ川上流部森林調査	○		
	4		ウトナイ沼南東部自然環境調査	○		
平成2	2	1	苫小牧ゴルフ場開発に関する指導要綱の施行	○		
	4		改正悪臭防止法施行令施行(プロピオン酸等4物質の規制追加)			○
	6	15	ウトナイ沼南東部砂丘自然環境保全地区指定告示	○		
	9	23	苫小牧市の鳥「ハクチョウ」制定	○		
平成3	5	1	ゴルフ場の水質保全に関する運用方針作成	○		
	5	20	トヨタ自動車北海道㈱公害防止3者協定締結	○	○	
	10	31	国設ウトナイ湖鳥獣保護特別保護地区指定(更新)告示 (期間:1991.11.1~2011.9.30)			○
	11	1	ウトナイ湖ラムサール条約登録湿地指定告示			○
	12	1	産業廃棄物最終処分場設置に関する指導指針策定	○		
	12	12	ウトナイ湖ラムサール条約湿地に登録			条約常設委員会
	平成4	2	28	「苫小牧地域公害防止推進計画」策定 (計画期間1991~1995年度)	○	○
	4	10	機構改革により環境課が環境監視センターと自然保護課の二課となる	○		
	5		気候変動枠組条約採択			気候変動枠組条約
	9	4	産業廃棄物の処理に係る指導指針改正		○	
	11	6	第2回ラムサール条約登録湿地関係市町村会議開催 (宮城県若柳町、築館町、迫町)			関係市町村
	12	22	「スパイクタイヤ粉じんの発生の防止に関する法律」に基づく地域指定を受ける(1993.3.1施行)			○
平成5	5	1	産業廃棄物最終処分場設置に関する指導指針の改正 (2000.1.1廃止)	○		
	7	30	㈱越村アルミ工業所苫小牧工場公害防止2者協定締結	○		
	11	19	環境基本法公布・施行			○
平成6	3		気候変動枠組条約発効			気候変動枠組条約
	4	1	改正悪臭防止法施行令施行(トルエン等10物質の規制)			○
	5	19	ホクシー㈱苫小牧工場公害防止3者協定締結	○	○	
平成7	2	21	沼ノ端拓勇樹林地区自然環境保全地区指定告示	○		
	4	1	改正悪臭防止法施行令施行 (排水に含まれる悪臭物質の規制基準の設定方法を定める)			○
	4	11	(1980年9月指定)沼ノ端拓勇樹林地区自然環境保全地区の指定解除	○		
	5	2	騒音規制法及び振動規制法に基づく規制地域の一部変更			○
	6	30	航空機騒音に係る環境基準のあてはめ地域一部変更			○
	10	18	第3回ラムサール条約登録湿地関係市町村会議開催(北海道浜頓別町)			関係市町村
平成8	4	1	産業廃棄物の処理に係る指導指針改正		○	
	4	30	騒音規制法及び振動規制法に基づく規制地域の一部変更			○
平成9	4	15	㈱トマウェーブ苫小牧工場公害防止2者協定締結	○		
	12	11	京都議定書採択			気候変動枠組条約
平成10	3	30	苫小牧市公害防止条例の一部改正(航空機騒音の追加)	○		
	4	1	行政組織の見直しとともに、保健衛生課衛生係と自然保護課を統合して 環境生活課とし、環境監視センターを環境保全課に名称変更	○		
	6	17	産業廃棄物の処理に係る指導指針改正		○	
	9	30	北日本ディック㈱北海道工場公害防止2者協定締結	○		
	10	9	地球温暖化対策推進法公布			○
	10	23	第4回ラムサール条約登録湿地関係市町村会議開催(北海道苫小牧市)			関係市町村



年	月	日	内 容	市	道	国
平成11	4	1	騒音に係る環境基準の改正			○
	7	28	苫小牧市環境基本条例公布・施行	○		
	9	21	つた森山林銃猟禁止区域設定告示		○	
	12	22	第1回苫小牧市環境審議会開催(環境基本計画の策定諮問)	○		
平成12	1	1	産業廃棄物処理施設の設置等に関する指導指針策定	○		
	3	10	(仮称)苫小牧市環境基本計画を作る会会員募集	○		
	4	1	騒音規制法、騒音規制法施行令、騒音規制法施行規則の一部改正			○
	4	1	騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める命令(要請限度)の改正			○
	6	2	苫小牧市環境を考える市民の会、会員に委嘱状交付	○		
	9	22	弁天沼鉛散弾規制地域設定告示		○	
平成13	4	1	まちづくり推進会議設置	○		
	4	1	一般環境大気「美沢・高丘測定局」の廃止	○		
	4	24	㈱サンックス苫小牧発電所公害防止7者協定締結	○	○	
	5	7	別々川・錦多峰川・幌内川の環境基準類型指定の改正告示		○	
	5	29	三市ヒグマ連絡協議会設置			関係市
	8	1	一般環境大気「糸井測定局」を「自動車排出ガス測定局」に変更	○		
平成14	4	1	日本軽金属㈱苫小牧製造所公害防止2者協定締結	○		
	4	2	樽前川、覚生川、小糸井川の環境基準類型指定の改正告示		○	
	4	18	ウトナイ湖「東アジア地域ガンカモ類重要生息地ネットワーク」に登録			国際湿地保全連合
	5		トキサタマップ湿原地区自然環境調査	○		
	6	17	ISO14001認証取得に向け、市長が運用開始を宣言	○		
	7	28	ウトナイ湖野生鳥獣保護センターオープン			○
	12	20	ISO14001認証登録	○		
平成15	1	27	苫小牧市グリーン購入推進方針制定	○		
	2	15	土壤汚染対策法の施行			○
	3	24	苫小牧市公共工事環境配慮指針制定	○		
	3	25	苫小牧市役所地球温暖化防止実行計画策定	○		
	3	31	苫小牧市環境基本計画策定	○		
	6	1	新酸素化学㈱苫小牧工場公害防止2者協定締結	○		
	7	1	騒音規制法及び振動規制法に基づく規制地域の一部変更			○
	7	27	環境教育推進法公布			○
平成16	4	1	苫小牧市環境基本計画推進会議発足	○		
	10	21	第6回ラムサール条約登録湿地関係市町村会議開催(新潟県新潟市)			関係市町村
平成17	2	16	京都議定書発効			気候変動枠組条約
	3	29	大気汚染常時監視テレメータシステム更新	○		
	4	28	京都議定書目標達成計画閣議決定			○
	12	20	ISO14001認証登録継続	○		
平成18	7	5	アイシン北海道㈱公害防止7者協定締結	○	○	
	11	6	ウトナイ湖「東アジア地域ガンカモ類重要生息地ネットワーク」から、「東アジア・オーストラリアフライウェイパートナーシップ(渡り性水鳥保全連携協力事業)」へ移行			9ヵ国政府を始め、国際機関等16主体
平成19	3	26	053大作戦実施本部設立総会	○		
	3	28	京都議定書目標達成計画改訂			○
	3	29	苫小牧市廃棄物減量等推進審議会 答申書	○		
	3	30	苫小牧市資源物分別拡大基本計画策定	○		
	7	11	エスケイ産業㈱勇払LNG製造所3者協定締結	○	○	
	9	4	㈱北海道ダイキアルミ公害防止7者協定締結及び2者協定解除	○	○	
	12	1	航空機騒音テレメータシステム更新	○		

年	月	日	内 容	市	道	国
平成20	3		合同酒精(株)苫小牧工場7者協定締結	○	○	
	3		苫小牧市役所地球温暖化防止実行計画改訂(第二期)	○		
	5	14	「環境にやさしいライフスタイルの確立に向けたレジ袋削減に関する協定」の締結	○		
	5	19	(株)鈴木商会苫小牧工場と公害防止3者協定締結	○	○	
	6	30	「環境にやさしいライフスタイルの確立に向けたレジ袋削減に関する協定」の締結	○		
	7	10	(株)北海道スメルティングテクノロジー 苫小牧工場と公害防止3者協定締結	○	○	
	9		苫小牧市公害防止マニュアル作成	○		
	12	12	ISO14001認証登録継続	○		
	12	25	光生アルミ北海道(株)と公害防止2者協定締結	○		
平成21	2		苫小牧市環境基本計画一部改訂	○		
	2		苫小牧市地球温暖化対策地域推進計画策定	○		
	2	20	(株)木の繊維苫小牧工場と公害防止2者協定締結	○		
	3	31	北海道地球温暖化防止対策条例公布		○	
	4	19	ecoライフ大作戦～053ステージ'2～キックオフイベント開催	○		
	6	1	清水鋼鐵(株)苫小牧製鋼所と公害防止2者協定締結	○		
平成22	3		苫小牧市一般廃棄物処理基本計画策定	○		
	8	5	第8回ラムサール条約登録湿地関係市町村会議(滋賀県高島市)	○		
	8	23	(株)ダイナックス苫小牧地区工場と公害防止2者協定締結	○		
	10	31	ISO14001認証登録返上	○		
平成23	3	28	苫小牧市廃棄物減量等推進審議会 答申「家庭ごみの有料化について」	○		
	4		苫小牧市役所エコオフィスプラン策定	○		
	6		「ごみ減量とリサイクル推進に対する基本的な考え方」取りまとめ	○		
	11	7	市内空間放射線量率の測定を開始	○		
	11		家庭ごみ有料化実施計画策定	○		
	11		紙類資源化実施計画策定	○		
	12		ウトナイ湖ラムサール条約登録湿地20周年	○		
平成24	2	24	苫小牧市廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正案可決(家庭ごみ有料化)	○		
	3	28	053大作戦～ステージ3～プレイベント開催	○		
	3	30	地域の自主性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第2次一括法)の施行に伴う苫小牧市告示	○		
	4	14	053大作戦～ステージ3～オープニングイベント開催	○		
	7	28	ウトナイ湖野生鳥獣保護センター開設10周年	○		
	12	14	苫小牧市廃棄物の処理及び清掃に関する条例改正案可決(埋立焼却処分手数料改定)	○		
平成25	2	1	大気汚染沼ノ端公園測定局で微小粒子状物質(PM2.5)の測定を開始	○		
	2		苫小牧市第2次環境基本計画を策定	○		
	2		苫小牧市地球温暖化対策地域推進計画を改訂(中間見直し)	○		
	3	31	大気汚染測定局5地点(錦岡、花園、矢代、旭、ウトナイ)を廃止	○		
	4	17	日本郵便(株)苫小牧郵便局と廃棄物の不法投棄撲滅に関する協定締結	○		
	6		第7期分別収集計画策定	○		
	6	30	053大作戦～ステージ3～ファイナルイベント開催	○		
	7	1	家庭系一般廃棄物有料化開始	○		
	8	9	北海道電力(株)苫小牧支店と廃棄物の不法投棄撲滅に関する協定締結	○		
	10	7	苫小牧市環境保全課移転(旭町→字沼ノ端)	○		
平成26	2	1	大気汚染常時監視測定局に市役所前(自動車排ガス局)を追加・測定開始	○		
	3	25	別々川、樽前川、覚生川、錦多峰川、小糸魚川、苫小牧川(有珠川含む)、幌内川、美々川、勇払川の水生生物の保全に係る環境基準の類型指定を受ける		○	
	5	13	日本CCS調査(株)と公害防止3者協定締結		○	
平成27	1	6	苫小牧バイオマス発電(株)と公害防止3者協定締結		○	

年	月	日	内 容	市	道	国
平成27	4		苫小牧市第2期エコオフィスプラン策定	○		
	4	4	053大作戦～ステージ4～オープニングイベント開催	○		
平成28	3		一般廃棄物処理基本計画改定	○		
	3	27	053大作戦～ステージ4～ファイナルイベント開催	○		
	6		第8期分別収集計画策定	○		
	7		家庭ごみの戸別収集試行開始	○		

## 【参考7】苫小牧市環境基本条例

平成11年7月28日 条例第16号

### 目次

前文

第1章 総則（第1条－第7条）

第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

第1節 基本方針及び環境基本計画（第8条・第9条）

第2節 環境の保全及び創造に関する施策等（第10条－第23条）

第3節 地球環境保全の推進（第24条）

第3章 苫小牧市環境審議会（第25条）

附則

苫小牧市は、道央南部に位置し、四季を通じて比較的温暖で過ごしやすい地域であり、世界でも珍しい溶岩円頂丘がある樽前山とその山麓に広がる緑と清流や、渡り鳥の中継地として知られているウトナイ湖を有する勇払原野等の自然に恵まれている。

また、明治末期の製紙工場の立地を契機に工業都市として歩み始め、日本で初めての内陸掘込港と空港に近い利点を活かし、産業における拠点都市として北海道発展の一翼を担ってきた。

苫小牧市は、恵み豊かな自然を守り、育み、環境の保全と産業を両立させてきたまちとしての礎を次代に引き継ぐべく、「人間環境都市」を宣言し、今日まで市民と郷土を大切にしたまちづくりを進めてきた。

しかしながら、生活様式の変化や事業活動の拡大に伴う環境への負荷が、身近な環境に様々な影響を及ぼし、私たちのまちのみならず、地球全体の環境をも脅かしつつある。

私たちは、今日、健康で文化的な生活に欠くことのできない良好な環境の恵みを楽しむ権利を有するとともに、こうした良好な環境を保全し、将来の市民へ引き継ぐ責務を負っている。

このため、すべての者が地球環境の中で生きるものの一員であるとの自覚を持ち、先人の知恵と歴史に学びながら、創意と工夫をこらし、相互の協調と環境の保全に関する活動への参加により、環境への負荷の少ないまちづくりを推進することが、私たちの使命である。

このような認識の下に、市民の総意として、人と自然が共生できる美しく住みよい苫小牧市の実現のため、この条例を制定する。

## 第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、良好な環境の保全（快適な環境の維持及び創造を含む。以下「環境の保全及び創造」という。）について、基本理念及び施策の基本となる事項を定めるとともに、市、事業者及び市民の責務を明らかにすることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与

るものをいう。

- (3) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生じる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産及び人の生活に密接な関係のある動植物、その生育環境その他の自然環境を含む。以下同じ。）に係る被害が生じることをいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が良好な環境の恵みを楽しむように適切に行われなければならない。

2 環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民が、それぞれの責務を自覚し、自主的かつ積極的に、相互に協力し、及び連携して、環境の保全及び創造に関する活動が行われることにより、人と自然が共生し、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会が構築されるように推進されなければならない。

3 地球環境保全は、人類共通の課題であるとともに、市、事業者及び市民の課題であり、事業活動や日常生活において積極的に推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施する責務を有する。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生じる公害の防止又は自然環境の適正な保全に必要な措置を講じること等により、環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、事業者は、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

（市民の責務）

第6条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活に伴う環境への負荷の集積が環境の保全上の支障の一因であることを認識し、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

（環境白書）

第7条 市長は、毎年、環境の状況、環境の保全及び創造に関して講じた施策等を明らかにした苫小牧市環境白書を作成し、公表しなければならない。

## 第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

### 第1節 基本方針及び環境基本計画

（施策の基本方針）

第8条 市は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本方針として、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、実施するものとする。

- (1) 市民の健康の保護、生活環境の保全及び自然環境の適正な保全がなされるように大気、水、土壌等を良好な状態に保持すること。

- (2) 人と自然が共生する環境の保全及び創造のため、希少な野生動植物の保護その他生物の多様性の確保を図るとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境を保全すること。
- (3) 潤い、安らぎ、ゆとり等の心の豊かさが感じられる快適な都市の形成を図るため、身近な自然との豊かな触れ合い等を推進すること。
- (4) 廃棄物の減量、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用等を促進すること。

(環境基本計画)

第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 環境の保全及び創造に関する長期的な施策の目標
- (2) 環境の保全及び創造に関する施策の基本的事項
- (3) 前各号に定めるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策の推進に必要な事項

3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、市民及び事業者の意見を反映させるために必要な措置を講じるとともに、苫小牧市環境審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかに環境基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

## 第2節 環境の保全及び創造に関する施策等

(環境影響評価の推進)

第10条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする者が、自らあらかじめ、その事業の実施に係る環境への影響について調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、環境の保全について適正に配慮することができるように必要な措置を講じるものとする。

(規制の措置)

第11条 市は、環境の保全及び創造上の支障を防止するため、公害の原因となる行為及び自然環境の適正な保全に支障を及ぼすおそれのある行為等に関し必要な規制の措置を講じるものとする。

(経済的措置等)

第12条 市は、市民、事業者又はこれらの組織する民間の団体（以下「民間団体」という。）による環境への負荷の低減のための施設の整備その他の環境の保全及び創造に関する活動が促進されるよう、助成その他の必要な措置を講じるように努めるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため特に必要があるときは、市民又は事業者に適正な経済的負担を求める措置を講じるものとする。

(環境の保全及び創造に関する施設の整備等)

第13条 市は、下水道、廃棄物の公共的な処理施設、環境への負荷の低減に資する交通施設等の公共的施設の整備その他の環境の保全上の支障の防止に資する事業を推進するため、必要な措置を講じるものとする。

2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業を推進するため、必要な措置を講じるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第14条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民及び事業者による廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用が促進されるよう必要な措置を講じるものとする。

2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、廃棄物の減量、資源の循環的な利用及びエネルギーの有効利用に努めるものとする。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第15条 市は、環境への負荷の低減に資する製品、原材料、役務等の利用が促進されるよう必要な措置を講じるものとする。

(環境への負荷の低減に関する協定の締結等)

第16条 市は、事業の実施に伴う環境への負荷の低減を図るため特に必要があるときは、環境への負荷の低減に関する協定の締結等必要な措置を講じるものとする。

(環境学習の推進)

第17条 市は、環境の保全及び創造について、市民及び事業者の理解を深め、これらの者による活動が促進されるよう、環境の保全及び創造に関する学習を推進するため必要な措置を講じるものとする。

(情報の提供)

第18条 市は、市民、事業者及び民間団体の環境の保全及び創造に関する活動の促進に資するため、環境の保全及び創造に関する情報を適切に提供するように努めるものとする。

(情報の収集及び調査研究)

第19条 市は、環境の保全及び創造に関する情報の収集に努めるものとする。

2 市は、環境の保全及び創造に関する事項について必要な調査研究に努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第20条 市は、環境の状況を的確に把握するため、必要な監視、測定、検査等の体制の整備に努めるものとする。

(財政上の措置)

第21条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じるように努めるものとする。

(施策の推進体制の整備)

第22条 市は、市の機関相互の緊密な連携及び施策の調整を図り、環境の保全及び創造に関する施策を推進するための体制を整備するものとする。

2 市は、環境の保全及び創造に関する活動を市民、事業者及び民間団体とともに推進するための体制を整備するよう努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第23条 市は、環境の保全及び創造のために広域的な取組みを必要とする施策については、国及び北海道その他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

### 第3節 地球環境保全の推進

(地球環境保全の推進)

第24条 市は、地球環境保全に資する施策を積極的に推進するものとする。

2 市は、国及び北海道その他の地方公共団体並びに市民、事業者及び民間団体と連携し、地球環境保全に関する国際協力の推進に努めるものとする。

## 第3章 苫小牧市環境審議会

(環境審議会)

第25条 市長の附属機関として、苫小牧市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、環境基本計画の策定及び変更並びに環境の保全及び創造に関する

基本的事項について調査審議するほか、環境の保全及び創造に関し、市長に意見を述べることができる。

- 3 審議会は、委員20人以内をもって組織する。
- 4 委員は、環境の保全及び創造に関し識見を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(苫小牧市公害対策審議会条例の廃止)
- 2 苫小牧市公害対策審議会条例（昭和44年条例第6号）は、廃止する。  
(苫小牧市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)
- 3 苫小牧市特別職の職員の給与に関する条例（昭和29年条例第9号）の一部を次のように改正する。  
(次のよう略)  
(苫小牧市公害防止条例の一部改正)
- 4 苫小牧市公害防止条例（昭和47年条例第1号）の一部を次のように改正する。  
(次のよう略)



## 輝く！エコド大賞～あなたのえ～こころ聞かせてください～ 入賞作品

(敬称略、五十音順)

### 【アイデア編／省エネ・地球温暖化問題部門】

#### 最優秀賞

「しろくまさんちのエコライフ」

川村 明



- ①明るいうちにお風呂に入ると電気代がお得です。(カーテンやすりガラスを通してあかりがとれる)ただし夏だけです...
- ②たまにロウソクのあかりで食べると少ないあかりでもごはんが食べられる、自分にとっての適量のあかりがわかる(これも夏がおすすめ)
- ③古くなったシーツを小さくしてトイレワイパーやちょっとしたときの汚れふきにする。小さいことなのでちょっとずつ。

#### 優秀賞

「入浴時の節約」

香川 雅渡

水が入った 2L のペットボトルを 3～5 本入れた状態で、風呂の水を入れる。

水かさが増すので、少ない水の量でも肩まで漬かれる。また、家族と一緒に入ることで追い炊きの必要もなくなり、水道代及びガス代、電気代の節約にも繋がる。

#### 入賞

「蓄熱暖房機による節約術」

金子 菜摘

オール電化で蓄熱暖房機を使用している我が家。寒さの厳しい季節以外は、暖房機本体の熱で暖をとることで、ファンを稼働させる必要がなく、蓄熱量の減少と節電に繋がっています。

「エコ物干し」

和田 ミサ子

自転車の荷台用ゴム紐を、物干し竿に少しきつめに巻く。

洗濯物のハンガーを干すとき、ゴム紐に挟むように引っ掛けると、風が強くても外れません。子どもたちには「もう少しおしゃれならね」と言われますが、実用的には大丈夫。29年使っています。

## 【アイデア編／ごみ減量・リサイクル・環境美化部門】

### 最優秀賞

「カリブーン (BONE) !!」

坂井 有紀

成長期の子どもたちも大好物の魚は、最後に残る骨も「骨せんべい」にさせていただきます。小麦粉をまぶし、低温の油できつね色になるまでじっくり揚げます。油を切り、仕上げに塩コショウを振れば香ばしい骨せんべいのできあがり。柚子こしやポン酢でも美味しい。お酒の肴にもばっちりです。

### 優秀賞

「MY ちょこっとエコ」

布施 真由美

スーパーやコンビニでお弁当を購入したときは割り箸を受け取らず、マイ箸を使用する。飲み物も、自宅からマイボトルに入れて持参する。

結果、割り箸のゴミも出ないし、空のペットボトルの量も減らせる。

将来的には、ごみ袋のように、割り箸も有料化されても良いと思う。

### 入賞

「クイックルパンサー」

押本 武

自宅で実際に実践していることです。

部屋掃除によくある「クイックルワイパー」の先端 (T の字になっている部分) に、妻が使わなくなったストッキングを被せて掃除をしています (古着でも OK)。

これがよく取れるのです。お財布にも、掃除にもよいまさに一石二鳥!

「簡単使いきりエコクッキング」

飛谷 けい子

大根の皮を剥かずに上部分 1cm のところで切り、大根が漬かる位の水が入ったタッパーに入れておく。しばらくすると青い葉が出てきます。味噌汁の具に使えます。

人参はダンボールに土を入れて埋めておくと長持ちします。出てくる青い葉も、かき揚げの具に使えます。

【ポスター編／小学生部門】

最優秀賞



平岡 優夢

優秀賞



山口 心寧

入賞



菊地 パイケア



山口 瑛士

【ポスター編／中学生部門】

最優秀賞



西岡 美琴

優秀賞



成田 彩咲

入賞



木村 ひかる



米沢 望愛

## 環境エコ川柳&短歌コンクール入賞作品

(敬称略、五十音順)

### 【川柳部門】

#### 最優秀賞

「重ね着で 地球守ると 母の意気」

山口 昭悦

#### 優秀賞

「リングプル 塵も積もれば 車椅子」

沖田 龍児

#### 特別賞

「忘れずに エコの意識と マイバック」

飯澤 春菜

「節電は 『切る』『消す』『抜く』が 効果的」

金子 菜摘

#### 入賞

「今分かる もったいないの 祖母の日々」

入倉 彰

「続かない 我慢エコより やれること」

酒井 藤男

「次世代へ 残す里山 澄んだ水」

中村 とし江

「捨てる前 資源かどうか 確かめて」

山本 智昭

### 【短歌部門】

#### 最優秀賞

「遠き日の 普通の暮らし エコライフ 先人の知恵 今も健在」

坂口 悦子

#### 優秀賞

「この地球 小さき努力を 積み重ね エコで守ろう 未来のために」

福本 愛子

#### 特別賞

「限りある 資源を未来へ つなぐため ひとり一人が 知恵ある行動」

入倉 彰

「お買い物 歩いて行くも エコロジー 足元に咲く 小さき花々」

岩筋 由紀子

#### 入賞

「穴開いた くつ下ゴミと 思いきや 最後は床の ピカピカ掃除」

阿部 真由美

「ゴミ拾う ステキな親子 キラキラと 捨てないマナーで ひろがる笑顔」

竹田 正博

「ありがとう 護美収集に 走る君 街の誇りと 声かけたくて」

沼田 征五

「生きるため いただく命 ゴミなどに してはならぬと 骨も頭も」

前橋 せつ子

## 苫小牧市民憲章

わたしたちは、樽前山のふもと、水鳥が舞い、  
太平洋の潮かおる勇払原野に、たくましく  
ひらけた苫小牧の市民です。

わたしたちは、豊かな自然と大きな可能性に  
みちたこのまちを愛し、健やかな市民として  
あゆむために、この憲章を定めます。

あたたかい心でまちを つつみましよう  
学びあいつくるよろこびを そだてましよう  
花と木のかおりでまちを みたしましよう  
さわやかな笑顔できまりを まもりましよう  
生き生きとくらす力を のばしましよう

(昭和 60 年 9 月 27 日制定)

### 裏表紙の紹介

裏表紙では、苫小牧市公式キャラクター「とまチョップ」が「STOP THE GLOBAL WARMING (地球温暖化防止)」をPRしています。

とまチョップの名前は、とまこまいの「とま」、ハクチョウの「チョ」、ハナショウブの「ヨ」、ホッキ貝の「ッ」、ハスカップの「ップ」の組み合わせで、苫小牧市子ども会議で名付けられました。



© 2011 苫小牧市

この冊子は、環境に配慮した紙を使用しており、不要になった際にはリサイクル（再利用）することができます

---

## 苫小牧市環境白書

平成 29 年度版  
(平成 28 年度実績)

平成 29 年 10 月  
編集発行 苫小牧市環境衛生部環境保全課  
〒059-1364 苫小牧市字沼ノ端 2 番地の 25  
電 話 (0144) 57-8806

E-mail:kankyo-hozen@city.tomakomai.hokkaido.jp

---